

平成20年 第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期16日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
12月 9日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明・質疑・委員会付託（全員協議会）
12月10日	水	休 会	議案調査
12月11日	木	本 会 議	一般質問
12月12日	金		一般質問
12月13日	土	休 会	（市の休日）
12月14日	日		（市の休日）
12月15日	月	本 会 議	一般質問
12月16日	火		一般質問
12月17日	水	委 員 会	（総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室） 常任委員会
12月18日	木		（総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室） 常任委員会
12月19日	金	休 会	議事整理
12月20日	土		（市の休日）
12月21日	日		（市の休日）
12月22日	月	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成20年 第4回菊池市議会定例会会議録（目次）

12月9日（火曜日） 本会議		頁
1. 議事日程第1号	21
2. 本日の会議に付した事件	24
3. 出席議員氏名	28
4. 欠席議員氏名	28
5. 説明のため出席した者の職氏名	28
6. 事務局職員出席者	29
7. 開 会	30
8. 諸般の報告	30
9. 開 議	30
10. 日程第1 会議録署名議員の指名	30
11. 日程第2 会期の決定	31
12. 日程第3 小川会館建設特別委員会の中間報告	31
13. 日程第4 議会改革検討特別委員会委員長報告	34
14. 日程第5 平成19年度菊池市決算特別委員会委員長報告 議案第99号から議案第109号まで質疑・討論・採決	35
15. 日程第6 議事第2号上程・説明・質疑・討論・採決	42
16. 日程第7 議案第116号から議案第154号まで上程・質疑・討論・採決	43
17. 日程第8 議案第155号上程・説明・質疑・討論・採決	66
18. 日程第9 請願第6号から請願第7号まで上程	67
19. 日程第10 委員会付託	67
20. 日程第11 報告第17号から報告第19号まで上程・報告	67
21. 日程通告 休会の議決	69
12月10日（水曜日） 休 会		
12月11日（木曜日） 本会議		
1. 議事日程第2号	73
2. 本日の会議に付した事件	73
3. 出席議員氏名	73
4. 欠席議員氏名	74
5. 説明のため出席した者の職氏名	74

6. 事務局職員出席者	74
7. 開 議	76
8. 日程第1 一般質問	76
(1) 怒留湯健蓉さん質問	76
「教員免許更新制度について」	76
○教育長 田中忠彦君答弁	77
怒留湯健蓉さん再質問	78
○教育長 田中忠彦君答弁	80
怒留湯健蓉さん再々質問	81
○教育長 田中忠彦君答弁	83
(2) 怒留湯健蓉さん質問	84
「職員採用に関ることと専門職の配置について」	84
○総務部長 緒方希八郎君答弁	85
怒留湯健蓉さん再質問	86
○総務部長 緒方希八郎君答弁	87
怒留湯健蓉さん再々質問	88
○総務部長 緒方希八郎君答弁	90
○市長 福村三男君答弁	91
(3) 怒留湯健蓉さん質問	93
「子育て支援と病児・病後児保育等について」	93
○市民部長 村山 隆君答弁	93
○市長 福村三男君答弁	94
休 憩	94
開 議	95
(1) 葛原勇次郎君質問	95
「農業振興の一環である減反政策について」	95
○企画部長 石原公久君答弁	95
葛原勇次郎君再質問	96
○企画部長 石原公久君答弁	97
葛原勇次郎君再々質問	99
○企画部長 石原公久君答弁	101
○市長 福村三男君答弁	102
昼食休憩	104
開 議	104

(1) 樋口正博君質問	104
「雇用促進住宅受け入れ方針について」	104
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	105
樋口正博君再質問	105
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	105
樋口正博君再々質問	107
(2) 樋口正博君質問	108
「庁内使用パソコンについて」	108
○企画部長 石原公久君答弁	109
(3) 樋口正博君質問	110
「共同調理作業室の設置について」	110
○経済部長 後藤 定君答弁	111
(4) 樋口正博君質問	113
「菊池市一般職の非常勤職員・臨時職員の任用等に関する取扱要綱に ついて」	113
○総務部長 緒方希八郎君答弁	114
樋口正博君再質問	115
休 憩	116
開 議	116
(1) 松本 登君質問	116
「市行政改革の進捗状況について」	116
○総務部長 緒方希八郎君答弁	119
松本 登君再質問	124
○総務部長 緒方希八郎君答弁	126
松本 登君再々質問	128
休 憩	129
開 議	129
(1) 中山繁雄君質問	129
「菊池地域の活性化について」	129
○企画部長 石原公久君答弁	130
中山繁雄君再質問	130
○企画部長 石原公久君答弁	131
(2) 中山繁雄君質問	131
「地元企業の連携について」	131

○経済部長 後藤 定君答弁	132
中山繁雄君再質問	133
○企画部長 石原公久君答弁	133
(3) 中山繁雄君質問	133
「通信網の設備について」	133
○企画部長 石原公久君答弁	133
(4) 中山繁雄君質問	134
「都市間交流について」	134
○経済部長 後藤 定君答弁	135
(5) 中山繁雄君質問	137
「ゴミの収集について」	137
○市民部長 村山 隆君答弁	137
9. 日程通告 散会	137

12月12日（金曜日） 本会議

1. 議事日程第3号	141
2. 本日の会議に付した事件	141
3. 出席議員氏名	141
4. 欠席議員氏名	142
5. 説明のため出席した者の職氏名	142
6. 事務局職員出席者	142
7. 開 議	144
8. 日程第1 一般質問	144
(1) 森 隆博君質問	144
「総合計画について」	144
○企画部長 石原公久君答弁	145
森 隆博君再質問	145
○企画部長 石原公久君答弁	145
(2) 森 隆博君質問	146
「随意契約について」	146
○総務部長 緒方希八郎君答弁	147
森 隆博君再質問	148
○総務部長 緒方希八郎君答弁	149

○市長 福村三男君答弁	152
森 隆博君再質問	152
○総務部長 緒方希八郎君答弁	153
(3) 森 隆博君質問	154
「生活環境事業について」	154
○市民部長 村山 隆君答弁	155
森 隆博君再質問	156
○市民部長 村山 隆君答弁	157
休憩	158
開議	158
(1) 東 裕人君質問	158
「市営住宅について」	158
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	159
東 裕人君再質問	159
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	160
東 裕人君再々質問	160
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	160
(2) 東 裕人君質問	161
「同和行政について」	161
○総務部長 緒方希八郎君答弁	162
東 裕人君再質問	163
○代表監査委員 宮川貞雄答弁	164
東 裕人君再々質問	165
○総務部長 緒方希八郎君答弁	165
(3) 東 裕人君質問	166
「新庁舎問題について」	166
○企画部長 石原公久君答弁	166
東 裕人君再質問	167
○企画部長 石原公久君答弁	167
東 裕人君再々質問	168
○市長 福村三男君答弁	168
(2) 東 裕人君質問	169
「環境保全協定書について」	169
○市長 福村三男君答弁	170

東 裕人君再質問	170
○市長 福村三男君答弁	171
昼食休憩	172
開 議	172
(1) 坂本昭信君質問	172
「四季の里について」	172
○経済部長 後藤 定君答弁	173
坂本昭信君再質問	174
(1) 横田輝雄君質問	175
「教育の充実について」	175
○教育長 田中忠彦君答弁	177
横田輝雄君再質問	179
○教育長 田中忠彦君答弁	181
(2) 横田輝雄君質問	183
「財政状況並びに今後の見通しについて」	183
○総務部長 緒方希八郎君答弁	184
○企画部長 石原公久君答弁	185
横田輝雄君再質問	185
○企画部長 石原公久君答弁	186
○市長 福村三男君答弁	187
横田輝雄君再々質問	188
休 憩	189
開 議	189
(1) 坂井正次君質問	189
「行財政改革について」	189
○総務部長 緒方希八郎君答弁	191
○教育長 田中忠彦君答弁	193
○市民部長 村山 隆君答弁	193
坂井正次君再質問	194
○総務部長 緒方希八郎君答弁	195
○教育長 田中忠彦君答弁	196
○市民部長 村山 隆君答弁	196
(2) 坂井正次君質問	197
「光回線の早期接続について」	197

○企画部長 石原公久君答弁	198
坂井正次君再質問	198
○企画部長 石原公久君答弁	199
(3) 坂井正次君質問	200
「竜門ダムの補助金について」	200
○総務部長 緒方希八郎君答弁	201
坂井正次君再質問	201
○経済部長 後藤 定君答弁	202
(3) 坂井正次君質問	203
「グラウンド施設の充実について」	203
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	204
○教育長 田中忠彦君答弁	204
9. 日程通告 散会	205

12月13日(土曜日) 休会

12月14日(日曜日) 休会

12月15日(月曜日) 本会議

1. 議事日程第4号	209
2. 本日の会議に付した事件	209
3. 出席議員氏名	209
4. 欠席議員氏名	210
5. 説明のため出席した者の職氏名	210
6. 事務局職員出席者	210
7. 開議	211
8. 日程第1 一般質問	211
(1) 山瀬義也君質問	211
「庁舎問題について」	211
○企画部長 石原公久君答弁	212
○市長 福村三男君答弁	213
山瀬義也君再質問	216
○企画部長 石原公久君答弁	218

○市長 福村三男君答弁	218
山瀬義也君再々質問	219
○市長 福村三男君答弁	220
(2) 山瀬義也君質問	221
「環境問題について」	221
○市民部長 村山 隆君答弁	224
○市長 福村三男君答弁	226
休憩	227
開議	227
(1) 森 清孝君質問	227
「花房台地の整備について」	227
○経済部長 後藤 定君答弁	228
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	228
○企画部長 石原公久君答弁	229
森 清孝君再質問	229
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	230
○企画部長 石原公久君答弁	230
森 清孝君再々質問	231
○企画部長 石原公久君答弁	231
(2) 森 清孝君質問	231
「環境衛生対策について」	231
○市民部長 村山 隆君答弁	232
森 清孝君再質問	233
○市長 福村三男君答弁	234
森 清孝君再々質問	237
○市長 福村三男君答弁	237
(3) 森 清孝君質問	239
「光回線について」	239
○企画部長 石原公久君答弁	239
森 清孝君再質問	240
○企画部長 石原公久君答弁	241
森 清孝君再々質問	241
○企画部長 石原公久君答弁	242
昼食休憩	243

開 議	243
(1) 本田憲一君質問	243
「新市計画、現状と今後の対応は」	243
○企画部長 石原公久君答弁	244
本田憲一君再質問	245
○企画部長 石原公久君答弁	246
○総務部長 緒方希八郎君答弁	247
○企画部長 石原公久君答弁	247
本田憲一君再々質問	248
○企画部長 石原公久君答弁	248
(2) 本田憲一君質問	250
「小中学校の安全対策は進んでいるか」	250
○教育長 田中忠彦君答弁	250
(3) 本田憲一君質問	250
「産業問題について」	250
○市長 福村三男君答弁	251
本田憲一君再質問	252
○市民部長 村山 隆君答弁	252
本田憲一君再々質問	253
休 憩	253
開 議	253
(1) 水上博司君質問	253
「非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給について」	253
○総務部長 緒方希八郎君答弁	254
水上博司君再質問	255
○総務部長 緒方希八郎君答弁	255
(2) 水上博司君質問	255
「旧菊池市の秋祭りについて」	255
○経済部長 後藤 定君答弁	256
水上博司君再質問	257
(3) 水上博司君質問	258
「旭志地区の路線バス廃止について」	258
○企画部長 石原公久君答弁	258
水上博司君再質問	259

休 憩	259
開 議	259
(1) 泉田栄一郎君質問	259
「田島工業団地について」	259
○企画部長 石原公久君答弁	260
泉田栄一郎君再質問	261
○企画部長 石原公久君答弁	262
(2) 泉田栄一郎君質問	262
「菊池市の健康づくりについて」	262
○市民部長 村山 隆君答弁	262
泉田栄一郎君再質問	263
○経済部長 後藤 定君答弁	264
(3) 泉田栄一郎君質問	265
「農商工と連携した地域対策について」	265
○経済部長 後藤 定君答弁	266
泉田栄一郎君再質問	267
○経済部長 後藤 定君答弁	268
9. 日程通告 散会	268

12月16日（火曜日） 本会議

1. 議事日程第5号	273
2. 本日の会議に付した事件	273
3. 出席議員氏名	273
4. 欠席議員氏名	274
5. 説明のため出席した者の職氏名	274
6. 事務局職員出席者	274
7. 開 議	275
8. 日程第1 一般質問	275
(1) 外村国敏君質問	275
「中小企業緊急制度について」	275
○経済部長 後藤 定君答弁	276
外村国敏君再質問	276
○経済部長 後藤 定君答弁	277

外村国敏君再々質問	277
○市長 福村三男君答弁	277
(2) 外村国敏君質問	278
「妊婦検診について」	278
○市民部長 村山 隆君答弁	278
外村国敏君再質問	279
○市民部長 村山 隆君答弁	279
外村国敏君再々質問	279
○市長 福村三男君答弁	280
(3) 外村国敏君質問	281
「人間ドッグについて」	281
○市民部長 村山 隆君答弁	282
外村国敏君再質問	283
○市民部長 村山 隆君答弁	284
外村国敏君再々質問	285
○市民部長 村山 隆君答弁	285
○市長 福村三男君答弁	285
(4) 外村国敏君質問	287
「地デジについて」	287
○総務部長 緒方希八郎君答弁	287
外村国敏君再質問	288
○総務部長 緒方希八郎君答弁	289
外村国敏君再々質問	290
休憩	290
開議	290
(1) 栃原茂樹君質問	290
「競争入札参加資格審査申請について」	290
○総務部長 緒方希八郎君答弁	291
栃原茂樹君再質問	292
○市長 福村三男君答弁	294
(2) 栃原茂樹君質問	296
「固定資産税について」	296
○総務部長 緒方希八郎君答弁	296
栃原茂樹君再質問	298

○総務部長 緒方希八郎君答弁	300
(3) 栃原茂樹君質問	301
「各種施設の利用料金について」	301
○経済部長 後藤 定君答弁	302
栃原茂樹君再質問	303
○市民部長 村山 隆君答弁	303
昼食休憩	304
開 議	304
(1) 隈部忠宗君質問	304
「本市の活性化について」	304
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	305
隈部忠宗君再質問	305
○経済部長 後藤 定君答弁	306
隈部忠宗君再々質問	306
○経済部長 後藤 定君答弁	307
(2) 隈部忠宗君質問	308
「四季の里の経営について」	308
○経済部長 後藤 定君答弁	308
隈部忠宗君再質問	309
○経済部長 後藤 定君答弁	309
隈部忠宗君再々質問	309
○市長 福村三男君答弁	310
(3) 隈部忠宗君質問	311
「高齢者社会について」	311
○市民部長 村山 隆君答弁	311
隈部忠宗君再質問	312
○市民部長 村山 隆君答弁	313
隈部忠宗君再々質問	313
○市民部長 村山 隆君答弁	314
休 憩	314
開 議	314
(1) 二ノ文伸元君質問	314
「財政について」	314
○総務部長 緒方希八郎君答弁	315

二ノ文伸元君再質問	317
○総務部長 緒方希八郎君答弁	318
二ノ文伸元君再々質問	318
○総務部長 緒方希八郎君答弁	318
(2) 二ノ文伸元君質問	319
「道路整備について」	319
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	320
二ノ文伸元君再質問	321
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	322
二ノ文伸元君再々質問	322
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	322
休憩	323
開議	323
(1) 木下雄二君質問	323
「市の活性化について」	323
○経済部長 後藤 定君答弁	324
木下雄二君再質問	325
○総務部長 緒方希八郎君答弁	325
(2) 木下雄二君質問	326
「市の施設整備について」	326
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	326
(3) 木下雄二君質問	327
「環境保全協定書について」	327
○市長 福村三男君答弁	328
木下雄二君再質問	328
○市長 福村三男君答弁	330
木下雄二君再々質問	331
○市長 福村三男君答弁	332
(4) 木下雄二君質問	332
「地方税について」	332
○総務部長 緒方希八郎君答弁	333
木下雄二君再質問	333
○総務部長 緒方希八郎君答弁	333
木下雄二君再々質問	334

○市長 福村三男君答弁	334
(5) 木下雄二君質問	334
「スクールバスについて」	334
○教育長 田中忠彦君答弁	335
木下雄二君再質問	335
○教育長 田中忠彦君答弁	335
木下雄二君再々質問	336
9. 日程通告 散会	337

12月17日(水曜日)	常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)
12月18日(木曜日)	常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)
12月19日(金曜日)	休会
12月20日(土曜日)	休会
12月21日(日曜日)	休会

12月22日(月曜日) 本会議

1. 議事日程第6号	341
2. 本日の会議に付した事件	341
3. 出席議員氏名	341
4. 欠席議員氏名	342
5. 説明のため出席した者の職氏名	342
6. 事務局職員出席者	343
7. 開議	344
8. 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決	344
・総務常任委員長報告	344
・文教厚生常任委員長報告	346
・経済常任委員長報告	348
・建設常任委員長報告	350
委員長報告に対する質疑	352
(1) 樋口正博君質疑	352
(2) 坂井正次君質疑	353
(3) 中山繁雄君質疑	355

討 論	356
採 決	357
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	359
10. 追加議事日程（第5号の追加1）	360
日程第1 議案第156号 上程・説明・質疑・討論・採決	360
日程第2 意見書案第8号 上程・説明・質疑・討論・採決	362
11. 閉 会	363

平成20年第4回菊池市市議会定例会

議事日程 第1号

平成20年12月9日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 小川会館建設特別委員会の中間報告
質疑
- 第4 議会改革検討特別委員会委員長報告
質疑
- 第5 平成19年度菊池市決算特別委員会委員長報告
 - 議案第 99号 平成19年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第100号 平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第101号 平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第102号 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第103号 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第104号 平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第105号 平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第106号 平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第107号 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第108号 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第109号 平成19年度菊池市水道事業会計決算の認定について質疑・討論・採決

- 第6 議員提出議案第2号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 議案第116号 菊池遺産認定条例の制定について
議案第117号 菊池市教育委員会外部評価委員会条例の制定について
議案第118号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第119号 菊池市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第120号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第121号 菊池市振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第122号 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第123号 菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘整備等基金条例の廃止について
議案第124号 平成20年度菊池市一般会計補正予算（第7号）
議案第125号 平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第126号 平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）
議案第127号 平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第128号 平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第129号 平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第130号 平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第131号 平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
議案第132号 平成20年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について
（きくちふるさと水源交流館）
議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ）
議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ）

- 議案第 1 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城放課後児童健全育成クラブ)
- 議案第 1 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池ふれあいセンター)
- 議案第 1 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市泗水地域福祉センター)
- 議案第 1 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあいプラザ)
- 議案第 1 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城高齢者能力活用センター)
- 議案第 1 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池老人福祉センター)
- 議案第 1 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城老人福祉センター)
- 議案第 1 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市旭志老人憩いの家 (太陽の家))
- 議案第 1 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(きくち観光物産館)
- 議案第 1 4 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(旭志ふれあいセンターほたるの里)
- 議案第 1 4 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(七城町特産品センター)
- 議案第 1 4 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町特産物センター)
- 議案第 1 4 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町第二特産物センター)
- 議案第 1 4 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあい交流館)
- 議案第 1 5 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市水迫里山の家)
- 議案第 1 5 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市ふるさと創生市民広場)
- 議案第 1 5 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市リバーサイドパーク)

議案第153号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市有朋の里泗水孔子公園)

議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市隈府一番地複合施設)

まで一括上程・質疑

第8 議案第155号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

第9 請願第6号 最低保障年金制度の実現を求める請願

請願第7号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を
早期に創設することを求める請願

まで一括上程

第10 委員会付託

第11 報告第17号 専決処分の報告について

報告第18号 専決処分の報告について

報告第19号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

第12 休会の議決



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 小川会館建設特別委員会の中間報告
質疑

日程第4 議会改革検討特別委員会委員長報告
質疑

日程第5 平成19年度菊池市決算特別委員会委員長報告

議案第99号 平成19年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第100号 平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第101号 平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第102号 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第103号 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第104号 平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第105号 平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第106号 平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第107号 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第108号 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第109号 平成19年度菊池市水道事業会計決算の認定について

質疑・討論・採決

- 日程第6 議員提出議案第2号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第7 議案第116号 菊池遺産認定条例の制定について
- 議案第117号 菊池市教育委員会外部評価委員会条例の制定について
- 議案第118号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第119号 菊池市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第120号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第121号 菊池市振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第122号 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第123号 菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘整備等基金条例の廃止について
- 議案第124号 平成20年度菊池市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第125号 平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第126号 平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）

- 議案第127号 平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第128号 平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第129号 平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第130号 平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第131号 平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 議案第132号 平成20年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について
（きくちふるさと水源交流館）
- 議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ）
- 議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ）
- 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市七城放課後児童健全育成クラブ）
- 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市菊池ふれあいセンター）
- 議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市泗水地域福祉センター）
- 議案第139号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市七城ふれあいプラザ）
- 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市七城高齢者能力活用センター）
- 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市菊池老人福祉センター）
- 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市七城老人福祉センター）
- 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市旭志老人憩いの家（太陽の家））
- 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について

- (きくち観光物産館)
- 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について
(旭志ふれあいセンターほたるの里)
- 議案第146号 公の施設の指定管理者の指定について
(七城町特産品センター)
- 議案第147号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町特産物センター)
- 議案第148号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町第二特産物センター)
- 議案第149号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあい交流館)
- 議案第150号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市水迫里山の家)
- 議案第151号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市ふるさと創生市民広場)
- 議案第152号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市リバーサイドパーク)
- 議案第153号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市有朋の里泗水孔子公園)
- 議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市隈府一番地複合施設)

まで一括上程・質疑

- 日程第8 議案第155号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第9 請願第6号 最低保障年金制度の実現を求める請願
請願第7号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設することを求める請願

まで一括上程

- 日程第10 委員会付託

- 日程第11 報告第17号 専決処分の報告について
報告第18号 専決処分の報告について
報告第19号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

日程第11 休会の議決

出席議員（27名）

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君
23番	境	和則	君
24番	北田	彰	君
25番	外村	國敏	君
26番	徳永	隆義	君
27番	横田	輝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	村 上 建 二 君
収 入 役	高 本 信 男 君
総 務 部 長	緒 方 希 八 郎 君
企 画 部 長	石 原 公 久 君
市 民 部 長	村 山 隆 君
経 済 部 長	後 藤 定 君
建 設 部 長	岡 崎 俊 裕 君
七城総合支所長	松 岡 敬 二 君
旭志総合支所長	中 村 榮 光 君
泗水総合支所長	上 林 正 章 君
企画部首席審議員	木 村 靖 弘 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山 田 浩 文 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	山 口 正 司 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
監査委員事務局長	大 塚 茂 幸 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 木 精 四 郎 君
議 事 課 長	永 田 哲 士 君
総 務 審 議 員	高 田 早 苗 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君

午前10時00分 開会



○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は27名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年度第4回菊池市議会定例会を開会します。



○議長（北田 彰君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告を行います。

議会運営委員会及び各常任委員会研修会が次のとおりっております。

9月29日から10月1日にかけて、議会運営委員会が奈良県橿原市の議会運営全般について、奈良県天理市の議会運営全般について、10月22日から24日にかけて、岩手県の盛岡市の下水道事業について、秋田県仙北市のまちづくり交付金事業について、10月29日から31日にかけて、総務常任委員会が三重県玉城町の公金のクレジットカード決済について、三重県明和町の事業所設置奨励制度について、11月12日から14日にかけて、文教厚生常任委員会が秋田県鹿角市の八幡平なかよしセンター事業について、青森県平川市の平川市学習支援派遣事業について、同じく11月12日から14日にかけて、経済常任委員会が大阪府泉南市の一点逸品発掘・創出事業について、和歌山県かつらぎ町の観光農園について。以上、各常任委員長より報告書が提出されております。

また、監査委員から、平成20年9月分から10月分の一般会計・特別会計、並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告いたします。なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類により、ご承諾いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。



午前10時01分 開議

○議長（北田 彰君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、東 裕人君及び泉田栄一郎君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る12月2日の議会運営委員会におきまして、本日から12月22日までの14日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月22日までの14日間と決定しました。

○

日程第3 小川会館建設特別委員会の中間報告

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、小川会館建設特別委員会の中間報告を議題とします。小川会館建設特別委員会から付託中の件について、中間報告の申し出がっております。

本件は、申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、小川会館建設特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。小川会館建設特別委員長の発言を許します。

小川会館建設特別委員長、三池健治君。

[登壇]

○小川会館建設特別委員長（三池健治君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、小川会館建設特別委員会の中間報告として、現在までの審議の経過と結果を報告させていただきます。

さきの平成20年3月議会における報告は、とりあえず基金は残しておき、再度住民の意見を聞き、その経過をまとめ、委員会で審議し、方向づけをしていくことで終わっています。それを踏まえ、平成20年5月30日に、行政、地域住民代表として区長会役員・各団体の代表者の方々並びに関係議員により、懇談会方式で意見交換を行いました。

内容は、小川会館建設特別委員会の今までの経過についてと、委員会としては、ご遺族の意思を尊重し、会館建設を進めていくこととしており、ご理解を得るために今まで数回東京へ出向き説明しましたが、ご理解を得られず、断固反対されていること、などの説明を行った後、意見交換を行いました。それから、まちづ

くり交付金事業についても概略であったが説明を受けております。

懇談会では、いろいろな意見が出ましたが、結論としてはご遺族の意思を尊重し、会館建設は慎重に行うべきである、で終わっております。

この結果を踏まえ、3回目の委員会を平成20年9月16日に行いました。その中では、住民の意見は、「遺族の意志を尊重するなら、小川基金は使わず、ほかの財源を充てて会館建設をしたらどうですか」といった意見や、「市長は、泗水の思いである会館建設は断念するのではないか」との委員の質問に、市長は、「今、泗水町ではまちづくり交付金事業を計画している。必要である会館であればその中に組み込んでいく考えがある」との返答がありました。また、「小川基金は泗水のために使うと合併協議時に言ってある。泗水のために使うべきである」との意見も出ました。

委員会の結論として、もう一度持ち帰り、意思統一を図るべきとの意見で終わりました。

平成20年10月21日に泗水の議員で懇談会を行いました。小川基金は泗水町民のために使うと合併協議でなっている、それを踏まえ3項目が提案され、意思統一が図られました。

1. 泗水町では、まちづくり交付金事業が計画されています。その中に会館建設を織り込むこと、規模等は今後の検討課題とする。
2. 泗水の富の原地区に、営林署跡地5町5反があります。そこを泗水発展のため購入していただくこと。
3. 泗水にはインターネットが使えない地域があります、その回避と企業誘致に絶対必要なのは光ケーブルであります。その敷設ができるように働きかけてもらいたい。

以上の3項目でまとまりました。

4回目の委員会を平成20年11月18日に行い、泗水議員の3項目の提案事項を説明しました。その中で、「今、3項目を言われましたが、これは小川基金を使ってやるということでしょうか」とか、「もし基金を使うのであれば、また遺族から、異論が出るのではないか」といったことや、「泗水の議員としては、小川基金を使って3項目を達成していただきたい気持ちだが、他の財源で達成するのであれば、それも構わない」などや、「市長から必ず達成するとの確約を取るべきだ」といった意見が出ました。

最後に、市長に決意を確認したところ、1つ目の会館建設は、どういった会館をつくるか、再度審議会・協議会の意見を聞き、特に泗水町の住民の方々の小川会館に期待するところをいま一度精査し、まちづくり総合支援事業の中に組み込

み市街地活性化の一翼も担うことが可能で、そちらについても21年度に着手できるような形で事業申請をしていきたい。

2つ目の営林署跡地については、取得するか調査が1年ほど前にもあっているが、取得を考えているということで、市や県に意識付けをしているが、面積が広大なため、将来何にするか今のところ決まっていない。団地・住宅の建替えや駐車場・調整池、市道取り付けや公園にしてもなおかつ多すぎるので、一括してはだめと言う事ではなさそうなので、将来を展望して必要なものであり、一括して購入したほうが良いということになれば、一括して取得の意思を明確にしたい。

3つ目のインターネットについては、企業の方からも要望書が2年ほど前に出ているが、多額な費用がかかるということで前に進んでいない。NTTとの交渉を続けており、回線も隣の町まで来ているので、具体的な費用がどのくらいかかるかわからないが、とんでもない金額が出てくれば無理だが、そうでもなさそうなので前に進めるように、次年度には事業着手できるようなことで内部的には外部との接触を進めている。

以上、市長の決意を述べさせていただきました。

そこで委員会の結論として、3項目の達成には、小川基金は使わずほかの財源で達成すること。小川基金はそのまま残し、菊池市の振興及び子どものための奨学金等に役立てること。

以上の結果であったことを報告し、当委員会の審議経過としての中間報告とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） 特別委員長にお尋ねいたします。

大体3項目ありまして、いろいろ論議がなされたようであります。そのことについては何らありませんが、2点目の林野庁5.5ha、営林署跡地の購入ということで、予想される金額が、差し障りがなければ、どのくらいかというのがわかれば、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（北田 彰君） 小川会館建設特別委員長、三池健治君。

[登壇]

○小川会館建設特別委員長（三池健治君） すみません、金額的には、まだ全然、聞いておりません。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。



日程第4 議会改革検討特別委員会委員長報告

○議長（北田 彰君） 次に、日程第4、議会改革検討特別委員長より、審査の結果の報告がっておりますので、これを議題とします。

議会改革検討特別委員会の審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

議会改革検討特別委員長、横田輝雄君。

[登壇]

○議会改革検討特別委員長（横田輝雄君） 第1回定例会において設定されました、議会改革検討特別委員会の報告をいたします。

4月21日を第1回目とし、検討委員会を7回、うち研修を2回行い、協議を重ねました結果、満場一致をもって結論をみましたのでご報告をします。

まず第1番目の議員定数について。次期改選から、菊池市議会議員の定数は23名とする。

今日の財政状況を勘案し、大幅な定員削減をするべきだとする意見や、合併後、日も浅いことや他市と異なり非常に広大な面積を抱えることから、今回までは小幅な削減として、段階的に削減してはどうかというふうなご意見、あるいはまた、現在はやはり大幅に減らすということのほうをどうかという、さまざまな意見が出ました。しかし、最後には総合的に判断し、満場一致をもって現在の議員定数より5減、法定定数より7名の減の23名で、2010年の次期改選から適用することで意見の一致をみました。

2番目に常任委員会の所管について。常任委員会の所管については、結論的には改革をするべきだろうということですが、一つは、理由は同一委員会の中で一貫性を持つべきではないかと。例えば国民健康保険、税金があるからということで、2つの委員会にまたがっております。ほかにも幾つも見られる状況でありますので再考の必要があると思われるということでもあります。それと、文教厚生常任委員会が、非常に付託案件が多いということでもありますし、逆に建設常任委員会については、今後少し、少なくなるのではないかとというふうな予測の話も出まして、今後、議会運営委員会等で審議されるよう期待をいたしますという結論でございます。

3番目の費用弁償につきましては、報酬以外の費用弁償であります。ほかの団体、協議会等のことも考慮に入れて、慎重に取り扱うべきであろうということでもあります。菊池市は非常に、先ほども言いましたように、広い面積にわたってお

りますので、距離等を考慮して旅費的な支給方法を考えて、総合的に対処して今後の課題としたいということでもあります。

それから4番目のその他議会改革についてということですが、このことは、菊池市は現在、姉妹都市あるいは友好都市締結を結び、友好親善を深めているところでもありますし、政務調査費が現在議員に認められてはいます。そのようなことで友好都市に限り、海外視察も認めてよいのではないかという結論をみました。

以上4点、議会改革検討特別委員会に付託されました案件について、ご報告をいたします。

○議長（北田 彰君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第5 議案99号から議案109号まで一括質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第5、平成19年度菊池市決算特別委員会委員長より、議案第99号から議案第109号までの11議案について、審査の結果の報告があつております。これを議題とします。

平成19年度菊池市決算特別委員会の審査の経過及び結果について委員長の報告を求めます。

平成19年度菊池市決算特別委員長、松本 登君。

〔登壇〕

○決算特別委員長（松本 登君） おはようございます。平成19年度菊池市決算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告します。

第3回定例会9月議会において本特別委員会に付託されました議案は、議案第99号平成19年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第109号平成19年度菊池市水道事業会計決算の認定についてまでの、11議案であります。去る10月6日、7日、9日、10日の4日間にわたり、執行部の説明を聴取しながら、慎重に審査をしました。

決算審査の内容につきましては、一般会計・特別会計ともに先の9月議会において、市の代表監査委員より詳細な報告・説明がなされておりますので、歳入歳出並びに差し引き収支額の数値についての説明は省きます。今回の審査対象は、平成19年度決算の認定であります。平成17年の3月の合併から3回目の決算となります。今、市民の声として、合併の効果はどうか、市政運営の状況はどうか、議会が認めた予算が適性に使われているのか、市財政の根幹を成す市税等の

収納状況等について、詳細に、そして精力的に審査を行いました。その審査の過程での内容、また総括質疑を通じての要望事項、指摘事項について報告いたします。

はじめに、市税等の収納状況であります。 (1) 市税 (市民税、固定資産税) について。現年度調定額 5 億 3, 277 万 9, 166 円、収入済額 5 億 3, 518 万 1, 781 円、収入未済額 1 億 4, 360 万 7, 093 円、不納欠損額 3 億 99 万 292 円で、収納率は 97.3% であります。過年度滞納繰越分については、過年度調定額 6 億 4, 623 万 8, 703 円、収入済額 5, 801 万 4, 582 円、収入未済額 5 億 4, 170 万 4, 655 円、不納欠損額 4, 651 万 9, 466 円となり、収納率は 9% であります。現年度分と過年度分を合わせた収納率は 88.1% となります。

(2) 国民健康保険税について。現年度調定額 1 億 4 億 4 万 5 万 1, 100 円、収入済額 1 億 5, 382 万 6, 462 円、収入未済額 1 億 5, 062 万 4, 638 円、不納欠損額 0 円で、収納率は 91.2% であります。過年度滞納繰越分については、過年度調定額 5 億 2, 832 万 3, 900 円、収入済額 6, 424 万 1, 079 円、収入未済額 4 億 4, 580 万 3, 049 円、不納欠損額 1, 827 万 9, 772 円となり、収納率は 12.2% であります。現年度分と過年度分を合わせた収納率は 72.5% となります。

市税及び国保税について、市税のうち、滞納繰越分における市民税・固定資産税の収納率は 9% となっております。国民健康保険税滞納繰越分は、先ほど述べたとおり、収納率は 12.2% となっております。

100 万円以上の高額滞納者 222 名を含め、納税に対する希薄さも感じられます。市財政の立場から見ますと、厳しい財政状況の中、新しい財源の掘り起こしに躍起ではありますが、まず、滞納の一扫が先ではないか。悪質あるいは高額滞納者に対する法的対応はもちろん、収納に総力を結集すべきであります。税は国民の義務であり、税負担の公平からして、収納率の向上に格段の努力を要望しました。

(3) 住宅使用料共益費等について。現年度調定額 2 億 4, 240 万 7, 044 円、収入済額 2 億 2, 620 万 1, 613 円、収入未済額 1, 620 万 5, 431 円、不納欠損額 0 円で、収納率は 93.3% であります。過年度滞納繰越分については、過年度調定額 6, 623 万 6, 308 円、収入済額 7 億 64 万 3, 540 円、収入未済額 5, 859 万 2, 768 円、不納欠損額 0 円で、収納率は 11.5% であります。現年度分と過年度分を合わせた収納率は 75.8% となります。

住宅使用料について。滞納者に対しては、先の市税等における見解と同様であ

りますが、現に市営住宅への入居希望者110名と多くの方が待機されています。現入居者の滞納は許されるものではなく、滞納一掃を目指し努力されるよう要望しました。

(4) 保育料について。現年度調定額3億1,296万2,000円、収入済額3億85万450円、収入未済額1,211万1,550円、不納欠損額0円で、収納率は96.1%であります。過年度滞納繰越分については、過年度調定額2,627万6,800円、収入済額534万7,800円、収入未済額2,092万9,000円、不納欠損額0円で、収納率は20.4%であります。現年度分と過年度分を合わせた収納率は、90.3%となります。

保育料について。保育料は公立保育園5園、私立保育園16園分であります。過年度分の収納率は20.4%であります。保育料については、保護者の支払い義務は当然であり、徴収方法の改善も含め、収納率の向上に努力されるよう要望しました。

(5) 住宅新築資金貸付事業について。現年度調定額570万9,672円、収入済額462万7,428円、収入未済額45万2,244円、不納欠損額0円で、収納率は91.1%であります。過年度分滞納繰越分については、過年度調定額4,581万9,655円、収入済額62万9,847円、収入未済額4,518万9,808円、不納欠損額0円で、収納率は1.4%であります。現年度分と過年度分を合わせた収納率は10.3%となります。

住宅新築資金貸付事業について。平成8年度事業で終了しております。現在の対応は「返済」のみであります。現年度分の収納率は91.1%、滞納繰越分の収入未済額は4,518万9,808円で収納率は1.4%であります。返済が滞らないよう、特段の努力を要望しました。

次に、各事業についてであります。

(1) 庁用車について。庁用車は、現在262台あり、うちリース車は25台であります。近々、庁用車のリース購入が増加傾向にあり、今後さらに増え続けると思われれます。庁用車は必要不可欠の備品ですが、購入時における「買い取り方式」あるいは「リース方式」がありますが、いずれにせよ経済性、さらには使い勝手等十分なる検討が必要であります。市として庁用車購入に当たっては、あらゆる面から比較検討され、方針を定めて対応されるよう要望しました。

(2) 職員定数について。合併時の職員数は、新市建設計画が示す定数を基に策定されております「定員適正化計画」により推進され、合併時の職員数613名から平成20年4月現在の職員数555名であり、58名削減と計画を2年前倒しで達成されております。この努力は評価をいたしますが、その一方で職員数

とは別に嘱託員 263 名、臨時職員 16 名の採用がっております。予算額も 5 億円を超えております。職場において職員と同様の業務に携わることであり、勤務内容、待遇面から見て、職員の削減分の補充については、職員は本来、市民のために働くことが基本であります。その使命感があるのか等の意見が多くありました。今後、市行政改革の推進に当たっては、市職員としての本質が求められるところであります。

(3) 障がい者の雇用の促進について。法が示しております障がい者に対する法定雇用率は、地方公共団体で 2.1% を下回らないことであります。現在、市長部局は 13 名、2.71%、教育部局は 3 名、3.3% となっており、法的義務はクリアしておりますが、今後、職員採用に当たっては障がい者枠を設けるよう要望しました。

(4) 新市行政区について。新市となり、現在、211 の行政区があります。規模的に見ますと、世帯数は、数戸から 900 戸と大きく開きがあります。地域的にも密集地から点在する集落有り と多様であります。報酬についても、定額は別として、戸数割による支給のようであります。行政区それぞれ事情があると思われませんが、運営上の意見も踏まえ、合併についての検討を要望しました。

(5) 地域審議会について。新市建設計画に基づく各種事業が旧地域において確実に施行されているのか、さらに地域の声、意見が、市政に反映されるよう、市政に対する地域の皆さんの理解が深まっているのか。市では、審議会については、新市における均衡ある発展に寄与することができたと評価されておりますが、予算では、報酬 44 万 5,000 円のうち、支出済額は 33 万 3,700 円となっております。審議会は委員 60 名、これは旧市町村各々 15 名で構成され、年 2 回の開催となっております、実績でも年 2 回開催されております。しかし、予算執行率は 75% であります。これは出席率が低いことがその理由であります。第 1 回の出席は 50 名で 83% の出席率、第 2 回の出席が 44 名で 73.3% となっております。合併特例法に基づく審議会は、法が示しておりますように合併後の地域の声を市政に、あるいは市政運営の状況把握のため発言できる唯一の機関であり、委員の出席率が低いとかでなく市民のためにも、その運用について積極的対応を要望しました。

(6) 国際交流専門員について。主要施策の成果によりますと、「国際交流専門員は、日本だけではなく外国の歴史にも明るく国内外の要人等にも面識がある。菊池の歴史を国内外に発信し外国人、特に韓国人観光客が増加の傾向にある。観光面での成果とともに、経済効果の面でも大きな成果が上がっている。さらに、菊池における歴史講座を開催する」とあります。国際交流専門員は、市嘱託職員

として、平成13年10月から今日まで雇用が続いております。雇用の形態を見ますと、当初は観光マネージャーとともに市長の特命に関すること、とあります。平成16年度から市嘱託職員・観光マネージャー市長特命の特別秘書として今日に至っております。行政における国際交流は特異な分野であることは理解の必要がありますが、国際交流専門員勤務は、1日6時間の週30時間ではありますが、フレックスタイムによる対応となっております。フレックスタイムとは、勤務時間だけを決めて、出勤と退庁の時刻は固定しない方式であります。平成13年10月からの勤務であり、7年目を迎えております。その間、担当職員の成長も当然あります。一方、菊池の歴史について歴史講座も開いておられます。菊池は歴史の町であり、市には多くの郷土歴史家がおられます。菊池の歴史について国際交流の段階で必要であれば郷土歴史家を活用すべきとの多くの意見があり、このことについて要望いたしました。

また、国際交流課所管の決算額は1,408万3,000円であります。海外観光客誘致事業をはじめ、多彩な事業が展開されております。当然、その成果は市民にも公表すべきと指摘しました。ただ、国際交流専門員は、市嘱託職員としては市職員扱いではありますが、市長特命の特別秘書という立場でもあります。

特別秘書とは、地方公務員法第3条第3項第4号に基づき、市条例で特別職秘書を設置できるとあります。ただし、必置ではなくこれが置かれている自治体は少数であります。本市では、条例ではなく規則での対応となっております。規則第3条により特別職とするとあります。特別職となれば職員との同席、課内に席を置くことは組織運営上違和感があり、独立的席が望ましいと指摘をいたします。

国際交流専門員についての決算特別委員会の意見を集約して申し上げたところではありますが、市長特命という立場もあります。委員会の要望として受け止めていただきたい。

(7) 地籍調査について。調査は市の計画に基づいて進められております。現在の進捗率は、旧泗水・旧七城・旧旭志地域は完了しております。現在、旧菊池について業務が進められておりますが、現在の進捗率は41.3%であり、その完了予定は平成35年度から平成40年度とあります。市という同一地域において、調査済み地域、未調査地域のアンバランスがさらに続くこととなります。補助事業であり、市の積極的取り組みと調査短縮を要望しました。

(8) 市文化会館の用地賃借料について。この用地賃借料は、会館建設時の昭和53年4月から60年間にわたり、土地賃借に関する契約となっております。当初の契約金額は年400万円です。その後、契約条項に従い高額となっております。現在、約30年経過となります。現年度における賃借料は916万2,

000円となっております。建物は30年経過し、老朽化が進みつつあり、さらに耐震構造になっておらず、この会館は800人から900人規模の収容であります。耐震対策は緊急であり当然必要であります。賃借料も高額であり、この際、抜本的検討を指摘しました。

(9) 教育委員会所管の尚実寮寄宿舎について。学校統合時の約束事として、通学不便地域の生徒を対象として尚実寮が設置されたという経緯があります。現年度における入居者は3名であります。今日、生徒の通学については、スクールバスにより遠距離、不便地域に対し運用がなされております。一方、寄宿舎は旧校舎が使用されており、老朽化が著しく補修も厳しい状況にあります。約束事とはいえ、時代の推移もあり、現実的対応を要望しました。

(10) 予算の流用について。各予算の執行状況を見ると、流用件数が多いように思われます。特に事業課における流用件数の多さが際立っております。もちろん、その運用については間違いではありませんが、予算構成上の趣旨からみて疑問であります。指摘に対して、市は今後方針としてやむを得ないもの以外は認めないとの説明がありました。ぜひともその方針に沿って対応されるよう、要望しました。

平成19年度の決算状況について。一般会計における財政の主要財務比率を見ますと、財政力指数は前年度に比べ0.029ポイント上昇し、0.481ポイントであります。指数が「1」に近いほど、財政力が強いと言われており、依然として低い水準にあります。経常収支比率は前年度と比べ、0.4ポイント上昇し、94.8%であります。財政構造弾力性を判断する指数は、85%以上は危険ゾーンであります。集中改革プランが目指す平成21年度の目標値は82.0%であります。目標達成に向けてなお一層の取り組みが求められます。

公債費負担比率は前年度に比べ1.3ポイント上昇し、17.2%であります。公債費による財政負担の度合いを示す指標は15%が警戒ライン、20%は危険ラインと言われております。厳しい数値と受け止めました。市財政の運営に関しましては、現在の厳しい社会情勢を見極めながら、健全財政に向け一層の努力が望まれます。

以上の要望事項、指摘事項を申し上げ、決算特別委員会に付託されました議案第99号から議案第109号までの決算認定のうち、議案第99号の一般会計決算認定及び議案第100号の国保会計決算認定の2議案については、反対討論があり採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。議案第101号から議案第109号までの9議案については、委員全員一致で、認定すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同の上、認定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（北田 彰君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第99号から議案第109号までの11議案について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） まず、原案に反対者の発言を許します。東 裕人君。

〔登壇〕

○1番（東 裕人君） おはようございます。議案第99号平成19年一般会計歳入歳出決算と議案第100号平成19年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、不認定の討論を行います。

まず、議案第99号ですが、私は予算審議の際にも条例と合わせて庁舎建設基金を中心に予算に反対しており、決算でもこの問題を挙げて不認定の討論としたいと思います。

審議の中で「新庁舎問題について行政内部の議論はあるか」と質疑を行いました。答弁は、「凍結中であり、議論はしていない」という答弁でした。また、「予算審議の際の単体か複合か明確でない。この行政の認識に変化はあるか」との問いには、「当初と認識は変わっていない」との答弁でした。

新庁舎建設凍結中、行政内部の議論もなく、総事業費の規模も明確でない中で、3億円もの基金を積む根拠はないし、凍結中の資金の移動は認められません。よって、このような支出、税金の使い方は認められないので不認定を表明します。

次に、議案第100号平成19年度国民健康保険特別会計決算についてです。委員会の審議の中で執行部が、「景気の低迷で所得が低下、平準化で税率アップのため未済が増えた」と述べていたとおり、市民の所得が低下する中で、平成19年度は平準化を理由にした増税でした。その結果、収納率も悪くなるという悪循環に陥っています。

また、国保税算定の際、未収分を見込んで予定収納率で割り戻して賦課総額を算出しております。結局、未収と見込んだ税額を苦勞して払っている被保険者に上乗せし、肩代わりさせていることとなります。このやり方では、市民の負担は増えるばかりであり、理解も得られないのではないのでしょうか。

負担能力を超える増税、結果としての未収金の拡大、収納率の悪化、算出方法、

いずれも疑問があるので、これは認められません。

以上です。

○議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
ほかに討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより、採決します。ただいま、討論がありました議案第99号、議案第100号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第108号、議案第109号、以上の9案件について、特別委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の9案件については、特別委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

次に、討論がありました、議案第99号、議案第100号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第99号については、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第99号は認定とすることに決定しました。

次に、議案第100号について、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第100号は認定とすることに決定しました。



日程第6 議員提出議案第2号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第6、議員提出議案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、外村國敏君。

[登壇]

○**議会運営委員長（外村國敏君）** 議員提出議案第2号について、菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。提出の理由としまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、菊池市議会会議規則の一部を改正するものであります。

それでは、議員提出議案第2号菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての説明を申し上げます。

この改正は、本年6月に地方自治法の一部改正が交付及び施行されたことに伴い、本規則を改正するものでございます。自治法の改正内容は、会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができるとあります。これを受け、本規則の第7章以下を一つずつ繰り下げ、第7章協議または調整を行うための場、第159条を新設するもので、協議または調整の場として全員協議会を規定するものでございます。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○**議長（北田 彰君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○**議長（北田 彰君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○**議長（北田 彰君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（北田 彰君）** 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



日程第7 議案第116号から議案第154号までの一括上程・質疑

○**議長（北田 彰君）** 次に、日程第7、議案第116号から議案第154号までの3

9議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成20年第4回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月の22日までの14日間の日程でご審議をお願いするものでございます。提案理由を申し上げます前に、先月の議会、全員協議会におきましてご報告を申し上げます、九州産廃株式会社との環境保全協定の一部変更協定書に関する件につきまして、再度ご報告を申し上げます。

九州産廃株式会社との問題につきましては、これまで長い年月をかけ、ときには訴訟に発展しながらも平成19年3月28日に菊池市と会社は、熊本県を立会人に環境保全協定の一部変更協定書を、締結をいたしました。このことに対しましては、水迫地区の地元住民の方々をはじめ、これまで一緒に取り組んでこられました市民の皆さんの長年の願いがかなったものと確信をいたしております。

またそのとき、同時に菊池市と会社で補償契約を菊池市と熊本県で覚書を締結し、一応の解決を見てきましたのはご承知のとおりでございます。しかし、この環境保全協定の一部変更協定書を締結するに当たりまして、早期解決に対する会社の解決条件があり、その条件をその会社との信頼関係を築くための努力項目として菊池市は取り組んでまいりました。今回、この解決の文書が会社側から一方的に水迫地区区長会に提示されたことによりまして、未公表文書として議会及び市民の皆さんに不安を与えてしまいましたことに対しましては、心から改めておわびを申し上げます。

会社が強硬に主張されております解決条件の回答文書につきましては、決裁区分に基づきまして事務処理を行いました。市長の決裁後、当時の担当課の判断によりまして、将来の計画に関する事項や一部事務組合に関する事項なども含まれていることから、取り扱いには双方十分注意したいという思いから、丸秘の印を押したもので、決して隠すために丸秘扱いにしたものではありませんし、また、丸秘扱いをする文書でもありません。丸秘の印があること自体が不適切でもありまして、削除したものでございます。このことに対しましても、重ねておわびを申し上げます。

いずれにいたしましても、菊池市の立場といたしましては、今後も会社と締結し

た変更協定書を遵守し、最終処分場の早期終了を見届けることにかわりはございません。議会をはじめ市民の皆様のご理解をお願いしたいと思います。

それでは、上程いただきました議案につきまして説明を申し上げます。

今回の定例会にご審議をお願いいたしますものは、条例の制定及び改廃関係では菊池遺産認定条例ほか7件、予算関係では菊池市一般会計補正予算ほか8件、その他議決案件では公の施設の指定管理者の指定について、22施設をお願いするものでございます。内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたささせていただきますので、議員各位におかれましてはこれらの議案につきまして、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。それでは議案の説明をいたします。

まず議案の1ページをお願いしたいと思います。議案第116号菊池遺産認定条例の制定について説明をいたします。

開けていただきまして、2ページをお願いします。

議案第116号、第1条が目的でございまして、本市の自然や歴史及び伝統文化にはぐくまれた地域資源を菊池遺産と認定し、魅力ある郷土を創造し、発展に寄与することを目的といたしております。第2条が定義で、それぞれの用語の意義を定めております。第3条が菊池遺産とは、各号に掲げます要件に該当する有形文化遺産等とし、第4条が基本理念で菊池遺産の保護及び活用は、市民及び市がそれぞれの担う役割を認識し、相互の協力により郷土を愛する心を将来の世代に継承していくこととして行わなければならないといたしております。以下、第5条から第20条までとなっております、菊池遺産の認定等に関し、必要な事項を審査するため認定審査委員会を設置し、その事務を企画部内に置くことといたしております。以上が議案第116号でございました。

次に7ページをお願いします。議案第117号菊池市教育委員会外部評価委員会条例の制定について説明いたします。開けていただきまして、8ページが制定する条例でございます。

第1条が趣旨で、教育に関する事務、事業の管理及び執行状況の点検及び評価を行うことで、より効果的な教育行政の推進を図り、執行状況についての透明性の確保と市民への説明責任を果たすことができるよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、外部評価委員会を設置するものでございます。第2条が所掌事務、第3条が組織で、委員は各委員5名以内をもって組織すると

いたしております。第4条が任期で、委員の任期は2年といたしております。第5条が委員長及び副委員長、第6条が会議、第7条が庶務、第8条が委任で、この条例に定める者ほか委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるとし、付則で公布の日から施行することといたしております。以上が議案第117号でございます。

次に11ページをお願いします。議案第118号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

提案理由であります。地方自治法の一部改正に伴い菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、ほか2つの条例について一部改正の必要が生じたので関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

開けて12ページをお願いします。第1条が菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第2条が菊池市特別職報酬等審議会条例の一部改正で、いずれの条例改正も地方自治法の一部改正によりまして現行の報酬が議員報酬と改正されたことにより、題名あるいは本則を同様に改めるものでございます。第3条が菊池市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正でありまして、地方自治法の一部改正により適用条項が第100条第13項及び第14項から第100条第14項及び第15条に変更になったことによる改正でございます。条例そのものの内容変更はありません。以上が議案第118号の説明でございます。

次に右側の13ページでございますが、議案第119号菊池市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けていただきまして14ページになります。一部を改正する条例であります。今回、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の、この2つの法律の制定によりまして、民法及び地方自治法の一部が改正されたため条例中の条文の整理を行うものでありまして、条例そのものの内容の変更は伴いません。以上が議案第119条でございます。

次に右側の15ページになりますけれども、議案第120号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けていただきまして16ページ、一部を改正する条例で、今回の地方自治法の一部改正によりまして、議員報酬に関する規定が他の委員の委員等の規定から分離されたため、本市条例の第1条の条文を整理するものであります。また新たに、菊池遺産認定条例及び菊池市教育委員会外部評価委員会条例が制定されることに伴いまして、別表の特別委員の報酬額に、それぞれの委員会の

委員長及び委員の報酬額を追加するものでございます。以上が議案第120号でございました。

次に右側の17ページでございますが、議案第121号菊池市振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。開けていただきまして18ページをお願いしますが、条例の一部を改正する条例であります。

今回の条例の一部改正は、小川会館建設特別委員会の審議結果を踏まえ改正するものでありまして、題名及び第1条の基金名を旧泗水町の泗水町振興小川基金条例を継承する意味から菊池市振興小川基金条例とし、第4条の基金の用途及び運用益の処理の中で、第3号の小川会館建設のときを削除し、新たに産業の振興に充てるときを加えるものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行することといたしております。以上が議案第121号でございました。

次に右の19ページでございますけれども、議案第122号菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けて20ページをお願いいたします。条例の一部を改正する条例であります。今回の条例の一部改正は、現在まで菊池水辺公園として整備してまいりました都市公園の公園名を菊池ふれあい清流公園とし、平成21年4月1日から供用開始する予定であるため条例の整理を行うもので、別表第1及び別表第2に菊池ふれあい清流公園を新たに追加するものでございます。以上が議案第122号でございました。

次に右の21ページでございますが、議案第123号菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘整備等基金条例を廃止する条例の制定についてであります。この条例は特別養護老人ホームつまごめ荘施設整備及び施設設備等に要する経費の財源に充てるため設置されました基金条例であります。施設整備等が完了しましたので条例を廃止するものでございます。以上が議案第123号でございました。

次に23ページをお願いいたします。議案第124号平成20年度菊池市一般会計補正予算を説明いたします。開けていただきまして24ページ、一般会計補正予算第7号でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,456万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億2,556万4,000円とするものでございます。事項別明細で主なものを説明します。

38ページをお願いいたします。歳入です。款9地方特例交付金、目1地方税等減収補てん臨時交付金480万円の補正は、道路特定財源の暫定税率が執行していた期間に対する減収補てんであります。款10地方交付税、目1地方交付税2億3,599万4,000円の補正は、普通交付税の確定によるものであります。中ほどの款14国庫支出金、目3民生費国庫負担金5,815万9,000円のうち、

社会福祉費負担金2,000万円の補正は、障害者自立支援等諸費負担金で認定基準の見直しにより増、及び児童福祉費負担金3,815万9,000円の補正のうち主なものは、私立保育園の運営費負担金の増によるものでございます。下段の同じく款14国庫支出金、目3民生費国庫補助金1,500万円の補正は、地域介護・福祉空間施設整備等の施設整備に係る交付金で、介護事業所が実施します施設整備に対する国の補助金、目6の商工費国庫補助金2,567万7,000円の補正は、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金でございまして、原油高騰並びに金融危機に伴います景気の低迷対策として地方活性化のための国の緊急支援策で、本市の地域通貨「一会」に充当するものでございます。

開けていただきまして40ページ、款15県支出金、目3民生費県負担金2,690万5,000円の補正のうち主なものは、障害者自立支援事業1,000万円の補正、並びに私立保育園の運営費の県負担金1,709万3,000円でございます。目5農林水産業費県補助金3,860万9,000円の補正のうち主なものは、農業生産総合対策事業補助金3,700万円で、有限会社七城町特産品センターへの荷受設備、選別設備等に対する県の補助金でございます。

開けていただきまして42ページ、お願いします。上から2段目になりますけれども、款16財産収入、目1不動産売払収入1,557万4,000円の補正のうち土地売払収入691万4,000円は、熊本県が行います御船川火山砂防工事に伴い市有林を払い下げるもの。またその下の、その他不動産売払収入866万円は、同じく御船川火山砂防工事に伴うスギ、ヒノキ等の立木売払収入及び高圧送電線の鉄塔建て替えに伴います線下補償等でございます。款18繰入金、目1財政調整基金繰入金3億2,747万9,000円の減額補正と、目2の減債基金繰入金1,275万9,000円の補正は、その下段にあります款19繰越金、目1繰越金2億5,808万3,000円の前年度繰越金、及び先ほど説明申し上げました普通交付税の確定によります財源調整を行うものでございます。款18繰入金、目23企業誘致促進基金繰入金7,155万円の補正は、誘致企業、株式会社平田機工の用地取得に伴います補助金の財源として基金より繰り入れるものでございます。一番下の款20諸収入、目3雑入3,330万1,000円の補正のうち主なものは、開けていただきまして上から2つ目の、市外の自治体から搬入されます一般廃棄物に対します環境保全協力金でございます。最後に款21市債、目9教育債のうち主なものは、総合体育館の空調設備に伴います合併特例債2億3,750万円でございます。

次に46ページをお願いします。歳出でございます。全体的に給料、職員手当等並びに共済費の補正が出てまいりますが、4月の人事異動に伴います人件費補

正と育児休業及び休職等に伴う人件費の補正でありますので、その部分につきましては説明を省略させていただきます。それでは主なものを説明いたします。款2総務費、目7財産管理費350万円の補正は、公用車を買替えるものでございます。開けていただきまして48ページ、目9地域振興費のうち節29負担金及び交付金7,155万円の補正は、誘致企業であります平田機工の用地取得に対する企業誘致促進補助金、また、節25積立金1億5,323万4,000円の補正は、誘致企業3社に対して支出しました補助金相当額を積み立て企業誘致促進基金残高を約3億円とするものでございます。

2枚開けていただきまして52ページをお願いします。52ページの中ほどの款3民生費、目3障害者福祉費4,561万9,000円の補正のうち255万2,000円の補正は、障害者自立支援対策臨時交付金事業により徳永耳鼻咽喉科跡のふれあいセンター改修のための工事請負費、また、節20扶助費4,000万円の補正は介護給付事業費で利用者負担の認定基準の見直しにより本人負担の軽減措置に伴う本市負担分の増でございます。

開けていただきまして54ページ、款3民生費、目1高齢者福祉費のうち節19負担金補助及び交付金1,500万円の補正は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で介護事業所が行います認知症対応のグループホームの施設整備に対する国の補助事業でございます。目3高齢者福祉施設建設費の補正のうち工事請負費500万円の減額補正は、旭志の老人憩いの家改修に伴う入札残を減額するものでございます。

款3民生費、目1児童福祉総務費のうち、開けていただきまして56ページの節20の扶助費1,542万3,000円の補正は、現在乳幼児を含む小学3年生以下の医療費は無料となっておりますけども、本年度末までの医療費を推計し、その不足見込額を増額補正するものでございます。また、節23の償還金利子及び割引料418万6,000円の補正は、平成19年度の次世代育成支援対策交付金の精算に伴う国・県への返納金でございます。下段の目4児童福祉施設費のうち節19負担金補助及び交付金8,578万9,000円の補正は、私立保育園の年間運営費負担金で乳幼児等の入所、園児の増加見込みによる補正でございます。

次に開けていただきまして58ページの中ほどの款3民生費、目2扶助費400万円の補正は、平成19年度分の生活保護の収入認定調査に伴います国庫支出金の返納金でございます。款4衛生費、目2予防費780万3,000円の補正は、各種健診委託料の見込み増、また目4環境衛生総務費のうち、開けていただきまして60ページの節25積立金2,591万3,000円の補正は、環境保全協力金を環境整備基金に積み立てるものでございます。

次に款5農林水産業費、目2農業総務費のうち主なものは繰出金543万2,000円の補正で泗水の農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金3,771万2,000円の補正のうち主なものは、農業生産総合対策事業補助金3,700万円で有限会社七城特産品センターへの荷受設備、光センサー選別設備及び箱詰設備に対する県の補助事業でございます。

開けていただきまして62ページ、目8地籍調査費のうち117万4,000円は入札残を減額補正するものでございます。

開けていただきまして64ページ、款5農林水産業費、目2林業振興費677万3,000円の補正は、国庫補助事業の作業道・作業路開設事業の事業量の増、並びに県の補助事業として実施します熊本の森を育てる間伐材利用推進事業補助金で事業主体の森林組合の補助金でございます。中段の款6商工費、目4観光費3,000万円の補正は四季の里への出資金であります。

開けていただきまして66ページ、款7土木費、目2道路橋りょう新設改良費につきまちは道路改良事業において工法等の見直しによる測量設計委託料の増額補正、並びに移転補償等の確定等に伴い補償費を減額補正するものでございます。また、目3道路橋りょう維持費200万円の補正は、竜門ダム周辺のグレーチングが盗難に遭い、その購入費に充てたため原材料費の不足分について補正をお願いするものでございます。款7土木費、項3河川費、目2河川維持費700万円の減額補正は、河川の法面改良工事の工法見直しによる工事請負費の減額補正でございます。

一番下段の款7土木費、目2街路事業費うち、開けていただきまして69ページの節13委託料766万円の補正のうち主なものは、ポケットパークの実施設計1カ所の減及び入札残567万6,000円を減額補正するものでございます。また、節15工事請負費3,066万8,000円の補正は、その下の節17の公有財産購入費と節22の補償補てん及び賠償費について、街路事業の用地交渉において年度内引き渡しが困難になったことによります減額分を回遊道路整備工事に充てるものであります。一番下段の款7土木費、項5下水道費、目1特別会計繰出金835万9,000円の減額補正は、公共下水道事業特別会計繰出金365万7,000円の歳出補正に伴います繰出金の増及び、開けていただきまして71ページ、一番上でございますが、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金で事業費の減に伴う1,201万6,000円の減額補正でございます。

款7土木費、目1住宅管理費、節11の需用費1,000万円の補正は、市営住宅の入居者の退居後の改修費及び住宅の老朽化に伴います修繕料、目2住宅建設

費のうち、節13委託料262万9,000円の補正は、北園、福本の2団地の実施設計委託料の入札残を減額するもの。また、節15工事請負費344万5,000円の補正は、葉山、北園、福本の住宅改修工事の設計変更に伴うものでございます。款8消防費、目3消防施設費321万3,000円の補正は、水道事業の改修工事にあわせて6カ所の消火栓を追加設置したことによる水道局への負担金でございます。

次に開けていただきまして72ページの中段をお願いします。款9教育費、項2小学校費、目1の学校管理費のうち節18備品購入費294万の減額補正は、自動体外式除細動器、いわゆるAEDを市内14の小学校に購入予定でございましたが、熊本県PTA連合会より器具の貸与があり購入不要となったため減額を行うものでございます。

開けていただきまして74ページ、下段のほうになりますけれども、款9教育費、項6文化財保護費457万円の補正は、指定文化財の説明板設置工事を年次計画により整備することといたしておりましたが、計画の完了まで早くても4、5年かかることが予想されるため、本年度において説明板の設置を終了するための工事請負費でございます。

開けていただきまして76ページ、款9教育費、目2体育施設費2億5,135万4,000円の補正のうち主なものは、総合体育館の空調工事費等の2億5,000万円の補正で、今回メインアリーナの空調設備の整備とメインアリーナの天窓部分の改修及び空気を回流させるための窓を設置するための工事請負費でございます。

開けていただきまして78ページ、款11公債費、目1元金668万3,000円の補正のうち1,275万9,000円の補正は、長期債元金の繰上償還の追加分で、今回は旧資金運用部資金と旧簡易生命保険資金の7%以上を繰上償還するものでございます。最後の款13予備費1,700万円の補正は、9月の議会における総合体育館の関連予算の修正に伴い予備費といたしておりましたが、今回その予備費を減額するものでございます。

29ページに戻っていただきたいと思えます。29ページ、第2表繰越明許費補正で菊池市総合体育館空調設備等改修工事につきまして、年度内の竣工が困難でありますので翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

開けていただきまして30ページ、31ページ、また、開けて32ページまでになりますけれども、第3表債務負担行為補正で掲げております27件の管理委託等を追加し、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

33ページをお願いします。第4表地方債の補正で起債の目的別に限度額を補

正後に変更し、補正後の限度額を24億8,342万8,000円とするものでございます。以上、議案第124号の説明でございました。

次に85ページをお願いします。議案第125号菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算から153ページの議案第131号菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算までの7議案は各特別会計の補正予算であります。歳出において全体的に給料、職員手当等、並びに共済費の補正が出てまいります。一般会計補正予算同様4月の人事異動に伴います人件費補正と育児休業、休職に伴う人件費の補正でありますので、その部分につきましては説明を省略させていただきます。

まず最初に85ページをお願いします。85ページ、議案第125号平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号でございます。開けていただきまして86ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,514万円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億5,011万4,000円とするものでございます。92ページの事項別明細で説明いたします。歳入ですが款3国庫支出金、目2療養給付費等負担金及び項2の国庫負担金、目1財政調整交付金、並びに一番下の款6県支出金、目3財政調整交付金につきましては、一般被保険者高額療養費の現在までの実績及び今後の見込み増による補正でございます。款4の療養給付費交付金、目1の療養給付費交付金1,647万5,000円の補正は、平成19年度の退職被保険者等の過年度分の確定に伴う補正でございます。

開けていただきまして94ページ、歳出でございますけども、款2保険給付費、目1一般被保険者高額療養費1,768万6,000円の補正は、高額療養費負担の10月までの実績と来年3月までの見込額について不足分の補正をお願いするものでございます。款11の諸支出金214万8,000円の補正は、一般被保険者の移動、あるいは所得構成等に伴う過誤の還付金及び還付加算金でございます。一番下の款12の予備費は、今回の補正に対して現予算内の予備費にて財源調整を行うものでございます。以上が議案第125号でございました。

次に開けていただきまして97ページ、議案第126号平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算について説明いたします。開けていただきまして98ページ、簡易水道事業等特別会計補正予算第3号でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,154万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億9,183万1,000円とするものでございます。102ページの事項別明細で説明いたします。歳入ですが、今回の補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。下段が歳出で、款1総務費、目1一般管理費の中の給料、職員手当等の人件費補正は説明を省略いたします。目2の事業費746万9,000

0円の補正のうち、節11需用費の光熱費157万2,000円の補正は、花房簡易水道、旭志簡易水道の電気料の増に伴うもの。また、修繕料570万6,000円の補正は、水源・迫間簡易水道の管の老朽化に伴う修繕料と旭志簡易水道の施設の老朽化に伴う修理費でございます。以上が議案第126号でございました。

次に開けていただきまして105ページ、議案第127号平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算、開けていただきまして106ページ、補正予算第3号でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,687万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を13億3,677万9,000円とするものでございます。

112ページをお願いします。歳入でございます。款3国庫支出金2,703万円の減額補正は、補助事業の確定によるもの。款5繰入金365万7,000円の補正は、今回の補正財源として一般会計から繰り入れるもの。一番下の款8市債2,350万円の減額補正は、補助事業の確定により下水道事業債等を減額するものでございます。

開けていただきまして114ページ、歳出でございます。給料、職員手当等の人件費補正は説明を省略します。まず、款1事業費、目1事業費のうち、節13委託料4,660万円の減額補正は、浄水センターの実施設計委託料の入札残を減額するもの。節15工事請負費280万円の減額補正は、未普及改修のための環境整備事業を特定環境保全公共下水道事業により取り組むため減額するものでございます。下段の目2維持管理費のうち、節11需用費198万8,000円の補正は、浄水センター及び15ヵ所のポンプ場の電気料の増に伴うもの。節13委託料127万6,000円の減額補正は、浄水センターの運転業務委託料の入札残を減額するものであります。戻っていただきまして109ページ、第2表債務負担行為の補正で掲げております浄水センター運転業務委託を追加し期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。また、下段が第3表地方債の補正で、下水道事業債の限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を6,680万円とするものでございます。以上が議案第127号でございました。

次に119ページをお願いします。議案第128号平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算を説明いたします。開けていただきまして120ページ、補正予算第3号でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,201万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を5億1,808万4,000円とするものでございます。126ページをお願いします。歳入でございますけれども、款3国庫支出金140万円の補正は、公共下水道事業補助金で未普及解消のための環境整備工事の事業費の増、款5繰入金1,201万6,000

0円の減額補正は、今回の事業量の減に伴い一般会計からの繰入を減額するものでございます。一番下の款8市債140万円の減額補正は、起債対象事業から補助対象事業への組み換えによるものでございます。

開けていただきまして128ページ、歳出でございます。人件費の補正は説明を省略させていただきます。下段の目2維持管理費のうち、節11需用費516万円の減額補正は七城処理場の修繕料で8機の曝気装置のオーバーホールを予定いたしておりましたが、そのうちの4機を平成21年度以降に先送りしたことにより減額をするものでございます。戻っていただきまして123ページ、第2表債務負担行為の補正で、七城中央浄化センター管理業務委託及び泗水浄化センター管理業務委託を追加し、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。また、下段、第3表地方債の補正で、下水道事業債の限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を1億7,590万円とするものでございます。

次に133ページをお願いします。議案第129号平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算を説明いたします。開けていただきまして134ページ、地域生活排水処理事業特別会計補正予算第2号でございます。歳入歳出の予算の総額に123万6,000円を追加し、総額を1億6,874万6,000円とするものでございます。138ページをお願いします。歳入のほうでございますが、今回の補正財源として一般会計からの繰入金を充当するものでございます。下段が歳出で、委託料123万6,000円の補正は、平成12年供用開始し8年が経過しております鳳来第一処理場並びに穴川第一処理場について沈殿した汚泥をすべて引き抜き、それぞれの処理槽の内部清掃業務を委託するものでございます。

次に141ページをお願いします。議案第130号平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算、開けていただきまして142ページ、補正予算第3号でございます。歳入歳出予算の総額に543万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を5億4,643万5,000円とするものでございます。

148ページをお願いします。歳入でございますが、今回の補正財源として一般会計からの繰入金543万2,000円を充当するものでございます。下段が歳出で人件費は説明を省略します。目2維持管理費のうち、節11需用費525万円の補正は、七城町の北部浄化センターの曝気装置のオーバーホールのための修理工料、一番下の負担金及び交付金42万3,000円は上下水道料金システムプログラム変更に伴います負担金の増であります。145ページに戻っていただきたいと思いますが、第2表債務負担行為補正で処理施設管理業務委託を追加し、期間及び限度額の指定をお願いするものでございます。

次に153ページをお願いします。議案第131号平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算でございますが、開けていただきまして154ページ、補正予算第1号でございます。歳入歳出予算の総額に1億308万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を7億2,260万8,000円とするものがございます。158ページをお願いします。歳入でございますが、款6繰入金1億306万3,000円の補正は、今回の補正財源として前年度繰越金を充当するものがございます。開けていただきまして160ページ、歳出でございますが人件費の説明は省略をいたします。款1総務費、目1一般管理費、一番上の報酬160万6,000円の補正は、ユニットケアとなったことによりまして食事の形態が変わり、そのため調理嘱託員1名及び介護嘱託員2名の人件費補正でございます。款4基金積立金、目1財政調整基金1億1,596万6,000円の補正は、前年度繰越金及び人件費の不用額を基金に積み立てるものがございます。

次に165ページをお願いします。議案第132号平成20年度菊池市水道事業会計補正予算でございますが、開けていただきまして166ページ、水道事業会計補正予算第1号でございます。今回、給料、職員手当並びに共済費の補正がありまして4月の人事異動に伴います人件費の補正でございます。第2条で収益的支出に340万円を減額し、予定額を4億1,493万2,000円とするものでありまして、内訳は款21水道事業費用、項1営業費用で340万円の減額補正でございます。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

失礼しました。

171ページの議案第133号から184ページの議案第154号までの22議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定でございますが、22の公の施設について地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づく指定管理者の指定をしようとするときには、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、お願いするものがございます。

22の議案内容につきましては、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設名、施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定期間でありまして、指定期間は3年から10年の期間となっております。

以上、議案第133号から議案第154号まで一括して説明いたしました。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。失礼いたしました。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。



休憩 午前 11 時 37 分

開議 午後 12 時 58 分



○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は、一括質疑として3回までとなっております。質疑は、提出議案に対し疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。質疑の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） こんにちは。それでは、通告に従いまして、質疑をお願いします。

まず最初に、菊池の指定文化財と菊池遺産の違いを、お答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北田 彰君） 議案についてを、議案番号を言って。

○2番（泉田栄一郎君） 議案第116号です、よろしくをお願いします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 指定文化財と菊池遺産の違いでございますが、指定文化財は文化財保護法により、1番に歴史上または芸術上価値の高いもの、2番目に学術上価値の高いもの、3番目に生活の推移の理解のため欠くことができないもの、4番目に生活またはなりわいの解決のため欠くことができないもの、5番目に芸術上または鑑賞上価値が高いもの、などが定義の柱となっております。

しかし、菊池遺産は文化財に指定されたものに限らず、郷土の特徴を象徴しているものや市民によって保護されているもの、認定以後も継続して保護されるものとともに地域の振興等に活用されるものなどを基本として考えております。学術的価値を重視した指定文化財も含め、身近な地域にあるものを市民が保護していくという気持ちを重視し、認定するものが菊池遺産となります。

指定は異なりますが、どちらも市民の宝物でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） わかりました。それでは、例えば、花房飛行場の戦争遺産を

菊池遺産として認定する場合の手順を、一つよろしく願います。方法をお願いします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 菊池遺産認定までの流れにつきましては、まず、団体や区より菊池遺産としての推薦書を提出していただきます。次に、推薦いただいたものの書類審査や現地調査を菊池遺産認定審査委員会が行い、市長が認定を行うという流れになっております。

審査を行う菊池遺産認定審査会のメンバーにつきましては、主に市民の方や各種団体の役員の方々を考慮しております。その理由は、市民の方々が各地域の誇れる宝物を菊池遺産として推薦し、主に市民の方々が構成される菊池遺産認定審査委員会によって審査し、菊池遺産として次世代に受け継いでいくということです。市民の方々が大切と思うものを推薦し、市民の方々の審査によって菊池遺産として認定し、市民がなれ親しみ、郷土のほこりとしてはぐくんできた地域資源を将来にわたって継承していくものでございます。

以上、お答えいたします。

○2番（泉田栄一郎君） わかりました、ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） 次に、栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） それでは、質疑をさせていただきます。私は、3つの議案について質疑をさせていただきます。

まず、第1番に議案第116号菊池遺産認定条例の制定について、このうちで1点目といたしまして、第5条第1項で「市は第4条の基本理念にのっとり菊池遺産の保護及び活用を図るため、必要な措置を講ずるもの」とあり、また第3項で、「市は菊池遺産に関する事項を周知するため、市内外への広報活動等を積極的に行うものとする」とあるが、これには、どのくらいの経費を見込んでおられるか。なお、9条の管理者には、管理費を払うのは市が支払うのか、またこれは、そういうことではないのか。

それから、第2番目といたしまして、議案第120号特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案されているが、議案第124号平成20年度菊池一般会計補正予算でどれだけの予算計上がされているか。なお、この2つの条例について、116号、120号、いずれも条例制定改正について予算を伴う条例であると認識をされているか。

次に第3点、議案第124号平成20年度菊池一般会計補正予算で、款6商工

費、項1商工費、目4観光費3,000万円の四季の里旭志に対する出資金についてでございますが、まず1点目といたしまして、これは確認のため申し上げますので、間違いがなければ間違いがないということでお答えをいただくと、結構でございます。

まず1に、設立当初の出資金1億円、今回を含めると1億6,000万円。2、旧旭志村の出資金5,100万円、3月補正がされておりますが今回を含めると1億1,000万円、それから3、民間等の出資金4,900万円、これは現在でございます。4番目、当初、官民の出資比で市51%、民間等が49%。5、今回を含めた官民の出資比率、約市が70%、民間が30%。こういうことになっておると思いますが、以上5点について間違いはないか。

2点目、第1に民間等の出資者は何人か。それから2番目に、半官半民の中間的な形態が第三セクターと認識しているところではありますが、当初の出資比率で出資するのが自然体であるが、今回を含めると市が約70%、民間等が約30%となるが、民間等の出資者は、このことについてはどのように考えておられるか、また市としては、今後どのように考えているか。3、現在までの赤字の累積額は幾らか。4番目、出資は、虚偽の出資の見返りとして株式持分出資などと呼ばれている一定の地位が与えられております。配当や残余の分配を受ける権利や議決権が与えられているわけでございますが、このようなことはあっては困るのでございますが、仮に赤字で破綻した場合の出資者の義務は、民間等の出資者は認識されているのか、また説明等もされているのか、また市としてはどのように対処する考えか。

以上のことについて、第1点目として質疑をいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 菊池遺産認定条例の第5条につきましては、菊池遺産として認定された物の保護とその活用方法が条文の趣旨となっております。

保護について申しますと、菊池遺産として認定された物が汚損・破損等をした場合、必要な措置を講ずるものといたしております。

また、協力要請の例といたしまして、菊池遺産として認定された樹木が伐採されようとした場合、その実施主体に対し、菊池遺産の保護のお願いをすることとございます。基本的に個人の財産に関するものにつきましては、強く規制するものではございませんので、市といたしましては、菊池遺産の保護についてお願いをするという形になります。

菊池遺産の活用方法につきましては、認定された遺産のパンフレット等の作成や

ホームページ等への記載を考えております。これに対する経費をどれだけ見込んでおるかということですが、これにつきましては今年度の予算には計上いたしておりません。次年度から、当初予算で新たな事業として予算をお願いしていこうかと思っております。考えられるものは、パンフレットの印刷費であったり、認定のための看板の設置、そういった費用を考えております。場合によっては、その維持管理に補修とか必要な部分が出てくるかと思いますが、それらにつきましては、補助の限度額なり、補助の率なり、そういったものを今後煮詰めていきたいというふうに考えております。

次に、管理経費を市が払うのかということですが、管理はあくまでも所有者でございまして、所有者がそれにかかわって管理を委任した場合は、その所有者から管理を受けた側が管理をするという形をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） お答え申し上げます。先ほど出資金、あるいは出資比率につきましては、議員さんのおっしゃられたようなことでございます。

それから、出資者につきましては市を除き49名ということになります。

それから累積欠損金といいますか、赤字額につきましては10月末現在で1億4,000万円でございます。

それから、出資者の方の認識といいますか、そういった部分でございますけども、設立当初につきましては、なかなか出資の希望者が集まらない状況下でございまして、当時の村よりご協力を依頼しまして、出資者となっただいておる経緯がございまして、負担金の負担割合や出資金の返還の有無等についての説明には至ってない状況でございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） ちょっと待ってください。2番目の議案120号については答弁がありましたかな、説明が。それと、今の124号についての4番目については、ご答弁がないようでしたが、私が何度も言っていると3回を超しますので。

もういいです。124号についてはよございます、わからなくなったのなら。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。



休憩 午後1時13分



○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 議案第120号につきましては、本年度は準備期間ということで、委員さん方の報酬等については計上いたしておりません。

以上、お答えいたします。

○20番（栃原茂樹君） それともう1つ、3番目。いずれも予算を伴う条例と認識をしておるのかということ。

○企画部長（石原公久君） 認識をいたしております。

○20番（栃原茂樹君） わかりました。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 失礼いたしました。もし破産した場合の出資者等への説明ということでございますけども、ことしの5月に臨時総会が開催されておりますが、もし、会社を清算した場合の出資金の取り扱い等につきましては、会社法上は原則、所有財産から債務を差し引いた残余財産について、出資割合に応じて配分することになる旨の説明をしております。ただし、四季の里の現状におきましては残余財産がない状況でございますので、出資金の返還は難しい状況という説明は行っているところでございます。ただし、出資金につきましては、先ほども申し上げましたけども、当時の村で出資をお願いしているという経緯もございまして、一概に返還をしないとするに対しましては、出資者の異論があるものと予想しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） それでは、再質問に移らせていただきます。

この116号、120号についてはいずれも予算を伴う議案として認識をされておるということでございますので、質疑をいたしますが、議案第116号及び議案第120号は、予算を伴う条例の制定及び改正する条例の制定にであり、地方自治法では、普通地方交付団体の長は条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないという定

めがございます。すなわち、条例案を提出する場合はこれに必要な財源を計上する予算案を同時に提出することを要件としているものであるということですね。

ということは、自治法を無視して提案されたことはなぜか、お尋ねをいたします。

次に、議案第124号でございますが、奉加帳方式的なやっぱり出資の要件でいろいろ民間の方には頼んでおられるかと、まあそういうところもあろうかと思いますが、大きい方は700どしこということですから、やっぱりいろいろこの件については十分民間の出資者に対しても、本当の法人のあり方についてはやっぱり納得のいくような説明だけはしておくべきだという考えでございますから、お尋ねをいたしたわけです。この件については、付託された常任委員会でもまた慎重に審議をされると思いますので、この件についてはこれで終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 地方自治法222条で質疑を受けているところでございますが、仰せのとおりでございます。この条例につきましては、今年度につきましては予算を伴わないと、来年度については予算を伴うということで、今、理解をしております。そのような形で、本年度におきまして委員会の委員さん方の任命等の選考が必要でございますので、本年度はその選考を十分にやっていきたいというふうに考えております。次年度におきまして、新たな事業として来年度からそのパンフレットの印刷であったり、指定されました菊池遺産の表示板であったり、そういったものの事業の予算は措置を講じていきたいというふうに考えております。本年度は準備ということで、予算は伴っておりませんので、222条に、ご指摘のとおりでございますけれども、本年度はそういう理解をいたして上程をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） 再々質問になりますが、認識の仕方が非常にどちらでもなるような認識をされておりますが、222条1項、2項とありますが、その件については正当な認識をすれば、私が先ほど申し上げたとおりの予算を伴う条例ですから、3月にしても間に合うわけですね。予算を伴わないなら、今おっしゃった解釈でよございませぬけれども、予算を伴っているんですから、それだったら何年後のとも予算をまず……予算があるから、こういう条例をつくられるわけですから、予算がなしで、どんな法的な根拠のある条例をつくっても支払いはされん

ということがありますから、地方自治法222条は予算と同時に提出することを定めているのですよ。それをそういうふうな解釈をするなら、何が何か222条というのはわからんようになりますよ。だからお尋ねしているんですよ。そういう解釈でしておりますと言われても、私は納得いきませんが、その点を、質疑をいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） お答えいたします。仰せのとおり222条は、条例等の項目を議会に提出する場合、予算を伴う場合はそれと同時にしなければならないということは十分ご指摘のとおりでございます。理解いたしております。ただ、本年度におきましてはその準備段階でございますので、予算を伴っておりません。したがって、予算も計上しておりませんし、条例だけを先に制定し、その準備作業を本年度中に進めるということでご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○20番（栃原茂樹君） もう3回ですね、3回ですから、後は担当常任委員会でまた慎重に審議されると思いますが、私は納得がいきませんので、そういう解釈されているならば、その法的根拠、そのあたりを明確に、この次にまた質疑いたしますから、調べておいてください。

以上で終わります。

○議長（北田 彰君） 次に、東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 議案第133号から第154号、指定管理者の指定についてお尋ねをします。

この指定管理者制度については、指定管理者がだれなのか、指定管理者制度で公の施設の目的が変わるのか変わらないのか、この制度によって住民サービスのこの継続性は確保されるのかどうか、これらは非常に大事なことでありますので、その点を簡潔にお伺いします。

まずはじめに、今回の議案によってこの指定管理者の変更があったところがあるのかないのか、あればその理由をお聞きします。

また、公の施設の設置趣旨、目的に変更があったところがあるのかないのか、あればその理由をお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） このたびの22施設に対する指定管理者の指定につきましては、変更はございません。前回同様の指定管理者になっております。また、公の施設の設置趣旨、また目的についても変更はあっておりません。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） ないということでした。そしたら次に、継続性、期間の問題でこの水迫里山の家は、期間が10年とあります、これはなぜかと。また、この指定のこの期間に、3年から今回10年まで幅がありますが、この期間の基準は何か、お願いします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 水迫里山の家につきましては、当初の指定管理時は改修直後ということをごさいますして、施設の利用状況等を把握する必要がありまして2年7ヵ月の指定期間でありました。今回の指定におきましては、地域住民との連携を図り、運営する地域密着型施設ということから、前回各地区の公民館施設の指定管理時に採用しております期間と同じく、10年間の指定期間となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 期間の基準でございすけども、それにつきましては、基本的には3年から5年というものを考えて今まで指定管理期間をしておりますけども、ただいま申しましたように、公民館とかこういう地域に密着型の施設につきましては、長期間の指定期間ということで、10年間を指定しているということで、どの施設をどうということではなくて、その施設の使用目的等を含めて、個々に判断しているところでございます。

以上でございます。

○1番（東 裕人君） 以上です。

○議長（北田 彰君） 次に、森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） それでは、通告しておりましたので質疑に入らせていただきますが、議案第124号平成20年度の菊池市一般会計補正予算の第7号、款の6商工費、項の1商工費、目の観光費、四季の里の出資についてであります、

出資時の四季の里への3,000万円、投資及び出資金であるならば、事業に対して利益を得る目的で資本を出すということになるわけであります。四季の里の取締役会議において、一般会計からの3,000万円の資本金で今後利益が出せるとか、見込めるのかとそういった協議が成立した上での出資であるかということをお聞かせいただきたいと思います。

2番目に、財政健全化法が設定されまして、将来負担比率、連結決算というような形になるわけでありますが、もし、利益が出せない状況になった場合、四季の里旭志の地方債残高及び一般会計の持ち出しは、将来負担すべき実質的な負債といえますか、比率が悪化を示す結果を生じた場合、貸し手責任は市がとるのか、持株割合で負担するのか、どちらになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 3,000万円出資金につきましては、20年度における単年度赤字が2,000万円に推移している状況でございますので、20年度末の不足分と、現時点で21年度も同様の推移、不足額が予想されますので、21年度分も合わせまして3,000万円をお願いしている状況でございます。

そのほとんどが運転資金に充てることになるとお考えです。四季の里の取締役会において、協議しておりますものはコンサルタントの示す各種提案を検証し、実施することによりまして利益の向上に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

失礼しました。それから2点目の将来負担に対する責任等でございます。まだそこまで踏み込んだ議論ができておりません。ただ、今後の方向性と合わせまして、非常に重要な案件と認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） この問題は、本当に合併当初は1,700万円くらいの累計赤字でありましたけど、年々出てきております。それで、今年度3月の議会において、出資という目的ではなくて、委員会としては運転資金というような形で認めております。その中におきまして、5つの条件をつけて委員会で認めたわけでありまして、その5つの条件に対しまして、どのような現状で取り組んでおられるかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 出資の条件といたしましては、1つに毎月の状況報告、それから2点目に経営改善計画の熟度を上げる、3点目に年間事業計画の提出、4点目に第三セクターの連携を積極的に、5点目に看板の設置の5項目を示していただいております。

毎月の状況報告につきましては、損益の状況、入り込み客数等をご報告させていただいております。経営改善の熟度といたしましては、福祉関係の事業計画につきまして、四季の里建設当初、住民の余暇活動を推進することにより、健康と福祉の増進を図るという目的があり、一般住民もそのまま利用できた上での福祉の取り組みができるものとして、デイケアの可能性の意見をいただきましたが、県福祉部の聞き取りや関係部署との協議を実施する中で、デイケアについては旭志地区に2ヵ所の施設がございますので好ましくないという最終的な判断に至っております。このほかにも福祉施設に切りかえるということもありますが、一般住民との利用の両立ということを考えて場合、難しいものにとらえられ、高齢者福祉事業には取り組めていない状況でございます。

執行部といたしましても、旭志総合支所の全面的な協力を得ながら四季の里経営担当者会議を週1回程度、四季の里経営検討会を月1回程度開催し、夏祭り、秋祭りの各種イベント計画や広報啓発にも取り組んでおります。さらには地域の区長さんをはじめ各種団体の方に呼びかけまして、美化作業あたりも取り組んでいただいているところでございます。今後も地域を巻き込んだイベントや地域一番化戦略などの計画を盛り込んでいきたいと思っております。

それから、年間事業計画につきましては、既にご提出させていただいております。

第三セクターの連携につきましては、第三セクター連絡協議会においてほぼ一月に1回程度実施され、広報宣伝活動の連携や奄美物産展とイベントの共同開催や職場間の人的交流が行われてきております。

それから、最後に看板の設置につきましてでございますが、地域振興局土木部と協議いたしておりますが、国道沿いへの設置については、まだ了解をいただけてない状況でございます。

5項目の条件につきましては、まだ十分に果たせてない部分もございますが、今後も5項目の条件に沿うよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

- 17番（森 隆博君） 本当に不透明な点が、まだかなりあります。そういうことで、将来、21年度は本当にこう決算関係もびしっと示さなければならぬ時期でありますので、5項目につきましても所管の委員会でこの議会の最中におきまして、びしっとした意見を出していただいで、この3,000万円が本当に生きていくような形をとっていただきたいということをお願いして、この質疑は終わります。
- 議長（北田 彰君） 以上で、質疑を終わります。



日程第8 議案第155号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 議長（北田 彰君） 次に、日程第8、議案第155号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について、地方自治法第117条の規定に係る議員は除斥する必要がありますが、地方自治法第117条の規定に係る議員はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北田 彰君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

- 市長（福村三男君） 議案第155号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。議案書は185ページでございます。

現在、本市の区域には14名の人権擁護委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされております。その中のお一人、三浦京子委員が、来年3月31日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本中央法務局長より依頼がありました。

推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見が高く、広く社会の実情に通じた人権擁護について理解のある者とされております。十分検討いたしました結果、再度三浦京子さんを推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第155号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会

付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、起立により採決します。議案第155号は原案のとおり適任とすることに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第155号は適任とすることに決定しました。

○

日程第9 請願第6号及び請願第7号まで一括上程

○議長（北田 彰君） 次に、日程第9、請願第6号及び請願第7号の2件が、今定例会までに提出されました請願であります。その内容についてはお手元に配付しているとおりです。

○

日程第10 委員会付託

○議長（北田 彰君） 次に、日程第10、委員会付託を行います。

議案第116号から議案第154号及び請願第6号から請願第7号までの41案件を、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査をお願いいたします。

○

日程第11 報告第17号から報告第19号まで一括上程

○議長（北田 彰君） 次に、日程第11、報告第17号から報告第19号までの3件について一括して議題とします。提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

〔登壇〕

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、187ページの報告第17号から報告第19号を一括して説明いたします。

まず、187ページ報告第17号専決処分の報告について説明申し上げます。

地方自治法180条第1項の規定の基づき、議会において指定されている事項について専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

開けていただきまして、188ページをお願いします。

専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償にかかる額について専決処分したものでございます。

事故の発生日でございますが、平成20年6月26日、相手方は記載のとおりでございます。事故の概要でございますけれども、相手方車両が市道住吉赤星線を走行中に雨天のため視界が悪く、アスファルト陥没穴に右側前輪を脱輪し、道路陥没箇所にも車両が接触し、その衝撃でタイヤを破損し、損害を与えたものでございます。損害賠償額は記載のとおりでございます。決定事項として、本件、事故に関する一切の損害賠償として上記の金額を支払い、今後ともいかなる事情が発生しても双方とも異議を申し立てないというものでございます。

以上が、報告第17号でございます。

右側の189ページ、専決処分の報告第18号専決処分の報告についてでございますが、同じく地方自治法第180条第1項の規定の基づき、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

開けていただきまして190ページ、専決処分書で、これも同じく市道の管理瑕疵による損害賠償にかかる額について専決処分したものでございます。

事故の発生日は平成20年9月29日、相手方は記載のとおりでございます。事故の概要といたしまして、市道赤迫線の横断側溝の中央部のグレーチングぶたが破損していたため、職員が対応していたところ、避けて通行しようとした相手方車両が破損箇所に左側前輪が入り込み、その衝撃で損害を与えたものでございます。損害賠償の額は記載のとおりでございます。決定事項として、一切異議を申し立てないということでございます。

次に、最後になりますが、191ページ右側をお願いしたいと思いますが、報告第19号専決処分の報告について説明申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定の基づき、議会において指名されている事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により、次のように報告いたします。

開けていただきまして、192ページになりますけれども、専決処分書でございます。市営住宅の家賃及び明け渡し請求にかかる訴えの提起について、地方自治法180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したものでございます。

専決処分の内容でございますけれども、訴訟提訴対象者12名は、市営住宅家賃

の滞納が長期かつ多額に及んでおり、再三の督促催告にもかかわらず納入もなく、また、誠意ある行為も示さない悪質な滞納者であります。このような滞納者を放置すれば、滞納家賃の増加を招くこととなりますので、今回の法的措置によりまして、滞納額の解消のため、住宅明け渡し及び滞納家賃の支払いを求め、法手続を行うものでございます。

当事者として、原告は菊池市代表、菊池市長でございます。被告につきましては、記載しておる12名でございます。事件の概要という形でございますが、被告らは次のとおり市営住宅の家賃を滞納しているため、賃貸借契約を解除し、菊池市営住宅管理条例第41条第1項に基づく、建物の明け渡し及び滞納家賃の支払い並びに損害賠償を求めるものでございます。内容につきましては、記載してありますとおりでございます。請求の趣旨として、被告らは原告に対し、前記記載の建物を明け渡すこと、2つ目に被告らは前項記載の滞納家賃及び賃貸借契約解除日から、前項記載の建物明け渡し済みに至るまでの家賃相当の倍額の損害金として支払うこと、3番に仮執行宣言でございます。

以上、報告第17号から19号まで、一括説明申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。報告第17号から報告第19号までの3案件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告にとどめます。



日程第12 休会の議決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第12、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日10日は、議案調査のため休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

よって、明日の10日は休会といたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日は休会ですので、会議をあさっての11日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

どうも、お疲れでした。



散会 午後1時48分

平成20年第3回菊池市市議会定例会

議事日程 第2号

平成20年12月11日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（27名）

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	枳原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君	
24番	北	田	彰	君	
25番	外	村	國	敏	君
26番	徳	永	隆	義	君
27番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君	
副	市	村	上	建	二	君	
収	入	高	本	信	男	君	
総	務	緒	方	希	八	郎	君
企	画	石	原	公	久	君	
市	民	村	山	隆	君		
経	済	後	藤	定	君		
建	設	岡	崎	俊	裕	君	
七	城	松	岡	敬	二	君	
旭	志	中	村	榮	光	君	
泗	水	上	林	正	章	君	
企	画	木	村	靖	弘	君	
財	政	川	上	憲	誠	君	
総	務	山	田	浩	文	君	
教	育	田	中	忠	彦	君	
教	育	山	口	正	司	君	
農	業	五	島	千	秋	君	
水	道	三	牧	茂	君		
監	査	大	塚	茂	幸	君	

事務局職員出席者

事	務	局	長	岩	木	精	四	郎	君
議	事	課	長	永	田	哲	士	君	
議	事	係	長	上	田	敏	雄	君	

主任主事

荒木崇之君

午前10時00分 開議

○
○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

なお、ここで申し合せについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含め60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答で、質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

ここで経済部長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。一昨日の栃原議員の質疑の中で、議案第124号平成20年度菊池市一般会計補正予算の商工費で、四季の里の旭志の出資金につきまして、10月末時点の累積欠損金、いわゆる赤字でございますが、1億4,000万円と申し上げましたけども、1億400万円に訂正させていただきたいと思っております。1億400万円の誤りでございましたので、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（北田 彰君） はじめに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。これより一般質問をいたします。

3つのテーマについてお願いをしておきましたので、順次進めてまいります。

最初に教員免許更新制について伺います。これにつきましては、90年代末からの学力低下論争を受け、その流れは安倍晋三政権下での教育再生会議に引き継がれ、その教育再生会議で免許更新制が提言されてきたことは知るひとぞ知る事実です。このような教育への政治の介入は先ごろの文科省の妄言、失言等に見られるように、あるいは教育基本法の改変等に見られるように、近代の中でさまざまな形で現れてきました。

いよいよ、来年4月から教員免許更新制なるものが導入されることになりました。これにより、今まで一度取得すると生涯有効だった教員免許に一律10年間

の有効期限が設けられ、免許を更新するために年間30時間の講習を受けることが義務付けられることになりました。考えるまでもなく不思議なことです。数ある免許・資格の中で教員のみを取り出したわけですから。

そもそも、この教員免許更新制はどのような経緯を経て議論をされ、構想されてきたのでしょうか。教育再生会議の前段でこれに深くかかわってきた教育改革国民会議の子ども観、教育観に対する考えの流れを見てみますと、更新制の導入はバブル経済の崩壊とともに、90年代後半から始まっていることがわかります。社会が経済的に疲弊していくにつれ、倫理・道徳が問題視されるようになり、道徳教育批判の声と比例して更新制についての議論が登場するようになりました。そこにはバブルの破綻、生活の不安、殺風景な社会、教育犯罪の報道、子ども世界の変化、犯罪の低年齢化、これは教員の教え方が悪いんだ。そうであれば、不適格教員を排除しなければならない。そのためには免許更新制を導入すべきだという、誠に短絡した意図的な構図が見えます。しかし一方では、日本ほど徹底して教員の研修を用意している国はなく、これを効果的に運用すれば、わざわざ更新制を設置するまでもないと、更新制の導入は教育現場の崩壊を促す不合理な制度として識者の批判にさらされているのも事実です。制度の全貌と目的も明らかにされないまま、強権的に導入される更新制に、教育現場には一体どういう形で実施されるのかと不安と困惑が広がっています。文科省と県教委が主導するにしても、本市教育委員会には制度が持つ無理と矛盾に心を留められ、現場へ最も近い地点からの暖かいまなざしが求められています。多くの問題をはらんだこの新制度について次のこととお伺いいたします。

先行して施行された熊本市、阿蘇市の情報を得ておられるか。本制度を肯定的に受け入れられるか。多大な犠牲を強いる本制度は教員の資質の向上を測る精度として機能し得るか。免許を要する職業はほかに多くあるが、教員だけを取り出した本制度をどう考えるか。制度にかかわる詳細が国及び県から示されているか。更新制にかかわる国家予算、県予算、市予算は、それぞれいかほどか。初年度、市管内に該当者が小学校、中学校、それぞれ何人いるのか。

以上、一遍目のご質問といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 来年4月から導入されます教員免許更新制でございますけども、最初の熊本市及び阿蘇市で施行されたという情報は得ておりません。

この更新制は議員の説明にありましてとおり、教員免許状を持っている先生方が各自の終了確認期限の前2年間に30時間以上の免許状更新講習課程を修了し、

免許管理者である熊本県教育委員会に更新終了確認の申請を行い、そこから証明書が発行され、更新という流れになっております。

この更新制を肯定的に受け入れるかというお尋ねでございますけれども、本制度は不適格教員を排除するためのものではなく、教員としての自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的であると、文部科学省より示されております。新しい制度であり、まだスタートしていないものですので、その成果がすぐに立証されるものではないと思われませんが、本来の目的が達成されるよう、市教育委員会としてできることは確実に取り組んでいきたいと思っております。

また、免許資格を有する職業が多くある中、なぜ教員だけが更新制をとるのかということに関しましては、他と比較するものではないと考えております。更新制に関する詳細は、熊本県教育委員会より通知があったものは学校へ周知しておりますが、本制度に関する詳細は文部科学省へお尋ねくださいというものが多いうようです。

次に、本制度の予算に関してですが、国の予算は文部科学省に確認しましたところ、平成21年度予算要求額は46億8,339万4,000円とのことでした。内容としましては、更新講習の開設事業費等補助と更新制の理解促進事業費とのことでした。また、熊本県の予算ですが、11月末に学校人事課に確認いたしましたところ、現在予算要求中で予算査定前であるため要求額は明確にできませんが、内容としましては更新制の周知費用及びシステムの構築費用との回答でした。本市におきましては本制度に関しての予算予定は特にいたしておりません。

次に、初年度の菊池市内の対象者ですが、今年6月に県から調査があり回答しております。その時の調査の対象者は公立小・中学校及び幼稚園の教員で、常勤、非常勤、休職者、指導主事も含めて、平成22年度末に35歳、45歳、55歳となるもので、該当者は小学校18名、中学校9名、公立幼稚園で1名でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） 私がこの質問を通告したのは11月25日でした。その時、職員の皆さんと話す中で、制度のことを知らないという方もいらっしゃったりして、こういう状況の中でこういう制度が入ってくることを大変心配したわけです。それで、質問も細やかにお願いをしてきたところですが、幾つかはなるほどと思うところがありましたけれども、情報等もまだ文科省から直接とらなければ県教委もわからないという状況が、まだまだ、いまだにあるようです。非常に

急いで走りながら考えるという制度のようで、今後が大変心配をされます。

当局では、施行を経た阿蘇市と熊本市の情報をとっていないということでありましたけれども、私はその辺にちょっとお話を聞きに行きました。ある中学校の校長先生がおっしゃるには、従来行っている10年次研修とどう違うのか、目的がわからないとおっしゃって、判定基準やかかわる人もわからず、これは教員の委縮につながるのではないかと大変心配すると、これは中学校の校長先生です。もう1人、小学校の校長先生は、現在の教育現場は保護者などの圧力や給料の削減などがあって厳しい環境にある、そういう現場にこういう制度が入ってくるとすると、この教育の現場に魅力を感じ優秀な人材が根付くのだろうか、教育界の行く末を案じておられました。もう1つ、教育学部の女子学生、これは中学校の教員になりたいと勉強している人でしたけれども、自分は塾の講師をしている、指導力に欠ける教員の教え方等に疑問を持つこともあるので、そういう教員の免許が剥奪されると理解していたが、文科省は公式にはそうは言っていませんですね。そうではないと、今の教育長のご答弁のようなことを言っていますが、そうであってもなくても、目的、内容が不明確で運転免許のようになったら意味がないというような話も聞いてきたところです。いろいろな立場の方から異口同音に、普通の感覚では理解に苦しむという声が現時点では聞かれたわけですが、私もそういう疑問を持つものですから、あえてこの際、質問を出したところです。

質問を出してよかったと、今、思っていますが、もう少しこういった制度の導入の歴史的背景をみてみたいと思います。これは、故橋本龍太郎氏が例の神戸の少年の事件に驚いて、危機感を持って国民にメッセージを發しました。この意識が第16期中教審に共有され、そして2000年3月に出發したのが江崎玲於奈氏率いる教育改革国民会議でした。同会議の緊急アピールの巻頭言には、青少年による衝撃的な事件が続いている、教育改革国民会議はこのことを真剣に論議したと書かれています。そして同会議は、90年代後半以降の社会を惰性的気風渦巻く道徳的に弛緩社会であると言って、ここで変わらないと日本が滅びるというようなことを言っています。中でも犯罪に手を染める一部の少年たちの反省、解決すべき問題をすべての児童・生徒に波及させて、子どもを厳しく飼いならす必要があることを国民にアピールして覚悟してもらおうとまで言っています。驚く発言ですが、子どもは飼いならす存在に過ぎないというのが彼らの子ども観なのではないでしょうか。同会議は実際に教育基本法の改正を提起しまして、従来の惰性的気風を打ち破るための社会的ショック療法とすると、まるで国民をしびれさせておいて、その間に彼らの主張する政策へ轉換しようと言っています。その後、教育基本法の改悪に伴う道徳問題や国家間の声高なアナウンスは、世間からの批

判をかわしながら、教員統制のための更新制を生み出す伏線となっていました。

こうした文脈の中で、当時の町村文科省の諮問に答えたのが、中教審の最終答申、「今後の教員免許制度の在り方について」でありました。同会議や町村氏の狙いは、中教審の言う教員免許に更新制を導入することができれば、適格性を欠く教育への対処が格段に進むとあるように、更新制を利用した当局サイドの規格外教員の排除に見事に反映していることがわかります。権力や政治が教育に踏み込んだ暴挙をあらためて知るところですが、そもそも教育改革国民会議という単なる首相の私的機関の提言に過ぎない導入示唆が教育再生会議で議論増幅され、今や現実の問題になってきました。現場の混乱と児童・生徒への影響を案じないわけにはいきません。文科省は多くの批判をかわすために途中から、先ほど教育長のご説明があったように、教員免許の更新制はいわゆる問題教師の排除ではないと言い換えましたが、これが本当に教育をよくするために役に立つ教育的営為なのか、続けて疑問点を伺います。

10年に1度、30時間の講習を受けることで、教員の資質、能力の向上が図れるか。効果は期待できず、多額の税金、これは県でもまだ予算がはつきりしていないようですけれども、国の予算で、文科省で21年度の概算要求で46億8,000万円ということでありましたが、そういう多額の税金と多忙な教員の時間を浪費するだけだという意見に対してはどうお考えか。それから、毎日仕事を持ち帰り、子どもの家に電話をしたりで、寝るのは12時過ぎが当たり前と。土、日にはその中での遅れを取り戻そうと仕事をしているような状態の中で、30時間も時間をどうやって確保するのか。これに研修場所への移動の時間も入れたら、過労死が頭をかすめるという現場の声にはどう答えられるでしょうか。それから、教員の人数を1.5倍に増やすか、せめて事務的な部分だけでも完全に教員と切り離し、教師が授業と生徒に専念できる環境をつくれれば、自然に資質は向上すると、これも現場の声ですが、これにはどう答えられるでしょうか。それから、受け入れ大学の体制、講師陣が不備であると心配されていますが、本市教育委員会としてはどう構想しておられるでしょうか。

以上が2回目質問です。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） この更新制は先ほども述べましたとおり、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的として導入されますので、その目的が達成されなければならないと考えます。最新の教育事情やそれを抱える課題に応じた講習を受講することにより、教員の資質、能力の向上を図る

ことも目的の1つだととらえております。

次に、更新講習の終了認定は講習開設者が試験を実施し、文部科学大臣が告示する到達目標に掲げる内容について、適切な理解が得られたと認められた場合に認定されるとなっておりますので、ただ受講するだけでよいというものではなく、自分の知識として習得されるものと思われま

す。また、研修時間の確保についてですが、文部科学省の解説書や予備講習一覧を見てみますと、講習は1日に6時間組み込まれているようです。30時間の講習を受講するためには、2年間で5日間ということになります。また、インターネットや放送による受講形態も認めており、受講しやすい環境整備が整えられているようです。これからスタートする制度であり、見えにくい部分もあるかと思いますが、関係者の現場の意見等を取り入れながら運用されるものと思っております。

次に、更新制の導入に伴い、教職員の人数を増やしたり、事務的部分の完全切り離し等は考えておりません。

また、受け入れ大学の体制等についてでございますが、更新講習の開設や、講師及び内容に関しましてはさまざまな条件があり、多様で質の高い更新講習の開設による教員の指導力や専門性の向上を目指して、文部科学省で申請認定の手続きがなされます。したがって、教育委員会としまして現段階で特に心配しているということはありません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） ご答弁のように教育の現場に混乱が起これば、そしてあわせて教員の資質が向上するように機能することを、本当に願わずにはいられません。やはり現場に行きますと、さまざまな問題点が、積み残しがあるようです。先ほども言いましたように、文科省は主導を県教委がやるということで、地方の教育委員会はそれほど責任をお感じになっていないようですけれども、やはり現場に一番近いという設置者の責任としては、いろいろ考えていく問題がたくさんあると思うのです。

質問に対して、現場の声については今のところ考えていないということでありましたけれども、私は校長先生ばかりではなくて、現場で働いている40代の、保護者に信頼の非常に厚い女性の教師に聞いたのです。その方は、教員免許もさることながら、それもとて心配だけれども、来年から英語活動なんかが始まりますね。そのカリキュラムづくりや、例えばルーテル大学に相談にいかねば

いけなかつたりするようなこともあると。それから、週35時間の授業時数増ということにもなる。そういう対応に追いつめられている中へ、この制度が入ってくるといふことになると、学校はもう本当にこう憤りとも、あきらめとも、むなしさともつかないため息が蔓延しているという話を聞いたのです。こういう状況でいい教育ができるのか、本当に私は疑問に思ってまじめに心配をいたしております。教員の生活の実態を本当に調査をし、労働条件の緩和に努めることで、生徒に向かわせるような政策に転換できないものかと、つくづく思います。

受講要件の運用次第では人権侵害や差別の道具となったり、パワーハラスメントや思想チェックの道具となる可能性も危惧されています。とやかくいっても、初年度該当の教員は、先ほど人数をお知らせいただきましたけれども、30時間の講習を課せられることとなります。私は県内講習機関として12大学が、今、名乗りを上げているようですけれども、その中の熊本大学の話聞きに行きました。非常に情報不足であやふやですよ。それでも話を聞きに行ったのですけれども、熊本大学の話ですと、講習は必須科目が12時間、選択科目が18時間の合計30時間で、それぞれに試験が行われるということでしたが、更新の可否基準は非常あいまいで、文科省からもはっきり示されていないと、これは11月の時点ですけれども、判定は講習機関のさじ加減ひとつにならざるを得ないでしょうということでした。そして、熊本においても、いまだにその12大学間で調整が図られているという段階のようで、どう考えても、何ともいまだに釈然としない制度です。

時間がありませんので、最後に次の事柄についてお答えをいただき、確認をして、今後を見守りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

受講者には職務専念義務免が適用されるか。これは県教委から通達が来ていると思いますが、確認をいたします。それから、本制度には受講免除の特例があります。いろいろあって、校長、副校長等々の管理職は免除されるということになっていますが、この根拠についてはどう説明されていますか。それと、管理職であっても知識、技能を十分に有していない場合はこの限りではないとありますが、これはどうやってわかるのでしょうか、判別できますか。それから、文科省は必要経費を個人負担で3万円プラス交通費程度と試算しておりましたが、3万円の積算の根拠はどう説明されているのか。それから、最近の情報では、11月に聞いたところでは公費負担もあるという話を聞きましたが、これはどうなっているのでしょうか。それから、それぞれの大学で手法が違うようなのです。受講義務者への情報の提供はどこがするのでしょうか。それから、熊本市と阿蘇市で施行されたところの経験者の話では、回覧文書で自分が該当者であることを初めて知った

という人や、文書がたくさんある中で見落としたという人もおりました。現場での周知は今後どう図られるのでしょうか。それから、校長先生に制度の内容を聞きに行ったら、「いや、わしもようと知らんとたいな」と言われたというのです。管理職への指導はどうされているのでしょうか。これは現実の話です。施行期間は教育事務所から直接本人へ通知されたが、来年度からはどうなりますか。それから、熊本大学では講習期間を6月の土曜、日曜と8月夏休み、お盆過ぎが予定されているということでした。これは制度の性格からして土・日や夏休みを使わない受講体制が本来ではないかと思いますが、今後さらに文科省がそのようにやってくれることを願うところですがいかがでしょうか。それから、こういうふうな強権的な導入に現場は大変不安が広がっています。さらなるメンタルヘルスケアの強化と産業医の確保等々も求められてくると思いますが、そのご用意があるのでしょうか。

以上、お願いいたしますが、国会で決まったことに対して、地方独自の工夫をすることは非常に困難だということはわかっています。それでも、子どもが大事にされる、そして教師が持てる力を存分に発揮できる学校を目指して、本市教育委員会は現場への暖かいまなざしを忘れないでいただきたいと思います。本制度に対するお心構えなどもお聞かせいただいで、この段の質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、更新講習受講の際の服務についてでございますけれども、文部科学省の通知文や県教育委員会学校人事課に確認いたしましたところ、職務専念義務免除となる見込みとの回答でございました。本市教育委員会もそのように対応したいと考えます。

次に、更新制の講習受講免除の特例に関してですが、この判断権限は免許管理者にありますので、免許管理者である県教育委員会に確認しましたところ、先ほどお尋ねの管理職の件も含めて、現段階で詳細は未定とのことでした。

また、手数料に関しましては、講習開設者である各大学等が定めるようになっており、積算根拠については、詳細にはわかりかねますが、時間単価等も含めさまざまな諸条件を考慮し、一応の目安として出されたと言いました。

3分の1の公費負担の件ですが、更新講習の開設事業費等の補助ということで、先ほどもお答えしましたが、平成21年度の国の予算として46億5,800万円を要求されておりまして、開設者に対して補助することによって、個人が負担する受講料が下がることにつながるということでした。

次に、受講義務者への講習等の情報提供に関しましては、文部科学省のホーム

ページにわかりやすく掲載されておりますが、市教育委員会としましては、各学校の更新講習の受講対象となる教員等が確実に講習を受講できるよう周知を図ってまいります。また、各学校長は勤務する教員等に対し、その者の終了確認期限について周知を図るよう文部科学省からの通知もあっており、校長会等においても周知徹底を図るよう指導してまいります。同時に、先生方も職務多忙とは思いますが、自分の免許に関することであり、10年に1度のことでありますので、情報収集に努めていただきたいと思いますと思っております。

各自への終了確認期限の通知ですが、県教育委員会に確認しましたところ、今後個人あての通知等はしないということでした。

次に、講習開催の日時や期間についてでございますが、開設者である大学等が判断される部分ですので、言及は差し控えさせていただきたいと思います。

最後に、更新制に対する私の考えですけれども、更新制の目的として、現在の陳腐化年数が非常に小さくなっているという今日ですので、その時々で教員としての必要な最新の知識を身に付け、スキルアップしたものを教育の場に生かしていくということは重要なことであるかと思えます。そのために、情報の提供、受講しやすい職場環境の整備、メンタルヘルスケアの強化等、市教育委員会としてできることは万全の体制でサポートしてまいりますし、県教育委員会、文部科学省と連携して行うべきものは、しっかり連携してまいりたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
では、次に移ります。

次は、職員採用の内訳と職員の配置及び専門職の確保等々についてお伺いをいたします。合併時の職員は本市613名おりましたが、現在では555名と聞いておまして、05年から07年までの退職者は58人ということになります。その中には当然、専門職、技能職もいたわけですが、それを補完すべき正規の採用はありませんでした。しかし一方、現場には嘱託職員が263名、臨時職員が16名という不安定な雇用の実態があります。しかも、その人件費は5億円に上るといいますから、非正規雇用にかかわる雇用者、非雇用者双方の責任の所在の問題も含めて、この変則制は見過ごせません。しかし、これについては、先の決算特別委員会で指摘をされていますので、ここでは重複を避け、そちらの検討結果を待つことにいたしますが、ここでは職員数が相対的に多いという議論は一面的に言えても、地方分権の今日において高度な地方自治をこなすに必要な質

的人員が確保されているかといえ、それは必ずしも需要と供給のバランスを満たしているとはいえません。私はこれまで再々職員の採用については、中長期的な展望に立つこと、市民の具体的なニーズの把握を行い、それに対応できる職員の確保に努めること、地方自治の専門家を育て確保すること、市民主権社会における全体の奉仕者を育て確保すること等々を提案してきましたが、いずれも問題なしとして採用がありませんでした。行政改革の最大の命題である平成22年までに48人の職員削減という大前提があったからでしょうが、しかし、その職員削減は当局の予想をはるかに上回るスピードで進んでしまいました。予想の2分の1ぐらいの期間で58人が辞めていったわけですから、当然にしてその空白、欠落もまた、予想を超えるものであったでしょう。そのことを指摘しながら、住民サービスの低下につながらないように、そしてメンタルヘルスの職員を増やさないように提言をしてきたわけですが、新採ゼロという当局の強気の姿勢は変わりませんでした。ところが、今年度について職員の採用が明らかにされました。

そこで、最初の質問として、この間のゼロ採用がどう検証されたのか。採用は何人なのか。その人数はどう計算されたのかをお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。職員採用につきましては、国が平成17年3月に策定しました「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受け、本市でも平成17年3月に菊池市定員適正化計画を策定し、平成17年度から平成22年度までの5年間で、議員仰せのとおり48名の職員削減を目標に掲げて実施してまいったわけですが、国による三位一体の改革等によりまして、厳しい行財政環境の現状を踏まえ、できるだけ早い時期に職員削減を行う必要があることから、一昨年、昨年と2年間新規採用を見送り、人件費の削減に努めてきたところでございます。

しかしながら、当初見込んでいた定年退職者に加えまして、勸奨による退職者も出ましたことから、平成17年から前年度までに、既に58名の職員が退職し、2年前倒しで平成22年度の職員削減目標を上回ることとなり、加えて本年の定年勸奨合わせて、5月末におけます数字でございますが、30名の退職が見込まれたことから、今後の行政需要と安定した住民サービスの提供を考え、今年度の退職予定者の半数程度の新規採用職員が必要との判断から、15名の採用を予定したということで採用試験を実施したところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） 本年退職者の半数の15人ということですね。私はつい先日議会事務局におりましたときに、たまたま若年退職の現場に立ち会うことがありました。40歳前ということでした。いかなる理由か知りませんが、ともかく1人の職員が若く去っていくところに立ち会いました。前途が明るいものであればいいなと思ったところですが、そういう状況がずっと続くということですよ。

私がここで聞きたかったのは、20年度の退職者が30人ということですが、その半数程度が必要との判断、その15人をはじいた根拠です。例えば、どこが弱いからどこにどう配属するというような具体的な根拠が要って、15人というのが明らかにされるべきであろうと、私は思うのですけれども、それが聞きたかった。それについて、次に少し細かく聞いていきます。

今、おっしゃったように、行政改革に書いた5年間に48人削減というのは、これは1つの想定にすぎません。そうであるにもかかわらず、それに固執しすぎて変化・進化する現場への対応が遅れたり、適切でなかったりするようでは困ります。常にサービスの質・量を落とさないために、臨機応変かつ適格な対応が望まれるわけです。団塊の世代は、退職はまだここ数年続きそうですね。そして、先に言いましたように若年退職も考えられます。職員定数で何よりも大事なことは政策との整合性だろうと、私は思います。今後遂行されるべき、政策のどの分野にどういう人材が必要かということをもとにした将来設計の上に、職員数ははじき出されるべきだと思います。

私はそういう意味で、「安心と信頼のまち」を目指して、その担い手としての職員の任用や配置については度々意見を述べてきました。その中で特に、国・県からの移管事務が増え、それに伴う事務量の増大と高度化にかかわるところの絶対数の確保及び専門職の確保を、提案をしてきました。新医療制度や、障がい児・障がい者制度等にかかわる改悪は、本市においても大きな制度変更を迫られています。そこには、新しくソーシャルワーカーや保健師や管理栄養士等の専門職が求められていますが、今回の採用にはそういう背景が反映されて、求めてきたところのソーシャルワーカーや保健師や管理栄養士等の専門職がいらっしゃるでしょうか。採用の人はそれぞれ、どの分野に配属されるのでしょうか。特にどの分野が強化されるのか、そしてどの分野が弱いと把握されているのでしょうか。採用者の男女比をお知らせください。それから、向こう5年間の満期退職者数をお知らせください。

以上、2番目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点目の採用予定の職種につきましては、毎年実施しております部・課長等の業務ヒアリングによりまして、各課の業務の遂行状況や制度改革による事務の増加、高度化等を含め、今後の新規・継続・廃止業務の状況等について意見の聴取を行っているところでございます。今回の採用予定者につきましても、市の財政状況や行財政改革の進捗状況、なお、また各課の現状等を総合的に判断して行ったものでございます。

次に、採用予定者に専門職がいるかということでございますが、募集につきましては看護師2名、管理栄養士1名を行いました。合格者につきましては管理栄養士1名のみ合格となったところでございます。しかしながら、この合格者につきましても、来年の5月の国家試験合格が採用条件となっております。

2点目の新規採用職員の配置についてでございますが、はじめに本年度募集しました職種及び人員と、その合格者の内訳を申し上げたいと思いますが、大卒程度の行政職が募集6名に対しまして合格者6名、同じく建築が募集1名に対しまして合格者1名、専門職の看護師が募集2名に対しまして合格者はありませんでした。管理栄養士が募集1名に対して合格者1名、高卒程度の介護士が募集3名に対しまして合格者2名、同じく一般事務が募集2名に対し合格者2名と、全体で募集15名に対しまして12名の合格者が採用予定となっております。この採用予定者の12名でございますが、この配属につきましては、建築、管理栄養士、並びに介護士につきましては、当然、専門分野への配属を行う予定であります。また、残りの8名につきましても、業務ヒアリングにおける各課の現状を精査し、慎重かつ適正に配置したいと考えております。

3点目の、特にどの分野が強化されるかとのことでございますが、2点目でお答えしましたとおり、当初の募集15名に対しまして合格者が12名となり、採用予定者が3名少ない結果となりました。また、管理栄養士につきましても、先ほど申しましたように国家試験合格が採用の条件となっており、当初予定した採用計画との違いもあることから、現在、検討中でございます。

4点目の、どの分野が弱いか、把握されているかにつきましては、1点目と2点目で申しましたとおり、これまでも度々、業務ヒアリング等により各課の実情を把握しており、定員適正化計画による職員削減を行う中で、職員は個々の職務能力を高めるための実務研修へ積極的に参加しておりまして、特別に弱い分野はないのではないかとというふうに認識はいたしております。

5点目の来年度新規採用予定者の男女比につきましては、募集要件に性別とい

う規定ができないところがございます。結果として、今回の新規採用予定者12名のうち、男性が4名、女性が8名となったところでございます。

6点目の、今後5年間の退職予定者数でございますけれども、平成20年度につきましては、現時点での退職予定者が定年退職、普通退職、勸奨退職を含め、総数で32名でございます。21年度以降は定年退職のみの数でお答えいたしますと、平成21年度が17名、平成22年度が12名、平成23年度が18名、平成24年度が16名となっております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） 15名というのは各課のヒアリングを基にしてはじき出したというように理解していいですね。それが根拠であると、ヒアリングを大事にしたということですね。

大体、今、状況を説明されたので、市役所の職務実態といいたいでしょうか、それがイメージできたところですが、採用募集の15人の中には専門職、技能職が考えられていたようで、建築士というのは専門職としての建築士ということではなかったのですね。大卒の建築士ということですね。伺いますと、看護師が2名、管理栄養士1名、介護士も3人いらっしゃったということで、そういう専門職、技能職を入れられたことは評価に値しますけれども、聞いていますと、結果としては、看護師はゼロですね。介護士は3のところは2ということでした。看護師と介護士が募集人員を満たさなかったということは、ちょっと私は放置できない状態だと思うのです。これでもやはり最低の募集であったと思いますので、こういう状況になるのを心配して、毎年2、3人でも専門職を含めた計画的な採用をすべきだと言ってきたのですけれども、看護師と介護士も新医療制度とか、それから健康推進、母子健康増進等の分野では大変重要な職種ですよ。ここが十分でない状態が続くと、やはり早速、サービスに支障を来すと思われませんが、その対策は早急にしなければならないと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

それから、保健師についても現場が非常に無理をしている、サービスが十分でないということもあって、私でないもう1人どなたかも保健師の増員は提言されたと思いますけれども、今回はいらっしゃらないようですが、それはなぜかをちょっと伺いたいと思います。今、お話を聞きましたけれども、人事管理は直接的な住民サービスとは別枠と考えられているようではありますが、それは職員の意志の発露と能力に密接に結び付くものですから、人事管理によりそれらが満たされたとき、住民サービスは格段に向上すると思われま。

そこで、来年度から、あるいはそれ以降の人事管理の方針について伺います。職員の配置で、さらに住民サービスの向上を図るという観点に立てば、組織機構の見直しも必要です。例えば、ある高齢の方が医療費と納税のことと自宅の改修のことで相談に来られたとします。これは架空の例ですけれども、この場合、この方は最初に腰掛けられたいすに座ったまま、すべての回答を得て、短時間で満足して帰ることができるでしょうか。恐らく現状では目的ごとに部署を移動させられるでしょう。これを解消する方法が考えられないものか。例えば、関係する部署を物理的に統合する。つまり、それらの部署をすべて1ブロックとして設定するというものです。そうすれば、相談に来られた方は、用件を伝えた後は、最初に腰掛けられたいすに座ったまま、目の前で職員の連携プレイを見ながら回答を待つということになります。部署間を言ったり来たりするのは、相談者ではなく職員であるということです。そうすることにより、縦割りの弊害が乗り越えられ、職員のコミュニケーション能力が高まり、さらには連携して1つの仕事を完結させる意義が認識されると思われませんがいかがでしょうか。この点については、部長のご答弁の後に、市長にもお答えを願います。

また、住民サービスの向上を考えならば、現在の支所方式もまた真摯な検証が必要です。一般質問でも支所方式の問題点が再々指摘され、分庁方式の提案がなされてきました。しかし、答弁は、支所方式は合併時の取り決めであるとの域を越えるものではありませんでした。このごろの市長の発言の中には、見直すべきものはそうすべきであるとの見解が随所に見られます。見直すべきは見直すという柔軟さは、リーダーに特に求められる姿勢です。合併後、3年8ヵ月を経た今日、住民サービスの奥行きや間口が限られ、周辺の沈下が懸念されている支所方式は早急な見直しが待たれています。現在の各支所を部署ごとに分けた分庁とする。その上で分庁を中心として各地域の細やかな振興を図っていく。そのためには質的にも量的にも相応な職員を配置する。そうすることによって、職員の能力の発揮の機会を保証し、あわせて意識の向上や熱意の醸成にもつなぐことができるでしょう。職員の適性配置とは本来こういうことを言うのだと思いますが、来年度からの方針として分庁化という抜本的な機構改革とセットで適正配置を考えられるよう求めますがいかがでしょうか。この点についても部長答弁の後に市長にお答え願います。

適正配置という点で、もう1つお伺いしたいことがございます。11月11日付の熊日の報道を見て驚いたのですが、私も熊日が書いているような内容を度々聞いてきたのでした。熊日の表現を借りれば、「主要なラインの幹部が一貫して旧市出身者で固められている」という、この点についてはいかがでしょうか。

最後に伺いたいのは、女性管理職登用の課題です。これまで女性たちは男性たちに比べ、管理職になるための機会や学習が格段に低く制限されてきました。そのため、管理職年代になってもなかなか手を挙げられない状況があるのは残念なことです。今後はその反省に立ち、女性管理職登用の方針を明らかにし、早急にその環境を整えなければなりません、いかがでしょうか。この点についても、部長答弁の後に市長にお答え願います。

現状が不十分であるにせよ、市役所が民間の人事管理の範となるべく、積極的に女性管理職を起用すべきですが、現状ではいかがですか。割合はどうなっていますか。近隣と比較していかがでしょうか。それから、来年度登用の用意はあるか、そして3年後、5年後の数値はいかがか。

以上、お答えをお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 採用試験の結果として看護師、介護士の数がということでした。3名の採用予定で2名、介護士は3名のうちで2名採用ということになりましたが、受験者そのものは満たしておったのですけれども、昨年も介護士も同じだったと思いますが、いわゆる共同試験で全国一斉的にやっております。市役所の水準といいますのは、この試験の50%、半分以上の成績がないと、市の適応能力がないというような判断の試験でございまして、募集人員があったとしても、現実的に採用の50%の枠内に入らなかったという結果の中でこのような状況になったこととございます。今後につきましては、その結果を踏まえて庁内で議論したわけとございますが、採用試験を独自ですという方法も検討したわけとございますが、いずれにしても公平、公明な採用試験ということになると、やはり共同試験的なものが一番適当であるというような形で、来年も引き続き募集をしていくというような結論に、今のところはなっているという状況とございます。

また、保健師の件もお話がありましたけれども、全体的な専門職の数あたりからして、今回は保健師については専門職の採用試験は見送ったということとございます。全体的な採用枠もございまして、その辺も含めて総合的に判断して実施をしたということとございます。

また、議員提案の分庁化とセットで職員の適正配置についてはということとございますが、確かに市民への業務分担がわかりやすい、職員の増加により購買量が増加し地域が活性化する。また、業務に必要なスペースを確保できる等々のメリットが考えられる反面、どのような業務をどこに移せば、市民にとって利便性

が上がるか。また、業務を移した部署への市民のアクセス方法は整備されているか等々の問題も、一方では考えられます。現時点ではご提案として受け止めさせていただきたいというふうに思います。

次に、主要ラインの幹部が一貫して旧菊池市出身で固められているのではないかとの新聞報道の質問でございますけれども、現在の職員配置は退職者の補充に伴う異動等、また、職員全体の中で検討し、適材適所に配置した結果でございます。ご質問のような偏った職員配置はないと認識しております。

続きまして、女性管理職の登用状況でございますけれども、本年4月1日現在で総務審議員以上の管理職総数でございますが、89名おります。うち、女性管理職は6名でございます。管理職全体に占める女性管理職の割合は6.7%となっております。近隣市の状況でございますけれども、山鹿市が1.7%、阿蘇市が5.0%、玉名市が2.0%、合志市は0%でございます。荒尾市は6.7%となっております。近隣市に比較すると、同等もしくはそれ以上という登用率であるという現状でございます。なお、今後の女性職員の管理職登用につきましては、将来的にも男女の区別なく、業務の執行能力に応じて登用すべきいうふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 1点目の職員コミュニケーションということでございますけれども、これにつきましては、ただいま部長のほうも答弁いたしましたけれども、さらに連携をして1つの仕事を1つの職場といたしましょうか、窓口で完結できるような、そういう意識を持つということであろうと思います。

面的にとらえて、そのセクションですべてができれば一番いいことだと思いますが、また関係課にご一緒して同行して、ご用向きに応えるということに心掛けていかねばならないとは思っております。市民への接遇につきましてから、普段から各職場におきまして、課長が中心となりまして、職場なりの研修を行って、来庁者の中にはご指摘のように高齢者の方々がおられる。あるいはまた、身体的に不自由な方もおられるということでございますので、そういった方々にはなるべく職員のほうが動いて、そして用向きを果たしてお待ちいただいている所に用件を持って行くというようなことにしていかなければならないと思いますが、課長の責任の下に各課がこういったことを、意識を高めていって連携を深めていくべきだろうと思います。そういったことをやっていると思われているわけでありませうけれども、縦割り行政というものの弊害がよく指摘をされますので、至急そう

いったことにつきまして、再度確認をしまして、改善していくべきものは改善していかなければならないとこのように思います。

また、2点目の分庁化のことですが、これにつきましては抜本的な機構改革とセットで適正配置をということで、お話でございますが、今、部長がお答えいたしましたけども、新庁舎は市民の方にとりまして最も身近な行政の機関であります。今回、質問も数多く出されておりますけれども、相談窓口であるということでありまして、現在の体制の本庁と総合支所方式での住民サービスのさらなる向上に努めていかなければならないとこのように思っております。これは合併協議における確認事項としてこれまでやってきているということでございますが、しかし、振り返ってみますれば、これまでに確か私の記憶によれば、森隆博議員さんのほうからの質問がありましたし、また樋口議員さんのほうからもご質問がありましたし、これまでの議員さん方の質問も何人かの方々から質問、並びにまた、ご提案的なものがございました。今後、この新庁舎までの期間というものが、完成までというものの期間がありますので、分庁を中心としたそれぞれの各地域が大変疲弊しているということも含めましてのご提案があっておりましたので、地域の振興を図ることが多くの市民の皆様意向であるとすれば、それについては議会、あるいはまた地域審議会の皆さん方の合意を得て取り組むことも選択肢の1つではないのかなというふうに、今日においてはとらえているところでございます。

また、次に3点目の、女性管理職の登用についてでございますが、ただいま他市との比較を部長のほうからお答えいたしました。男女機会均等法の関係法令によりまして、男女ということでの差をつけた昇進等はできないということになっております。女性に重きを置くというわけではないのでありまして、男女の比較検討もなく、区別なく、業務の執行能力に応じてこの昇任、昇格というものも含めまして、お願いをしているところであります。これまでの雇用の形態が非常に女性蔑視的なものがあったということは現実のものでありまして、それを変えていかなければならないということで、男女機会均等に基きます職員の配置、あるいは昇任、昇格というものを考えて今日までしております。それで、総務審議員以上の管理職については他市と比較して決して見劣るものではないというお答えをいたしましたけれども、さらに係長以上となれば、菊池市はもっと高いものをもってその後の備えをしているということであると、私は思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） ぜひ、お取り組みをよろしくお願ひします。残り時間が少なくなりましたので、市民部長、はしょって骨格だけ伺います。

3番目です。子育て支援と病児・病後児保育などについてですけれども、公立の保育園5園の中では、子育て支援の中において病児・病後児保育が全然取り組まれてきませんでした。私立の保育園16園では自園型で、自主財源でやってらっしゃいますが、公立で取り組まなかったということはちょっと問題だろうと思うのです。

時間がありませんので、なぜ取り組まなかったかということと、今後どういうふうにやっていくのかということと、それから通常の保育は当たり前なんです。少子化対策の中で理念と制度は両輪でなければなりません。本当に困ったときの親子のためのあたたかい施策としてどうお考えか簡潔にお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） おはようございます。

なぜ本市ではできなかったかという点ですけれども、合志や大津町におきましては、この事業を他の施設と併設して実施をいたしております。本市におきましての病児・病後児保育の取り組み関係ですけれども、先ほど議員がおっしゃったように、私立保育園では自園でやっておりますし、公立の保育園では自園型での実現は可能であっても、他の園児を預かるオープン型はどの園も難しいということでした。また、社会福祉協議会に委託しております子育てサポートセンター事業の中でも、派遣型の病後児保育について検討をしましたが、会員の中に看護師等の専門的知識や資格が必要なことから、なかなか難しいということでした。一応、これまでも病児・病後児保育事業については話し合っておはしておりますけれども、運営可能な施設、また人的面の把握が進んでいませんので、現在までには至っておりません。

また、今後の方策ですけれども、9月の議会の一般質問でも答弁しましたとおり、今後、次世代育成支援行動計画の後期計画としまして、平成20年度から21年度に市内の子育て中の保護者を対象としたニーズ調査を実施します。その中におきまして、病児・病後児のアンケート調査やワークショップなどで十分な検討を行いまして、その結果を踏まえ、親と子のための温かい施策を推進してまいりたいと思っています。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） 市長にもお願いしておりましたので、時間いっぱい市長のご方針をお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今、部長が申しあげましたけども、親の子育てに対する1つの負担といいますか、これは本当に女性が社会進出をして、ただいま、男女機会均等法の話もありました。役所におきますところの女性の活躍の場も広がってきている、管理職としての登用を高めていかなければならない、そういった意味の中におきまして、女性の社会進出とあわせて、各家族化が非常に進んでいるということもあって、ちょっと1日、2日の子どもさんの病気ということであれば、なんとか職場のやりくりもできるし、あるいはまた、家族で支え合おうということで、ご夫婦で互いにどうするかということがあるのかもしれませんが、これが1日、2日過ぎてきた場合に、それ以上になれば、非常に負担が解消できないということに推察いたします。全国的な病児・病後児保育事業につきまして、経営が非常に厳しいということで民間におきましては、総合的な1つの経営の中において取り組みができる部分を取り組んでいただいているのかなと、ありがたい気持ちでいっぱいです。

こういった状況を踏まえながら、病児・病後児保育事業に重要な、いわゆる育児支援と、このように考えておりますが、これまでの事業費については2分の1を国が負担していた。この後につきまして、補助率が3分の2に補助率を引き上げまして、市町村の負担を軽減するというので、国のほうが事業の拡充に取り組む姿勢であります。

本市といたしましては、子どもさんの病気は保護者の就労の大きな障壁になってくるということを踏まえながら、前向きに検討いかなければならないと思えます。いずれにいたしましても、この事業は利用者ニーズの把握、あるいはまた、どういった活用可能なものが資源としてあるのか、あるいはまた、最も必要なものはやはり医師会との1つの連携、そして連携はすなわち背景に医師会の高い理解と協力がなければでき得ないこの話でありますので、全市的にこういった医療機関、関係機関との調整を図って協議をしてみたいと存じます。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。



休憩 午前11時00分

開議 午前11時09分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

○14番（葛原勇次郎君） こんにちは、葛原です。日本人の食料を担う農業振興の一環であります減反政策を通告しておりますので、農家の気持ちや国にもわかってもらえるように、順をおって質問をいたしたいと思っております。

現在の食料自給率39%は日本で、先進国の中で最低だそうで、50%以下は隣の韓国の46%と日本だそうです。英国は70%、ドイツは84%、アメリカは128%、オーストリアは238%と、示されております。日本で一番自給率の多かったのは、1965年、43年前の73%だそうです。国産でほぼ自給率のできるのは米と卵だそうです。卵は本当かなと思います。昨年のお麦の高騰で、米の消費の回復で1ポイント上昇の40%と、13年ぶり示されておりますが、私が今回一番腹の立ったのは、9月議会の最終日の頃だったと思っております。汚染米流通騒動であり、その米は輸入であり、その他の目的で輸入した汚染米が食料に使われ、その米は他県であれば身近には感じられなかったものの、熊本までに及ぼした。片や日本では減反政策で、私の記憶では1割から始まり、4割強ほどの減反をしています。わが国は減反させ、汚染米は輸入、それを食料にまわす。しかも発覚して、被害を及ぼした会社に運転資金と利子補給というようなニュースもありましたが、これに腹立てんなら、何に立てるといふ思いであります。減反政策が始まったのはだいぶ昔のように感じますので、確認の意味でお尋ねをしたいと思っております。

まずは、減反政策の始まりはいつごろからか。2番目に最初は1割から始まったと思っておりますので、4割強までの経緯をお願いいたします。それから、これは農業委員会関係と思っておりますが、減反が始まりましてから、農地の転用はどのくらいかを質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） それでは1点目の米の生産調整政策につきましては、生産技術の向上により、生産量が増加した一方で、食事の欧米化などに伴って、消費量が減少し、政府米の過剰な在庫の発生などにより、一定の転作面積の配分を柱とした本格的な米の生産調整が、昭和45年度の米生産調整対策に始まり、現在の水田農業構造改革まで38年間にわたり実施されてきました。

県平均の転作率でこれまでの推移を見てみますと、昭和45年度当初の転作率

は、先ほど議員、おっしゃられましたように10%に満たない率でございましたが、昭和53年度からの水田利用再編対策の実施期間中、昭和55年度より20%を超え、昭和62年度からの水田農業確立対策では、30%を超える率となっております。さらに平成10年度から、緊急生産調整推進対策以降、40%を超える転作率で現在の水田農業構造改革対策に至っております。

次に2点目の減反政策の始まりから今日までの本市の水田面積の推移についてでございます。農林水産統計年表によりますと、昭和45年度は4,075ha、昭和55年度で4,293ha、平成2年度で4,143ha、平成18年度現在で3,860haとなっており、水田面積は昭和55年度と比較しまして、433haが減少しております。昭和40年代の開田ブームで水田面積は増加しましたが、転作実施後は、新規開田の抑制、農業構造改善事業や経営事業により、補助整備とあわせまして、農道、用排水路や国、県、市町村道路が整備改良され、大きく水田面積が減少しております。また、昭和40年代後半より、水田の転用につきましては、転作飼料が大幅に伸び、肉牛、酪農など畜産経営規模拡大のための畜舎や格納庫、あるいは堆肥舎等の農業施設用地への余得分の変更に伴う転用や、公共用施設用地、工業団地等への転用により水田面積が減少している状況でございます。

以上お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 葛原 勇次郎君。

[登壇]

○14番（葛原勇次郎君） 私は46年度からかなと思っていましたが、今の説明で45年からだそうで、大体4回の段階で上がっておりますが、45年から10年後20%、55年が7年後にまた30%、そして12年後に40%というふうに上がっておりますが、今の説明を受けました。私の、政府売り渡し価格を調べてみましたが、年度ごとに価格は示してありますので、今の説明をいただきましたのに合わせてちょっと説明しますが、45年は大体60kg当たり8,000円程度でございましたが、55年は17,000円。10年間で9,000円上がっておりますが、62年度は17,000円が変わりません。それから平成10年は、もう40%の減反にもかかわらず15,000円に下がっております。そして平成16年度からは入札による価格で、13,000円まで下がっており、今年は農協取り扱いで前渡金も11,000円と聞いておりましたが、きのう私の個体で出したぶんの金が入っておりましたのを割ってみましたところが、9,360円。これは私のは、なかったから2等でしたので、1等にしても1等と2等の格差は500円足らずだと思いますので、大体1万円ぐらいと私は思います。減反が増え、価

格は下がったこととなります。

ここで質問ですが、減反に対する奨励金または補償金は転作作物によって異なると思っておりますが、変わった分をお示しください。2に水張りで減反している面積はいかほどかということでございます。それから、昔というとな変な感じがすけれども、多用途米と言っていたが今は加工用米だそうで、その行方はどこへということでございます。4に、農地転用は畑と水田の割合は、何に転用されているかということをお尋ねしたいと思います。次に経緯を示してもらいましたが、昭和62年の30%から米の価格は下がり始め、平成10年には40%強にもかかわらず、米価は下がる一方で、まだとどまりを知りません。山間・中山間地におきましては、広い水田であればよいものを、10a足らずの水田を半分にして水割りをしたり、あぜをつくって片や転作をしたりで苦勞されているのも、あと何年続くかわかりません。こんな馬鹿なことをするよりも、米しかできないところは減反特区をつくり、上流から順次水田にすることも水の保全と景観も環境もよくなるし、今打ち出している古代米をはじめ、自然米、棚田、清流米とか、菊池だけの米づくりで活性化させるのも1つの考えと思うし、特区をつくるような考えはないかと、5点を質問させていただきます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） それではお答えいたします。少し長くなりますけれども、よろしく願いいたします。

まず、奨励金の変遷等でございますが、昭和45年度からの米生産調整対策から、平成15年度までの水田農業経営確立対策の期間におきましては、国からの農業者団体等として、全国一律に減反奨励金が支払われておりました。金額につきましては、先ほど申し上げました期間中3年から5年ごとに変更されてきたところでございます。その後平成16年に政策転換され、水田農業構造改革対策という名称となり、各市町村に水田農業推進協議会が設置され、産地づくり計画に基づいた産地づくり交付金の使途及び金額を決定し、地域の実情に沿った水田農業経営を展開できるようになりました。市町村合併後、協議会は市内で一本化され、交付金体系においても一本化し、推進が勧められております。平成20年度におきます産地づくり交付金の主な体系及び金額は、転作作物の作付による減反の場合、全作物一律に16,000円、水張りのみによる減反の場合は3,000円となっております。転作作物作付の場合は要件を満たせば、額の加算体系が設けられておまして、土地利用集積加算に29,000円、さらに集落達成加算としまして2,000円が設けられております。転作作物の作付による減反を行い、

各加算金の要件を満たせば最高で10a当たり49,000円の交付金の助成となります。各体系の金額につきましては、国から交付される産地づくり交付金の金額によって毎年変動いたしております。なお、転作作物の作付をしない事項保全管理としての減反の場合は減反面積のカウントはいたしますが、産地づくり交付金の交付対象とはいたしておりません。

次に水張り水田の状況でございますが、平成20年度において水田転作で水張りをされている面積は、市内全域で約18.2haとなっております。うち、菊池、旭志地区の中山間地域等においては、約8.4ha、率にしまして46.2%を占めておりますが、この中には部分的な水張り水田も含まれておりまして、一筆全部を水張りされている水田は、実際にはこれよりも少なくなると思っております。

次に加工用米でございますが、本年度市内の作付面積で約8.42ha、契約数量で44,640kg程度生産されております。主な流通先としましては、経済連を通じまして、熊本県内をはじめ九州各県へと流通されております。用途につきましては、米穀粉、米粉ですかね。米粉や玄米茶、酒類に加工されており、主食用には回らないよう流通されております。

次にご指摘の減反特区につきましては、当初、構造改革特区に係る地方公共団体等から出された提案に対する農林水産省の対応指針が示されておりますが、当時の生産調整において一部の市町村を米の生産調整の対象外とすると、その県の市町村がその分過剰に生産調整を実施しなければならなくなり、不利益が想定されるため認めることはあり得ないとの回答がされており、その後、今後実施される米政策制度の見直しと併せて検討するものと対応指針が示されております。国の法律などによる規制を特例的に緩和する構造改革特区にはなじまないものと考えております。

新たな米政策では、需要に応じた米づくりが促進されるよう、地域の実情に沿った創意工夫を生かした手法により、生産目標数値を配分する仕組みとされております。このように、現行の生産調整の仕組みにおいては、地域の関係者の間での水稲作付面積による調整等での対応とならざるを得ず、水田協議会における調整が必要であると考えております。

次に畑と水田の割合等につきましては、先ほどの答弁と一部重複しますが、菊池市の昭和45年度の水田面積は4,075haで、畑及び樹園地の面積は3,004haであり、水田の耕地面積に対する割合は57.6%でありましたが、現在平成18年の統計では、水田3,860ha、畑及び樹園地の面積は2,294haとなっており、水田の耕地面積に対する割合は62.7%となっております。また、昭和45年と平成18年の耕地面積を比較しますと、水田で215ha、5.

3%の減で、畑・樹園地で710ha、23.6%の減となっております。

本市は県下の畜産地帯であり、経営規模拡大のため、昭和40年代後半より昭和60年代にかけて畜舎や格納庫、堆肥舎等の整備のため、中山間地域の畑地帯での肉用牛の牛舎用地への転用や、平地農業地域の酪農牛舎施設等への転用により、耕地面積は大きく減少しております。

市町村合併後、3年間で転用されました面積につきましては、市街地や集落近郊でのアパート、店舗、個人住宅などへ水田を転用された面積は6.6ha、畑・樹園地で5.9haで、畜舎、堆肥舎、もみ乾燥施設、選別所等農業用施設用地への用途変更に伴う転用が水田で6.1ha、畑・樹園地で16.2ha、工場、倉庫、駐車場等への転用が水田で2.6ha、畑・樹園地で4.9ha。山林への転用は水田で2.3ha、畑・樹園地で6.9ha。資材置き場とその他の転用が水田で1ha、畑・樹園地で1.5haとなっており、1年間の平均で6haの水田と11.8haの畑・樹園地が転用されておりますが、転作率の上昇とは直接的な関係はないものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 葛原 勇次郎君。

[登壇]

○14番（葛原勇次郎君） 今、減反の金額を最初に示していただきましたが、49,000円という金額が出ましたけれども、これはちょっと、これを聞いたばかりでこれは減反しとったっちゃ、49,000円ももらうならよかろうというように思われると思いますが、金額を示してもらいましたが、このような金額をもらっている農家は、中山間地におきましては数少ないと思いますが、この農家、大半は水張りの3,000円と集落達成加算金の2,000円の5,000円がよいところと思いますが、この金額の最高額をクリアできている農家は、大体中山間地においてはどのくらいあるのか。平坦地はそうだろうと思いますが、わかれば後で結構ですのでお示しいただきたいと思いますが。

それと水張り面積の8.4ha分はわかりました。加工米の8.4は、平地と中山間地に分ければどれだけになるかを示してみてください。これも後で結構ですが、できればお願いいたします。

減反特区については「言うだけやばたい、これは市とは関係ない」というような感じではありますが、何十年後に「あの年寄りの議員はよかこつば言いよったな」と言われぬような時代が来ないことを望みたいと思いますが、減反特区をつくって中山間地の稲作で活性化すればというようなことが全国に知れば、研修と視察でゴった返すかもしれません。

答弁では農地転用され、水田畑もだいぶ少なくなっていることはわかりました。それから減反に対する金額もわかりましたが、何十年と減反政策をされてきて、本来であれば米価は安定するのが国の考えであったのにもかかわらず、米価は下がるし、減反は続くわ、米の輸入はする、それは先ほど最初に申し上げたとおりでございますが、今後も続ける国の政策に対して、平坦地の転作可能な条件のところはよいけれども、このまま続けば、山間・中山間の農地は耕作放棄になってしまうだろうし、通称限界農村になってしまうと思います。自給率の向上どころの騒ぎでもないように考えます。循環型農業が悪循環にならんとも限らないし、農業関係報道でも次世代へつなぐ農地、国土、各地を意欲的に放棄地としていろいろ各地で紹介されておりますが、11月も新聞にも菊池振興局主催の放牧のことも載っておりましたが、昭和60年、23年前一番米の高いときは、放棄地としては13haの横ばいだったけれども、これは全国と思いますが17年の3年前は38万6,000haで25万4,000ha増えていることを図で示してありますが、この資料は農政調査委員会による国の調査のものであります。その中で耕作放棄地の発生要因を4に分けて説明してありますが、紹介してみますが、これは都市型農業と平地と中間と山間地に分けて図で表してありますが、その中に山間地の場合の要因は、1つは高齢化による労働不足、2に生産性が低い、3に農地に受け手がない。それはそうでしょう。2番目に生産性が少ないと出ておりますから。次に平坦地と中山間地においては、生産調整を契機として4番目に挙がっております。もう減反政策で生産意欲がなくなっていることがよくわかります。また11月の18日の新聞で皆様も見られたと思いますが、「本腰を入れた米対策を熱望」という見出しで載っておりましたので、これを紹介してみたいと思います。

「米価下落防止のため、実施している稲作の生産調整を守る人がいる一方、守らない人もいる等の農家で不公平感をぬぐい去るまでに至っていない。解決方法は、制度を守る人が得をする内容にすることである。わが国の水田は、大部分は水田を作るために整備されている。用排水管理も水稻に合わせているのが実情で、したがって水田農業対策として、稲作以外の作物の定着が図る方策を、手を変え品を変え実施してきたが、一部の条件のよいところを除いてはうまくゆかず、厳しい農政批判にさらされてきた。米価下落対策の生産調整をやるにも、税金を使うのかと一般的国民からは批判があるが、農家からすると、水稻以外うまく作れない水田で何も作れないと、雑草、病害虫の発生などで周囲に迷惑がかかるし、なにより先祖伝来の水田に水稻を作れず、農民だましであるため苦しんでいる」と。途中は抜きまして、「小出し緊急施策でなく、本気でわが国の食糧自給率

を上げ、日本農業を守るために本腰を入れて米対策を熱望する」と書いてありましたが、この方は、私思いますに、自分で農業はやっておられないけれども、農家のことをよく知り、農業と食の自給率のことを心配されている方ではなかろうかと思います。

わが菊池市も中山間地におきましては水稲しかできない水田をおく、直接支払を利用し、稲作から耕作放棄地をなくすことも1つの手段だと思いますし、放棄発生要因に生産調整の減反政策でという説明になっておりますのも事実であります。

ここで質問ですが、最初に2つは言うておりましたので3つ目になりますが、減反の45%と思いますが、これを水田に戻すとすればどれだけ戻すかのアンケートをとってみることも必要であろうと思いますが、そのような考えはないかということでございます。それから直接支払の急傾斜と緩傾斜に分けてありますが、さらに1枚の面積が10a以下、5a、7aの狭い水田に対して支援を考えることも1つの方法と思うが、支援策の考えはないかをお聞かせください。それから耕作放棄としておりましたが、これは支払制度で放棄地はあつてはなりませんので、耕作放棄地とさせていただきます。その再生の考えをお聞かせください。あわせて市長さんの答弁もお願いをしたいと思います。

いろいろと長くしゃべりましたが、もう一言。もしアンケートをとって見たとしても、アンケートの結果は、よい結果は出ないと思います。なぜなら、農家はなんにも悪いことはしておりませんし、それに45%カットで農林大臣は汚職騒動で大臣はやめたが議員はやめていません。その後、11月29日の新聞に「農水省幹部25人処分、石破大臣に給与返納」の見出しで汚染米の問題でずさんな検査体制の責任を明確にするため、農水省組織の根幹を揺るがす事態に発展し、農相が2ヵ月、事務次官と官房長が20%、総合食料事業長ほか5名10%と示されておりますが、悪いことをして初めて2ヵ月の減給と10~20%のカットでありますのが、農家は何も悪いことをしなくても38年間減給と同じ、しかも46%です。腹立つ一って言わにゃんごたある感じでございますが、もうそういうことであります。菊池市にもずさんなことがあつたら早く責任を明確にすることも大切であろうと思うし、私の思いを述べ、3回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 今年度の産地づくり交付金の各加算金要件をすべてクリアした金額交付対象者は、市内全域で232名であり、そのうち菊池、旭志地域の中山間地域等における対象者は80名となっております。また加工用米の契約者数は市内全域で51名であり、そのうち中山間地域等における対象者は12名と

なっております、ご指摘のように少ない状況であると認識するところでございます。米の生産調整におきましては、国の施策としまして水田農業構造改革対策制度が進められているものであり、本市におきましても水田農業推進協議会を設置し、行政、農家、農業者団体等と協力して推進を図っているところです。

このような仕組みの中で生産調整を進めていく必要がありますので、ご質問の、水稲作付拡大移行等のアンケートの実施は考えてはおりませんが、集落内や集落間での調整を行っている現状から見ますと、水稲作付の拡大移行のある農家数はある程度予測されるものと思われまます。しかしながら、施策としての生産調整政策を進めていく必要がございますので、減反の実施につきましてはご理解をいただきたいと思ひます。

また、狭い面積の水田に対する支援につきましては、減反の実施により産地づくり交付金の交付が行われることとなります。そのほか農地等を維持保全する活動を促進するため、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策の取り組みに対し助成金が交付されているところでございます。

2つの施策につきましては、市といたしましてもそれぞれ25%の負担を行っている制度でありますので、現行の制度を十分活用しながら、今後も農地、農業用施設等の保全に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

以上お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 葛原議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

何かこの減反特区というのはできないかといったご提案でございますが、随分以前からそのことを検討してまいりましたし、国のほうとの関係につきましても、そういったことはできないかといったものの意見聴取を行いましたけども、できないということでございました。菊池市はご案内のように農家として5反以上持たなければできない。それについて旧菊池市においては、2反以下でも2反持てばいいということで特区を受けておりますが、その中での小規模な農地についてなんとかならないのかと。また減反について、この奨励作物以外の中でもいろいろと意義をつけながら、今のご指摘のあつておりましたような、雑穀米、有色米の作付等々については、何か減反カウントできないかといったものも考えてまいったわけではあります、なかなか国の制度が厳しくてそれを認めてくれないという状況にあります。

耕作放棄地の解消の対策の1つであります、農地・水・環境保全対策、また中山間地の地域等の直接支払制度、この制度によりまして、集落や地域を単位とし

て共同活動の実施によりまして、農地、農業用施設の維持管理や耕作放棄地等の防止の取り組みを進めております。ちなみに中山間地域等の直接支払制度につきましても、もう7年にもなるかと思えますけれども、現実的には今2億円を超える交付がなされて支払っております。そのうちの4分の1は菊池市が毎年持ち出しをしているということでございまして、ご理解をいただきたいとこのように思うところでございます。

基盤整備の面の対策といたしましては、中山間地域におきまして、圃場整備の実施によりまして面的な条件の整備を推進しておりますけれども、ご指摘のとおり10a以下の規模の小さな面積については制度にのらないということもありまして、いろいろと中山間地域の農家の関係の方々から棚田を守らなければならない、また中山間地域なるが故に特産米といいしょうか、お米が大変素晴らしいものができる。そこで何とか基盤整備をしたいといったお話をたびたび聞かせていただいております、何らかのこの小規模の、制度にのらない面積についても生産ができるような、基盤整備ができるような制度ができないかなと、今、考えているようなところでございます。

また、さらにご案内の、本年度より市の単独の事業といたしまして、里山付近における繁殖牛の放牧事業を進めておりますが、畜産経営のコストの削減にあわせて、耕作放棄地の解消に今取り組んでいるところでございます。実証的なものでございますので、この後の取り組みがどうなっていかなければならないかということをあわせて、この後に考えていきたいと思っております。そのほかに国の新たな耕作放棄地解消対策としまして、国・県・市をあげて農業委員会との連携のもとに解消を図っていく事業が進められております。

現在、状況といたしましては、農業委員会が現地の調査を行って、放棄地の地番、あるいは所有者などを特定する作業を実施しているところでございます。それぞれの関係機関の連携のもとで取り組みを積み重ねながら、耕作放棄地解消に取り組んでまいりたいと思います。

最近テレビであってございましたけれども、農林水産大臣がパネルを示しておりましたが、私も直接農水相のほうから聞きましたが、今食べている日本人が一口お米を余分に食べれば1%自給率が上がるということで、この一口が39%から40%に上がったのかなと思いましたときに、今、一口食べれば41%、1%上回ることができるということではないかなと思います。菊池市においては、たしか今、128%程度が自給率かと思えますし、熊本県は56%程度でございまして、それぞれに自分の地域は、あるいは自分の県は、そして我が国はといった自給率の数値を頭に入れながら、自給率の向上に努めていかなければならないと、この

ように思っているところでございます。

以上お答えいたします。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時49分

開議 午前12時58分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） それでは昼一番ですが、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目に雇用促進住宅の受け入れ方針についてということであります。この件に関しては、9月議会にて質問をさせていただきました。その際の、大まかに分けて4点ほどお聞かせをさせていただいたのですが、まず、独立行政法人雇用能力開発機構との譲渡契約期限、2点目が契約の内容、3点目が建築物の耐用年数、4番目が譲渡後、市直営でのシミュレーションで黒字が望めるかという4点についてお伺いをさせていただきました。ご答弁としては、1点目については、20年度内に決定、2年以内に契約ということでした。2点目が、価格については不動産鑑定2者による評価の平均から5割を引いた額が受け入れの金額になると。3点目については、菊池地区の庁舎で残り35年、七城地区が49年ということですね。4点目が、黒字が望めるかというところでは、平成18年においては黒字が出ているが、将来的には不透明であるという答弁でした。重ねて、庁内関係の課に横断的に作業部会を立ち上げて、協議を行っているということでありました。

その答弁のことを踏まえながら、まず、質問をさせていただきたいと思います。

1点目が、現在の作業部会における協議の進捗状況をお尋ねいたします。

2点目、その際私は、現在、菊池・七城にお住まいの方々へ、できるだけ早い時期に不安を払拭していただきたいというお願いをしておりましたが、その後、3ヵ月たちますが、今日までの執行部の対応をお聞かせください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊弘君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊弘君） お答えを申し上げます。

作業部会の、現在までの会議を2回実施しております。定住化促進のための1つの案としまして、雇用促進住宅の活用についても協議を進めております。会議の中では、人口に関することや財政に関すること、周辺地域に及ぼす影響や公営住宅として活用した場合の必要性や採算性、併せまして、区や入居者の意向などの資料収集を行う作業を進めているところでございます。次回の作業部会で資料を基に協議を行い、本年度末までの第4回作業部会で最終報告をまとめ、市としての決定を行う予定で進めているところでございます。

2点目でございますけれども、雇用促進住宅菊池宿舎は、独立行政法人の雇用能力開発機構側の管理下にあります。入居者に対しての説明・対応につきましても、同機構が行っているところでございます。その中で退居までの期限も、最長で平成22年11月30日までに延長されたことなども説明が行われていると聞いております。

市といたしましては、当該施設受け入れの可否を判断するため、入居者の意向を調べるアンケート調査を雇用能力開発機構の了解を得て行ったところでございます。なお、入居者等への説明等につきましては、現在、受け入れについて検討をいたしている段階でございますので、現在のところ行っておりません。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） ありがとうございます。住民の方の説明は、まだ機構側にあるので行っていないということですが、あらゆる面で横断的にお考えというわりには、非常にのんびりしておられるというのが、ちょっと印象ですね。これ、かなり多岐にわたってそういうセクションにかかると思うのです。例えば、総務部長おいでですが、あそこの雇用促進住宅がなくなることによって、実は今、高野瀬区のほうで区費の問題とかいうのも発生していますし、人口的なものもやっぱり関係してくると思うのですが、そこら辺の対応も必要となると思います。

企画部長おいでですが、川辺工業団地をこのたび県が県債を発行して24ha、約30億円かけて開発をなさろうとしている。例えば、企業受け入れの際にいろいろな条件があると思うのです。水の条件であったり、産廃の問題であったりいろいろあると思うのですが、その中で住居も必ず出てくると思うのですが、じゃあ例えば、10月以来企業進出が、熊本県はないということでゆっくり構えられて、実際、来た後にどこか住居を構えてくれということで判断をなされるのでしょうか。私には、そういう判断のやり方はいささか泥縄的に感じるところであり

ます。

また、教育長におかれましては、現在、菊池北小学校ですね。全校231人、うち雇用促進住宅から通う子どもが21名。菊池北中学校が308人中7名です。これから菊池北中学校、まあ、今の教育長が就任なされる前なのですが、旧菊池市において29億円という巨額な投資をして、建てるか建てないかという大変な議論を行いました。私は賛成した1人ではありますが、竜門小学校の新入生、また今の在校生、迫水小学校、水源はそのままずっと平準化していますが、どんどん少なくなっている中で、ああいう子育てに適した環境のところから住宅がどくどくときに、20億円もかけた校舎が廃墟と化す。それをさせないためには校区外ぐらいしかないわけですから、そう悠長に構えている時間は、私はないとは思いますが、本当にそういう議論が横断的になされているのかというところが非常にどうなのかなと考えるところでもあります。

市長は、かねてより快適環境都市ということを打ち立てておられますが、私に言わせれば、これらの問題がやはり迅速に処理をされないということは、まさしく、不環境ではなくて、不快環境ということにもなりかねないわけですから、そこら辺の判断をできるだけ早く行ってほしいということでもあります。

実は、その隣のさくら保育園では、もう退去者が出ています。要は、もう機構側は、先ほど期間を延ばされたというふうに言われますが、先月には退居条件も出されているのです。退居するに当たっての費用があるとか、積算根拠も出されています。それを受けて、もう移動は始まっています。年度末に結論を出すとおっしゃいますが、今述べた子どもさんをお持ちのところは、例えば、今度小学校に上がる、今度中学校に上がるというときに、途中でやっぱり転校はさせたくないと思うのです、親御さんとしては。であれば、どこでその判断をするか。やはり、行政には行政の都合はあると思うのですが、中に入っておられる方が、やはりその都合に合わせられないという現状もあるわけですから、そのところで総合的な判断をしていただいて、できるだけ早い時期にお願いをしたいと思います。

先ほど言われた作業部会という、非常にネーミングがいい部会があるみたいですが、本当に横断的にやっているかというのは、私らから見て非常に疑問に感じるときもあるのです。やっぱり、いろんなその収支の問題もあるでしょう。しかし、片一方では学校の問題もあるし、できるだけ詰めた議論をしていただいて、早く結論を出していただきたいと思います。

また、住民の方には説明会が行われていないということなのですが、ただ、今、どういう現状にあるかというぐらいは、こちらの独法側にもご説明をしてやらせていただかないと、あちらのペースで走るのも結構なのですが、やはりこちらは

こちらのペースを堅持しながらいかないと、条件面でもなかなか折り合いの付かないこともあるでしょうし、そこのところ、ちょっと考えていただきたいと思うのです。

建設部長、申し訳ありません、打合せにはないと思いますが、再質問をさせていただきます。まあ、簡単ですから。私は、もう腹割って、将来的にいろんな角度から考えたときに、今ある住宅が必要であるか、必要でないか、この点だけお答え下さい。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊弘君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊弘君） 再質問にお答えを申し上げます。

この作業部会の中で、当然、総合計画に定めておりますような将来人口、例えば、平成27年の人口目標が5万2,800人という数字が出ております。現在の雇用促進住宅で、中のほうのアンケート調査をしましたところ、20世帯の人、56名程度が市外にお勤めになっているということで、もし、この人たちが市外に転所すると、少なからず影響が出てくるだろうという判断もしております。

ただ、公営住宅、建設部は公営住宅を管理しているわけですが、公営住宅としての必要性、また将来的な維持管理費等も含めて判断をしますと、相当な金額がはじき出されてきておるわけです。そういうところを精査しながら、今後判断していかなければならないだろうということで、作業部会の中で、次回の会議の中でそこら辺のところを重点的に煮詰めながら、最終的な報告をまとめたいと考えておりますので。一面では必要性がありますけれども、これが後の遺産が、負の遺産にならないような判断の仕方を市としては考えて、作業部会のほうで最終報告をまとめていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） ありがとうございます。一面的には必要であるか、負の遺産を負いたくないというお答えだったと思います。

ただ、一方において先ほど述べたとおり、その横には巨額を投じた中学校があります。これについては、今からまだ30年以上使わなければならない。その中で、その生徒を確保するというに至っては、片一方で収支の計算をしなければなりません。もう片一方では、投資したものがゼロになってしまうというリスクも負うわけですから、そこところはやっぱり十分検討していただきたい。私とすれば、あそこを活用することによって、いかにしてリスクを負わない活用法

があるかというところを、逆に主眼としてお話し合いをしていただくほうが前向きな議論になると思います。このことは、最終的には市長のご判断に委ねられることとは思いますが、まあ、そんな黒字を出せというわけではありませんし、前回ではエレベーターの議論も出ました。エレベーターを付ければ、あそこは独立のつくりですから、菊池だけで多分6つ、七城で6つということになると思うのですが、そこまでの巨額投資をすべきかどうかというのはまた別の議論として、今、住まわれている方について、やっぱり大切にしていくとともに、できれば、先ほど述べました住民の方の不安の払拭ですよね。非常に今、不安定な状態におられますので、このことだけは部課をあげて、住民の方々と話し合いの機会なりを持っていただければというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。庁内使用パソコンについてということですね。

この庁内用のパソコンについては、ちょうど私が議員になった年ですから、平成13年の予算で出てきたのではないかというふうに、平成14年の予算かな。ちょっと記憶をしています。

その時の施策としては、1人1台パソコンを持つということで、その時の方法は、すべて買い取りでありました。その際に、議論になったことが実は2点あるのです。1つは、メーカーの問題なんです。もう1点は、なぜリースではなくて買い取りかということだったと思います。メーカーについては、特定のメーカーを指定してしまうと非常に入札時の競争力が落ちてしまうので、今はもう、その当時、Windowsの98かXP、98ぐらいでしたかね。もう中のソフトは一緒だからと、あと行政のシステムは単独の開発のはずですから、パソコンのメーカーによって変わることはないのではないかとということを再三申し上げたのですが、サーバーの関係上こししかできないということで、あるメーカーに決めました。購入に関しては、非常に今、機種の変換が速いので、6年くらいのリースでやったほうがどうだろうか。買い取った場合は、金利負担はないけど、機種変更のとき、また、巨額を投じなければならないという議論の中で、今日来たと思うのですが、実は先ほどの決算特別委員会で企画部長より、実は、パソコンはいろんなところを扱って、今、昔の半分くらいで買っているんだと。こうやって執行部は努力をしているんだということのお話がありましたが、実は、その議論がなされてから今回まで、議会の本会議または委員会の中でそういう話は、執行部からまだ出てないというふうに私は記憶しているのです。そのことを踏まえながら、その経緯というか、そのことも含めながら、まずはリース、買い取りを含めた現在の状況、それと多種メーカーの取扱状況について、企画部長よりご答

弃いただければと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） お答えさせていただきます。

合併時に新しく構築いたしました電算システムは、サーバーと端末機が一体的な稼働システムとなっております。電算システムの統合事業には約7億円の費用を要したところでございますが、その財源には合併協議会の中で、熊本県市町村合併特別交付金7億円を充当することで決定されたところでございます。

電算システムにつきましては、リースの活用も検討が行われたところでございます。しかし、リースは一般に買い取りに比べて高くなること、それから、市町村合併特別交付金は、リースには利用できないということもありまして、買い取りをするという方法を取ったところでございます。

現在、使用しているメーカーにつきましては、富士通製パソコンが472台、東芝製パソコンが94台の合計566台となっております。合併時には、短期間で新市での業務を円滑に行うためのシステムを立ち上げなければならないという状況の中で、業務に支障を来さないようにするために、既に動作検証のできているすべて富士通製のパソコンを使用しておりました。その後、ネットワークに接続するコンピューターの調査・検証を進める中で、業務用ソフトのシステム開発業者のほうから一定仕様書条件を満たすコンピューターであれば、メーカーを問わずネットワークに接続使用可能との回答を得たところでございます。

したがって、平成18年度から機器の更新に際しましては、指名競争入札制度による入札を実施いたしまして、安価な機器の導入に努めておるところでございます。平成18年度以降のコンピューター導入メーカー及びその台数は、入札によりまして、平成18年度に東芝製が83台、平成19年度には東芝製11台、それから平成20年度には富士通製80台のパソコンを導入いたしているところでございます。

今後も維持改修には、調査検証を進め、できるだけ経費のかからない方向で努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） ありがとうございます。合併時の7億円、その前から各市町村で巨費を投じながら、業務の簡略化といろんなものを、生産性を高めるためのパソコンの導入だったと思うのです。

私は、パソコンを入れるメリットの中に、1つはやっぱり情報の共有化という部分で、それぞれ仕事が標準化をしやすいというところもあってのパソコン導入だと思います。そうであれば、できれば、執行部と議会、また市民の皆さんが情報の共有化をするということも大切なことですから、いろんな事項に関してはできるだけ議会のほうにもご連絡をいただければ、今述べていただいたことは、パソコンに何でそんなお金が要るんだという議論の中で、執行部の方が必死に努力をされて経費を軽減されたという、非常にいい事例ですから。そうであれば市民の方々から、まあ例えば、パソコンに詳しい方から何でそんなにお金がかかるんだという声はしょっちゅうお聞きをするのですが、執行部にしてもこういう努力をしながら、今は費用が、例えば、昔の購入価格のもう2分の1まで下がっているんだよとかいうところは、私たちも十分説明をさせていただきますので、あらゆる意味で、各セクション、情報の共有化を議会、執行部ともに行われれば非常にいいことだと思いますので、今後はそのような方向でお願いをしていきたいと思っています。

それでは、次に移らせていただきます。共同調理作業室の設置についてということであります。内容としては、農産加工品の試作や畜産加工品の調理または販売における保存を行う真空包装機などを備えた共同作業所の設置の考えはないかというところであります。

現在、4つの物産館があるわけですが、ほとんど農家の方が生鮮の野菜をご出品されたりというところで、非常に農家の方はそこである程度の金額で売れますから、所得向上にはつながっているとは思いますが、どうしても生ものですから、ある日にちが来ればやっぱり取り扱いができなくなるというのは現状で、引き揚げますね。その中で2次加工、例えば簡単な話、漬物でもいいんですけど、2次加工をすることによってそれ以上の付加価値が上がるということで、その商品開発も本来は急がれるべきであるというふうに考えておるのですが、これを行うときに、どうしても自宅でそのやるというのは、非常にやっぱり難しいというところが現状だと思います。ある程度的人数が集まってやるものですから、それぞれの家でやれば、核家族であればいいんですが、おしゅうとさんもおられたり、いろいろやると台所を占領するわけにもいきませんし、そういう意味において、例えば中央公民館には調理室があります。しょっちゅう使っているわけではないんです。例えば、ああいうものを使わせていただいたりとか、また、今、NPO法人で運営をなされていますが「きらり水源村」、ここの調理室は、私旅館業なんですけど、多分、そこら辺の中途半端な旅館ではないような調理器具もそろっていますので、そういうのを活用させていただいたりとかいうのができないかなとい

うふうに思っています。

特に真空処理または冷凍処理による商品の開発というのは、日持ちしますので、そういう意味では農家の方にとってもかなり魅力があることではないかと思われるものですから、そういうものを利用して2次加工品の新しい特産物を作るためにも、そういう処理施設が望まれると思いますが、そののところどういうふうにお考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 経済部におきましては、所管しております農産物加工施設等の状況といたしましては、第三セクター運営の各物産館を本市地産地消の拠点といたしまして運営しており、出荷者の方々それぞれが自宅で加工された農産加工品の販売をはじめとして、七城町特産品センターに農畜産物加工施設の設置、泗水町特産物センターは農産物加工所として地域農産物の加工開発を推進し、物産館での販売を進めております。

そのほか、広く利用できる調理室としましては、袈裟尾のふれあい交流センターなど、各交流施設に設置されておりますし、水迫里山の家においては調理室にみそ加工ができる圧力釜や、漬物やみその保存ができる真空パック器を配備しており、個人や加工グループでの申し込みにより利用が可能でございますので、幅広く利用していただきたいと考えております。

現段階におきましては、これらの施設がございますので新たな施設の設置は考えておりません。なお、旧市町村ごとにある各物産館の地元農産物の加工開発推進の一環としまして、加工品の保存が利き、販売に有利な真空パック器等の導入は付加価値の高い農産物加工の推進や物産館の販売向上につながるものでございます。その辺は十分認識しております。そういうようなことで、第三セクター自体の事業取り組みとしては考えられるのではないかなと思っております。設置スペースなどの課題はあると思いますが、このような計画が進められるようであれば、市といたしましても、各種補助事業の調査、誘導など支援をしながら地産地消の拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） ありがとうございます。4つの各物産館等であれば、今後スペース等の問題も踏まえて設置を考えたいということであったと思います。

結論として、私が何を言いたいかという話は、さまざまな市の施設、特に第三セ

クターについては、経済状況がこれだけ厳しい昨今、利益を追求していくというのが非常に求められているところではあると思います。やっぱり赤字を出してはいけないということですね。一生懸命やられているんですが、しかし、本来の建設時の目的は何だったのかというところに立ち戻ったときに、やっぱり考えられるのは、できるだけ日持ちがいいのがいいとか、安く仕入れられるほうがいいということで、俗に言う一般的な汎用の漬物であるとか、いろんなものをだっと立ち並べてありますよね。まあこれで、仕入れ値がどのくらいかわかりませんが、30%くらいもうかるということで置かれているのもたくさんあると思うのですが、私は根本的に三セクの場合、そんな大幅な黒字は出す必要はないのではないかと。結果として出る分はいいですよ。また、赤字は逆にだめなんでしょうけど、そこに今ある商品自体を、いつの日か、本来であれば、市あるいは物産館の指導で新しい商品開発をしながらどんどん既存の商品とやっぱりかえていく。最終的には100%地元の方が作った商品を陳列して、それでその店が成り立つというところが、本来的な物産館のあり方であると考えています。

私も実は行ったことはないのですが、秋田県の横手市というところは、それ専用の課というか、班が設置してあるそうです。人員は女性だけらしいのですが、要は農家の方はいろんなことを、作物を作って、漬物とか僕らももらうけど、すごくおいしいんですけど、じゃあそれをどう保存して、どういうふうな表示で、どういうパッケージで売るかというのは、作る側の人間ですから、やっぱりなかなかわからないところがあるのです。そうであれば、物産館の職員もしくは市の職員さんが保健所との間に入って、どういう手順でやっていくかと、どういう物を使うかという、そういう指導、また中間に入ってそういうものをやったり、また横手市の場合はパッケージのラベルもその班で、農家の方と一緒に考えながらネーミングも考えるそうなんです。やっぱりそういうところを、ぜひとも市として取り組んでいただきたいというふうに思います。

先ほど、将来的なものを見据えてスペースがあればということだったのですが、私は逆の発想でそういう施設を、僕は大きかりにつくれとは言っていないから、最低限のそういうものを備えることによって、そこで新たな商品を開発する。そして、先ほど葛原議員からもお話がありましたが、やっぱり農家の方も非常に厳しい状況ですよ。その中で、ひいばあちゃんから習った、ばあちゃんから習った自分ち独特の、例えば漬物が真空パックすることによって、1週間しか日持ちしないのが1ヵ月、また冷凍することによって半年持つて、それをおいしいと感じて食べてもらえるお客様方に、大量に売れることによってご先祖様から培って北技術が、今の時代の農家の方の所得になるというのは、一番いい形だと思います。

ので、ぜひとも検討する、考えるではなくて、先にそれをやっていただいて農業者の対策にしていいただければと思います。

また、畜産もことしの初めまで、味彩牛という旭志のブランド牛でF1ですけど、旅館組合で取り組ませていただきました。ステーキフェアとかもやったのですが、一番困るのは、大手の旅館さんなんかの場合は、例えば10kgとか20kgという単位で肉を買えるのですが、小さな所は1人前ですから150gとか200gくらいになるのです。でもこれは、真空パックで1人分ずつやって冷蔵庫に入れば十日くらい持つのです。ただ、塊ではどうしても色が変わったりして鮮度が落ちるものですから、なかなか取り扱いが難しい。じゃあ、店にやってくれと言っても、なかなか1個ずつはやってくれない。そういう真空パックは、当然、利用する人はお金を払ってでも使えるようなところがあれば、やっぱり畜産品の地場での消費量もおのずと増えてくると思いますので、そこら辺も考えた中で、ぜひともご多用をいただければと思います。

すみません、きょうはちょっと質問が多いもんですから、次にいかせていただきます。次に、4番目に関してであります。4点目は、菊池市の一般職員の非常勤職員・臨時職員の任用等に関する取り扱い要項について。これは9月議会の質問を受けてということで、この件に関しても9月議会でご質問させていただきました。答は、規約の改正を含め、平成22年度予算までに対応するとのことでありました。私としては、前向きなご答弁であったと考えております。

合併時をスタートとして、嘱託契約を結ばれている方が多いもんですから、一斉にそれが切れてしまうということでは、施設の対応がいかかなものかというところでお聞きをさせていただいたわけですが、実は、議会初日に議長からご報告がありましたとおり、私は秋田県の鹿角市というところに、文厚委員会の一員として過日研修に行っておりました。内容は公立保育園と幼稚園の統合施策についてでしたが、運営手法が他地域と大きく違いがあり、菊池についても適用ができないかということで、ちょっとご紹介をさせていただきたいと思います。

それはハード面を行政が行い、運営を民間が行う、俗に言う民間委託方式ではあるのですが、その受け皿となる民間の運営団体が公益法人である財団法人を市のほうでつくられて、そこに委託をされるというところであります。さらにその法人には、市職員数名の方が出向されて市の方針を明確に表し、職員の雇用はその公益法人による法人の就労規則に従い、行うということです。嘱託職員の場合は、年限の限りではありますが、新たな公益法人の職員として働く場合は、その法人の雇用規則に従うわけですから、ある程度定年まで働けるということで、嘱託と違って不安という要素は非常になくなるというところであります。ただし、一方で

嘱託の場合は広く雇用を求めるとい部分がありますので、ある程度人員が固定されますから、多くの人にとというのは逆に嘱託職員と比べるとデメリットがあるとは思いますが、例えば、幼稚園であるとか、保育園であるとか、老人ホーム等にはある程度専門職種ですから、ずっとそこで就業できることによって、親御さんたちのご心配もなくなるというところのメリットはあるとは思いますが。

このようなケース自体が私もちよつと初めてだったものですから、まさに目からうろこという状況だったのですが、これらの方式を使えば、この菊池市も行革、またいろんな面においてもある程度のことが表せるのではないかとと思ひまして、現この菊池市でそのような対応ができるかどうかを、執行部のお話をちよつとお聞かせいただければと思ひます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 更新の限度を迎えますのは来年度でございます。9月議会でも、この更新の要項等の見直しについてというご質問があったところでございますけれども、いろんな雇用に対しましては、非常勤職員の移行もありますので、更新確定後であります平成21年度に入りましたら、早急に要項の見直しを含め、業務に支障を来さないよう対処する必要があると認識いたしております。

ただいま申されました、秋田県の鹿角市のように本市でも施設を公益法人化し、現在の嘱託職員を法人の正規職員にした場合、当該施設の職員は市の嘱託職員から法人の嘱託職員になるため、任用期間の問題は解決されることとなります。市側から見れば、大きなメリットがあると考えられます。

現在、行政改革の取り組みの中で、各種施設における今後の行政サービスのあり方を検討しております。その手法として、民間委託や民営化、そして地方独立法人をはじめとする法人化などがございます。この法人とは、地方自治体が自治体から切り離して、独立させて設立する法人であります。市の出資が必要となります。また、法人化とは地方自治体が自ら主体となって、直接実施する必要はありませんが、民間に委ねる場合は必ずしも実施されない恐れがあると地方自治体が認めるものを、効率的かつ効果的に行うこととなります。官と民、どちらが行うべきなのか微妙な分野であると考えます。このようなことから、議員提案の内容を含めてさまざまな方面、角度から検証を行い、今後の方針について議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） ありがとうございます。前向きにお考えということですが、市自体が、地方の独立行政法人ということも、今、おっしゃったと思います。

独法について、私もちょっと調べてきました。定義としては、これは国の独法の話なんですけど、国民を市民に置き換えればいいと思うのですが、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人」ということであります。ある意味では、行革真っただ中で、行政改革による民間委託、民営化の問題とは相反するやり方かもしれません。民間委託または民営化という場合は、そこである種の条件をつけて入札を行うわけですから、金額的なものについては競争入札ですから、安いほうに渡すわけですから、そのメリットが出ると思うのですが、鹿角市の場合もそうなんですけど、私がなぜあえて公益法人という名前を出したかというところ、今あったように、要は「必ずしも実施されないおそれがあるもの」というところですよ。どうしても民間は、効率的なものを求めて、入札すればその中で益を出すために何かをやっぱり削っていくというところなんです。いろんな話で、学校給食の委託であるとか、将来的に幼稚園の民間とかいう話は、前々から出てきていますが、そこで保護者またはいろんな方の中で問題になるのは、じゃあ市は、どのような責任あるポジションにいるかという部分ですから、鹿角市の場合も財団法人の中に、実は市役所の方が数名出向されています。身分は市職ですよ。ただ出向して、向こうで給料をもらうということなんですけど、ただそれをやれば、市の方針であるとか、市の責任というのはちゃんと全うした中で、その運営を半分民間に委託をできるということですから、確かに行政の効率化も求められてはいますが、それだけでは済まされない話、やはり幼稚園であれば保護者の方もおいでですし、先生方もおいでですし、市の言い分もあるでしょうし、この合意形成というのが一番大事な部分だと思いますので、やっていただければなとは思っています。

ただ、先ほど出資金ということをお話をされたと思うんですが、本定例会にも議案119号かな。公益法人についての法律が改正されて関連法案として挙がっていますが、実は、平成20年の12月1日、今月ですね。法律が改正されて、公益法人、財団法人または社団法人等がこれまで非常に複雑な手続というか登記をして、申請をしてというやりとりが必要だったのですが、これは要らなくなりましたよね。そうであれば、ちょっとインターネットで調べたのですが、

例えば財団法人をつくった場合にかかる初期的な費用は、おおむね50万円から100万円切ると思うのです。多分、50万円ぐらいでできると思うのです。そのあとに、ちゃんとした形で財団法人をつくりますよね、そこに対して匿名で、例えば指定管理者に任命するとすれば、行政のほうで積算基礎を組ながらその金額を渡せば、そこに資本金とかいうのは、あまり私は要らないのではないかなというふうに思います。ちょっと私も詳しくはないのですが、商法改正から言えば、株式会社も基本的には0円から始められる時代になっていると思いますので、先ほど言った、まずはいろんな機関との合意形成をできるだけ早くやって、法人は登記のみで立ち上げられますから、これはもう独法でもどちらでも、ある意味で結構です。とにかく早くそれを立ち上げて、平成22年度の予算には、その臨時職員等を含めた新たな予算措置が必要になるわけですから、残すところあと1年くらいしかありませんので、ぜひとも早く取り組んでいただければと思います。

確かに、先ほど言った行政改革の部分から言えば、民間でできるだけ安くというのも1つの手法なんだろうが、最終的に市が、もともと市が建てたものですから、その方針というのを生かしつつ、なおかつ合理化ができる方向で今後とも行革に取り組んでいただければと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後1時42分

開議 午後1時52分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松本登君。

[登壇]

○21番（松本 登君） 通告に従いまして、お尋ねをいたします。行政改革の進捗状況についてであります。

今日、地方分権改革が進み、国と地方の関係も対等、協力の時代を迎えるに至りました。国から、県から、市への権限の委譲も多くなっております。ただ、財源についてはいまだ市であります。分権化における市の立場としては、自己決定、自己責任の視点に立った行財政の安定運営が求められるところであります。特に国が進めております行財政一体改革は、待ったなしの状況であります。一方では市民の市政に対する視線も、地方自治の観点から厳しくなっております。

さて本市では、平成17年3月、合併が成就いたしまして、新たなる市政運営

とともに、新市としての将来を見据えたまちづくりがスタートしております。ただ、合併後の市政は、旧来の市町村の意識がまだまだ強く残り、3年半経過した現在における合併効果についても厳しい現実を実感として受け止めております。このように市政を取り巻く状況は誠に厳しく、今、市政に求められているのは抜本的改革、すなわち行政改革の断行であります。

そこで本市の行政改革の取り組みを見ますと、合併直後に集中改革プラン、これは平成17年度から平成21年度5ヵ年計画が策定をされました。新市としての合併後の市行政改革の具体的方針、計画を国に報告をされております。その後平成18年度に集中改革プランの具現化を目指します市行政改革の大綱、これは平成18年から平成21年4ヵ年計画が策定され、引き続きまして、その改計画の実施計画、これは平成19年度から平成21年度3ヵ年計画が策定され、現在この実施計画により着々と改革の業務が進められております。そこで、この実施計画における平成19年度の進捗につきましては、平成19年度、決算に係る主要施策の成果によりますと、市行政改革の計画に沿って38項目にわたり改革が進められております。その中で特に、名称が掲げられております。保育園、幼稚園、老人ホームの民営化への検討、学校給食の民間委託に向けた検討。第三セクターの見直し。つまごめ荘については総点検を重点項目と位置付け、検討が進められております。改革業務に係る取り組みの38項目といたしますと、実施計画における実施項目は38項目でありますので、計画の100%について改革の業務を進めておられるということになります。当然のこととはいえ、その頑張りに、まず敬意を表します。

さて、去る7月22日、議会月例会で公表されました市行政改革の進捗状況並びにその成果によりますと、経費削減に伴う効果額は、平成17年度から平成19年度までの3年間で4億3,700万円であります。その内容は、職員削減に伴う人件費、2億1,000万円が主なものであります。この数字は先ほどの怒留湯議員のほうからお示しがございましたが、平成17年3月合併時の職員数613名。平成20年4月現在555名で、58名削減であり、定員適正化計画を2年前倒しで達成ができております。ただ言えることは、現在の職員数555名でいいのか。職員数の自治体モデルは、人口100人に対し職員1人ということであります。本年11月現在の本市の人口、約52,200人ということであります。ということは、職員数は520名ということになるわけでありまして、今後更なる職員数の削減が求められるということでもあります。ただ、経費の削減につきましては、実質3年間で効果額4億3,700万円ということでありまして、これは集中改革プランが目指しております目標と効果によりますと、経費削減額は平成

17年度から平成21年度までの実質4年間で4億円となっております。計画を大幅に上回っておるということでございまして、素直にその努力を多とするところであります。

ここでお尋ねをいたします。これまで総体的に申し上げてきたところですが、項目を絞り、行革担当としての業務の取り組みについて伺います。

1. 財政の健全化について。集中改革プランにおけるポイントは、経費の節減合理化、健全化計画の策定、バランスシートの作成・公表、徴収率の向上、補助金の廃止・統合、そして歳入の確保という項目が掲げられております。具体的には平成19年度、消耗品の10%カット、補助金5%カット、平成20年度、補助金の見直し、各種事業の再検討。ただ、大胆なプランと私個人的には思うところではありますが、経常収支比率の目標値を82%と掲げられました。これは目標値として、実現に向けて頑張る覚悟を示されたと理解をいたすところではありますが、現実はどうかと。経常収支比率の決算数値をみますと、平成17年90.4、平成18年94.4、平成19年度94.8であります。絵に書いた餅にならないように頑張っていたきたいと思うところであります。この実施計画につきましては、問題点として、新市建設計画の見直し、中期財政計画の見直しを掲げられております。平成19年度の中期財政計画の見直し公表、平成20年度の前年度決算に基づき中期財政計画の見直し公表、2年間にわたり同様の計画が掲げられております。ここは財政健全化に向けてのポイントでありますので、この取り組みについて具体的にお示しをいただきたい。

2. 事務事業の再編、整理、廃止・統合について。問題点として、合併により事務事業が増加し、重複、類似しているとあります。集中改革プランでは、課の削減行動の実施、実施計画におきましては平成19年度、事務事業の評価、施策の評価の検討、実施、反映確認が示されております。これらの結果を次年度予算へ反映させる、平成20年度も同様の取り組みであります。今日までの進捗状況、特に予算への反映については具体的にその実績も含めてお示しをいただきたいと思えます。

3. 学校給食業務の民間委託についてであります。集中改革プランによりますと、給食センター方式、自校方式ともに民間委託への移行を目指すとあります。実施計画によりますと、平成19年度、給食センター2ヵ所の民間委託の方針の決定、保護者説明、さらに委託の決定。平成20年度センター委託の試行、委託の検証と具体化をしております。その取り組みの現状についてお示してください。

4. 公立保育園、これは集中改革プランによりますと、第一、第二、菊之池、花房、砦の5園がその対象であります。問題点として公立保育園運営費の国・

県補助がなくなり、一般財源化、いわゆる交付税措置ということになりましたとあります。平成21年度までに民営化への移行を目指すとあります。具体的には平成19年度、平成20年度民営化への検討がなされると。特に20年度では一部移行、それを公表するとあります。実施計画によりますと、問題点として公立の運営経費が高額である。少子化による就園児の減少というものが掲げられております。平成19年度民営化計画の策定、保護者への説明、協議。平成20年度民営化計画の決定。説明会の実施。事業者公募、決定まで踏み込んであります。この取り組みの現実を具体的にお示しください。

5. 組織・機構の見直しについて。集中改革プランのポイントは、平成15年度地方自治法改正に基づき、これまでの縦割り組織の弊害、運営の硬直化、横の連携不足等の改善を目指し、係制度の廃止、グループ制の導入の検討、総合窓口制度の検討などが掲げられております。平成19年度は、平成20年度と同様でございますが、組織機能の縮減見直し、PDCA、これは計画、実践、評価、改善、これを繰り返し行う。目指すはスピーディーな行政内部の意思決定、効率化、市民サービスの向上であるということでございます。実施計画でも同様な表現がございます。

以上、5つの項目についてお尋ねをいたしますが、それぞれ具体的に、できませんなら問題点等も含めて、率直にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） お答えいたしたいと思っておりますが、集中改革プランや行政改革大綱の進捗状況に関する議員のご質問でございますので、教育委員会所管に関する答弁も入っておりますので、私のほうで一括して答弁させていただきたいというふうに思います。

はじめに、財政の健全化についてお答えいたします。市行政を運営していくためには、まず予算が確保されなければなりません。現在の単式簿記制度上の歳入イコール歳出の原則からすれば、第1に歳入財源の確保が最優先課題であり、次に歳出の抑制に取り組むこととなります。この予算主義の原則を基本に、最近の国政の情勢や、国内外の経済活動の冷え込みなどを考えるとき、国や地方財政の今後の見通しは全く不透明で、かつ不安定な状況であると思われま。今後さらに、歳入財源の基本である国税や地方税収入が落ち込むこととなれば、大幅な歳出抑制は火を見るより明らかでございます。私たち地方自治体での歳出抑制は、とりもなおさず市民サービスの低下につながることであり、最終的には市民が痛みを負うこととなります。このようなことから、不断に行政改革に取り組み、財

政の健全化を図ることが大変重要であると認識いたしております。そこで、本市において集中改革プラン並びに行政改革大綱を定め、改革に取り組んでおりますので、その内容と成果等についてご報告させていただきます。

まず、中期財政計画の見直しでは、財政課において総合計画、実施計画と、予算との連動を図るシステムの整備を行いながら、今後の国の動向や社会経済情勢に対応できるよう、中長期財政計画を策定することといたしております。次にバランスシートの作成では、18年度から市民向け予算書「ことしのしごと」を作成配布し、予算の使途や効果を明らかにするとともに、新地方公会計制度に対応するため、財政課主導で庁内バランスシートワーキンググループを立ち上げ、財産台帳の整備を中心に、総務省方式改訂モデルにて作成に取り組んでおります。歳入の確保策として財政課が実施した、公用車の公売、市有林のくぬぎ売却、遊休地の売却処分等により、平成18年から本年度までの3ヵ年間で約3,000万円の歳入増となりました。

次に市税等の増収と収入率の向上として、19年度、税務課に収納対策係を新設し、滞納処分の強化、インターネット購買の実施及び購買会の開催等を行い、約1,500万円の歳入増を図ることができました。今年度も、県や近隣市町村との合同購買会、市単独の購買会3回、インターネット購買3回等を実施しました。また、公報、ホームページ等への民間広告の掲載では、企画振興課でホームページにおける広告取扱業者を決定し、現在広告を募集中でございます。さらに使用料、手数料の見直しでは、今年度から社会体育課の社会体育施設の使用料の統一を図りました。

一方経費節減合理化では、平成18年度行政評価による事務事業見直しを行い、約1億1,000万円の削減効果を生み出しております。また、法令等検索システムの職員による独自開発導入によりまして約900万円、庁舎清掃の一部職員実施により約100万円の削減効果も上がったところでございます。さらにISO14001認証取得範囲の拡大では、今年度で市が直営で管理いたします全ての施設へのISO認証取得が完了したところでございます。総務課の集計によりますと、ISOの取り組みによります省資源、省エネルギーにより、平成18年度と平成19年度の比較で約600万円の削減が達成できました。

以上が財政健全化における各項目の進捗状況でございます。各項目とも、おおむね行革大綱実施計画のスケジュールどおりに進行しており、一定の効果も達成していると判断しております。

次に、事務事業の再編、整理、廃止、統合ですが、これに関しては行政評価を導入し、市民サービスの満足度や予算に見合う効果、そして実行過程での無理や

無駄などの観点からチェックを行い、効果的、効率的なものについては再編や統廃合を進めるものでございます。これにより各事業にメリハリを付けることで、より一層サービスに対する市民の満足度が上がることを目指しております。18年度は補助金及び負担金、委員会、協議会、イベント事業について、必要性、有効性、効率性等の評価基準を設け行政評価を実施したところでございます。補助金においては23本の廃止、13本の統合、88本の縮減と評価結果が出ましたが、公金本来の目的に合わないような交際費、慶弔費、食料費などは補助対象経費として認めないなどの大幅な見直しを断行したところでございます。負担金につきましては53本の廃止、15本の統合、74本の縮減等の評価結果となり、補助金同様大幅な見直しを行いました。委員会、協議会については4本の廃止、14本の縮減等の評価結果でありました。合わせて特別職等の職員で、非常勤の者の報酬及び費用減少に関する条例を改正し、適切な委員会、協議会の運営を図っております。イベント開催事業では1本の廃止、3本の統合、20本の縮減等の評価結果となりました。平成19年度は委託料を対象に行政評価を実施し、次の5つの改善提案を行いました。1つは随意契約から競争入札への見直しを行うこと。2つ目に委託分類ごとに統一基準を設けること。3つ目に長期継続契約制度を活用して、コストダウンや事務の簡素化を図ること。4つ目に、同じ種類の委託業務については可能な限り一括して入札を行うこと。5つ目に、年間の委託回数や単価を見直すこと。

以上の改善提案について、平成20年度予算から反映したところでございます。

今年度からは市民のニーズに対応した行政の運営と、成果を重視した行政運営を行うために、本市の最上位計画であります、菊池市総合計画の主要事業を評価することにより、総合計画の進捗管理を行い、評価後の改善内容を後期基本計画と次年度の予算編成に反映させるシステムをつくり、システムづくりを目指して実施しております。平成19年度の主要事業は全会計で905本、428億2,000万円ですが、そのうち総合計画の71の施策の内容を実現するための315本、205億5,000万円の主要事業を必要性、有効性、効率性の観点から評価したところでございます。そのほか、税等のコンビニ振込サービスの導入につきましては、町内で検討しましたが、高額な導入経費が必要になることや、利用者の見込みが少ないことなどから導入をしないことといたしました。

以上が事務事業再編、整理、統合、廃止における進捗状況でございます。各項目とも行革大綱実施計画のスケジュールどおりにおおむね進んでいるものと判断いたしております。特に次年度予算編成においては、行政評価の結果である改善提案に基づき、予算査定を行うこととしておりまして、改善提案に反した予算計

上は認めておりません。また、委託料に関する契約方法について、効率性、透明性を確保するために厳しく見直しを行いました。以上のことから、行政運営に大きな効果をもたらしているものと考えております。

次に民間委託の推進についてでございますが、これは現在市が直営で実施している事務事業について、今後とも市で実施する必要があるのか。民間に委ねることができないか。そのような観点から現状、庁舎、民間事業者との比較を行い、民間事業者のノウハウによるサービス向上や経費削減が見込まれると判断したもののについては民間委託や民営化等を推進するものであります。今年度、菊池市民間委託等推進ガイドラインを作成し、それぞれの事務事業をそれに当てはめることで民間委託等の可能性を検討いたしております。

行革大綱実施計画には、民間委託の推進対象として、学校給食業務を民営化の推進対象として公立保育園、公立幼稚園、養護老人ホームを掲げております。このうち、学校給食業務については、行革大綱実施計画の中で、学校給食業務の民間委託の検討の項目を掲げて、検討を進めています。現在市内には自校方式の給食施設が13施設。センター方式の給食施設が2施設あります。どちらの実施方式においても、栄養のバランスや食育に関して差はなく、十分に配慮した給食を提供いたしております。

これまで、民間委託の検討を進めておりますが、その中で見えてきた問題点は以下のとおりでございます。1つ目に、平成20年5月1日現在で自校式の給食施設13施設のうち、築年数25年以上経過した施設が8施設あります。また、施設の老朽化が進んでいるところでございます。2つ目に、全ての給食施設における最大調理能力が6,780食分あるのに対しまして、平成20年5月1日時点での必要食数は5,050食であり、1,700食程度余剰能力があることであります。3つ目には、学校給食の経費は調理員の人件費や給食備品等の経費であります運営費、また保護者負担の給食費であります食材費から成り立っておりますが、調理数が多い施設ほど1食当たりの単価は低くおさえられ、調理数が少ない施設ほど1食当たりの単価が高いことであります。4つ目に、今後も少子化が進展することで、余剰能力及び1食当たりの単価にさらなる影響を与えることであります。以上の問題点を解決する方策として、現行の自校方式分をまとめてグループ化し、拠点校において複数校を調理する拠点校方式や、あるいはセンター方式等も視野に入れ、現在最終方針案を策定中であります。市としての方針が固まりましたら、議会にも報告することといたしておりますが、行革大綱の実施期間が21年までとなっていることから、早急に方針を固めたいと考えております。

また、公立保育園につきましても、行革大綱実施計画に公立保育園の民営化の

検討の項目を掲げ、検討を進めています。市内には、現在5つの公立保育園と16の私立保育園がございます。保護者が負担する保育料は、公立、私立にかかわらず同じ算出方法で計算されており、共同して保育サービスの充実に努めているところでございます。

これまで検討した中での問題点でございますが、1つ目に、保育園の運営費は国が定めた基準により保育園ごとに算定されます。これを支弁額と言いますけれども、私立保育園の場合は、この支弁額の枠内で運営されているのに対しまして、公立保育園の場合は、運営経費は支弁額を超過しているため、不足分を市が補填しているということが挙げられます。2つ目に少子化の進展に伴いまして、市内の0歳から5歳人口が、平成28年度においては平成19年度より110名程度減少することが見込まれることから、公立、私立ともに園児数の減少が予想されるため、特に支弁額の枠内で運営されている私立保育園に大きな影響を与える恐れがあることであります。3つ目に三位一体の改革により、平成16年度から公立保育園の支弁額に対する国庫補助金が交付税により一般財源化となりました。また、平成15年度から障がい児保育、平成19年度から軽度障がい児保育についても、公立、私立ともに国庫補助金が交付税による一般財源化となりました。さらには平成18年度から公立保育園の新築、改築といった、施設整備に対する国庫補助金が廃止され、全額市町村の負担となりました。これら国庫補助金の廃止、補助金から交付税への一般財源化などの保育サービスにかかります市の財政負担の増加も、問題の1つと考えております。

以上の問題点を解決するため、実際民営化を進めた自治体に研修に赴き、情報収集をしつつ、民営化の検討を進めております。公立保育園についても学校給食業務と同様に、早急に最終方針を固めたいと考えております。これらの2項目の進捗度合いは、行革大綱実施計画のスケジュールと比較しますと遅れておりますが、なるべく早い時期に市としての方針を固めることを目指しております。

4点目の組織・機構の見直しについてでございますが、組織・機構は市民の皆様の要求や相談要望に対して市の方向性や結論を、迅速かつ的確にお答えできる体制でなければならず、かつその時々々の社会情勢や経済状況に臨機応変に対応できるものでなければなりません。合わせて職員個々の能力を最大限に発揮する体制として十分に機能することにより、市民サービスの向上や、効率的な行財政運営が達成できるものと考えております。

これまでの経過ですが、平成19年度4月には市営住宅の建築や施設維持業務の強化を図るため、住宅課と都市整備課を統合。菊池市文化会館の指定管理者制度導入に伴いまして、管理運営業務が大幅に減少したために、文化振興課と生涯

学習課との統合、教育委員会本庁業務の充実のため教育委員会菊池分室の本庁教育委員会への統合等を行いました。平成20年4月には企画部振興部門との共有化を図るため、情報企画課と企画振興課を統合。介護予防事業と高齢福祉事業の推進を図るため、地域包括支援課と生きがい推進課の統合。用地交渉等の業務と担当課の連携のため、用地課を廃止し業務の担当課移管等を行いました。

このように、毎年度組織体制の強化及びサービス体制の向上を目的とした組織・機構の見直しを進めておきまして、行政改革大綱実施計画にのっとりた進行であると判断いたしております。

以上お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○21番（松本 登君） お尋ねいたしました案件につきまして、具体的に問題点も含めて詳しく答弁をいただきまして、ありがとうございました。

2回目の質問をいたします。市行政改革大綱の根幹、これは市政の主役である市民の意識、人口減少時代の到来、市財政がおかれている現状、この3点を掘り下げ、さらに見通しにより改革を目指すということのようであります。一方市民の意識アンケートによりますと、市民の市政に対する思いは、市政に対する意見が反映されているのか、市政への信頼、さらには、税は効果的に使われているのか等に対する不満というものが確実に感じられます。人口計画によりますと、人口増対策をもってしても、合併10年後の平成26年度には、人口は1,200人のマイナスとなるとあります。市財政の現状から将来にわたる見通しは、基金、地方債のバランスが崩れるという現状が明らかに示されております。地方債の現在高は、平成20年5月の財政白書によりますと、一般会計特別会計合わせて414億円であります。

まとめとして、人口減少が進み、財政も赤字に転落し、市民サービスも削らざるを得ない、これが大綱の示す現実であります。そこでこうならないためにも、行政改革を断行し、すべての市民がこの町に住んでよかったと思えるような、そういうまちづくりに総力を結集させなければなりません。

私は1回目で、平成19年度の主要施策の成果の記述に従い申し上げたところであります。当然のこととはいえ、執行部では実施計画すべてにわたりまして取り組んでいただきました。そこで私は全般にわたり具体的にお尋ねしたい思いがありますが、これは質問の時間もございます。抽出しておうかがいしているところであります。2回目でさらに3項目にわたりおうかがいをいたします。

まず、学校給食の民間委託であります。平成20年度学校規模適正化審議会が

設置され、現在その審議が進められております。その狙い、少子化の進展に伴い市として将来を見据え、学校の規模を適正にするということであろうと思います。要するに学校の統廃合を進めるということだろうと思います。そこで実施計画に基づき、給食業務の民間委託に向け進めておられるわけではありますが、学校統廃合にかかる審議との整合性は大丈夫なのかなという思いがあります。今、計画に基づいて改革を進めることは、審議との整合性ということを申し上げておるわけでございます。申し上げますが、行政における業務の遂行はすべてそれぞれの計画に基づかなければなりません。そこで現実的対応について、実施計画とおりに進められるのか、学校規模適正化審議会の方針、双方ともに市教育委員会としての改革の方針であり、その姿勢であります。実施計画は申し上げるまでもなく3ヵ年計画であり、毎年ローリングにより施策の動きを私どもが確認するところがありますが、先に発表されました総合計画、実施計画には掲載はありません。ということで、改めてその整合性についてお尋ねをいたすところでもあります。

次に、組織・機構の見直しであります。現在の縦型組織を弊害と決め付けられました。このこと自体が大きな前進であります。係制を廃止し、グループ制を導入するという文言が掲げられました。係制度の廃止。これは課内の連携、なぜ、その理由は。課内の連携不足、運営が硬直化している、群意識に固まっている、幅広く先を見る目に欠けている、等々あります。グループ制というのは横型の組織であります。まず係間の壁がなくなります。意思決定が迅速化となります。繁閑期における職員の流動化等々、多くのメリットがあります。一方で課長のリーダーシップというものが強く求められるシステムであります。市では平成20年4月に市職員のバックアップ体制に関する要項を策定されております。その目的は業務の繁閑に応じて課、係相互間における職員のバックアップ体制を確立するということでもあります。さらに、職員の士気高揚と組織の活性化、運営の能率向上と美文が並んでおります。見るところ、組織の横型化を見据えておられると思います。グループ制の導入を前提として、これは要項が策定されたのではないかなと思います。このバックアップ体制に、今、具体的に取り組んでおられますが、集中改革プランが示しております係制度の廃止、グループ制の導入との整合性について、行政改革の推進をされる課と、職員課というのは縦割りの中では別枠になるわけでございますが、その連携は当然、あるというのを前提としておりますけれども、心配もいたすところでもあります。この際一体となり、私は課、係の廃止というものを望むものでありますが、まずは係の廃止であろうと思います。縦型の組織の弊害が叫ばれて久しいところではありますが、ぜひとも実現に向け、取り組んでいただきたいとそのように思います。

次に財政の健全化。集中改革プランが目指しております5ヵ年計画で、経常収支比率を82%と大きな文字で掲げられました。現実はどうか。これは先ほどもお示しをいたしましたように、平成19年度の経常収支比率は94.8%と限りなく1に近付いております。私個人の見解でございますが、82%というのは、これは理想的な数字ではないかなというふうに思いますし、毎年どんどこう、目標を掲げながら、数字が離れているという現実でございます。これをどう釈明されるのか、執行部ご自身がこの数字を掲げられて、しかも国に報告をされております。ただ単なる努力目標でしょうか。この辺のところを率直にお答えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず第1点目の民間委託の推進の中で、学校給食関係でございますけれども、学校規模適正化審議会に関しましては、去る9月の議会の定例会での森隆博議員の一般質問に対する教育長答弁でもありましたように、審議会の委員の申し合わせで、審議会途中段階での審議内容等の公開については、差し控える旨たまわったところでございます。したがって、ご質問の行政改革として進める学校給食業務の民間委託と、学校規模適正化審議会の審議過程における整合性につきましては、今後の状況を見ながら可能な限り調整を図っていききたいというふうに考えております。

次に、組織・機構の見直しでございますけれども、議員ご承知のとおり、平成17年に国より示されました、新地方行革指針において、行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能にする組織としてフラットな組織編成の検討を含め、組織の見直しを求められており、それを受けて本市集中改革プランにて従来の縦割り型組織の見直しを検討しますといたしております。例といたしまして、係制の廃止、班体制、グループ制の導入の検討を名言しているところでございます。グループ制の導入、組織のフラット化につきましては、平成18年3月定例会の一般質問でも答弁しておりますとおり、複雑多様化する住民の行政ニーズに対応し、迅速で機動的な行政運営を展開するためには、フラット化と呼ばれます横型組織の検討も必要だと考えているところでございます。今後、人員削減が進み、新庁舎建設に伴う総合支所から支所への組織改革を行っていくためには、組織のフラット化は避けて通ることはできないと認識いたしておりますと答弁したところでございます。しかしながら、組織のフラット化を実施するためには、係制の廃止に伴う中間管理職、監督職の廃止を、また決済区分や命令系統の見直し、係員の事務文書の見直し等が必要であり、合併後の新たな制度改正に伴う行政事業や人員削減

による組織変革が激しい現状下においては、市役所全体を横断的な組織にすることは、現段階では難しいものがあると認識いたしております。

なお、組織・機構の見直しの実施状況につきましては、職員課にて毎年業務ヒアリングを実施し、行政需要並びに業務量の把握に努め、新たな行政需要、各課、係の合理化、組織のフラット化も含めたところで検討した上で、課、係の統合等を実施しているところでございます。今後は行政サービスがさらに向上するように、組織のフラット化も含め、組織・機構のあり方について検討を進めてまいりたいと思います。また、菊池市職員バックアップ体制に関する要項の具現化といえますか、実効性のある運用にさらに努めていきたいと思っております。

財政の健全化についてでございますけれども、去る9月議会において奈田議員のほうにお答えしておりますとおり、平成17年度と平成19年度の決算データを比較しますと、人件費と物件費を合計した決算額で約5億6,000万円少なくなっています。当然、これに充当された経常一般財源も約4億600万円減少しており、経常収支比率も2.3ポイント下がっております。この要因の1つには定員適正化計画を上回る職員数の削減や、指定管理者制度への移行による民間委託などの推進、そして補助金などを対象とした行政評価に取り組んできた成果だの、これまでの行政改革の取り組みが反映されているものと考えております。しかし、扶助費が1.3ポイント、交際費が1.7ポイント、そして繰出金が3.6ポイント上がっているため、人件費と物件費が下がっているにもかかわらず、全体の経常収支比率は4.4ポイント上昇しております。そもそもこの扶助費や交際費、繰出金などは、政策的事業であることからみれば、ポイントが上がったということは逆にいえば市民サービスが向上したということにもつながるのではないかというふうに思っております。議員ご指摘のように、経常収支比率は平成17年度決算で90.4%、18年度で94.4%、平成19年度94.8%となっております。集中改革プランでは、平成21年度の経常収支比率の目標値を82%としておりますのは、希望的観測部分もありますが、見通しが甘かったと反省いたしております。しかし、軌道修正をしながらも、当初の目的どおり市民サービスの維持、向上を図るために経費削減、行政の効率化など、非常に困難な課題に立ち向かっていかなくてはならないと考えております。そのためには、不断の行政改革の取り組みが重要だと認識しておりますし、今後とも行革大綱にのっとった取り組みを、全市をあげて進めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○21番（松本 登君） 率直に答弁をいただきました。ありがとうございます。必要な経費の見通しが甘かったというようなことも含めて、おっしゃったわけでございますが、やはり数字を掲げて、目標として計画に掲載するという場合には、やはりあらゆる基礎資料を元にして、動かさないところの数字を掲げるというのが必要ではなからうかと思えます。今後はそういうことで、甘かったということじゃなくて、掲げていただきたいと思えます。

3回目となりますが、行政改革の最大の手段というのは、やはりこれは合併であります。今、市政においては、市においては、最大限の努力により市政の安定運営というものを目指しておられるところであります。一方で我が国の厳しい経済状況、少子高齢化、あるいは分権改革によります変革、市民のニーズの多様化等々への対応があります。市行政改革は、合併直後でありますこの時期が改革の時期ではないかと。時期を失してはなりません。改革には、当然痛みというものが伴いますけれども、ここは断行によりまして、合併の効果も現れてくるものであると思うところであります。私は特に、組織・機構の見直しについての思いがございました。執行部自らが集中改革プランの中で縦割り組織を弊害と認め、いわゆる横型の組織でありますグループ制、班制というものについて導入をしたいということを掲げられたこと自体が非常に私は斬新に映ったわけでございます。中央官庁も同様であります。改革が叫ばれ、そういう中で合従、連行という、縦の組織をただ合わせると、看板の掛け替えというようなことでお茶が濁されているようなことを感じるわけではあります。市政も同様の、これまでは傾向ではなかったかなというふう思うところであります。グループ制、班制というのは職員の流動化、迅速化を目指し、班により自由に業務を遂行する組織であります。事務事業の執行に最も適した体制とも言われております。ぜひとも、計画とおりに実現に向けて基礎固めをしながら進めていただきたいと思えます。

また事務事業、施策に対する評価制度の導入というのがありますが、PDCAですね、いわゆるこれは改革実行のサイクルといわれているようではあります。このことを2年にわたり取り組まれております。その評価、結果を次年度予算へ反映させるとありますが、先ほど答弁にありましたように、十分反映させておるということでありますので、そのとおりに受け止めておきたいと思えます。

これらの制度はすべて、時代に融合しております。検証し、試行することにより現実のものとしていただきたい。分権化による市政、これは議会も大きく変わらなければなりません。議会も改革により変わりつつあります。市行政改革も実施計画に沿ってこれは断行してください。時は今です。これから議会ごとに、今回のお尋ねは担当を中心にお尋ねをいたしました。今後はそれぞれの部署に応

じて、その進捗状況についてお尋ねをしたいなと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩をします。

○
休憩 午後 2 時 4 3 分

開議 午後 2 時 5 2 分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

次に、中山繁雄君。

[登壇]

○7 番（中山繁雄君） 昼、午後から 3 人目の質問をさせていただきます。

地域格差が問題となり、政府もこれまでの政策を見直しているようですが、私が
実感しているのは、全国的なことではなく、菊池地域内での格差が出ているのでは
ないかと感じております。少子高齢の中で地域においては、特に中山間地に衰退が
激しく、限界集落化が進んでいるのではないのでしょうか。若い人は、交通利便や社
会インフラの異なった地域へ移り動いている。不便な場所より便利がいいところに
移り住むのは当然なことですが、菊池は全体の人口が増加しているのではなく、山
間地の人が不便さゆえに移り住んでいるに過ぎない将来を考えると、菊池の衰退に
つながると考えます。同じ市民でありながら格差があるのではないのでしょうか。赤
字が出るからバスは廃止、予約して乗り合い、急に用事ができてもお年寄りには交通
手段がない。費用がかさむタクシーも経済的に頻繁に使えない。あるお年寄りは、
電動カーで遠くから出向いて用事を済ませているのが現状であります。この現実を
ご存じですか。同じ菊池に住んでいて格差があるのは、将来の菊池の発展に大いに
問題があると思います。山や田畑の自然を守っているのは、集落の高齢者の方々の
ふるさとを思う気持ちによるものです。効果の薄い中心部の道路整備の意味が私に
は理解できません。昔からある田舎の商店は赤字で、採算が取れないにも関わらず
利用されている限り使命感を感じ、店を開けているのが現状であります。ある方は
自分の年金をつぎ込んで店を維持されています。こうした店がなくなり、バスのな
い地域に住んでいる方は、予約した乗り合いにスケジュールを組んで日々手帳に付
けながら生活を送ることを、市長は同じ市民でありながらさせるのですか。不公平
ではないのでしょうか。同じ市民であれば、均等のサービスを受ける権利があると私
は思います。近い将来のことが現実となり、歯磨き 1 つを住民サービスのため市の
職員が配達するシステムを市長が考えておられるなら大賛成であります。

そこで、質問です。私も商工会の役員をしております。店の存続について市の考

えと、これについては無理難題と思いますが、それと本題の質問、これから限界集落の対応について質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 議員、ご承知のとおり限界集落とは、人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難になった集落とされています。本市における限界集落は、数的定義に当てはめてみますと、本年11月28日現在で2集落ございます。また、55歳以上の人口比率が、50%を超えている集落を「準限界集落」という表現で使われますが、この準限界集落は本市において57集落ございます。

これらの地域の対応につきましては、まず1つ目に就業の場の確保を図るため、企業の有地に積極的に取り組み、人口の減少に歯止めをかけ、定住の促進を図ってまいります。

2つ目に都市と農山村の交流による活性化策としてのグリーンツーリズムの推進により山地間、中山間地での新たな暮らし方が模索され、農山村体験から定住につながるよう推進してまいります。

3つ目に交通空白地域におきましては、自宅から目的地まで行ける相乗りタクシーの導入により、山間地、中山間地域と市街地の交通を確保し、孤立化を防いでまいります。

4つ目に中山間地域におきましては、国の中山間直接支払制度による農地や集落の保全を推進してまいります。

5つ目に、辺地地域におきましては、整備計画に基づき道路等の整備を推進してまいります。

6つ目に、集落の区域を大字単位や学校区単位を範囲とした区の合併により、集落としての機能を維持することができると考えております。このほかにも地域の人たちが主体となって、地域の活性化を図るための地域づくり推進事業及びコミュニティ助成事業などを活用していただき、地域に適した活性化事業を推進してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○7番（中山繁雄君） 対応についてはわかりました。なぜ、店の対応を強くいうのは、ある店の方から「冷蔵庫を買い替えたいが赤字で買えない。これからは、どうしようか」という相談を受けたので、私は質問をしているわけでありまして。まだ現

在、店を赤字でも続けておられる方に対して、市としてどう思っておられるか。
また、店がなくなったときの対応についてのお答がなかったので、再度質問をさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 議員さんもおっしゃったように、商店の助成というものについては無理だと思いますがということでございましたが、現段階では、行政が個人の商店に直接助成をするということではできませんので、現段階では考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○7番（中山繁雄君） だからですね、店の方たちに感謝の気持ちぐらい、市として持っていたきたいと思うのは、私は本当であろうと思います。やっぱりできないはできないで、もう仕方ありませんので、そういうこと、感謝の念ぐらい思っほしいと思います。

私が、2日前にテレビで天草の現状が放送されておりましたので、少し述べさせていただきます。移動販売をされておる状況でした。移動販売の方がされておりまして、その中で電話が掛かって、電話で注文があれば日用品まで配達までしているというようなことがテレビであっておりました。やはり、これから乗り合いタクシーとか何とかも乗れないような人があれば、配達もするような感じができるような移動販売を、民間委託ではありませんが、そういうことも将来考えていただきたいと思って質問をしました。

それでは、次の質問をさせていただきます。地元企業の連携について質問をいたします。企業連絡協議会の活動について質問をします。

以前、私は企業連絡協議会での市での一本化等を質問したと思います。そのときは、なるべく早くとの答えだったと思いますが、その後の状況を教えていただきたいと思います。なぜ、一本化を早くしてくださいと言いますのは、企業間と人の連携が深まれば、企業誘致や社会情勢などの最新情報の入手が早く、企業誘致などに必要ではないでしょうか。また、合併での旭志では、ある企業からは地域保険で役場に車をいただいたこともありました。現在と以前とでは社会情勢も様変わりしておりますので、こういうことは望めないと思いますが、今、ある企業の方から聞いたことですが、最近の企業は、2年くらい他の企業から社長を連れて来られるというところもあるそうであります。それで、会合をしてもなかなか

出て来られないのが現状だそうです。以前は企業の方も会社の近くの住民の方に貢献しなければと言われていた方も、最近は少なくなっているとのことでした。今述べました地域貢献はさておいて、市と企業、企業同士のつながりを密にするためにも、企業連絡協議会の一本化が必要だと私は思います。

市の考えと現在の状況を質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） お答えいたします。管内の企業連絡協議会につきましては、現在、旧市町村単位で「菊池市工業連絡協議会」、「七城町企業連絡協議会」、「川辺工業団地協議会」、「泗水町企業連絡協議会」の4つの協議会が設立されております。各協議会の主な活動内容といたしましては、先進地への視察研修、行政や商工会、近隣高校等との情報交換会、スポーツレクリエーション大会などの事業を実施されておりました、企業間並びに行政、各種団体との連携を図るとともに、地域産業の発展に寄与されているところでございます。

また、地域貢献に関しましては、菊池市工業連絡協議会におきまして、会員企業が持つ技術力、ノウハウと製造工程で発生する余剰材料を活用した工業製品の開発、政策を行う「工業製品共同制作プロジェクト事業」に取り組まれておまして、昨年度はエアーマクラ、それからクッション、ベンチの3つのプロジェクト製品を製作し、市役所、本庁舎、各総合支所をはじめ、老人ホームあるいは保育園などに寄贈されております。さらに今年度は、菊池市商工会とのタイアップによりまして、まちなかを訪れる買い物客や観光客のために休憩用のベンチの制作にも取り組まれているなど、商店街の振興にも貢献いただいているところでございます。

ご指摘の協議会の一本化につきましては、合併前から検案事項であり、各協議会における一本化に向けた協議や、昨年度からは、会長、副会長による合併検討会を立ち上げ、意見調整を図ってきたところでございますが、当初の設立の趣旨や会員構成の違いなどから、なかなかまだ合併までには至っていない状況でございます。

本市といたしましても、さらなる企業間の連携は、企業維持という側面からも必要不可欠の問題であると認識しておりますので、今後も各協議会での協議を重ねるとともに合併検討会での意見調整を図りながら、協議会の早期一本化を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○7番(中山繁雄君) では、再質問いたします。連絡協議会に対しての予算は付いているのでしょうか。先ほどから、経費節減でいろいろ出ておりますが、飲食はだめだめと言われておりますが、1つ認めればいろんな問題が出てくるのはわかっておりますが、企業誘致につながると思えば、ある程度の予算と接待が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(北田 彰君) 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長(後藤 定君) 現在のそれぞれの協議会に対しての補助金は、出しておりません。先ほども申し上げましたように、協議会の一本化は重要な検案事項と受け止めておりますので、早期に意見調整を図り、その中で助成等についての意見も集約していきたいと考えているところでございます。ただ、協議会における食料費におきましては、先ほど、行政改革の進捗状況で総部長が答弁しておりますように、大変厳しいものではないかと判断しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 中山繁雄君。

[登壇]

○7番(中山繁雄君) なるべく早く合併の努力をしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。通信網の整備について質問をいたします。

以前、森清孝議員が質問されましたが、光回線等に対しまして、予算が伴うので、あまり前向きではなかったように記憶しております。しかし、私の知り合いの社長からこんなことを言われました。「うちの会社は、税金を1億数千万払っている。光回線がなければ、会社間の情報伝達がスムーズにできない。わかりやすく言えば、設計図のやり取りもできない。今のままだったら、事務所をよそに直そうかと思っている」というようなことも言われました。議員の皆さん、ここが一番大事なところであります。今、ある企業がよそに直ろうかというところに、新しい企業がくると皆さん思われますか。早急に対策を取らなくては、企業誘致も難しいのではないのでしょうか。

市の対応を質問いたします。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長(石原公久君) 現在、国におきましては2006年から2010年度までの5年間に、地域間の情報格差の解消に向け、ブロードバンドゼロ地域の解消、超高速ブロードバンド世帯カバー率90%達成を目標に、地域情報通信基盤整備

通信交付金等の市町村に対するさまざまな支援措置が講じられてきているところ
でございます。また、熊本県でもブロードバンドゼロ地域解消のため、「熊本県ブ
ロードバンド整備促進会議」を設置し、目標の実現に向けて取り組みが行われて
きております。菊池市におきましても、総合計画の中に情報通信網整備を掲げ、
電子自治体の構築やインターネットによる情報発信ができるよう努力していると
ころでございます。その中でも、市民の方から要望が強い光ブロードバンドの菊
池市における現在の整備状況は通信事業者のNTTによりますと、菊池の街部を
中心とした地域と、七城町の菊池側より北側の地域、いわゆる電話局番の24局
と25局エリアに光ブロードバンドが整備されております。それと、旭志の工業
団地に光が整備されております。

光ブロードバンドにつきましては、市民の方だけではなく、誘致企業からの強い
要望もございまして、市といたしましても光回線の来っていない地域への今後の整
備について、これまでに数回にわたりNTT熊本支店に要望をしまりました。
しかし、NTTからの回答は、会社としては採算性が見込めないところへの投資
は、現状ではできないというものでございました。このような状況の中で、光ブ
ロードバンドの整備方法としては、公設民営などの方法があるわけでございます
けれども、NTTの試算によりますと、公設で泗水町地域に光ブロードバンドを
整備すると約15億円、菊池市全域に整備すると26億円の費用がかかると言わ
れている現状であります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○7番（中山繁雄君） かなりの経費がかかるようであります。世界全般の企業の業績
の悪化により、企業も投資を控えつつあるようであります。菊陽にあるソニーも
投資を控えるとのニュース報道がされております。しばらく景気が良くなるまで
には時間がかかると言われております。菊池におきましては、これが一応、間が
空くチャンスだと私は思っております。景気の良くなる前に、光回線の装備を早
急に考えていただきたいと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。都市間交流について、質問をいたします。

私がこの質問をしようと思ったきっかけは、一番問題な「四季の里をどうする
か」でした。どうしたら客を呼べるだろうかと思っておりました。ちょうど、中
学校の文化祭があり、文化祭に行きました。そこで見たのが1年生の劇でありま
した。ファームステイで、農家に泊まり込みで農業体験する劇でありました。そ
の中で、農家をばかにしていた子どもが農業体験をすることにより、食の大事さ

と人間関係が全くの別人になり、その子が農家に嫁いで、その後中学生をファームステイで受け入れたという劇でありました。私も感動いたしました。早速、中学校に行き、DVDに焼き付けてもらいました。皆さんに見ていただけたらと思っております。

話は反れましたが、最近農業体験をインターネットで調べておりましたら、今は修学旅行を兼ねた農業体験ツアーがはやりつつあるようであります。特に宮崎県が進んでいるようであります。熊本でも、阿蘇や天草でも行われているようであります。都市間交流につきましては、旧七城町では合併以前に行われていたようであります。最近また復活したとも聞いております。私が考えたのは、七城は米、メロン、菊池はシイタケ、茶、タケノコ、ゴボウ、旭志は酪農、肥育、泗水は園芸、酪農など、植え付けから収穫まで利用すればかなりの対応ができると、私は思います。宿泊につきましては、いろいろ考えられると思います。民泊、温泉ドーム、四季の里、市内の旅館などを利用して、市として考えていただけないでしょうか。

それからインターネットでいろいろ調べておりましたら、九州農政局のクラスター事業の発表会が久留米であると書いてありました。そこで、私は参加させていただきました。そこで発表されたのが、米粉の発表でした。これからは小麦粉の代わりに、また食料自給率の引き上げのために必要だと聞いておりましたら、鹿本農業高校の「コメロンパン」の発表が中でありました。聞くところによると、大臣表彰を受けられたとのことでした。テレビで何度も報道され、メロンパンで2千数百万の売り上げがあったと聞いております。本当に大人顔負けの発表でした。高校生で、企画から試作、製造までしたそうであります。

菊池も菊池農業高校もあります。高校生と共同で新製品の開発をできないか質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 農業を活用した都市間交流の現状といたしましては、第三セクター運営の物産館において、独自事業としての展開が進められているところでございます。菊池観光物産館におきましては、梨オーナー制度の取り組み、泗水養生市場におけますもち米の田植えから収穫、もちつきまでの体験や、栗や野菜の収穫体験、それから七城メロンドームにおけるメロン、ブルーベリー、イチゴ、果樹の収穫体験など、地元生産者と連携した独自の取り組みにより、市内外、県内外の消費者の方々へ農産物のPRが深められております。そのほか、三セクター同士の連携した取り組みといたしまして、昨年的高速バス、福岡、山鹿、菊

池線の路線新設を契機といたしまして、七城メロンドーム、七城温泉ドームと四季の里旭志が連携しまして、収穫体験から入浴、昼食、そして買い物までの日帰り行程による「よか湯、よか食、よか体験ツアー」が約半年間の期間にわたり実施されているところでございます。このような取り組みは、各物産館、温泉施設の顧客確保や売り上げ増への効果にもつながるものと考えております。本市におきましては、第三セクター独自による、菊池市第三セクター連絡協議会が設立されておりますので、この組織を通じて各三セクの連携した独自の取り組みが促進、発展することにつながればと考えております。

また、ご紹介のありました、鹿本農業高校の企画提案による企業と連携した商品開発につきましましては、承知いたしておるところでございます。本市の菊池農業高校におきましても、農産物を使った加工品開発を進められているところでありますし、今後、地域農産物利用の新たな加工開発の取り組みがあれば、各物産館と開発から販売までの連携も十分考えられるのではないかと考えております。その際は、第三セクター連絡協議会との橋渡しなどをはじめとした支援を、積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○7番（中山繁雄君） これから先、食について安全性とか国内産の必要性をアピールするためにも都市間交流が必要だと思えます。旅行代理店の問題や宣伝の問題だと思えますが、先ほど述べました中学生のDVDなどを、大都市の中学生などに見せて、ぜひ前向きに考えていただきたいと思えます。それから、菊池農業高校との連携ですが、鹿本農業高校の「コメロンパン」の発想の始まりは、メロンパンに本当のメロンがなぜ使われていないのだろうかというのが始まりだったそうであります。新製品を作るのには、物語が必要であります。話題性でもあります。ぜひ、菊池農業高校との連携をお願いいたします。農業高校の生徒を利用して、空店舗対策等にも利用できると思えます。先ほど、葛原議員も言われましたが、中山間地の田んぼの利用につきまして、私は聞きまして、都市間交流で中山間地の田をつくってもらい、その手助けをしてもらい、その農作物を買ってもらうことなども考えられると思えます。先ほど言って、体験をしてもらうことによりまして、都市間交流で子どもたちとのつながりができれば、菊池でできた品物の販売に対してもメリットがあると思えますので、今後考えていただきたいと思えます。

では、最後の質問に入りたいと思えます。ごみの収集について質問をいたします。

これは、地元旭志のことですが、他のところも当てはまるかと思いますが、日曜に祭日が重なった場合、月曜日が休みにになります。この場合、ごみの収集が木曜まで延びるわけでありまして、今年1年を振り返りますと、1年にざっと見たら、8日ぐらいあるのではないのでしょうか。冬場はともかく、夏場は衛生面で大変であります。どうにか対策はできないか。また、最近はほとんど勤めの方が週休2日制だと思います。土曜、日曜に掃除をしてごみが大量に出た場合、月に1回でも結構ですから、受け入れだけでもできないか、質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 村山 降君。

[登壇]

○市民部長（村山 降君） 月曜日が祝祭日の場合の各地区の状況を説明申し上げます。

泗水地区におきましては、搬入する東部清掃工場が24時間運転で、祝祭日も運転を行っていますので、原則11月から4月までの期間を除き、祝祭日の収集を行っていますところ。七城地区におきましては、曜日をずらして、火曜日に収集を行っております。旭志地区におきましては、現在は曜日をずらしての収集を行っておりませんが、来年度からは曜日をずらしての火曜日の収集を計画いたしております。なお、菊池地区につきましては、収集範囲も広く、火曜日も定期収集を行っているため、曜日をずらしての収集は困難であります。また、土曜、日曜の「エコヴィレッジ旭」の運転については、建設時の周辺集落の説明会におきまして、土曜、日曜、祝祭日の運転を行わないと説明しておりますけれども、現在、周辺集落で組織します菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設環境保全対策委員会からも要望が出されているため、密接に関係する周辺、集落の意向をお尋ねをしているところ。ただ、「エコヴィレッジ旭」の祝祭日及び土曜、日曜の運転となりますと、概算で年間400万円程度の管理費の増加が見込まれますので、できるだけ経費を押さえ、かつ市民の皆様の利便性を向上するように進めてまいりたいと思っております。

以上、お答します。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○7番（中山繁雄君） ごみの収集につきましては、やっぱり市内一本化、一本化と申しますか、統一をして、なるべく衛生面とかを考えていただき、早急にしていただきたいと思っております。それから月に一遍でいいので、収集だけでもよろしく願いまして、質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思っております。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午後 3 時 2 5 分

平成20年第4回菊池市市議会定例会

議事日程 第3号

平成20年12月12日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	枋原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

24番 北田 彰 君
25番 外村 國敏 君
26番 徳永 隆義 君
27番 横田 輝雄 君

欠席議員（1人）

23番 境 和 則

説明のため出席した者

市 長	福村 三男 君
副 市 長	村上 建二 君
収 入 役	高本 信男 君
総 務 部 長	緒方 希八郎 君
企 画 部 長	石原 公久 君
市 民 部 長	村山 隆 君
経 済 部 長	後藤 定 君
建 設 部 長	岡崎 俊裕 君
七城総合支所長	松岡 敬二 君
旭志総合支所長	中村 榮光 君
泗水総合支所長	上林 正章 君
企画部首席審議員	木村 靖弘 君
財 政 課 長	川上 憲誠 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田 浩文 君
教 育 長	田中 忠彦 君
教 育 次 長	山口 正司 君
農業委員会事務局長	五島 千秋 君
水 道 局 長	三牧 茂 君
代表監査委員	宮川 貞雄 君
監査委員事務局長	大塚 茂幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩木 精四郎 君
議 事 課 長	永田 哲士 君

議 事 係 長
主 任 主 事

上 田 敏 雄 君
荒 木 崇 之 君

午前10時00分 開議



○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

はじめに、森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） おはようございます。朝一発目ということで、気合いを入れて質問していきたいと思います。それでは、通告に従いまして、総合計画の中の基本計画の見直しの策定についてということでお尋ねをしたいと思います。

新市建設計画、総合計画の中の5年間の基本計画、3年間の実施計画に沿って事業が進められていくわけでありますけれども、21年度は後期基本計画、5年間の見直しの時期であります。合併によりまして、10年間の新市建設計画が総合計画というような形であります。合併時の確認の事業費は、総事業費で初めは430億円程度あったものが削減を行われ、約360億円程度であると思います。総事業費の360億円から合併特例債210億円を差し引きますと、残りの約150億円が一般財源といいますか市債に当たると思います。合併特例債の210億円のうちの3分の1、約63億円と、その市債に当たるか一般財源に当たるかでありますが、150億円を合わせますと213億円が借金といいますか、返済に当たるわけでありますので、現在までの市債と合わせますと莫大な市債を抱えるというふうに見込まれます。きのうも松本議員の質問の中にありましたように、合併前で410億円程度のものでありますし、合わせますと本当にこう1人当たりの市債というものがどれだけになるのかと思います。事業率では菊池市が48%、七城が15%、旭志が14%、泗水が23%であります。合併して4年、合併特例債を活用しなければならぬ事業の選択が必要と考えますので、菊池市に必要とする事業の優先順位を位置付けることになると思います。

そういうことで、後期基本計画の見直し、策定方法についてお尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 前期基本計画が来年度において終了となるため、平成21年度には後期基本計画の策定に着手をするところでございます。今後の事業方針や優先順位につきましては、本年11月に新市建設計画事業について、各総合支所ごとにヒアリングを実施いたしました。平成21年度の後期基本計画策定に関しましては、市民意識調査、それからワークショップ、庁内での後期基本計画策定委員会等のチームをつくり、前期基本計画の現状分析を行います。さらに、職員参画で自分たちの計画という意識の醸成、地域住民の参画にも重要性を置きながら、これらの意見を取りまとめてまいります。

また、旧市町村の均衡性や事業についての必要性、優先度を踏まえながら後期基本計画策定に反映をさせてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） それでは、再質問させていただきます。執行部の前向きな考えというのは理解できますけども、菊池市のやはりこうかじ取りを目指しておられます市長にお尋ねをしたいと思っておりますが、今後の4年間で菊池市の公共下水道施設の機械整備事業費とか、今回提案されております菊池市総合体育館の空調等の整備費、また、前回出されました袈裟尾地区の旧菊池市のごみ施設跡地の残材処理費とか、債務負担行為あたりも合併時は約30億円程度でありましたけれども、今は64億円を超えておるといふふうに思います。

そういったものもろもろと考えますと、本当にこう考えもしなかった追加事業といいますか、市債が発生しておるように思います。このままで27年度より、やはり特例債の期限が切れた場合、市の借金、市債はどれだけに膨らむのか、市民1人当たりが抱える借金はどれぐらいになるのか、お尋ねをしたいと思っております。

2点目に、後期基本計画には、重要とする事項としましては、やはり学校施設の耐震、また市の公共施設の維持管理から補修費、市道整備、建設費など、合併特例債を活用していかに市債を抑制するかが市長の責務と思っておりますので、後期基本計画の策定に向けて、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 市の借入金の推移につきましては、一般会計において現在までの借入残高に、新市建設計画に基づきます地方債発行額を加えて試算いたしますと、償還のピークは平成26年度となる見込みでございます。残高につきま

しては、平成25年度末で約308億円、市民1人当たりで換算しますと約59万円の借金となります。新市建設計画の事業については、社会状況やニーズを踏まえながら実施することが重要だと思います。

次に、合併特例債につきましては、合併市町村がまちづくり推進のため新市建設計画に基づいて実施する新市の均衡ある発展に資するために行う、公共施設の整備事業等に係る事業が該当することになります。合併特例債は合併後10年間に限り与えられたものであり、これまでに、道路改良事業、学校耐震事業及び社会体育施設の整備等、多くの事業を実施いたしました。今後も各課で事業を精査し、必要性、緊急性に配慮し、学校施設の耐震事業や社会体育施設の整備、道路改良事業及び公園整備事業等についても有効活用し、市の財政負担の軽減に努めてまいりたいと思います。

また、後期基本計画につきましても、前期基本計画の実施状況の把握を行い、事業の選択を行うと同時に、国・県の補助金を最大限に活用し、できる限り一般財源や将来への負担が大きくなるように、交付税参入率の高い起債メニューを有効活用しながら、そういった計画となるように努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） 大体市長の答弁をお聞きしたかったですけれども、やはり今、部長のほうから答弁がありました。26年度がピークというようなことであります。そしてまた、一般財源だけで1人当たり59万円、当たるということで、特別会計を入れると100万を超えるという数字になると思いますので、そういった事業費の中で、やはりこう意味のある事業の取り組みといった形を、各課でプロジェクト的なチーム、必要部分を選択いただいて、そして早くそういった算定に入っていただきたいと。もう21年度といいますと、来年度の後半にはできあがってしまわなければならない後期計画でありますので、できる限り市民の声を聞くと言われても、市民はなかなかそういった優先順位とか中身が見えませんが、やはり各課で取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。随意契約についてお尋ねをしたいと思います。

随意契約及び委託契約に対してましてであります。ごみ収集の委託、農集、特環公共下水道、地域排水事業委託、特老から老健施設、各菊池市の市の施設の管理委託業務、さらに地方地方で定められております随意契約の範囲は工事額が約

130万以内ということになっておりますが、この契約に対しまして、現状をお聞かせいただきたい。

さらに、随意契約と競争入札の差が問題であります。随意契約の範囲を超えても行わなければならないような事業が発生しているかないか、いるならお答えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。今回、随意契約についての全庁的な調査を行っておりますけれども、法が認められております50万円以下の委託業務の随意契約につきましては、極めて広範多岐にわたりますために調査は行っておりません。また同様に、工事につきましても、50万円以下につきましては、調査は行っておりません。

したがいまして、お尋ねの委託契約につきましても、平成19年度における50万円以上の契約であることをご了解いただきたいと思います。また、今回の調査についへの分析もまだ終えておりませんので、件数、金額等のみの答弁となりますことをあわせてご了解をお願いします。

まず、ごみ収集委託につきましては、18件で約9,095万円の委託業務の契約を行っております。これはすべて随意契約でございます。

農集、いわゆる農業集落排水につきましては、18件で約3,693万円の委託業務の契約を行っております。これも、すべて随意契約でございます。

特環、特定環境保全公共下水道につきましては、10件で約3,626万円の委託業務の契約を行っております。うち入札が1件、9件が随意契約でございます。

公共下水道につきましては、16件で約1億4,466万円の委託業務の契約を行っております。うち入札が7件、9件が随意契約でございます。

地域排水事業につきましては7件で、約208万円の委託業務の契約、すべて随意契約でございます。

特老施設つまごめ荘につきましては、9件で約526万円の委託業務の契約を行っております。うち入札が2件、7件が随意契約でございます。ふじのわ荘、こすもす荘につきましては5件で、約4,789万円の委託業務の契約を行っております。うち入札が2件、3件が随意契約でございます。

これらの随意契約の理由といたしましては、大半が当該業務の許可業者が1社のみで、他に競争相手がいないなど、契約の性質が競争入札に適さないという理由であります。なお、市内各施設の管理業務委託につきましては、まだ集計・分析は行っておりませんので、申し訳ございませんけれどもお答えは控えさせてい

たきます。

次に、随意契約の範囲を超えても行わねばならない事業が発生しているかのお尋ねでございますけれども、地方公共団体が行う契約は入札を原則とするものとされておりますが、法の規定により認められた場合のみ随意契約を行うことができるとなっております。小額の契約のほか、先ほど例にもありました契約の性質が競争入札に適さない、また緊急により入札ができない、あるいは法令により規定する施設・団体との契約であるなどの事由についても、随意契約が認められております。これらの事由に該当する場合は、随意契約が認められる金額を超えても随意契約を行っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） 再質問させていただきます。随意契約に対しましては、担当課、発注課に一任した状態のようではありますが、どんなに緊急を要する状態であれ、適切さが求められると思いますし、それが執行部のあり方というふうに思っております。

随意契約を全面的に見直すというような考えに対して、再質問をいたしたいと思っております。入札監視委員会での随意契約、委託契約の審査、業者選定の認定に至る条件等の現状を明確にお示しいただきたいということで、1点目に、随意契約の妥当性を重視するならば、市の考え、方針は業者と一致しているのか。審査会の評価の1つとして、同じ相手と長期契約においては契約内容の情報公開を行う考えがあるか。今回の定例会におきましても、随意契約に対して数名の議員さんが質問をされておりますように、菊池市のこの随意契約、委託契約に対して不信感といったものを抱いておられると思っておりますのでお尋ねをいたします。

2点目に、審査事務の評価についてどのような方針で取り組んでおられますか。

3点目に、債務負担行為での浄水センターの運転業務委託、5,700万円程度ありますし、七城の中央浄化センターの管理業務にしましても750万円、泗水の浄化センターの管理業務委託にしましても2,270万円、それに農集施設の処理施設管理委託ということで3,380万円ほどありますが、公共の施設管理委託料に対しましては、すべて随意契約と一致します。つまり業者の言うままといいますか、言いなりの契約でずるずるとなっている現状と思っておりますので、業者の経営状況とかそういった経営診断、チェック等を各年度実施されておるのかと。

4点目に、公共施設の中にエレベーター管理委託があります。業者は主に三菱とか日立であります。すべて随意契約であります。1台当たりの金額にしまし

ても、要するに最高最低の中に倍ほど違うところが見当たっておりますので、今日までの業者との協議を行った経緯があるかないか。

5点目に、市の施設及び公用車の燃料費であります。なぜ落札業者の単価が旧市町村で違うのか。近隣市町村を調査してみましたが、行政が示す金額で折り合い、身近なスタンドで給油できるシステムになっているとお聞きしております。なぜ菊池市は、現在片道30分もかかる菊池溪谷の給油所まで行く必要があるのかということと、無駄な時間と経費無駄遣いというふうにやはり考えるわけでありますので、またその中に入札単価の中で、灯油等でありまして、リッター当たり20円の差があります。

そういったものに対しまして、本当にこう責任は誰が取るのかというふうに不信感を抱きますので、今の5つの項目に対してどのような考えを持っておられるかお尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まずご質問の中で、入札監視委員会ということでございましたけれども、これは指名審査会のことだというふうに理解して、それについてお答え申し上げたいと思います。お尋ねの随意契約に至るまでの現状改善策、及びその他の実務的な部分につきましては、私のほうから答弁させていただきまして、市長の答弁の部分は市長に答弁させていただきたいというふうに思います。

市が発注する工事委託業務及び物品等につきましては、競争入札に参加させるものの選定を適切に行うため、菊池市工事入札参加者指名審査会、いわゆる指名審査会を設置しております。この指名審査会におきましては、随意契約の要件を超える金額の工事につきましては、本来は130万円以上でありますけれども、本市の場合は50万円以上を審査対象としております。また、委託業務につきましては50万円以上、並びに物品につきましては80万円以上について審査を行っております。

本来この要件を超える金額については、競争入札を行うことが原則でございますが、先ほど述べました事由に該当する場合には随意契約が認められておりますので、その適否について指名審査会について審査を行います。したがって、指名審査会で審査を行った要件を超える金額の随意契約につきましては、適正に処理されているものと考えております。

しかしながら、現実には、随意契約の要件を超える金額であっても、さまざまな理由により指名審査会での審査を経ずに発注課で随意契約を行っている例がございます。これらの内容は、発注課でのみ把握しており、その全容は不明であり

ますために今回その調査を行っております。現在のところ、その内容についての分析は終わっておりませんが、随意契約の利用としては工事が130万円以下であること、緊急であることでありまして、委託業務はその大半が、契約の性質が競争入札に適さないということを理由といたしております。

今後は、随意契約の要件を超える金額の案件につきましては、緊急を理由に既に行った随意契約も含めて、すべて指名審査会への提案、または報告を徹底させることといたしたいと考えております。指名審査会への提案の徹底を図り、随意契約の妥当性や業者の選定基準、同じ相手との長期契約及び複数からの見積書徴収確認など、これらをチェックする審査体制を強化したいと考えております。また、発注課で行う随意契約、すなわち法で認められた金額以下の随意契約につきましても、施行課外や物品購入課外などの決済時に、入札担当課である総務課、または財政課との合議を徹底させるなど、恣意的な部分を排除するためのチェック機能を強化したいと考えております。併せて随意契約につきましても取り扱いをより明確にし、判断基準を厳格にするため、随意契約の適応条項に関する運用方針、または取り扱い要領のようなものを定めたいと考えております。

このほか現在、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、通称適正化法と言っておりますけれども、これに基づきまして、工事と委託業務のすべての入札結果、及び随意契約を行った250万円以上の工事はその内容を公表しておりますが、より透明性を確保するため、今後は公表範囲を指名審査会で審査を行ったすべての随意契約に広げ、公表することを計画いたしております。

次に、債務負担行為における下水道の各処理施設の運転及び管理委託について申し上げます。昭和50年に制定されました、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法に基づき、熊本県環境生活部廃棄物対策課からの通達によりまして、一般廃棄物処理業者等の事業の転換については、民間事業者へ委託することができる業務であり、できる限り一般廃棄物業者等の事業転換業務活用に努めるよう指導がなされております。

同様に、一般廃棄物処理業者からの強い要望もあったため、供用開始当時にし尿処理を行っていた業者と協定書を締結し、そのことにより、現在についても随意契約により委託をいたしております。なお、これらの随意契約につきましては、指名審査会において審査を行っております。

また、契約額につきましては、精算基準に基づき設計書を策定いたしまして、その設計書に基づき業者から見積書を徴収していることから、業者の思うまま、言いなりの契約ではないと今のところ判断いたしております。

次に、公共施設のエレベーター管理委託でございますけれども、この管理委託

は平成19年度の集計で13件あり、うち1件当たりの契約は最低で1万9,800円、最高で56万7,000円であります。この金額差を見ますと、小型の荷物を運ぶエレベーターは小額であり、人を運ぶエレベーターは30万から56万7,000円の範囲となっております。なお、以前、指名願いの申請があつて対応可能と思われる業者を選定し、指名し、競争入札を行いましたけれども、当該エレベーターの施工業者以外には、入札が辞退となった経緯がございます。

そこで以降は業務の特殊性を考慮し、契約の性質が競争入札に適さないことを理由とする、エレベーター施工業者との1者随意契約を行つておるところでございます。このような中、契約に先立って、できる限り安価な金額となるよう当該業者と十分協議を行つておるところでございます。

続きまして、市の施設及び公用車の燃料費についてでありますけれども、これらの入札につきましては、菊池市内に給油所を有するすべての事業所を対象に入札書の提出を依頼しております。そして給油所が1カ所に偏らないように、各総合支所単位で最低価格の給油所と単価契約を行つておるところでございます。この単価契約の有効期限は3ヵ月でございますが、月単位で燃料価格に変動が生じた場合は、有利な価格で適切な給油が受けられるよう変更契約を行つておるところでございます。

旧市町村で単価に違いが生じておりますけれども、各給油所の取扱量に差がありますために仕入れ値に違いが生じているものと思っております。合併後、2年間は石油納入組合と契約し、油の種類、油種による給油所の指定及び各総合支所を含めた統一単価で給油をいたしておりました。しかしながら、価格の上昇に対しては対応が早いものの、価格の下落に対してはなかなか対応してもらえず、有利な価格での給油がなされませんでした。このようなことから、平成19年より競争入札に切り替えたものでございます。

なお、行政が示す金額であるならば、身近なスタンドで給油ができるシステムになっているとのことですが、入札の結果、最低価格をすべての給油所が受け入れてくれることは不可能と考えております。また、片道30分かかるということで、現在菊池溪谷の手前の立門地区の手前で給油を行つておりますが、往復で30分ぐらいになると思いますが、給油所までの無駄な時間と経費のついでのご指摘でございますけれども、現在までの入札につきましては、先ほど申しあげましたように、菊池市内に給油所を有するすべての事業所を対象に入札書の提出を依頼しております。そういうことから、低価格で入札された給油所との単価契約となったものです。今回、たまたま距離の離れた給油所との契約となりましたが、議員ご指摘も至極もつともであると認識しておりますので、今後は、本庁舎から

給油所までの距離も考慮して、適正な価格で安定した給油ができるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま総務部長が申しあげましたように、随意契約につきましては、指名審査会におきますところの審査を徹底するなどして、チェック機能を強化するとともに、随意契約の情報公開にも配慮をしていきたいとこのように思います。このように随意契約について改善すべきところにつきましては改善をいたしまして、また見直しできる部分は見直しをかけて、中小企業基本条例の理念を尊重しつつ、引き続き地元業者の保護や育成に努めてまいりたいとこのように考えます。

また、業者選定については、市長の方針をとのことでございますが、ご承知のように、競争入札に参加させる者の選定を適切に行うために、指名審査会が設置をされておまして、その会長は副市長のほうを務めております。私、市長としては業者選定には直接タッチをいたしませんので、このことについては縷々と申し上げることは差し控えたいと思います。ただ、この法の定めにとった業者選定を行うことは当然としつつも、地元で施工できる工事は地元の建設業者に、地元で委託できる業務は地元で委託をする。また、地元で買えるものについては地元のほうで買えるように、地元業者からということで申し上げたいと思います。また、非常にこの発注の規模が大きい工事や、また分離発注しても特に問題が生じないであろうと思われるような業務等につきましては、なるべく地元業者の方々に参加できるように分割をしてでも発注したいとこのように配慮したいと思います。

これは、業者選定及び工事などの発注に際しましての菊池市の基本的な考え方もあります。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） 答弁、ありがとうございました。

それでもちょっとまだ納得いかない点がありますので、「・・・」にちょっとお聞きしておきたいと思いますが、随意契約の指名審査会で妥当性とか業者の選定基準を徹底した審議を行うというふうにお聞きしましたが、業者の恣意的といいますか一方的な行為、これは完全に排除すべきであります。随意契約に

対してのチェック機能の強化を考えた場合、やはり、行いますではなくて、やはり当然取り組むというような、いたしますという言葉はいただきたいというふうに思います。

次の債務負担行為でありますけども、浄化センター辺りの委託、委託料といいますのは、主にほとんど人件費であります。今、県も市もやはり給与関係部分を削減下でありますし、一般社会的にも賃金は下がっておるような状況でありますので、業者の言うままといいいますか、そういった見直しというのが必要であろうと思いますので、積算基準といいいますか、そういったものをやはりこう検討していかれる考えがあるかないか。

それとエレベーターの管理でありますけども、施工業者、施工した以外の業者は、確かに管理のほうに入札しないというのは、これは今まで、今始まったことではありません。どこでも、ほとんど施工した業者がそのあとの管理をするというのが常例でありますけれども、やはり確かにいろいろエレベーターの事故等がありまして、あとの保証とか保険等の問題でやりにくい点もあろうかと思っておりますけど、住宅関係は、特に建築関係につきましても10年間が保証というふうに義務付け化なされておりますし、そういったこともありますので、やはり市が発注する工事そのものに対しましては市の規定というものを設けていただきまして、機械とか空調とか電気工事等につきましても、せめて3年か5年といった保守点検の無料化といいいますか、そういったものをやはり契約書の中に記載をし、取り組む時期が来ているのではなかろうかと思っておりますので、そういった取り組みを行う考えがあるかないか。

また、最後に市の施設の燃料とか公用車の燃料の問題でありますけども、やはりこう入札をすれば最低価格を受け入れるスタンドが不可能というような答弁でありましたけども、適切な価格で受け入れる給油所はあるはずだと思います。山鹿、合志、大津辺りにお尋ねしましたら、月の大体平均単価で受け入れていただいて、身近なところで給油を行っておるというふうにお聞きいたしましたので、なぜそういった、まあ3ヶ月の契約がありますけれども、見直すべきものは早急に見直しができないかということ、その4点について再度お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 今、随意契約をなくせといいいますか、少なくしなさいというようなことではなかったかと思っておりますけれども、随意契約のあり方が問われる中で、むやみに随意契約を廃止、競争入札に移行することは、小規模の業者を結果として排除するようなことになりかねませんので、そういった意味からしま

して、地元業者に配慮した業者選定を行いたいというふうに思いますので、そのようなことも含めたところの随意契約の見直しという形で取り組ませていただきたいというふうに思います。

また、下水道関係の積算基準の見直しということですが、原課のほうと十分その辺の意見に基づいて協議をしてまいりたいというふうに考えております。

また、3点目のエレベーター関係でございますけれども、これは数年前にシンドラ社の事故で、それまでは競争入札の応札があっていたのですけれども、あれの事故以来、その機械の業者でないとはやはりあとの保証関係辺りが非常に問題があるということで、先ほど答弁しましたように、指名入札はしたものの結果的にはすべてその業者以外、発注、機械を設置した以外の業者は辞退したと。そういう非常にこう環境的に競争入札といいますか、本来はそうすべきですけれども、業者のほうでそういう危機感を持って辞退しているというのが現状でございます。森議員おっしゃられたようなことも含めて、検討してまいりたいというふうに思います。

また、燃料費の件もございましたけれども、身近なところというようなことで発注ができるのではないかとということですが、それぞれの4地域におきまして、距離が3km、5kmというところも、旧菊池市内辺りは5kmのところもありますし、先ほど、10kmのところもある。まあ3km、2kmのところもあるということで、身近なところというのがどの範囲かというのは、指名審査会でもこの件については非常に議論したところでございます。距離について、補正係数を掛けて単価に掛ければ、それだけ燃費辺りも必要経費が差し引かれるのではないかとというようなことも計算をしたところでございますけれども、距離で限定もできないという非常にいろいろなことがありまして、できる限り競争性を保ちながら、やはりそういう、市としての経費の削減に努めるような形で今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） 今、再々質問の中で、「・・・」といった言葉、不適切な発言としますので取り下げたいと思います。

それで、3番目の質問に入らせていただきます。生活環境事業ということで、環境推進委員会の現状の取り組みということでお尋ねをしたいと思いますが、環境推進委員会の開催状況、取り組み状況等についてどのようなシステムになって

おるのかお尋ねをしたいと思います。

2点目に、防疫事業についてであります。合併協議の中におきましては、機械の貸し出し、消毒液の配付は行おうとの約束でありました。平成20年度防疫事業、屋内消毒を実施した行政区、機械の貸し出し台数等をお示しいただきたいと思っております。

3点目に、ごみ収集業者の選定の基準についてお尋ねをしたいと思います。現状を維持することは正しい業者選定なのか、市の基準に対して方針をお聞かせいただきたいと思っております。特に、先ほどもあったように、長期的な契約というのが行われておるようでありますので、そういった基準についての考え方をお示しいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） まず、環境推進委員会の取り組み状況ですが、生活環境推進委員さんは現在各区に1名ずつで、行政区と同じく211名の皆様に協力をしていただいております。委員会の開催状況につきましては、平成19年度実績としまして、総会が1回、役員会を2回、理事会を4回開催しております。

次に、取り組み状況につきましては、規約に基づきまして、年度当初の総会で事業計画案をお諮りします。その後、毎月の事業活動を実施するため、役員会で事業内容を確認の上、理事会を開催し、各委員への周知となります。生活環境推進委員の取り組みとしましては、地域の中ではごみステーションにおける可燃・不燃・資源ごみの正しい分別方法の指導及び監視、資源ごみの分別普及活動、ごみ不法投棄の監視、家屋屋内消毒等に取り組んでおります。

また、その他の取り組みとしましては、助成団体の代表者とともに、レジ袋を削減するためのマイバッグキャンペーンや、河川などのごみ、美化清掃活動の「くまもと・みんなの川と海づくりデー」、また市内一斉環境パトロールなどの取り組みも実施しております。

次に防疫事業の現状ですけれども、本市の防疫事業の現状としましては、災害時の感染症発生予防のための消毒機械及び薬剤の備蓄、また、屋内消毒を希望する行政区や個人に対して、消毒機械の貸し出しと薬剤の支給を実施しております。本市の現状としましては、当初と比較しまして、近年の生活様式の変化、建物・居住環境の整備など、衛生事情は飛躍的に好転しまして、良好な生活環境が整いつつありますので、旧菊池市におきましては希望する個人への貸し出しのみの対応となっております。また、他の地域の対応としましては、各行政区の自主事業として実施している区も多く、合併前から引き続き消毒を希望する区に対しまし

ては、機械の貸し出し及び薬剤の支給を実施しております。

本年度の実績としましては、旧菊池市につきましては、1件の個人に対して1台の機械貸し出しを実施しております。また、七城地域につきましては、38区中12区が実施され、延べ32台の貸し出し、旭志地域につきましては、24区中23区の実施で、延べ115台の貸し出し、泗水地域につきましては、47区中29区が実施で、延べ89台を貸し出してしております。実施の期間は4月から9月、機械の保有台数は24台でございます。七城地域、泗水地域につきましては、実施区は年々減少している状況です。

次に、休日における機械の不具合等によりますところの対応につきましては、職員で対応しているところでございます。機械の補修につきましては、毎年消毒の実施時期前には点検を実施し、機械の貸し出しの際には機械動作の確認をし、貸し出していますけれども、毎年数件機械の不具合があり、市民の皆様にご迷惑をかけております。来年度以降につきましては、機械の適正な使用の徹底や休日における緊急事の対応につきましては、体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、機械の保守点検、薬剤の購入につきましては、熊本県内では取り扱う会社は1社しかなく、随意契約をしている状況でございます。機械の保守等につきましては、機械自体が特許製品であり、保守ができるのは九州でも熊本県の1社だけとなっております。薬剤につきましては、以前は油性の薬剤を使用していましたけれども、旧泗水町で火災事故等が発生したことなどから、安全性を考慮し、水性の薬剤を現在使用しております。この薬剤につきましても特許製品でありまして、本県にある1社のみの取り扱いとなっております。

契約に際しましては、1業者ですので、業者と協議を重ねながら交渉に当たっておりますので、今後とも適切に対応してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） 屋内消毒の件であります。やはり合併の協議の中で、合併後、当分のあいなかは支給するというような形になっておりましたので、もう大体見直そうと――3番目の件はもういいです。ですから、そういうことになっておりましたので、担当の課のほうではもう来年度から見直していきたいというような意見もありましたし、消毒をして本当に効果があるのですかというような意見も聞きましたので、各総合支所等にお尋ねをいたします。どれだけ実施されておるかということで、尋ねておりました。まあ大体、今、部長の答弁とあまり変

わりませんけれども、時期的には泗水辺りが、やはり確かに89台の台数で29区というような形ではありますが、5月に部落が4区ですね。6月が7区、7月が10区、8月が8区というような形で、時期的にこうずっと毎月行っておるといような形であります。伺いますと、機械の点検は、その消毒の始め時期ですから、4月か5月に点検を一度行うというだけでありますので、もうあとから6月、7月される方が機械を借りて帰って区で行おうとするときに、なかなかかからないというのが現状と。各総合支所の担当の方が日曜日でも携帯で受けて、出向いて行ったりそういうこともやっておるといようなことでありますけど、なかなかやはりかからないという現状だということでありまして、やはりこう4台借りてきた機械が2台しか作動しないなら、半日で終わるものが夕方までかかるというようにもありまして、やはりもうだんだんとしたくないというのも現状だろうと思います。

そういうことでありますけど、衛生環境面考えた場合には、これだけの区がやっておるといことは、やはり必要だろうというふうに思いますので、やはりいかに1社の業者しかないということではありますが、今、これだけインターネット等も普及しておりますし、よその取り組みと申しますか、そういったものの調査もやられたのかなど。ただ、今の総合支所でやっておったものを、すべて本所のほうで環境課が対応というように形になっておりまして、総合支所のほうは、以前あったものをただ点検時期の確認というように形でやっておるぐらいの人間配置しかありませんので、やはりこういったものを見直すべきではないかなというふうに思いますので、そういったものに対して、今後取り組むか取り組まないか、そういったことだけ、よかったらお答えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 失礼しました。議員ご指摘のとおり、機械につきましては確かに古いやつもありますし、4台借りて行って2台は使えないとか、あるいは3台借りて行って1台使えないとか、そういった状況等が発生しているのは事実です。今後とも、機械の保守点検等は努めてまいりたいと思います。

それから、先ほど申し訳ありません、ごみ収集業者選定基準関係ですけれども、ごみ処理につきましては、市民の皆様の日々の生活の中で定期的に大量発生するために、決まった日時に定期的に回収しなければなりません。また、収集運搬時にごみを飛散させないことや、悪臭を出さないことなど、経験と実績が必要となってまいります。このため、収集業者を選定する場合には、業務を遂行するに足る施設、あるいは人員、財政的基礎を有すること、また業務の実施に関しまし

て相当の経験を有すること、今後においても適正かつ円滑な業務が遂行できること等々、さまざまな基準を満たしている事業者を選定することが必要です。さらに、市民の皆様の生活に密着する業務ですので、緊急事には即時に対応できることも重要な条件と相成っております。

ちなみに、現在の各地区の委託状況を説明申し上げますと、菊池地区は3業者、七城地区、旭志地区、泗水地区はいずれも1業者に委託しています。この業者につきましても、合併前から各地区のごみ収集をされていまして、経験も実績も豊富で適正に業務を遂行できる事業者でございます。委託業者との契約方法につきましては、ごみ処理という特殊な事業ではございますけれども、法に基づいた契約に今後とも努めてまいりたいと思います。

また、合併した新菊池市として、市全体のごみ分別の統一を図る必要がございますけれども、菊池郡市一体でのごみ処理計画や分別の増加に伴いますところの保管施設の施設整備など、今後協議を進める案件も多くございます。今後とも、ごみ分別の統一が実現すれば、ごみ収集の形態も変わってくると予想されますので、業者選定につきましてはさらに厳正に対応してまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） 3番目はお答えいただきましたので、1つ申し上げておきたいのが、旧町村のやり方そのままです。さっきの随意契約と同じでありますので、やはり業者との協議というのもきちんとやっていただいて、やはり見直すべきは見直していただきたいということをお願いして、これで終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時50分

開議 午前11時00分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） おはようございます。日本共産党の東です。通告に従って、質問をします。

はじめに、市営住宅の住環境整備についてです。市営住宅の住環境整備につい

て、旭志のあさひが丘住宅を例に伺います。はじめに、公営住宅法は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備すること、そしてこれを住宅に困窮する低額所得者に対して、安い家賃で賃貸することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。また、本市の市営住宅管理条例においても、その旨規定しています。

この法の目的や趣旨に照らして、本市の市営住宅の現状はどうなっていますか。本市の市営住宅の住環境は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅として整備されていると考えますか。まず、お聞きします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。ご質問にお答えを申し上げたいと思います。公営住宅につきましては、ただいま議員おっしゃるとおりでございます。公営住宅で国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として定めております。

本市では、この公営住宅法及び菊池市営住宅管理条例に基づきまして、合併後、現在30団地、1,200戸の市営住宅を管理運営しているところでございます。それぞれの団地の状況を常に把握し、必要に応じた維持管理に努めているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 努力されているということでした。

では、例えば、旭志のあさひが丘住宅を例にとってみれば、ここは電気が20A、この住宅では日常的にブレーカーがよく落ちるという苦情が幾つも寄せられています。赤ちゃんのミルクのための湯沸かしポットを沸かすだけですぐ落ちる。風呂上りにドライヤーを使うとすぐ落ちる。とにかくブレーカーがすぐ落ちる状態にあります。頻繁に落ちたり上げたりを繰り返すものだから、先日はめったに壊れない冷蔵庫の基盤が故障する、こういうことも起こっています。そのことで、市に苦情を言うと、これは低所得者向けの住宅だから、言われたとのことでありました。低所得者は家電を使うなということですか。非常にこう言って憤慨して電話をかけてられました。そういう認識ではだめだと思います。また、20Aを30Aに上げるよう申請しても、建物が耐え切れないとはねられたそうであり

ます。

こういう住宅は、菊池市ではあさひが丘住宅だけですか。電気、ガス、水道、これらは言うまでもなく現代社会において当然必要なものです。それが今、整っていない。ではそういうときに、市はどうすればいいと考えますか。例えばあさひが丘住宅では、どういうことが必要だと考えますか。お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答え申し上げます。ただいまの、議員がご指摘をいただきました職員の対応が悪かったということだろうと思います。この場を借りまして、おわびを申し上げまして、今後こういうことのないようにしっかり指導・指示をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

市営住宅の中には、築後年数がたち、設備等の老朽化や水準を満たしていない住宅については、随時改修をする必要が生じています。議員からご指摘をいただきましたように、電気容量の改善や、水洗化、外壁や屋根のふき替えなど、改修しなければならない住宅があることも把握をいたしているところでございます。今後とも、各団地の状況に応じまして、急を要する部分につきましては、早急に対処してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） よろしくお願ひします。合併して4年、市内30ある市営住宅の住環境整備は現状でよいとは私も思っておりませんし、皆さんもそうだと思います。健康で文化的な生活を営むに足る住宅整備に向け、これから努力するのかしないのか、方向性や見解をお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答え申し上げます。本市では、公営住宅を含めた住環境の整備の方針を示した、菊池市住宅マスタープランを定めています。それに基づきまして、市営住宅につきましては、建て替えを含め、公営住宅ストック活用計画により居住環境の維持管理に努めています。平成20年度におきましても、葉山団地の内外装や設備の更新及び福本団地の改修、北園団地の水洗化など、計画的に改修を進めているところでございます。

先ほども述べましたけれども、今後も各団地の状況を把握し、優先順位を考慮

しながら、住環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 次の質問に移ります。同和行政についてです。私はこれまで、補助金の支出について、公益性を基準に質問をし、改善する旨の答弁もありました。しかし今回、平成19年度の決算書、事業実績報告書では、それがほとんど反映されていないというふうに思いました。そこで、今回は今年から添付された領収書も精査した上で、問題点、疑問点について伺います。

まず、支出の問題に入る前に、収入の問題で一言言っておきます。今回は、議長の許可もいただきましたので、パネルを用意しました。収入の構成比を見ると、支部費、会費収入、同盟費収入は5.9%。この同盟費は、ほとんど部落解放同盟熊本県連合会へ上納されます。ですからお金は入ってくるけれども、支部には残らないお金です。そうすると、支出のほとんどが税金、補助金からになります。毎回、私が問題点を指摘すると、これは会費から出しています、繰り返し答弁されるので、あらかじめ言っておきます。支出の原資は補助金です。

そこでこの補助金、税金がどう使われているのか、支出について5点お聞きします。

1点目に裁判闘争への支出についてです。裁判闘争への支出は、今後よく調査していく事項としていましたが、今回も5月25日、狭山県民集会使用料7,000円計上されています。これはなぜですか。調査検討されているのであれば、その結果、その経過も含めて答弁をお願いします。

2点目に日当の問題です。支出の構成で見ると、支出の大半が日当と旅費です。日当の問題については、これまでも指摘をしてきました。今回はそのうち、行政との打ち合わせにも日当が支出されている問題についてお聞きします。例えば、4月12日人権啓発課、男女参画課と支部との研修会に参加して3人で日当1万2,000円、これには代行代1,400円も付いていました。6月5日人権啓発課、生涯学習課と役員の懇談会に参加して、5人で日当2万円。9月14日県行政、市職員と支部との合同研修に参加して1万400円。これはどう考えますか。

3点目に香典についてです。今回も、トータルで香典6万5,000円が計上されています。これまでの私の質問への答弁で、慶弔費への支出は認めないというのが執行部の見解でした。なぜ、今回も計上されているのですか。

4点目に解放新聞代です。2月8日に解放新聞代9万4,430円とあります。なぜ、新聞代まで補助金で賄うのですか。

5点目に菊池霊園外灯の問題です。5月16日、野間口の菊池霊園墓地外灯工事代残金3万6,500円とあります。昨年と合わせて、総額約13万円とのことであります。墓地の外灯代を補助金で賄うのは妥当ですか。

以上5点、まずはじめにお聞きします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず1点目の裁判闘争への支出でございますけれども、狭山闘争への支出ではございませんで、旭志支部の中で事業報告されております狭山県民集会参加時の車借り上げ料でございます。この狭山県民集会は、以前は県民の多くの子どもさんたちが参加していた、差別をなくすための狭山集会として親しまれていた集会でございます。一般的に言われます裁判闘争とは違い、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす人権保護を目的とした集会としてとらえております。そういった観点から支出を認めたものでございます。

2点目の日当についてでございますけれども、この件につきましては、現在、本市には部落解放同盟の団体、3支部、菊池支部、旭志支部、泗水支部がございしますが、合併前は旭志支部と泗水支部では日当が支払われており、菊池支部においては日当としては支払われておりませんでした。旭志支部、泗水支部の日当におきましては、菊池郡内の町村と合わせた形で、生活保障として支払われていたもののため、一般的な日当より高くなっていることも事実であり、そのため、日当の占める割合も高くなってきていることも事実でございます。合併後も、継続した形での支出になっておりますが、年に数回の各支部との会議等を設けながら、日当単価を下げよう、協議を進めているところでございます。

また、市との打ち合わせのときの日当支給がなされていることにつきましては、各支部の規則等に基づき出資されているものであります。厳しい財政状況の中でありますので、今後、いずれにしても各支部と協議し、バランスの取れた状態に持っていきたいと考えております。

3点目の菊池支部の香典代としての支出の件ですけれども、慶弔費につきましては補助金からの支出ということではなくて、各支部会員から集めた会費の中から支出してあると理解いたしております。

また、4点目の解放新聞代の支出の件でございますけれども、個人としての購入ではなく支部として購入されているものであり、参考図書的なところで認めてきたものであります。部数等については、平成21年度からは削減の方向で支部と協議してまいります。

5点目の菊池霊園の外灯設置に伴う支出でございますけれども、以前、菊池霊園

は同和対策事業で本市がつくったものでございます。土地については本市の財産にもなっており、公共性が強いと考えられます。また、防犯上も必要なところがありますから、そういった観点から支出を認めているものでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 執行部の答弁はわかりましたので、同じ質問を代表監査委員に行います。1点目の裁判闘争への支出についてです。執行部がどう位置付けようが、この集会はこれまで狭山再審要求熊本県民総決起集会と、裁判闘争の一貫として取り組まれてきました。06年の私の質問に、代表監査委員は「全市を挙げて取り組む課題としての支出とは考えられない」と、答弁しています。にもかかわらず、繰り返し支出されていることについてどうお考えか、お聞かせください。

2点目に日当の問題です。行政の担当課との打ち合わせや懇談会、または行政に対する要望、要請に対して日当が支払われることになれば、これはほかの団体とのバランスを著しく欠くことになるのではないのでしょうか。例えば、区長会とか老人会とか、あるいは住民が仕事を休んで市役所に要望を出しにすれば、その都度日当を払うのですか。行政との打ち合わせに日当を出して、代行代まで出して、それが決算で指導されることなく堂々とまかり通る、これをおかしいと思う私がおかしいのか、聞いてみたいところであります。

日当の問題について、代表監査委員はどうお考えでしょうか。

3点目です。香典の問題です。慶弔費は認めないというのが、改定された補助金交付規則でしっかり確立したはずですが、改定して1年で、規則を破られるのでは意味がないのではないのでしょうか。先ほども原資は会費収入からと言いました。原資は会費収入というのは通じません。この問題をどう考えますか。本当に必要なのであれば、自費で払うのが当然ではないのでしょうか。

4点目の解放新聞代です。19部で9万4,430円。支部として取っているということですが、支部は3支部ですから3つでいいはずであります。これ、お聞きしたところ、役員さんの新聞代だということでありましたが、なぜ税金で役員さんの新聞代の面倒を見なければならないのですか。このことは、市民の皆さんが知ることになれば、非常に驚くと思います。私は全く不適切な支出であると思いますが、代表監査委員さんどうお考えでしょうか。

5点目、霊園の外灯の問題です。市の所有の土地に無償で、同和対策で霊園をつくった。これ墓地1つ、年間3,500円の維持管理費、総額五十数万円が管理組合に入るとのことでありました。外灯は管理組合が設置すればいいのではない

ですか。この菊池市には、いわゆる公営・公立の墓地はありません。民間の霊園の維持管理費を補助金で賄うのは妥当ではないと考えますが、どう思われますか。

以上5点と、併せてすべての取引が計上されていない問題について。昨年、決算書に委託料をはじめすべての取引が計上されていない問題についてお聞きしました。代表監査委員は、会計原則上も社会通念上でも、すべての収支内容そのものが網羅されておくべきだと。行政指導への期待を述べられました。それが、今回も繁栄されていないことに対する意見があるのでしょうか。あればお願いします。以上です。

○議長（北田 彰君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） ご質問の部落解放同盟への補助金交付に関しましては、合併以降の決算審査、定期監査におきまして、補助金交付内容に関しましては次の3点にわたって、具体的な見直し事項を挙げて監査の際に今日まで注意事項としてきました。

第1には、総事業の中での補助金割合が高過ぎる点の見直しでございます。

第2に、補助金交付の対象団体の窓口一本化ということです。

第3に、補助金の算出基礎の明確化というようなことです。

本市の財政が厳しい中におきまして、他団体と同様に一定の補助金の減額は今日まで実施されておりますけれども、補助金交付の内容面において、現在のままでの部落解放同盟への補助金交付は、市民からの積極的な理解を得にくい面もありますので、合併後4年目となっている点から、従来どおりの特別な位置付けということではなくて、自主団体としての主体性もありますけれども、行政指導の観点も含めまして、今後、見直し期間を設定するなど課題を解消させ、市民からも全面的に理解を得やすい内容としていく取り組みが求められるということでございます。

ご質問の第1点目の裁判闘争への支出に関してでございますけれども、裁判闘争への支出というようなことではなくて、大人たち、親たちの県民集会というような面で、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための集会の参加費用としてとらえられるということでございます。

それから、2点目の日当の問題につきましては、その割合が、金額が高いというような点をご質問のとおりでございます。生活保障の日当としてのとらえ方での支出として、また、市との打ち合わせの日当支出についても、各支部の規則、取り組みとして今日まで支出されている観点からとらえてはおりますけれども、今後、会議に伴う旅費の位置付けの明確化、日当の金額の統一などについても、具

体的に見直しされるべきというふうに考えております。

3点目の香典につきましては、団体としての主体性もあるということで非常にこう判断しづらい面がありますが、補助金からの支出ではなく自己財源という面での支出としてとらえるというところです。

4点目の解放新聞につきましては、支部として必要な図書資料の位置付けで、関係者、役員への図書資料購読というふうに位置付けられるというところです。

5点目の菊池霊園への外灯設置ということでは、過去の当市の同和対策事業としてきた観点から、支出されてきたということで認識しております。

最後に、すべての取引が計上されていないという問題につきましては、補助金の交付と精算につきましては、支部の収支決算書そのものの提出というようなことでなくて、補助金の事業収支決算書ということで位置付けておまして、委託料の精算につきましてもありますけれども、そういう委託料については、委託管理報告ということもあります。そういう部分でいろいろこう関連はあると思えますけれども、そういうその支部そのものの収支決算が総合的なという部分はありますけれども、今回のこの補助事業に関しましては、すべての取引の収支決算報告ということでなくて、補助金委託料などの収支決算についての部分がありますので、支部内部としてのその説明責任は当然にあるというふうには、おりますけれども、そういうことで分けしてとらえております。

しかしながら、そういうご質問もありました点については、支部の収支決算書の中で行政指導というようなことは今後も期待しているというふうなところです。

以上です。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） この法律は終わります。一体いつまでこうした法の根拠のない補助金を出し続けるのか、これからどうするのか、執行部の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消のために、本市といたしましても部落差別等撤廃、人権擁護に関する条例を合併と同時に制定し、また、菊池市人権教育啓発基本計画を策定しながら、さまざまな取り組みを展開しておりますが、部落解放同盟の菊池市の各支部においても、部落差別の完全解放とあらゆる人権の解決のために、日々、活動されております。それぞれが協力しながら取り組んでいくことが、差別のない明るいまちづくりにつながっていく

ものと考えております。

このような観点から団体助成金として、部落解放同盟各支部への補助をしているものであります。ちなみに、平成18年度が5%、平成19年度、20年度が10%ずつ減額いたしております。

支出につきましては、代表監査委員の意見も反映しながら、厳しくチェックし、適正な補助金のあり方について協議してまいりたいというふうに考えております。また、厳しい財政事情もありますので、今後とも補助金のあり方について、各支部と協議をさらに重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） では、次に移ります。新庁舎問題についてお聞きします。この問題では、去る11月11日に長崎の雲仙市庁舎建設市民懇話会の方々が10名、凍結の問題で菊池に視察に来られています。今、庁舎問題での判断は、全国的にとまではいかないにしても注目されているわけで、慎重に議論すべきであると思っております。

前回は総論として、住民の意思を十分に反映させるために住民投票すべきであると求めました。今回は、位置の問題について伺います。新庁舎問題については、建設費の大小の問題もありますが、今、一番大きな争点になっているのは、どこにつくるのかという位置の問題です。この位置の問題について、法律はどういう規定をしているのか、法の解釈の問題についての疑問をお聞きしたいと思います。

はじめに、地方自治法の規定についてであります。地方自治法は、第4条で、事務所の位置を変更するときは、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮しなければならないことを規定しています。

ではなぜ、地方自治法でこのような規定をしているのか、はじめに執行部の理解を問います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 地方自治法第4条第2項は、地方公共団体の事務所の位置決定基準として、住民の利便に最も便利であるように、交通の事情、他の官公庁との関係等について適当な考慮を払わなければならないと規定されています。地方公共団体の事務所である市庁舎は、一般的には行政機能や議会機能が設置され、行政機能といたしましては、日ごろ市民の皆さんが生活に必要な手続きや各種証

明書の発行、また福祉等に関する相談に訪れられたりする場所であるとともに、行政サービス業務の拠点的中枢機能がございます。また、議会機能におきましては、議員さんの皆さん方の活動の場となっているところでございます。

このようなことから、地方自治法第4条第2項の規定では、市民にとって行政サービスや利用の利便性を考慮した場所として、条例により定めるよう規定されているものと理解をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） この地方自治法の4条というのは、昭和27年に地方自治法に追加をされた規定です。なぜ当時、地方自治法にこれが盛り込まれたかという、翌年の合併促進法に基づく町村合併の際に庁舎の位置をどこに定めるかが最大の争点の1つになることが予想されたからです。要は、今日の菊池のように庁舎の位置で後でもめることがないように盛り込まれたのがこの4条なのであります。

では、この法の趣旨に照らして、なぜ住民の意向をしっかりと聞いて、住民の利用に最も便利であるように議論し、決定をしなかったのか。またなぜ本市は、ポイントではなく、グリーンロード周辺という幅のある決め方をしたのか。このグリーンロード周辺という決め方は、妥当だったのかどうか、お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 庁舎の位置につきましては、合併協議会、新市事務所の位置選定小委員会において、将来のことも含めて新庁舎の位置が検討されたものでございます。合併協議会では、旧4市町村庁舎からほぼ均等の位置にあることや、公共施設の配置状況などを考慮されております。

また、位置についてあいまいな決め方になっているとのご意見でございますけれども、合併協議会において合併関係市町村の事務所を新市の事務所に決定する場合は、地番まで決定できるわけでございますけれども、新たに設ける場合はその位置が合併関係市町村が所有する土地であれば、決定も可能だったと思います。

しかし、そのような用地がない状況でしたので、合併協議会ではその地番までは決定できないとの判断から、沿線周辺という表現で確認されたものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） このことで、同じ質問を県の市町村総室にお聞きしてみました。担当の方は、法的にはそういう周辺という決め方は妥当であるとは思いますが、よく議論してくださいというお答えでした。本市はこの庁舎の位置の問題で検証や議論が足りないと。足りなかったから、今のような状態になっているのではないかなというふうに私は思います。

この位置の問題について行政としては、最後は地方自治法の4条3項、特別多数決、議会の3分の2の同意が必要になります。その前にはどうしても住民の声を聞く必要があると私は思います。住民投票はやらなければならないと強調して最後の質問に移ります。

最後に、産廃の問題、環境保全協定書についてお聞きします。この問題は、11月21日の全員協議会で議会が、翌22日には熊日新聞の報道で市民が知ることとなりました。経過は、平成19年3月28日の協定以前、2月19日、九州産廃側から「産廃問題の早期解決に伴う市及び県に対する条件について」という文書が出され、その回答が、「解決条件に対する回答」という文書で菊池市側から提出されたというものです。この文書をめぐって、条件か、努力目標か、こういう議論がかわされていますが、私は、この問題で重大なのは1つに、この文書のやり取りが平成19年の3月議会前であったこと。2つに、これが秘密裏に扱われ、議会に説明なく結果として議決がされたこと。3点目にこのことがわかっていれば、議決がどうなっていたかわからなかったこと。もう非常に重大な問題だと思っています。

そこで、市長に率直にお伺いします。この当時、議会に知らせる必要はないと判断したのは誰ですか。また、それはなぜですか。お答えをお願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 11月の全員協議会で報告をさせていただきましたとおり、環境保全協定書の一部変更協定を締結するに当たりまして、ご指摘のとおり、九州産廃株式会社から解決条件が提示されたことに対しまして、回答をしたということでございます。この回答書につきましては、最終処分の期間短縮の一部変更協定を締結して、市民の切なる願いであります産廃問題の早期解決、これを図るための努力目標として回答をしたところでございます。

また、努力目標であることから、市を束縛するものではなく、事業の実施を確定するものでもないということから、報告をしていなかったということでございます。

このことにつきましては、議会に知らせる必要はないと、誰が判断したかとい

うことですが、これについては内部的な協議あるいは議論をして知らせる必要があるとかないかとといった議論をしたことはありません。事務処理上の流れとしてこの説明をしていなかったということでございまして、このことについて、冒頭に議会にも陳謝を申し上げたところでございます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 普通に考えれば、議会に知らせる必要はないと判断を下したのは、私は市長しかいないと思うのですよ。この菊池市に、市役所に、この問題で市長を超越して判断下せる人はいないのではないのでしょうか。

また、今答弁で、この議会の冒頭におわびをしたと言われました。新聞報道にも書いてありましたけど、おわびをしますと。ただマル秘の印鑑を打ったのは担当ですという報道もされてきました。この、マル秘の問題で言えば、この文書はマル秘の印鑑を誰が押したかどうかというのはまた別問題で、この文書の存在そのものが隠されていたこと自体が私は問題だと思うのです。

また、市長が、新聞にも載りましたが、市長の知らないところでそういう印鑑が押されていけば、公文書の偽造とか改ざんとか、そういったことにもなってくるのだと思います。市長がそういう釈明をすると、これから市の職員は仕事がしづらくなるのではないかなとも思いました。いずれにせよ、誰かと言え、私は市長しかいないと思います。そしてなぜかと言え、もめて協定が駄目になったら困るからというのは、普通に考えれば出てくる結論だと私は思います。

議会で、この重要な案件について、その前提となる文書が議会に提出されなかった、示されなかったということは、私はこの議事機関としての議会の役割や地位をもう否定したということになると思うのです。これは非常に重大な問題で、憲法93条や自治法149条の問題にもかかわる、私は非常に重大問題だと思っています。こうした問題で議会の意向を聞かない手続きを進めた。結果として議決をした。こういうことでは、民主的とは言えないと私は思っています。これは、民主的手続きを経ない独断専行と言われても仕方がないのではないのでしょうか。

では、次にお聞きしますが、そういう議会に知らせる必要はない、事務処理上結果として知らせなかったにしても、そういう判断が下されて、協定が結ばれました。次の問題は、協定締結の条件の問題になります。産廃側が条件として挙げたのが13項目、執行部は努力目標と言われました。では努力の結果、どうなったのか。この13項目のうち、決定したのは8件です。07年は7件。そのうち入札では学校関係の給食、ごみの2件を一括入札しただけで、あとは以前からの契約も含めた随意契約となっています。結局、努力の結果、13項目のうち8件

は条件どおりというのが現状です。

ではお聞きしますが、入札でどのような努力をされたのでしょうか。また、随意契約の指示を出したのは誰ですかと。それから、この文書は、本市のごみ独占の取り決めとも受けとめられかねません。産廃側がごみを13項目独占させてくれ、市側は努力します、そういうごみ独占の取り決めとも受けとめられかねません。市長は、ごみ独占を認めますか。ごみ独占に向けて、本市は努力をするのですか。お聞きします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 九州産廃株式会社からの解決条件について、会社と協議する中におきまして、市は法を逸脱しての事業委託はできないと再三申し上げてまいりました。そのことは当然、会社のほうも理解をいただいています。また、競争の原理というものについて反映させるためにも、会社のほうは会社のほうとしての営業の努力をお願いしたいと、このように申し上げてまいりました。

こういったことから、事務手続きには法にのっとりまして、競争入札とか、あるいは随意契約を行っておりまして、この指示によって随意契約をしたとかということではありません。また、この一般廃棄物の処理、いわゆるこのごみ処理につきましましては、この法に基づきまして、市が処理しなければならないといったことから、現在、専門の処理事業者に委託をしておる状況にあります。

九州産廃株式会社への業務委託につきましましては、一般廃棄物の処分という、特殊なこの業務であるということから、市内で一般廃棄物処理の許可を持っておられるのは、九州産廃株式会社だけであるということでありまして、運搬時の経費などなどの費用対効果を考慮しながら、九州産廃株式会社に委託をしているという状況でございます。

このようなことから、ごみ処理を九州産廃株式会社に独占させることは考えておりませんが、先ほども申し述べましたとおり、状況におきまして、おのずと会社への回答に基づくような委託が、現実的なものになっていっているということでご理解をいただきたいとこのように思います。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） ごみ独占は考えていないと。おのずとそうなったという答弁でした。まあ、これはもうコメントしません。

そういう答弁を聞いて、次に浮かんでくるのは、これは私、率直な疑問なんですけどね。なぜそこまでするのかな、という疑問が浮かびます。ただもう、今回

時間がありませんので、今、調べてはいますが、今回それには触れずに最後の質問に移ります。

本市が産廃側に提出した回答の文書には、会社との信頼関係を築くための努力目標ですと書いています。ではお聞きしますが、長年、産廃問題で苦勞してきた市民との信頼関係はどうするつもりですか。議会との関係はどうしますか。そして、環境保全組合はじめ、広域の他の自治体との信頼はどうするつもりですか。要は、市民、議会、広域との間でなくした信頼を、どうするつもりかお聞かせください。

さらに言えば、今回の問題では、市長の政治責任も問われてくると思いますが、このことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） なぜそこまでするのかということでございますが、何をどこまでするのかといった意味が、よく私も受けとめられなかったのですが、協定の見直しをやらなければならなかった。その協定はご案内のとおり、最終処分場30年という年月をうたってもありますが、30年のときを、平成30年を迎えたときに、改めてこの協定の内容をご覧くださいますと要綱に基づきまして、移転先、そしてまた移転費用、営業補償、そういったものについて誠意を持って県と市は会社と話し合うということになっておりまして、完全な解決に至っていなかったと私は判断をいたしました。

そのことを受けて、年限を1年でも早くこの菊池市で終わってしまうと。平成10年の協定については、他の市町村にこの移設先を考えるとということでは到底不可能な状況でありますから、菊池市内で、また移転用地を探さなければならないのではないかと、そういった思いがありました。

そのことは、この産廃の反対の大きなうねりの中で、できようはずもないという状況の中であって、とにかく今の現地の中でこの30年を待たずして終結すると、そういったことで見直しを会社のほうに話すことによって、営業補償、移転補償等々も含めながら、そこで終結するということでの見直しを何とかできないかということで、地元住民の思いというものを受けながら、1年でも早く終わることを、交渉に入っていたということでございます。

そのことによりまして、この条件が整ったということではありますが、そのことについての、今お尋ねの件につきましては、この説明をしていなかったということについては本当に申し訳なかったとおわびを申し上げるだけしかできないわけでもあります。

産廃問題をできるだけ早く解決したいというのは、今も、なおかつまだ、溶融キルンの問題が、和解はなされておりますけれども残っております。そういった意味で、市民と議会と一緒に解決に向けた協議を重ねていかなければなりませんし、これまでの話し合いを重ねた結果として、最終処分場の4年間を短縮して菊池市で最終処分場は終わるということが、この協定書の一部変更によって実現したというところでございます。

また、締結後におきましては、協定書に基づく協議を行いながら、早期解決に努めてまいったところでありますが、今回のことについてはまさしく突然、九州産廃株式会社のほうから、破棄するといった発言に戸惑っているところでございます。市民、議会、あるいはまた広域などとの信頼関係については、九州産廃株式会社からのこの解決条件に対しまして、市が回答した内容を市民や議会などに説明していなかったということでございますので、先の全員協議会で陳謝をしますとともに、改めておわびを申し上げたいところでございます。

今後は、議会をはじめといたしまして、市民の皆様、また関係者に、機会あるごとに説明をさせていただきたいと思っております。これまで、ことあるごとに、区長会をはじめ、地元水迫地区などなどの皆様方にもこの内容について説明を申し上げまして、信頼回復に努めているところでございます。何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

○1番（東 裕人君） 終わります。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開きます。

○
休憩 午前11時48分

開議 午後12時59分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○11番（坂本昭信君） 午後の部の最初でございます。皆様、お昼ご飯食べられました、すやすやとされても結構でございますので、よろしく願いしておきます。

それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

四季の里についてでございますけれども、再建団体になりつつある現状でございます。その点につきまして、今後の計画はどのようになっているのかを聞きたいと思っております。3点ほど伺いたいと思っております。

指定管理者公募、それに民間委託等の道はいろいろあると思いますが、いつから、どのような形で行うかお尋ねいたします。

2番目に、増資で今回3,000万円の予算計上をされていますが、運用計画はどのようになっているか、また、増収につながる基礎づくりは考えていないか、それをお尋ねします。

それに、最後には前回も増資されていましたが、なかなか収穫が増えていない現状にあります。経費削減で営業面につきましても、四苦八苦されている現状でございまして、市の施設でもあります。民業圧迫の形になるようなこともありますけれども、全市民に利用を呼びかける考えはないかお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 四季の里の今後の計画につきましては、今回2回目の増資ということでお願いしておりますが、改善の見込みがなく、同じ状況が続くと判断されます場合は、指定管理者の公募を念頭に民間委託や民営化、あるいは用途変更とさまざまな方向性を模索する必要があると考えております。

その判断の基準と時期といたしましては、平成21年度の8月ないし9月までの上期経営状況から年間を推計しながら、単年度の収支バランスが保たれるかというのが大きなポイントになってくるものと思っております。また、入り込み客数の動向等も勘案しながら、判断するに当たりましては、第三者を含めました経営検討会を立ち上げ、同時並行的に進めていく必要があると感じております。それに応じまして、出資者や地域住民、あるいは議会等への十分な説明責任を果たす必要があることも十分認識しているところでございます。

次に、増資に伴う運用計画でございしますが、単年度での欠損金、いわゆる赤字額が2,000万円を計上している状況におきまして、資金繰り的には事業へ回せる資金は限られたものとなっております。このため、少ない経費でより効果が上がる事業の展開が必要となっております。コンサルタントの経営ノウハウや成功事例等に掲げてあるイベント風呂や地域一番化戦略を展開するとともに、夏祭りなど地域一帯となるイベント等により、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に全市民への呼び掛けでございしますが、第三セクターであっても法人という面で、その呼び掛け方法については配慮が必要な面もございしますが、主要な限度等につきましては、広報誌等への掲載等も行っただけで利用促進をしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○11番（坂本昭信君） 第三者を含めた経営検討会を立ち上げて、あらゆる角度から検証するというございますが、これは早く検証して、みんなでいかにするかを考えていかなければならないと思います。私も畜産をしておりますが、やはり赤字を出したこともございます。でも、その赤字を償却していくには、やはりもう相当の、ちょっと100万円くらいの金額にしても3、4年かからにゃあ償却はできないというような現状でございますので、私なりに考えましますと、私たちも、先般、北海道に政務調査費を使わせていただきまして、研修、調査に行ったわけでございます。その中でめん羊の飼育はどうかと思っただけでございますが、四季の里自体、敷地が非常に広うございまして、管理するのも困難な状況でございます。その中で羊も入れて、その管理面に対しても削減になるかなと思っただけでございますが、めん羊は1頭当たり7万円くらいで手に入ります。それで餌代が濃厚飼料、あそこは草がたくさんありますので夏場はいさぎ、あまりそう飼料はいらんと思っただけでございますけれども、冬場はちょっと乾燥を入れるくらいで、濃厚飼料に至っては月に、私も2頭ほど試験的に飼っておりますけれども、試験的にして一月に1頭当たり1,000円くらいかければ、かなり成長していくんではないかなと思っただけでございます。

限られた予算で3,000万円というのは、よそに回すお金はないとおっしゃいますけれども、やはり、何か先に夢、希望がもてるような出資の仕方といいますか、前回の3,000万円が使い銭で、まあ、ただその場しのぎの3,000万円のように感じまして、このたびはせつかくするならば、やはり長くもてるようなあれを、羊でも入れてやれば。わが家の、私も議員さんの間とか職員の間、ちょっとその羊の肉を試食してもらったわけでございますけれども、評判は非常にやわらかくておいしいということで、四季の里の今、現状から考えると費用も一切かからないし、3,000万円のうちから5、600万円くらい投資しておけば、かなり2年後にはお金になって返ってくるということでございますので、どうかその点を、少しだけ考えていただきたいと思っております。

それと、四季の里の、この前、取締役さん、助役さんと懇談したわけでございますけれども、その中で、乗馬クラブ「クレイン」というのがあるそうでございまして、そこは、会員数が全国で2万9,000名、それと馬が2,260頭おるそうでございます。従業員が1,750名くらい。そうすると年商が130億円くら

いあるそうでございます。そこは、四季の里は用地を提供するだけで、あとの施設は全部向こうがやるというようなお話でございました。そのようなことで、そういうことも視野に入れながら、やはりどうにかして四季の里を興していきたいと思っておるわけでございます。

実にこのままでいっても、3,000万円が生きるか生らんかはわからんというようなことでございますならば、やはり羊を飼ってみたり、へたな鉄砲も数打ちや当たるでございますので、数はうんと打たにや当たらんかしれませんが、やはりおかしゅうございますけれども、そうございまして、ほんなこつそぎやんでございます。それで、実にこの答弁は要りません。答弁はしても、まあ答弁をもらっても、するかせんかわからんような答弁でございますので、その答弁は要りませんけれども、要望として、真剣に冗談は抜きにして、やはり真剣に考えてみんなでいきたいと思っております。

それとやっぱり、部長の言葉を借りますと赤字は住民サービスが行き届いているということでございますので、その点を心に入れながら一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問を終わります。



○議長（北田 彰君） 次に、横田輝雄君。

[登壇]

○27番（横田輝雄君） 残り時間が50分かと思いましたが、60分あるよう
でございます。

菊池市長の公文書、文書に印鑑があるのに、市長が知らない間にマル秘の印が付いていたと。どうしても理解できません。しかし、通告しておりませんのでやめますけれども、やはり組織というのをしっかり考えていただきたいと思っております。

我が国の教育をめぐる現状は、子どもの学ぶ意欲や学力、体力の低下、問題行動、家庭、地域の教育力の低下など大きな課題を抱えております。また、それを取り巻く最近の社会の情勢では、少子化、高齢化、環境問題、グローバル化など、国内外の状況に急速な変化が見られております。このようなことに対応するために、国では平成18年12月、戦後初めて、60年ぶりに教育基本法並びに学校教育法等の3法を改正し、今後の日本の教育のあり方を指し示すとともに、その理念を具体的に実現するためにこれからの10年を見据えた教育振興基本計画を策定し、平成20年度を始期とする5ヵ年にわたる具体的な施策の方向を打ち出してしております。

ご承知のとおり、基本計画では、義務教育終了までにすべての子どもに、自立

して社会で生きていく基礎を育てること、社会を支え、発展させるとともに国際社会をリードする人材を育てる等を目指し、教育の姿として掲げております。今後5年間で、確かな学力をつけた子どもたちの育成、規範意識、生命の尊重、他者への思いやりを培うとともに、法やルールを遵守し行動できる人間の育成、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲、能力の育成などを中心に改革を推進することをうたっております。その中でも、今後取り組むべき主な施策としては、地域ぐるみで学校支援、新学級指導要領の円滑な実施、道德教育の充実、体力の向上、幼児教育の無償化の検討などを挙げて、特に重点的に取り組むべき事項として、確かな学力の保証としての学校の施設、設備の充実等の教育条件整備、豊かな心と健やかな体の育成のために、我が国や郷土の伝統、文化を継承、発展させる教育の推進、手厚い支援が必要な子どもの教育や安全な教育環境の実現に取り組むことなど、というのを発表いたしております。

そこで、お尋ねいたしますが、まず、学校規模適正化審議会、これは先の議会でも質問がっておりますが、中身については公表せずにやっていくというふうなことでございました。しかし、こういった学校規模適正化審議会も先ほどの議会の中で話があったので触れませんが、非常に子どもたちが少なくなってきました。やはり一日も早く学校規模適正化審議会を開いて、そして具体的な線を打ち出して教育に当たっていくという方向をもっていかなければならないのではないかというふうに思います。

旧菊池市は過去にこの学校規模適正化審議会において、大変なる失敗をいたしました。失敗と言えば失礼になるかもしれませんが、裁判ごたまでもって行って、今日なおまだそのしこりが残っているような現況であります。こういったことを二度と繰り返してはならないわけでありまして。そういったことをやはり的確にするためには、地域との連携を深めながら、そして1日も早い学校規模の適正化を発表して、統合するなら統合する、あるいはまた地域学習を進めるなら進めるということをやらなければならないのではないかというふうに思っているわけでございます。それに、市長の所信表明にも出ておりましたけれども、幼保・小・中・高連携について早急に取り組んでいきたいということ、所信表明で述べられております。

先月の11月21日の熊日新聞には、宇城市がこの幼・小・中連携の事業を進めていくということが記事に出ておりました。こんなことが、他市でも一生懸命やっておりますし、菊池市としてはどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

それと3点目の特別支援学級でございますが、従来は障がい児教育と言われておりましたけれども、特別に支援を必要とする子どもたちの教育。障がいを持つ

子どものみならず、すべての子どもを対象にその教育が、すべての学校でなされていると聞き及んでおります。また、菊池市内の各学校におきましても、特別支援が必要な子どもの増加、それに対処する先生の配置がなされているところですが、それに当たる先生は養護学校教諭免許等の専門的免許を持たない方が担当されているというふうに聞きました。もしそうであれば、本当に障がいを持つ子どもに対して、適切に指導ができるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

4番目の給食費につきましては、昨日の松本議員の一般質問であっておりましたので割愛いたしたいと思いますが、5番目に挙げました教科型教室。菊池北中学校は従来の学級を基盤とする普通型教室を廃止、教科型教室を中心とした新しい方式の校舎建築をしようということで、当初、予算を大幅に増額いたしまして、鳴り物入りで建築ができたわけでございます。しばらくは各方面から、いろいろな学校からの視察があったというふうに聞いておりますが、現在は従来型の普通教室型経営が行われているようですが、なぜそのようになったのかをお尋ねをいたします。建築当時に目的とした、教科型教室中心の学校運営に何か問題があったから変更したのか。その点を、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、学校規模適正化についてでございますけども、この審議会は教育委員会の諮問に応じ審議をし、教育委員会に答申するいわゆる諮問機関でございます。学校規模適正化の流れというのはこの審議会の答申をもとに、その後教育委員会で地域や保護者等の意見を聞きながら、規模適正化に向けて計画等を作成していくこととなります。

そこでお尋ねの審議会の内容等の公開についてでございますが、先の議会でもお答えしましたとおり、今、審議会、審議途中の段階でありまして、市民の間に混乱を生じさせる恐れがあるとの意見から、審議会委員の申し合わせにより、守秘義務扱いにするということになっておりますので、審議会の中間報告につきましては控えさせていただきたいと思いますが、なお答申後の答申内容や、その後の教育委員会等の協議経過等については、当然、議会に報告してまいります。

次に、幼保・小・中・高連携についてでございますけども、まず本市の幼保・小・中・高連携についてでございますが、5つの中学校校区を単位として組織しております。取り組みの内容は、幼児・児童・生徒の基本的な生活習慣や学習習慣の育成をはじめとして、人権を大切にすることや職業観、勤労観、ふるさと観の育成を目指すとともに、地域住民の支援を得ながら、地域の子どもは地域で育てるという意識の浸透を図ることを基本として、それぞれの地区で特色のある取り組

みを行っています。

具体的には、それぞれ連携カリキュラムであります「育ちのものさし」を作成しております。共通実践として、ノーテレビデー、ノーゲームデーの実践や、家庭学習の習慣化など、家庭と連携した生活リズム、学習週間づくりを実践しているところです。今後は市全体で取り組む重点共通行動目標、共通実践事項を重点化して実践していきたいと思っております。

また、本市の小・中・高の連携についてでございますが、これも9月議会で限部議員にお答えしましたが、菊池高校で実施しています教育支援ネットワーク菊池。ちなみに座長は菊池市教育長となっておりますが、この事業におきまして、市内小中高合同でのボランティアや夏休みに高校生が小学生に学習指導を行ったり、中・高合同での部活動実施、そのほか市内の中学3年生を対象に、その基礎学力の向上を目的に拓志ゼミナールが開講されております。市としましてはこの事業に対し、その経費の一部補助を行っているところです。ちなみに、この拓志ゼミナールですが、昨年は159名、今年は147名が受講しております。毎週土曜日、市内の5つの中学校3年生を対象に無料で数学、英語、小論文の講座を開講しております。教育委員会としましても、今後このような機会をとらえ、このような幼保・小・中・高連携を進めたいと思っております。

次に、特別支援教育についてでございますけれども、特別支援教育はこれまでの特殊教育対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するすべての学校において、平成19年度から実施されております。この教育は、障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりの違いを認め、すべての人がいきいきと活躍できる、ともに生きる社会の基礎づくりとなるものであります。また、特別支援学級は、知的障がい、情緒障がい、肢体不自由、病弱、弱視、難聴等の障がいのある児童生徒を対象に、小・中学校に必要に応じて置かれている学級であり、児童生徒の障がいの状況に応じた指導をするために、通常の学級より少人数で学級が編成されております。

この中で、免許を持っている先生、免許は持っていない先生といるわけですが、通常、免許を持っている先生が多いわけですがけれども、一部には免許のない先生もいらっしゃいます。その点は研修等を深めながら、精いっぱい努力をしております。子どもたちのその障がいの克服、あるいは社会の自立、あるいは社会参加に向けて努力をしているところでございます。

次に、教科型教室についてでございますが、菊池北中学校の教科型教室についてですが、同校改築の計画時には、学校PTA、行政などが参加して、先進校視察や協議を重ねながら、これからの教育施設のあり方や主体的、自主的な生徒の

育成を期待して採用されたものと聞いております。教科型教室の導入決定までの経緯においても、これまで経験したことのない運営方式に不安があったと聞いておりますが、校舎建築後3年間は、いわゆる何年何組という普通教室を持たず、教科ごとに生徒が教室を移動するという教科型教室方式を取っておりました。

しかしながら、生徒たちの学校生活での落ち着きのなさや、心の居場所がない、また不登校等の増加などから、従来の普通教室型への変更の要望がPTA側から持ち上がりました。学校としても、生徒指導面を考慮いたしまして、昨年度から、暫定的措置であります。普通教室型としての使用を実施しております。しかし今後、教科型教室としての利用が本来の姿と思われまますので、先ほどお答えしました、菊池北中学校校区の幼保・小・中・高連携協議会の中におきまして、児童生徒の教科型教室の適応、順応に向け、自主、自律、自学の精神を育てるべく協議、実践を行っております。

お尋ねの教育効果についてですが、このようなことから現在まで教科型教室の導入による教育的効果は、学力の向上という面では目に見える成果はございませんが、長期的に見まして、この積極的に自ら学ぼうとする姿勢、あるいは自主性が培われれば、教育的効果は上がるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○27番（横田輝雄君） ありがとうございます。学校規模適正化審議会については、いろいろと内密にしなければ非常に都合が悪い部分もあるというふうに聞きましたけれども、そればかりがまた、そういうことだけではどうかと思いますし、やはり公表できる部分は公表しながら、広く保護者なりあるいはまた地域、あるいは学校側の意見を聞きながら、1日も早く規模適正化が、皆さん方が安心して将来の学校教育ができるように進めていただきたいというふうに思うわけでございます。

2番目の、幼保・中、これの連携につきましては、現在菊池高等学校を中心にしていることではございますが、先ほど言いました11月の21日の熊日に出ております記事を少し読んでみますと、宇城市は豊野町の小学校、中学校を統合し、幼稚園も加えた一貫校の整備に取り組むと。校舎は、県のアートポリス事業に参加して、校舎設計者の創造性や技術力なども市の評価基準を基に選定する一般公募型の一次審査を実施して行っていくというふうなことでございます。やはり教育カリキュラム、あるいはそれを2010年までに整え、11年度からスタートする計画だということではございますし、菊池もやはりそういった具体的なことを

やっってはどうかというふうなことも提案も含めて、質問をいたすわけでございますが、現在、隈府小学校、非常に校舎が古くなつたと聞いております。と同時に、あの近くに保育園もあります。あるいは南中学校があります。そういったことを考えるときに、幼保・小・中、この一貫教育をする場所としては、非常にいいのではないかというふうに思います。そういうことを考えますときに、早い時期からそういう具体的な計画を立てて、そして物事に当たっていくというふうなことの計画ができないものかどうかというふうなことを、お尋ねしたくご質問を申し上げるわけでございますが、と同時に、少し余談になりますが、陳情書が出まして、隈府小学校の入り口の市場跡、この土地を買っていただいたらどうかということで議会も満場一致で採択をしたところでございます。しかしまだ、あそこを買ったという話は耳に入ってきてませんが、その後、このことについてはどのようになっているのか、その辺もあわせてお聞きをしたいと思います。

それから、特別支援学級でございますが、障がいを持つ子どもたちに対する、十分なる教育というのが、免許を持たない人を教育したり、あるいはまた免許を持った人が指導をしながらやっているというふうなことでございますし、全く100%、教育ができていくというふうには、今、聞こえませんでした。そんなことを考えますときに、やはり今からのこの特別支援学級というのは非常に大きな問題ではないかというふうに考えますし、ここで菊池市立の養護学校的なものを1カ所につくって、そして教育をまとめてしていくと。今のところ各校区の小学校単位でされていると思いますけれども、そういうことでなくして、やはり専門的に、養護の教育というのをやはりやっていくということを、将来に向かってお考えはないのか、やはり非常にこのごろは、そういった子どもさんが増加しているというふうにも聞いておりますし、やはり親御さんとしては十分なる教育をやった上で成長を見守りたいというのが一番ではなかろうかと思うわけでございます。

なお、5番目にお尋ねしました教科型教室でございますが、ただいまお聞きしましたように、いろいろな問題点があつて、そのようになったということでございますけれども、従来の普通型教室から、教科型教室を中心とした校舎建築並びに学校経営というのを最初に起こしたのは、和水町、前の三加和町であつたらうと思います。その目的は、学力の向上が中心課題ではなく、生徒の主体的判断、行動、新しい学力観を身に付けることを目的とした校舎建築に狙いがあつたというふうに聞いておりますし、そういったことをぜひ菊池も見習いたいというふうなことを織り込んであつたらうというふうに思うわけでございます。

生徒は登校するとまず自分の持ち物、学用品等でございますがロッカーに入れ、

1日のスケジュールを確認して自ら行動することを求められます。普通型教室では、まず始業前にホームルーム指導があり、教師から1日の活動予告なり注意があるが、強化型では生徒がスケジュールを確認し、自分の責任において行動することが求められておったわけでございます。このような活動を通じて、学習への参加や行事への参加を、自ら主体的行動によって養っていくことを特色があるとしたわけでございますけれども、ただいま、教育長のお話にもありましたように、北中においても、少し問題があったというふうにお話ございました。どうしてもこのことについては、教職員の深い経営に対する理解と実践力がないとできませんし、生徒に対して目の届きにくい部分も出てくるというふうなことも聞いております。こんなことから、荒れた学校となるというふうなことになってしまったのではないかとと思いますが、そういうことで、せっかくなつくたやはり教科型教室を、すぐにまた元に戻すというふうなことではやはり本来の目的というのは達成されないと思うわけでございますし、将来、この教科型教室にまた返す気持ちがあるのかないか、その点を併せてお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず1点目の学校規模適正化の問題については、議員おっしゃるとおり、今後、報告すべきものはきちんと報告してまいりたいと思っておりますけれども、今しばらくお待ちいただければと思います。

次に、幼保・小・中連携、高校まで含めてですが、宇城市の豊野町の例を挙げられましたけれども、確かに小・中一貫教育と申しますけれども、そのメリットはございます。この小・中一貫教育のメリットと申しますのは、これが導入されているその要因というのは、小1問題とか中1問題というのがいわゆるあるわけです。小1における学級崩壊と、あるいは中1における学校に不応、不登校になったりするという問題が非常に多いということで、これを一貫教育で解決していこうということをまず1つの目的にしております。もう1つは、学力向上に向け、特別なカリキュラムをつくって、その教員等の交流も図りながらやっていこうという目的がございますが、そういうメリットは十分承知しておりますけれども、ただこの小・中一貫、まあ豊野の場合は幼・小・中一貫ということになりますけれども、一番この一貫教育をする場合にしやすいのは、やはり小学校1校、中学校1校というような場合が非常にしやすいわけございまして、理想でございます。1つの中学校校区に複数の小学校があった場合に、それを一律にずっと統一していかなければいけないという、少し考えていかなければいけない部分が随分とあります。隈府小学校の場合は、中学校が南中校区ですので、南中校区には

5校の小学校がございますし、隈府小学校は中学校に南中と北中に分かれていくという一つのことがありまして、非常にこの点が難しい状況ではあります。

菊池市の中で、この小中一貫教育を考えておるならば、例えば七城の小・中とか、あるいは旭志の小・中辺りは一つのモデル的に考えてもできるのではなかろうかということは考えたことございますけれども、この点から考えて、もう少し研究しなければいけない部分があるかなと思います。

また、建築に伴う、その隈府小学校の耐震化工事に伴ってそういう建築をということでございますが、今、耐震補強と一部リニューアルというところで計画しておりますので、そのところから従って今、考えておりますが、今おっしゃいましたことについては研究をさせていただきたいと思います。

また、青果市場跡地の購入の問題ですけれども、これも9月議会で、木下議員のほうに回答いたしましたけれども、今、隈府小学校のその耐震化の問題、プールの改修等、あるいは第一幼稚園の改修計画等もありますので、それを総合的に今後考えていきたいということで、検討させていただきたいと思います。

次に、特別支援教育の特別支援学級のことについてでございますけれども、養護学校のように1カ所にまとめて設置することについてはどうかということでございますけれども、このメリットといいますか効率面、専門性、あるいは効果面というのはメリットがあると承知しております。ただ、通学の利便性とか、あるいは安全性の面から支障が生じることがあるだろうと思いますし、今、保護者の一番の思いは、地域の子どもは地域で育てたいという思いを持っておられます。そういうことで、保護者の理解を得ることが困難ではなかろうかと考えているところでございます。

次に、教科型教室についてでございますけれども、和水町の中学校、私も実際見させていただきました。その当時、随分と自主的、主体的に動いているなということで、先ほども申しましたように北中の場合もそれを期待して導入されたと思いますし、新しい学力観、自ら学ぶ、自ら意欲を持って学ぶということを期待したわけですが、先ほどお話ししましたように、生徒の一部、問題的なこともございます、暫定的に今、普通教室型に戻しているわけですが、今後、教師の、先ほどおっしゃいました実践力というか指導力、これもしっかり研究していかなければいけないと思いますし、子ども自身のそういう主体性、自主性の育成を図りながら、将来は元に戻したいという気持ちをもっておるところです。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○27番（横田輝雄君） ありがとうございます。いずれにしましても、子どもは日本の宝でございますし、世界の宝でございます。やはり健全に、そして将来の菊池を、そしてまた日本を背負う子どもに育つように、精いっぱいやはりお助けなり、ご努力をしていただきますよう、ご指導をしていただきますよう、お願いを申し上げまして、2番目の財政並びに今後の見通しについてということに移らせていただきたいと思います。

この財政問題につきましても、昨日、松本議員さんのほうからございまして、詳しく説明がなされておりました。重複は避けたいと思いますし、ほかの部分でお尋ねをいたしたいと思いますが、広報の12月号において、菊池市の会計として平成19年度の決算が報告をされておりました。それによれば、基金、菊池市が蓄えているお金が72億円ですか73億円ですか、ということで報告がされておりました。それを見ながら、菊池市はもう財政については、心配は要らないでしょうと。安心して私たちはやっていけるのではないですかと、いうふうな話はやはりちらほら聞くわけでございます。そんな話を聞きながら、庁舎問題というのが必ず出てきます。

3つの項目に分けて、地域の活性化ということでしておりましたが、財政問題につきましてもそのようなことで少し省かせていただいて、地域の活性化ということは、やはり今、本庁方式をとっておりますけれども、やはり地域を活性化させることが、一番菊池市をよみがえらせる大事なことではなかろうかと思うわけでございます。さきの質問で、坂本議員も非常に旭志のことを心配されておりました。それぞれが自分の育ったところ、そしてまた旧庁舎跡というのが現在冷え切っております。やはりこれを、もう少し活力を付けて、そして地域の方々が頻繁に出入りするようになり、やはり持つていく必要があるのではないかとこのように思います。これが地域の一つの活性化ではなかろうか。やはり行政が率先をして、リードしていかなければやはり地域の活性化というのはあり得ないのではないかとこのように考えております。

そういった意味では、詳しい市役所の皆さん方の権限というのは私もわかりませんが、やはり各支所長、この方々に大きなやはり権限と責任を持っていただいて、市民の要望については即決、いろいろと判断を下して対応していくというふうなことに持つていく必要があるのではないかと。よく聞く話の中では、せっかく支所に行っても本庁に合議をしてこないとできませんとか、そのことは自分たちでは判断ができないから、本庁に行ってくださいというふうな話をよく聞きますというふうなことでございました。やはり、そういうことでなくして、地域の支所長として、部長職として皆さん責を持つておられるわけですから、やはり即

決、住民の皆さん方に回答ができるようにやはり頑張っていたきたいというふうに思うわけでございます。

少し、庁舎建設の問題と財政状況と一緒にまいりますけれども、財政状況ということで、お許しをいただきたいと思いますが、平成19年2月の広報に、凍結にいたった経緯について、市長のほうから広報を出しておられます。それによりますれば、議会に報告をした財政問題として、今後、10年間の財政試算を策定し、議会に提示したのものによりますと、これは19年のことでございますが、平成23年には19年度の財政調整基金の54億円も底をつき、さらに26年度には17億円の赤字になる試算と報告をしてあります。さらに、国の地方に対する支援策は、大変厳しいものとなっておりますが、不透明な部分もあります。

2年すぎた今日、この54億円の底をつくという文書、あるいは26年には17億円の赤字になるという文章が広報で出されたまま、財政報告というのは、先だっの12月の広報でも出ておりましたけれども、それに対する説明は出ておりません。やはりそのようなことを、新市計画をつくる上においては、説明をすべきではないかというふうに思いますし、そういった今の状況の中での財政計画が具体的に出れば、教えていただきたいというふうに思うわけでございます。まずその計画があるかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） お答えいたします。新庁舎建設の関連事業計画の一時凍結時にお示ししました、財政状況は今後10年間の財政状況を試算した場合、積み立てている財政調整基金及び減債基金が底をつき、さらに平成26年度には17億円の赤字になる試算でございました。その財政状況を踏まえ、集中改革プランを基に、職員一丸となって行財政改革を進め、財政の健全化に努めている状況でございます。

その財政試算と、実際の地方交付税の収入額を比較してみますと、平成18年から平成19年度の2年間で、約1億2,200万円、試算よりも多く収入されております。しかしこれは合併の特例措置分が多かったというものであり、今後は特例措置もなくなりますので、試算どおりの収入、もしくはそれ以下になることが予想されます。また、将来に負担を残さないためにも、繰上償還等を行っておりますが、将来にわたり、施設の統廃合、民営化による維持管理の削減による経常的経費削減に早く取りかかる必要があります。

基金につきましては、将来の公債費負担の財源とするためにも、財力のあるうちに積み立てておく必要がございます。国においても、来年度予算に向けた予算

方針も流動的でございます。景気後退で交付税の原資となる法人税収入などの落ち込みが、交付税の削減へも影響することから、地方財政の財源不足が大幅に膨らむ見通しが強まっており、先行き不安定な財政状況でございます。また、熊本県の財政状況におきましても、危機的な状況にあり、財政再建推進本部を立ち上げ、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減等による財政の硬直化に対応するため、歳入に応じた歳出構造への転換を目指し、中間報告においては単独補助金の縮小、廃止等が盛り込まれており、本市への影響も大変危惧されるところでございます。

このような状況の中において、先行き不透明な部分が多くございまして、計画策定時と比較しまして、現時点ではどの程度の不足が生じるかは、現時点では示すことができませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。

決算数値等に財政状況につきましては、広報やホームページ等に掲載しておりますが、単なる数字だけでなく、もう少しわかりやすく工夫を凝らした公表ができるように、今後努力してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 旧町村の活性化についての現状について申し上げますが、まず旧旭志村役場周辺におきましては、合併前からの取り組みであります、まちづくり交付金事業としての旭志中央団地の建設、旭志ふれあい総合運動公園の整備、それから老人憩いの家の整備及びJ A菊池旭志中央支所前の市道改良事業を進めてきているところでございます。旧泗水町におきましては、現在、中心地域、富の原地域及び桜山地域を含めたまちづくり交付金事業の計画を策定中であります。また、旧七城町地域におきましては、七城総合支所及び七城地域の地域審議会等の意見をうかがいながら、今後、計画を進めてまいりたいというふうに、現在支所と打ち合わせを行っているところでございます。

旧3町村の活力が失われつつあるというご意見でございますが、今後、旧菊池市を含め、菊池市全体の均衡が図られるよう、また合併効果が現れるように努めてまいりたいと思います。また、各総合支所ともさらに連携を深めながら、行政運営に努めてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○27番（横田輝雄君） ありがとうございます。非常に先行き不透明の財政状況で

あると、なかなか数字的には出せないということでございます。そのような財政の中で、菊池市の新しい新庁舎建設については、ただいまは凍結中でございます。凍結中ということで、ほとんどの論議がなされていないというのが現況ではなかろうかと思えます。平成22年でございますか、今の段階での解けるというのは、市長、そうございましたですね。そのときに、いきなりやはり凍結が解けたからということ新庁舎建設にばたばたと入っていくということであれば、今の菊池市の全体の状況から見れば、大変混乱を来しはしないかというふうな心配をいたしております。

3年をめどに、新庁舎をつくるということでの合併協議会の約束事ではありました。しかしその後、今話がありましたように、財政が非常に先行き不透明である。と同時に、旧隈府地区を中心とした市民の方々からは、1万933名という署名をもって、いま一度考え直していただきたいということでございました。泗水町の住民の皆さんは、1日も早く花房台につくっていただきたい。あるいはまたいろいろな文章が新聞紙上等に出ておりました。やはりそのことは、せっかく合併をしたのだから、菊池市民はみんな仲良く、そしてみんなが納得をして、やはりつくることが賢明ではなかろうかと、いうふうなことではなかろうかと思えます。やはり皆さん、陳情をやったり、あるいは要望をしたりということでございますけれども、数多くの議論を重ねて、そして新庁舎建設にしていきたいということでございます。

私たちが平成18年に新しい市議会議員に当選しましたときも、菊池地区の区長会長さん、あるいは旧菊池地区の区長会長さん、それから菊池市の商店街の商店会の会長さんあたりから、新庁舎建設の再検討を求める公開質問状が私たちに届きました。その回答を知らせて、教えていただきましたが、28名の市議会議員さんの中で、再検討すべきであると答えた方が22名、検討する必要はないと言われた方が1名、白紙の方が1名、無回答の方が4名であったというふうに教えていただきました。やはりみんなが将来の菊池を思うときに、協議を重ねて、そして皆さんが納得をした上で庁舎をつくるというのが一番ではなかろうかと思うわけでございますし、やはり凍結を宣言されてから全くそのような会議というのが成されないままになっております。そういう状態では、いつまでたっても、菊池市民の心は解け合わないと思えますが、この点について、凍結中といえども、市長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 建設時及びそれ以降の財政負担を少しでも軽減するために、

新庁舎建設資金については一次凍結時に申し上げましたように、財政の将来見通しの状況から、基金積み立てを行っております。また、庁舎用地を含めた公共用地の取得につきましては、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地内に計画しております。新庁舎建設問題につきましては、今ご意見ありましたように、賛成反対双方の要望やご意見をいただいておりますが、合併協議会の確認項目の一つでございますし、合併協議会の確認事項を尊重しなければならないというふうに事務局としては考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○27番（横田輝雄君） 市長はどのようにお考えか。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 財政状況につきましては、ただいま部長が答弁をいたしましたけれども、国の三位一体の改革によりまして補助金の削減、あるいはまた交付税の削減などで、地方はどこも同じく大変厳しい財政運営を迫られておりまして、地方間では財政局の格差が現実的なものとして現れているところでございます。また、新地方公会計制度によりまして、財政再建の推進本部を立ち上げなければならない団体も出ているようでございます。国内外の経済活動の大変な冷え込みによりまして、国や地方財政の見通しは現在、まさしくこの不透明で不安定な状況であります。景気後退によります法人税の収入や、あるいはまた交付税のこの削減などで、地方財政の財源不足が大変膨らむことが想定しておかなければなりませんし、この後におきまして、国民の負担を軽減するという意味におきましては、自動車税等につきましても切り込みがあるようでございまして、それはすなわち、地方自治体におきましては大変な税収難になってくるということに他ならないわけであります。景気の復興も22年以降ではないかと、このように報道が成されておりますように、この低迷が長期にわたることが懸念をされております。国によりますところの、大胆な景気浮揚対策が求められるところでございます。

本市の財政状況も19年度決算から見た場合、県下の14市の中では中位程度でありまして、基金があるとはいえ、依存財源が全体の65%という状況でございまして、交付税の削減などを想定した場合、決して安定した状況とは言えない、そういう状況にあります。本年度は景気浮揚といたしまして、ご案内の地域通過やあるいは燃油高騰対策を行ってきたところでございますが、地域の経済情勢を念頭に、歳入に見合った歳出の抑制を行財政改革によりまして推進し、常に市民生活の安定を最優先にした予算編成に心掛けてきたところであります。

新市建設計画の見直しにつきましては、今、部長が答弁いたしましたとおり、手続きを経て変更は可能かとは思いますが、そのためには、議会や設置されております地域審議会などのご意見を聞かなければなりません。これまでも議員の皆様方から見直しの必要性というものがたびたびご意見をいただいております。それぞれの各旧市町村割にも十分配慮をしながら、見直すべきところは見直しに努めていきたいとこのように考えております。

また、新庁舎の問題でございますが、一時凍結につきましては、広報以外にも、まちづくりの懇談会とか、あるいは地域審議会、区長会などにおきまして、その機会をとらえて周知を図ってきたところでございます。庁舎建設問題につきましては、合併協議会の確認事項であるという、ただいま部長が答弁申し上げましたけれども、ご案内のとおりでございます。ただ、これまでの状況におきまして、3年以内に着手ということでご紹介ございましたとおり、確認が成されておりました。しかし、財政状況と花房中部畑総事業の進捗状況というものを見極めた場合に、今、前に進むことはまだできないということもございまして、凍結にいたしているところでございます。

これからは、そういった諸状況というものを十分判断をしながら、見極めながら判断していかなければならないとこのように思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○27番（横田輝雄君） 最後の質問になりますが、ただいま新市計画については見直すべきは見直したいということでございますし、その中でも、この去年の2月出されました広報の中でも触れてあります。新市建設計画の事業見直しは必要と考えます。新庁舎建設を実行する上では、他の確認されている事業といえども、中止あるいは延期、縮小を考慮しなければなりません。現在、緊急性・必要性・均衡性を勘案し、見直しを行っておりますが、この見直しの結果については議会をはじめ地域審議会や市民の皆様の理解を得る必要がありますので、随時、報告説明をいたしますというふうに出しております。どうぞ一つ、数多くいろいろな説明をしていただきたい。と同時に、やはり市民の声でございます。陳情書として、署名を付けて、1万933名も出ております。あるいはまた、区長会、あるいはいろいろな個人の方々からの表明もあっております。このことは一つ、どうぞ大事に考えて、ぜひ考慮に入れて、検討をされて、新庁舎建設には当たっていただくようお願いを申し上げたいと思います。

それから、平成18年の12月の議会で、私は、せっかく市長が菊池市の財政

を心配して、自らの報酬を10%減額するという提案がありましたが、大変失礼ながら、全国の中でも非常に報酬が低い状況であり、24時間体制で働いていただくということでもありますので、この減額案に対しましては反対をいたしました。そして、多数の議員の皆さん方の賛同を得まして、否決になりました。しかし、そのお気持ちがまだ今でもお変わりなければ、引き続き市政を担当していく意志がおありのようでございますので、ほかの市にも例があるようございますし、退職金を辞退されてはいかがですか。通告をいたしておりませんので答弁は要りませんが、そのことを申し上げて終わりたいと思います。

以上です。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後2時01分

開議 午後2時11分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） こんにちは。10年後の活力のある菊池を夢見る坂井でございます。選挙ではありません、一般質問でございます。本日、多分最後となると思います。どうぞ、最後までよろしく願いをいたします。

平成20年、まさに激動の年でありました。総理大臣も次から次へと変わり、現在、麻生首相が頑張っておられますが、なんと支持率20数パーセントという危機的状況にあり、自民政権までもが危ぶまれている今日でございます。経済に目を移しますと、原油高騰に始まって、穀物の急騰、諸材料などのコストの全面高、そしてサブプライムローンに端を発した、世界規模の同時金融不安によるところの世界的恐慌。不景気による世界的消費低迷による輸出企業、つまり日本の工業界の大幅な業績ダウン。それによります中小企業の経営難、リストラ、就職難、そして農業においてもコスト上昇が価格に転嫁できず、苦しい経営にあります。来年は、どんな年になりますやら大変心配になってまいります。我が菊池市も例外ではありません。

今回は税金を主体に質問いたしますが、本市もこの時期、来年度の予算編成の時期であります。そこで質問1、執行部は来年、本年からの不景気による税収の落ち込み、自主財源の減をどのように受けとめられ、またどう対処しようとお考えかを第1点の質問といたします。

私たち総務委員会は、こういった財政が苦しい中、少しでも、自主財源増確保のため、収納率アップを図るため、去る10月29日から31日まで、三重県の中央に位置する玉城町へ行ってまいりました。この町はコンビニ収納、クレジットカードによる収納率アップに取り組んでいる町として、全国的に有名な町であります。玉城町は、クレジット収納はもちろんですが、人口1万5,135人で経常収支比率79%、我が市は94.8%、公債費比率11.9%、我が市は12.9%、財政力指数は0.73、我が市は0.48と非常に活気にあふれた経済力、財政力ある素晴らしい町でした。何でだろうと調べてみましたら、鉄道が通り、高速道路のインターチェンジがあり、何よりも大きな企業が3社進出をしておりました。パナソニック従業員1,000人、京セラ600人、鍵の錠前の会社1,065人と、優良企業の進出が地域経済財政のために大きく貢献していると痛感をいたしました。

目的であるクレジットによる収納率アップについて学んできましたが、同町の町民サービスにも、行革にも、大変見習うべきところがあり、参考にしながら、次の質問に移らせていただきます。

質問2、本市は収納率アップに関して、まあ税金ですけども、健康保険税、介護保険税、使用料、給食費、保育料等々収納率アップに対して、どのように努力をされておられるか質問いたします。

質問3、本市の残業の状況をお示ください。

質問4、窓口に来られた市民に対してのサービスは、玉城町は午後5時以降、勤め帰り庁舎に寄られるよう、早出、遅出の出勤があるそうでございます。我が市も一部の窓口業務だけでもいいから時間を延長して行う考えはないのか。また、玉城町は職員全員の席が対面式でありました。私たちが入った途端、全員の方が挨拶をされ、非常に好印象でございました。市民のほうを向いたサービスを感じたわけでございます。全部対面ではなくても、窓口の1列か2列ぐらいは対面にして、銀行窓口くらいの市民接客の精神があってもいいのではないかと思います。お伺いをいたします。

質問5、玉城町は私たちの研修の資料は有料で料金を取られましたが、その料金の納付はその課で済み、またその課で領収証をいただきました。本市は例えば、教育委員会でのグラウンド使用料も必ず、会計窓口まで行って納付しなければなりません。非常に不便であります。一市民として大変不便であります。各部署で納付できるようにはできませんか。お伺いをいたします。

なお、随時契約、業務委託も質問することにしておりましたけれども、森議員が質問されましたので、総務委員会で質問したいと思っております。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず1点目の、不景気による税収減をどのようにお考えかということでございますが、現段階では、国の地方財政計画が示されてはおりませんので具体的な金額は不明でございます。しかし、景気が低迷するこのような状況下においては、税収の落ち込みは必須と思われるので、今後の国の動向等を勘案しながら、収納率の向上と自主財源の確保に努めるとともに、財政改革取り組んで財政の健全化に努めてまいりたいというふうに思います。

次に、税の収納率アップについてでございますが、市税等の収納率向上につきましては市民の理解と協力が不可欠でございます。金融危機、経済の低迷による失業、雇用不安による市民所得の伸び悩み等によりまして、滞納の解消には困難を伴っておりますが、真面目に納税されている方が不公平を被らないように、次のような収納率向上対策を興じているところでございます。

まず、自主納付の啓発として、毎月「広報きくち」に各税目の納付期限を掲載し、納期内納付を周知いたしております。納期内に完納ができない方には、納期限後20日以内に督促状を発送し、納付を促しますが、納付がない場合には催告書発送や電話催告、また臨戸訪問等を行い、自主納付を促しております。それでも納付なき場合は、不動産差押え、預貯金差押え、生命保険差押え等を行っております。さらに高額が悪質な滞納者につきましては、自動車のタイヤロック及び搜索等を実施して、差押え動産のインターネット購買や、市独自の購買会及び県近隣市町との合同購買会などにおいて換価し、滞納した税金に充当いたしております。特に、今月は現年度中心の滞納整理期間と位置付け、年末一斉に滞納整理として電話催告及び夜間訪問徴収等、税務課職員全員で行い、取り組み強化を図っているところでございます。今後も総合支所及び関係各課と情報の一元化、未納者の分析などの連携を密にし、図りながら催告、納付困難者への納税相談による指導の強化など粘り強い取り組みを実施していきたいというふうに考えております。

次に残業の状況ということでございますが、職員の時間外の現状といたしましては、合併に伴うものや権限移譲等による事務の煩雑化等がありますが、特に時期的な問題が大きく関係していると考えられます。4月から6月にかけて集中する傾向にあり、その時期を乗り越えますと平常業務に移行できているものと理解しているところであります。現在、提出された時間外勤務表につきましてチェックを行い、再度真に必要であり、職務命令としての時間外勤務なのかを精査する

必要があると認識しております。また、全体的な時間外勤務手当の額につきましては、決算ベースによりますと、選挙、災害等の特殊事情を差し引いて、平成19年度決算で4,933万2,000円となっております。ちなみに、平成18年度の決算では5,373万8,000円であり、数値的には前年度を下回っている結果となっております。

次に窓口の対応関係でございますけれども、窓口対応と接遇についてでございますが、接遇研修につきましては合併当初、対応が悪いとの市民の皆様からの苦情等がありました関係で、平成17年度と平成18年度に参事以下職員280名を対象とし、6回に分け研修を実施したところでございます。その結果、苦情等も減少し、成果がある程度見られたものと認識いたしております。現在の接遇研修状況につきましては、研修規定を制定し、接遇研修については課内研修と位置付けをいたしまして、窓口対応や電話対応等の接遇について適宜実施するよう周知している状況にあります。ご指摘のとおり、電話対応や接遇対応が悪いのご意見もあることも事実でございますので、今後、接遇の向上にさらに周知してまいりたいと思っております。

また、議員ご提案の銀行窓口のように机の向きをお客さまのほうに変えてはどうかとのことでございますが、現在、お客さま側を向いて業務を行っていますのは、本庁市民課市民年金係及び泗水総合支所民生課市民係の2カ所でございます。この2カ所につきましては、転入・転出に対する処理件数が多い部署であり、担当専用のパソコンで自席にて処理しているところであります。他の総合支所等につきましては、処理件数もそんなに多くはなく配置人員数も少ないことから、他の係員も処理を行っている状況であります。そのようなことから係員を座らせずにお客様側に近いところに、複数の職員が処理できるデスクを設置しているところであります。また、処理内容によっては個人情報の保護の観点からも、カウンター側から遠い位置に設置する必要があると、現在の設置状況となっているところでございます。

最後に、各部署での収納は考えられないかということございますが、現在、税や公共料金等の支払いにつきましては、収納代理機関であります銀行や本庁各総合支所の収納窓口で支払うことができます。また、手数料や使用料の取り扱いの多い市民課、社会体育課、水道課、下水道課等ではその場で支払うこともできます。各部署での税、公共料金の収納につきましては、法令等に従い実施すれば特に問題はございませんが、取り扱い件数の多少、収納した現金の適正な管理・保管、また本庁、各総合支所に収納窓口を設置し、午前8時半から午後5時まで収納することができる体制を整えていることと、障がいをお持ちの方や高齢者の方

につきましては職員がお預かりして支払う等の方法を取っており、特に現在、支障はあってないと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 市内の小・中学校の給食費の収納状況についてでございますが、平成19年度末で未納児童生徒数が29名、割合にしますと0.7%、収納額が74万4,936円となっております。給食費が滞納となっている家につきましては、学校現場での分析によりますと、その約7割強が保護者としての責任感や規範意識の欠如、また残りの3割弱が保護者の経済的な問題となっております。各家庭の経済的理由もありますが、まず、給食費滞納の多くの理由となっております各家庭、保護者の責任感や規範意識の欠如につきまして、保護者のご理解をさらに求めて行く必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 保育料の収納率アップのための取り組みについて、答弁申し上げます。

1点目に保育料滞納者に対しまして、早めの対策が重要なことから、3ヵ月を過ぎた時点で督促状、催告書の送付や電話での催促等の実施。2点目に滞納者の個人別フォルダーを作成し、これまでの履歴や支払い計画を明確にして、家庭訪問等の実施。3点目に職員が定期的に保育園へ出向き、滞納されている保護者と園長と三者面談を行い、納付に結び付ける取り組み。4点目に保育園の継続申請時に滞納がある場合は面談等による納付のお願い。5点目に本市が支給をしています手当等から、その一部または全額納付をお願いするなどの取り組みを実施しています。また、本年4月から私立の保育園16園と保育料徴収事務委託契約を結びまして、口座降り込み以外の保育料の徴収をお願いしてございまして、その成果は確実に現れているところでございます。

次に、介護保険料収納率アップのために実施しています取り組みについて申し上げます。介護保険料の収納率は平成19年度決算で、年金より天引きされます特別徴収の調定額5億9,156万円、収入額5億9,156万円で、収納率につきましては100%でございます。また、納付書及び口座振替による普通徴収の調定額4,192万円、収入額3,534万円で収納率84.3%。滞納繰越分の調定額1,417万円、収入額383万円で収納率は27.1%。合計の収納率は9

7.3%となります。滞納整理の方法としましては、催告書を2月、5月、10月の3回発送しています。また、3月の年度末、5月の出納閉鎖期間中及び12月を徴収月間と定めまして、介護保険係全員を班ごとに分け、臨戸訪問を実施しています。平成19年度の臨戸訪問の実績といたしましては、述べ回数119回で618名訪問し、213万円徴収をしております。今後も収納率アップのために、努力してまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） よくわかりました。来年度の税収落ち込みに関しましては、相当なものだと思います。執行部も大変だと思いますけれども、計算に入れながら財政運営をお願いしたいと思います。

収納率アップに関しましては、本市は、収納対策委員会は18年度に立ち上げられましたけれども、研修に行った玉城町は14年度に設置され、平成15年全職員による個別徴収、また、弁護士さん名で差押え予告通知、16年にコンビニ収納を始められ、19年にクレジットカードによる収納を開始したそうでございます。なるべくなら、差し押さえになる前にやるべきことはあると思います。コンビニ収納は支払いに行く時間がない人、支払う機会がない人に対して24時間支払う機会を与える。いつまで納めるか日付バーコードを付けると。期間が約束してあるので、電話での督促に対しまして苦情がないそうでございます。クレジットカードは、クレジット会社が市に支払うために納付手続の多様化、うっかり忘れの防止、振替不能率の縮減と事務負担の軽減を目的としておるそうでございます。これは納付だけではなく、買い物、旅行とか使いますので、カード会社にもメリットが非常に大きく、積極的にカード会社も動くそうでございます。玉城町研修に関しましては、税務課長も一緒に、勉強に同行されました。非常に参考になったと思います。

そこで質問でありますけれども、コンビニ収納、クレジットカード収納は、今後の時代に対して必要であると思いますし、収納率アップのためメリットは大変大きいと思います。実施する考えはないのかお伺いをいたします。

また、近年は給食費の滞納が増えているようでございます。いい車に乗っていても払わない、払わなくても済むと思っている人もいるというとか。益城町では、保護者に給食費の納付の連帯保証人を義務付けるということが新聞に書いてありました。収納率アップのため本市はどうされますか、質問をいたします。

それから、残業の件に関して答弁をいただきましたけれども、玉城町は残業0

だそうでございます。課の統廃合もやったそうですが、残業をやるのなら、朝早出で対応しているとのことでした。我が市も組織の統廃合、また各部署からのバックアップ体制を取るということも大事だと思います。それでもできないならば、早朝出勤覚悟で改革をやらねばならないと思いますが、いかがお考えですか、お伺いをいたします。

以上、2点目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 税納付のコンビニ収納、またクレジットカードによる収納はできないかということでございますが、平成19年度に市民サービスの向上とあわせて、納税等の利便性及び収納率の向上を目的とした、税等のコンビニ支払いサービスの導入について、菊池市行政改革推進本部で協議をいたしたところでございます。その結果、先進地事例でも収納率の向上は未達成でございまして、納税者には利便性の向上につながりますが、滞納者には効果は薄いと。また、導入目的の1つの収納率向上が達成できないのではないかとこの理由と、システム導入時の、また実施時に多額の経費がかかるということで、費用対効果等を考慮すれば、導入を先延ばしするという結論をみているところであります。また、議員研修のクレジット収入でございますけれども、住民にとって、議員仰せのとおり、簡単で便利で現金が不要であるということで、またポイントなどの付帯サービスが付きますということでございます。行政にとっては住民サービスの向上、収納率の向上及び督促費用の削減など、業務効率が見込まれるなど、メリットが大変大きいものと考えておりますので、将来的にはコンビニ収納をはじめクレジットカードを利用した払い込みサービスの導入を図り、住民サービスの向上並びの収納対策に取り組みの一つの方法として、ぜひ前向きに検討していく必要があるのではないかとこのように思っております。

次に残業関係でございますけれども、時間差勤務や職員の煩雑化が予想される時期に、臨時に職員の一時的な配置による対応はできないかということでありますけれども、職員の一時的な配置につきましては、本年4月に菊池市職員のバックアップ体制に関する要項を制定したところでございます。業務の繁忙時期に応じて、部内及び課内での相互間における職員の一時的な配置を行い、行政需要に積極的に対処し、行政運営の能率向上と円滑化を図るものであります。今後は、時間差勤務については、十分精査する必要があると思っておりますけれども、ただいま申し上げました職員のバックアップ体制に関する要項の効率的な運用、また、実効性のある運用をしていきたいというふうに思っております。現在も実施してお

ります部課長ヒアリングや自己申告書の提出を引き続き行いながら、各課の実情を把握し、サービスの低下を招かないようにを基本に据えた人事管理等、監理監督者において、課内の職務内容や職員の実態把握を行いながら、時間外勤務の軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

時間早出ということのお話もありましたが、労働時間の対価ということでございますので、サービス残業的なものは、返答は控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 給食費についてでございますが、保護者にご負担いただいております給食費につきましては、学校給食の食材費として各学校の給食会計で、徴収・運用されております。

その徴収方法につきましては、各学校によりまして、PTAの地区委員さんによる徴収や金融機関を使った口座引き落とし、口座振替、あるいは学校事務職員への直接手渡しなど、それぞれの方法により徴収されております。

給食費の未納に対する対応についてでございますが、まず、学校だより、給食だより等の中で、学校給食等、給食費についての保護者の理解を進めること。次に給食費を滞納されている家庭につきましては、電話や文書による督促や、家庭訪問等を行い、さらなるご理解を得る努力をする必要があると思います。また一方で、真に生活に困窮されている家庭につきましては、就学に必要な経費についての援助を行います就学援助制度の周知、活用を学校と教育委員会の連携によりまして進めていきたいと考えております。

なお、ご指摘の保証人制度の導入につきましては、全家庭が対象となることやその法的拘束力など、まだ、さまざまに課題が想定されますので、現在のところは考えておりませんが、しかし、本市教育委員会としましては、対応が困難な場合につきましては、本年度設置しました学校問題解決支援プロジェクトであります「スクールサポート事業」の活用の中で、法的手段等を含め対応を研究していきたいと考えております。

以上、報告します。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 先ほど答弁しましたとおり、本年度より収納率アップ対策として、毎日のように電話による催促、あるいは個人別フォルダーによる支払い

計画の明確化、また、私立16園のほうに委託しております保育料徴収事務委託等々で、現在取り組んでいますので、その成果が徐々に表れているところがございます。いましばらくは、現在の収納対策を実践してまいりたいと思いますので、保育料についての保証人制度については、現時点では考えていません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 保証人制度もあまりいい制度ではないと思います。よければ、収納のよい学校といえますか、見本になるような学校を参考にしながら、そこに合わせていただくというのもやって、いい事例を参考にしたいと思っています。

それから、クレジットカードによる収納に関しましては、玉城町では成果も出ております。早急なる立ち上げは必要だと思いますので、こちらのほうもよろしく願いいたします。

それから、残業に関しましては覚悟でございます。いろんなことをやってもできないならば、早朝出勤も覚悟で、さっき言いましたバックアップ体制とかいろんなことを考えてほしいということでございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2番目、光回線の早期接続についてでございます。昨年の12月第4回定例会の一般質問で、森清孝議員が光回線について質問をされました。光回線は菊池局で、菊池市街周辺と七城の一部を残した地域とがつながっているとの答弁だったと思います。森議員が質問をされましたが、合併前七城地区は、ADSL回線は菊池局、つまり菊池局の24局と25局はつながってございましたけれども、26局の南地区だけは来ていませんでした。そこで、南地区の区長さん方が大変不公平だということで、連名で署名捺印され、町とNTTに要望書を提出されました。町当局はそれに理解をしていただき、予算の中から設備負担金、多分、半額だったと思いますが、788万円を負担していただいた経緯がございます。本市としましても、事業費を払ってでも接続してほしいとの森議員の願いのこもった質問だったと思います。私も同感でございました。菊池市活性化10年後のためにも、やるべきことはやっておくという点では、光回線接続は緊急なる至上命題であると思います。今回、私が質問をしておりますけれども、今はADSLでは時代遅れになっておりまして、光ブロードバンドのより超高速インターネットの時代になっております。その当時と全く一緒でございますが、七城で24局、25局は、光回線が来ていて、26局の南局には来ていません。南局、温泉ドームもしかり

ありますが、いろんな業種のインターネットを使った事業者、また、将来に夢を抱く若者、そして学生等、光回線をどうにか早く接続してほしいとの要望が強く出ております。南地区の区長さん、早期の光接続を求め、連名で要望書を提出されるとのことでございます。前日、中山議員の質問のとおりであります。企業は、今は光回線が来ていなければ進出しないと思います。やもすれば、撤退するかもしれません。

そこで質問ですけれども、昨年から1年たちましたが、現在の本市の光回線の接続状況は、どのようになっているのか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 熊本県内では、NTTとQ T N e t が主に光ブロードバンドサービスを提供いたしております。菊池市の場合、一般家庭へのブロードバンドサービスはNTTによりまして、平成14年12月から菊池局の電話番号24局、25局のエリアで行われております。平成20年3月末のADSLを含む全国のブロードバンド加入件数は2,875万件、世帯普及率で55.6%。熊本県は加入数27万9,000件で、世帯普及率39.1%となっております。また、平成20年5月末現在の菊池市におけるNTTのインターネットのフレッツサービス提供状況は、通信の速さで申し上げますと、非常に遅いフレッツISDNが185件、一定の通信には支障のないフレッツADSLが1,801件、瞬時に大量の情報が送れるフレッツ光が2,088件となっております。きのうも、中山議員さんからもご意見をいただきました。最近では、企業誘致を行うにも光ブロードバンドが使えるところでなければ、企業側の選択肢としての進出候補地にも入らないと言われております。企業誘致は、市が発展して伸びて行くためには大変重要な要素であり、企業をどれだけ誘致できるかにより、本市の発展も大きく左右されると思います。また、ご意見にもありましたように、若い人たちがアパートなどでの住宅を選ぶときにも、光ブロードバンドの利用ができる所を選んでいられると言われております。

市としましては、これからの企業誘致や若い人たちに定住してもらうためにも、光ブロードバンドの菊池市全域整備が必要なものと考え、総合計画にも盛り込んでいるところでございます。今後、できるだけ広い範囲内での地域の情報サービス実施に向けて、頑張っていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 大体の状況はわかりました。約半分の世帯に来ているということだと思います。去年と変わらない状況ということですね。

実は、私の隣部落の同級生がNTT西日本に勤めておられて、本人も光回線を強く求めておりました。私も一生懸命であります。NTT西日本に、調査お願いに友人の紹介で行ってまいりました。その中で、NTT西日本九州事業本部九州ブロードバンド推進室の室長の橋本さんが言っておられました。「菊池さんは非常に熱心で、石原部長さんをはじめ、木村課長さん、係長さん、3人でNTTを訪れられ、光回線接続について強く要望されました」ということでした。その後も何度も当社に要望をされ、熱意は強く伝わっているとのことでした。今では、県下すべての地域からの要望が出ているようでございます。接続待ちの中では、我が菊池市は上位にランクしているということでした。

また、当時おいでになられたときは、通信事業者NTTでの光ブロードでのサービスの提供は厳しい状況にあり、自治体様との連携により、サービスの環境整備を官民一体となって推進する必要がある、8億円から9億円の投資が必要だと回答していたとのことでした。しかし、室長がおっしゃるには、現在、熊本県は、県下の工場団地には最優先で接続するようにと指示がされているとのことでした。本市の泗水の工業団地には接続されておらず、県の構想に照らし合わせますと大変有利であります。また、全国の市町村に配分される臨時交付金3,500億円のうち、熊日の平成20年11月15日の記事に載っておりますけれども、熊本県が47市町村への交付額は推計で100億円程度になるようでございます。この臨時交付金を光ブロードバンド供給に使える可能性が大であり、この交付金を適用できれば、本市の持ち出しは——これは予想ですけども、4,000万円から5,000万円程度でできるのではないかという説明を聞きました。今までより、大きな可能性が出てきたなと思った次第であります。

どうか企画部におかれましては、残された大半の菊池市民が待っております。あなたたちの熱意と努力で優先順位が上位にランクされ、まして9億円くらいかかる負担が臨時交付金を利用すれば、4,000万円か5,000万円で済むかもしれない可能性が大にあるということでございます。可能性がある以上、ここは一つ市民のために命がけでNTTに足を運んでいただき、県にも要望していただき、光回線が七城南地区に、いや菊池全域になるべく早く接続できるように、尽力をしていただきたいと思います。決意のほどをお願いします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 坂井議員さんもNTTの橋本さんを一緒に連れて、要望と

いうことで、市のほうにもお見えいただきました。本当にお世話になりました。

私どもも再三、光ブロードバンドの整備についてはN T Tに訪問しながら、どうかお願いできないかというようなことで申し上げてきましたけれども、これまでの回答では泗水だけでも9億円かかると。それも企業さん向けということでございまして、莫大な費用を要するというこの回答しか得られませんでした。ところがつい最近になりまして、N T Tにも第2次緊急経済対策が実施された場合に、今ご紹介ありましたように、熊本県にもそれ相当の金額がくるであろうということを見越しておられまして、県や市の協力が得られれば一般家庭に光ブロードバンドを整備することができるというような、前向きな姿勢であることがわかりました。

市といたしましてはこの機会を生かし、各方面からの情報をいただきながら、市の財政負担ができるだけ少ない方法を探してまいりたいと思っております。ただこのためには、県にまいります交付金の100億円、になるのかどうかわかりませんが、これを巡っては建設部であるとか、経済部であるとか、そういったところの県の各部署が奪い合いになると思います。そういうことになりますので、私どもが県の企業誘致課のほうにお願いを再三、足を今、運んでおります。ぜひ手を挙げていただきたいと。商工観光部の赤星次長にも、先日お願いに行ってきたところでございます。ぜひ企業誘致のために、こういった無普及地に事業ができるように、県としても名乗りを上げていただきたいと要請を行っているところでございます。

七城地区を先にとおっしゃいましたけれども、今、私どもが思っているのは、団地で一番困っているのは泗水の工業団地でございます。全然来ておりません。他の工業団地は光回線がきておりますので、全市的に計画的にいく必要がございますので、段階を踏みながら全庁的な計画の中で、段階的にこの事業に取り組んでいけたらというふうに思っております。

決意表明になるかどうかわかりませんが、全力で取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 一緒に菊池全域よろしく申し上げます。執行部のご努力、執行部のご尽力にかかっていると思います。よろしく申し上げます。

続きまして、竜門ダムの交付金について質問いたします。竜門ダムの補助金と思っておりましたけれども、ダム関係に関しまして税金を交付しているとのこと。竜門ダムの交付税の金額とその使い道、そしてまた、税金の交付額の内訳を示し

てください。よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） ダム関連の交付金でございますが、これは国有財産等所在市町村交付金という名称でございますが、国・県等が所有しております、土地、建物、償却資産、いわゆる固定資産に対しまして、税法上課税できない仕組みとなっております。その関係から交付金がまいつているわけでございます。国・県の資産等であっても、所在市町村のさまざまな行政サービスを受けておられます。負担の公平性という観点から、固定資産税相当分を固定資産等所在市町村交付金として関係市町村に交付されているわけでございます。

交付金の実績といたしましては、平成16年度からでございますが、平成16年度が9,128万2,700円、平成17年度が8,894万1,900円、平成18年度が8,666万6,600円、平成19年度が8,445万5,000円交付されております。この交付金の算定は、土地・家屋・償却資産の固定資産税相当額となっており、平成19年度の交付額の内訳で見ますと、土地約5億5,000万円、家屋が1億3,000万円、償却資産が53億5,000万円、合計の60億3,000万円に標準税率であります1.4%をかけて算出した額でございます。財源の性格といたしましては、国・県等の補助金、つまり用途が特定の事業のみ充当可能な特定財源でありませんで、用途が特定されていない一般財源としての位置付けでありまして、市の行政経費のすべてに充当可能ということであります。なお、この交付金は固定資産税と同様に基準財政収入額として算定され、基準財政需要額から差し引かれた額が、交付税として交付されております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 総額が、今、示されました。また、一般会計に回っているとのことでした。

この竜門地区、実は私の妹が嫁いでおりまして、大変不自由しております。ダム建設によって道路の整備は進みました。しかし、長年住みなれた土地から立ち退き、そしてまた、その地域の方々が遊蛇口のほうへ移られましたので、残った地域は準限界集落になっていると思います。小学校などは児童が定員に足らずに、複式を避けるために合志市から児童を迎え入れたり、仕方なく複式学級授業もあるように伺っております。ダム立ち退きで商店も、まあ、中山君言うておられましたけれども、商店もなくなり買い物も不自由され、また路線バスも廃線となり

ました。残された地域は若者がどんどん減っていき、高齢化率もどんどん高くなっておりますし、その代償は小さくありません。

今の答弁で、正確にはわかりませんでしたけれども、税金の内訳は土地や家屋の固定資産税いくらで、ダム償却試算税が55億の1.4%ということでした。土地・家屋の固定資産税は、ダムができなくても市が徴収できる税金であります。これは仕方がないにしても、ダムができたおかげで取り残された地域、特に準限界集落の方々、また必死にその地域を守り、竜門小学校などを守ろうとしている住民、ダム建設のおかげで大変な思いをしている地域のためにも、ダム償却資産税は関係地域のために目的を持って、全部とは言いませんけれども、その地域のために使うべきだと思いますけれどもいかがですか。お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 竜門ダムに関連して、観光施設あるいは龍龍館を所管しております経済部のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。

ダム周辺の地域活性化につきましては、これまで各種イベントを行うことにより、本市の新たな観光施設として、地域の活性につながることから平成13年度に「斑蛇口湖活性化推進協議会」を発足し、市補助金でダムフェスタやわかさぎ釣り大会を開催してきております。また、平成16年度からは、ダム及び水源地域の豊かな自然、文化等を活かした地域の振興や観光の振興と、バランスの取れた流域の発展を図るため、「竜門ダム水源地域ビジョン推進実行委員会」を設置し、国交省と市の負担金により、竜門の森づくり、竜門文化学習会、水源地域の人の憩いの場づくり、龍龍館のイルミネーション、ダム魅力発見ウォークラリー大会、ダム湖面活用メニューの充実等を開催し、ビジョンに関するイベントの情報をパンフレットや、竜門ダムホームページ、市広報により発信してきたところでございます。

都市住民との交流による地域農林業の振興と就業機会の確保、豊かな自然環境と調和した魅力ある空間として、地域の核となる交流拠点を目的として、建設した菊池市交流センター龍龍館は、昨年、一時休館しておりましたが、指定管理者である、竜門ふるさと振興会が再編されましたので、指定管理料の見直しを行い、本年6月に再オープンしているところでございます。

これらの組織の構成団体にはすべて竜門区長会、竜門ふるさと振興会、あるいは竜門林業研究グループが参入され、地域住民と一体的な取り組みとなっております。大きな課題は、入り込み客が年々減少傾向にあること、特に本年の燃油高

騰による経済の低迷等によりまして、なお厳しいものとなっております。竜門ダムは地域に開かれたダムとして、また、市の観光施設として貴重な財産であります。また、竜門地域には素晴らしい地域文化等もありますので、これらを活かしながら、ダム周辺地域の活性化が図られるよう支援してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 金額はなかなかわかりませんでしたけれども、龍龍館がどれだけ地域のためになっているか、非常に疑問もございます。なるべく多くの支援をお願いしたいと思います。

時間もございませんけれども、今年10月、初めての菊池市大体育祭が開かれました。初めての開催で関係者は大変だったろうと思いますが、もっと早い時期からの準備、そして、もっと思い切った予算措置も必要だったかもしれません。とりわけ市民の方々が気付かれたのは、不便なグラウンドであるということ、駐車場が近くになく、そして何よりもトイレが高い階段の上にあるがために、特に高齢者には不満の声がありました。簡易的なトイレを設置してありましたから、どうにか良かったんですけども、他の大会には簡易トイレはなく、トイレの不備を強く感じました。体育協会会長の境議員の助言で、現在トイレ建設中であります。ありがたい話ではありますが、もう1ヵ所ほしいと思います。

我がソフトボール協会は、市の合併と同時に合併をいたしました。今までは、旧市町村別に大会をやっていました。合併して4年を迎えるにあたって、来年度は統一して大会を行いたいということで、主に菊池の多目的グラウンドで、年に6回程度、公式戦を予定してあります。合併したきょう、今日、すべての競技はメイングラウンドである、菊池の多目的グラウンドで行われるわけですから、規模も大きくなり、施設の充実が必要になると思います。また、ソフト協会は来年以降全国的な大会、全国小学校女子ソフトボール大会、それから九州大会、そしてまた、シニアの全国大会など、毎年菊池で開くように言っておられています。そうなれば、旅館組合にも多くの利益をもたらしてくれると私は思います。

そのような中で要望がございました。トイレを体育館のがけ下にもう1つ設けてほしい。そして、各コートネット裏に簡易的でもいいから記録、審判などの管理室を強く希望されておられます。それと、旭志の東側のグラウンドのネットを越えたボールが、もう皆さんご存じのとおり、ものすごいがけになっております。何十メートルも下に転げ落ちるとのこと。ここにボール受けのネットを望んでお

られます。全国大会は、おそらく菊池市のグラウンド、旭志のグラウンド、七城のグラウンド、泗水のグラウンドを使つての大会だと思います。この大会が成功しますよう、また、日常使っている市民のためにも、グラウンド施設の充実をお願いしたいと思います、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。菊池公園内の多目的グラウンドの利用につきましては、議員おっしゃるようにソフトボール、野球、陸上、グラウンドゴルフなどの各種競技や、幼稚園、保育園、小学校、中学校などによる遠足、各種大会などが幅広く利用をされております。

多目的グラウンドのトイレ設置状況につきましては、多目的グラウンド北側の階段上両側に2カ所、築地側から進入しました駐車場入り口を過ぎ、グラウンドの階段下に1カ所及びグラウンド用具倉庫内にあるトイレを含めまして、合計4カ所ございます。男性用トイレが小で9、大4、女性用トイレが8基、男女兼用が1基。ユニバーサルデザイン化したトイレが北側Aコート裏の、通称「蛍トイレ」と言われておりますドーム型のトイレ1基設置されており、菊池公園内利用者を想定した配置を行ってまいりました。トイレ利用につきましては、議員おっしゃるとおり、グラウンド利用者からは、階段や坂の上り下りがあり、不便であるのご指摘もあり、本年度、西側グラウンド用具倉庫の横にトイレ1カ所の設置工事を進めているところでございます。このトイレには、男性用トイレに小便器2基、大便器が1基、女性用トイレに洋式と和式2基、また、ユニバーサルデザイン化したトイレ1カ所1基の設置でございます。

議員ご提案のもう1カ所のトイレ及び管理棟の設置につきましては、現時点では計画をいたしておりませんが、ご提案として受けとめさせていただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 旭志の市営旭志グラウンドにつきましては、まちづくり交付金事業によりまして、再整備を行い、平成20年4月に完成をしたところです。

常設としまして、野球、またはソフトボールの2面使用をできるように整備されていますが、議員ご指摘の外周の防球ネットの高さが低いのではとご質問ですが、競技関係者との協議の結果、ファールボール等を考えた場合、バックネット付近は30mを高さ10mに、その他の外周は6mの高さがあれば十分だろうと

いう判断のもと、施工したところでは。

今後、野球、ソフトの各種大会の状況を見ながら、対応を考えていきたいと思
います。

○議長（北田 彰君） 教育長、時間がまいりましたので中止します。

以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。次の一般質問は12
月15日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午後3時11分

平成20年第4回菊池市市議会定例会

議事日程 第4号

平成20年12月15日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	枋原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君	
24番	北	田	彰	君	
25番	外	村	國	敏	君
26番	徳	永	隆	義	君
27番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君														
収	入	役	高	本	信	男	君													
総	務	部	長	緒	方	希	八	郎	君											
企	画	部	長	石	原	公	久	君												
市	民	部	長	村	山	隆	君													
経	済	部	長	後	藤	定	君													
建	設	部	長	岡	崎	俊	裕	君												
七	城	総	合	支	所	長	松	岡	敬	二	君									
旭	志	総	合	支	所	長	中	村	榮	光	君									
泗	水	総	合	支	所	長	上	林	正	章	君									
企	画	部	首	席	審	議	員	木	村	靖	弘	君								
財	政	課	長	川	上	憲	誠	君												
総	務	課	長	兼	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	山	田	浩	文	君
教	育	長	田	中	忠	彦	君													
教	育	次	長	山	口	正	司	君												
農	業	委	員	会	事	務	局	長	五	島	千	秋	君							
水	道	局	長	三	牧	茂	君													
監	査	委	員	会	事	務	局	長	大	塚	茂	幸	君							

事務局職員出席者

事	務	局	長	岩	木	精	四	郎	君
議	事	課	長	永	田	哲	士	君	
議	事	係	長	上	田	敏	雄	君	
主	任	主	事	荒	木	崇	之	君	

午前10時00分 開議



○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、山瀬義也君。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） おはようございます。きょうの1番バッターでございます。

張り切っていきたいと思います。

通告をしておきました順に質問をいたします。

まず1番に、庁舎問題について。現在の地方債の残高は、18年度末一般会計276億347万円。特別会計137億1,909万円。開発公社の借入金19億4,000万円。合計の432億6,256万円となっております。また、地方財政健全化による債務負担行為、菊池台地償還土地基盤など、25億7,000万円、九州産廃に12億600万円。その他指定管理者などの債務負担行為。平成20年度当初予算諸計上、債務負担の平成20年以降の支払い予定金額は、66億6,240万7,000円となっております。地方交付税等で返ってくるお金もそれには含まれております。これは返ってくるものもまたあります。合わせますと500億円になります。合併特例債が切れまず31年より交付税が15億円減になります。平成17年度決算における基金残高は54億円で、19年度決算における基金残高は55億円と変わりはありませんが、今から3、4年は景気が横ばいであろうと思われます。今のようなときに箱ものをつくるべきではないと思います。

合併どきの約束事項や確認事項でも、現在の経済の状況では見直しも中止も必要であります。また、市民の意見も幅広く聞くべきだと思います。経済、景気対策が最優先で、次が財政再建であります。税収が上がる対策、人口増につながる施策が求められます。新庁舎建設のための基金を、今農業をはじめとする市民の経済、景気対策に使う必要があると思います。国では次の衆議院選挙では自民党は大敗をするだろうと言われております。このような不透明なときだからこそ、市民、議会、市が一丸となって乗り切らなければなりません。

先日、まち育て塾の研修で福岡県の八女市に行ってきました。文化庁や県の補助事業で、古い土蔵造りの家がリフォームされておりました。昔の町並みが再現されておりました。八女市の役所の横の市民会館の改修工事が進められておりました。説明された大学の教授の話では、計画は建て替えだったが、教授の提言で改修に変わったと。使えるものは使ってやることで、45億円の計画が21億円になったと話されました。今から先は、使えるものは何でも生かして使う、それこそが今からの行政の課題と話もされました。新庁舎など建てる必要はない。今ある4庁舎を改修して、活用することがベストであり、市民の負担を最小限に抑えることだ。これこそが市民のためであると思われまます。菊池旭志の庁舎が建てて40年、七城・泗水が27年と思います。今の鉄筋コンクリートの建物は6～70年以上ももてると言われております。

このような不景気なときに、不況なときにこそ、熊本県知事のように前知事が答えを出しきれなかった、川辺川ダムの中止、また荒瀬ダムの撤去の中止で、存続を力強い指導力で決断をされました。山鹿市の市長さんも、法定協の約束事項の庁舎位置についても、現庁舎の周辺に変更されました。今本市に求められるのは、力強い指導力であります。また、市職員の提言でもあります。

質問をいたします。合併時の国、県、市の状況と、今の現状は経済的に大きく変わって先行きが不透明である。基金を取り崩し、予算を組み、運営をしている状態である。市民に財政面などを説明して、新庁舎建設について幅広く市民の考えを聞く住民投票をすべきと思いますが、市の考えはどうでございますでしょうか。

2の質問ですが、市長は来年度市長選挙に出馬されると聞いております。新庁舎については、現在凍結であります。先ほど述べたように、先行きが不透明な不況の中、財政の先行きが厳しい中、新庁舎建設を中止する考えはないのか、お答えをもらいたいと思います。

以上1回目です。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） おはようございます。財政面のお話がありましたので、まずそのことについてお答えいたします。

平成17年度決算におきます基金残高は、財政調整基金が約44億円、減債基金が約10億円、合計54億円でありました。この2つの基金につきましては、財政調整機能を有するものでございまして、予算編成時には歳入不足を補うために取り崩し、つまり基金繰入金として予算立てしているところでございます。しかし、利子等の積み立てや債権剰余金処分によります積み立てを行った結果、平

成19年度決算における基金残高は、財政調整金が約44億円、減債基金が約11億円、合計55億円となっており、ほぼ横ばいの状態で推移いたしております。この基金以外にも、用途がその目的に限定されました教育振興基金である打出基金が1億円、小川基金の9億円、また、企業誘致促進基金が3億円、庁舎建設基金が3億円など、特定目的基金が約18億円ございまして、その基金総額は約72億円となっております。横田議員さんのご質問にもお答えいたしました。国においても、来年度予算に向けた予算方針も流動的であり、景気後退で交付税の原資となる法人税収入などの落ち込みが交付税の削減へも影響することから、地方財政の財源不足が大幅に膨らむ見通しが強まっております。先行き不安定な財政状況でございます。

新庁舎建設の是非を問う住民投票を行う考えはないかということでございますが、このことにつきましては、9月議会において東議員の一般質問にも答弁いたしておりますとおり、住民投票は地域における重要問題、政策、事業に関して、住民の賛否を直接問うものであると認識いたしております。住民投票の実施については、場合によっては市民を二分し、市政に混乱を招くことが懸念されますので慎重に対応し、まちづくりや将来の市政にとっての重大な問題が生じた場合には、住民の方々から意見や要望など、十分お聞きしながら判断してまいりたいと考えております。

また財政状況を考慮する必要がありますけれども、新庁舎建設につきましては、これまで何度もお答えしておりますとおり、合併協議会で確認されたことございまして、合併協議会の確認事項を尊重しなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 山瀬議員のご質問でございますが、2007年夏ごろから始まりました、住宅を担保といたしますサブプライムローン問題は、2008年にはこのサブプライムローンを組み込んだ金融商品の信用を完全に失墜するにいたりまして、リーマンブラザーズの経営破綻、あるいはAIGの公的資金投入、さらには昨日今日のニュースを見ておりますときも、GMを始めとするビッグ3の自動車メーカー等に対します救援の審議など、アメリカ発の大変厳しい金融危機が世界中に広げることとなっております。世界各国では株価の下落、あるいはまたデジタル家電、自動車市場の縮小につながりまして、その影響は日本に及ぶこととなっております。その影響の結果、トヨタとかあるいはソニー、キヤノンとい

った世界的企業をはじめといたしまして、全国各地の企業は操業時間の短縮、あるいはまた派遣社員、期間工から正規職員に至りますまで、人員の削減を実施しなければならないほど、厳しい経営の環境下にあるということだと思います。

こういった連日の厳しい深刻な社会情勢を、報道を受け止めながら、当市におきましても経済対策を打ち出してきたところでございます。またさらに景気が後退するようなことになれば、その対応というものは緊急的速やかに、また検討していかなければならないとこのように考えております。

庁舎問題につきましては、合併協議会の確認事項の1つであるということは皆様方が既にご承知のとおりであります。合併後3年が経過した段階におきまして、3年を目途とする、着手するとされておりましたけれども、すなわち3年目を迎えました平成19年度におきます菊池市の、いわゆる財政状況、あるいはまた建設予定地とされておりますグリーンロード周辺。そういったことにつきまして目を向けてみますと、予定地はご案内の熊本県営の花房中部畑総事業ということになっております。山瀬議員も地権者としてのご理解ご協力いただいておりますが、この事業に対する事業の同意が必要な数値に至っていないということが、その19年の当時であったわけでありまして。短時間で行いまして、もろもろの複雑ないろいろな条件整備が整いますには、まだまだ数年かかるということで予測をされておきまして、用地が決まらなければ誰様の、人の用地でありますので、そこに何かをするということは到底できない話でございます。そういったことで、用地が決まらないこの間については凍結をしなければならない、すべきであるということでございます。それは繰り返しですが、計画を進めることができないということであるからであります。このような判断に立ちまして今日に至っているのが現状でございます。

また住民投票の考えはないかということでございますけれども、今、部長のほうからも答弁申し上げましたように、合併して一番大きな問題、一番また重要な課題というものは、市民が1つに心を合わせることはないかということに訴え続けて、この3年を過ごさせていただきました。その1つがやはり、今年初めて第1回を迎えました市民総合体育祭等がそういったことでありまして、いろんなものを事業を1つにまとめながら、また地域にある文化は文化として大切にしながら、市民が菊池市民になったという実感を味わっていただこうということで、合併当時において地域通貨が、また再発行を今回やりましたけれども、そういったものも地域の問題性として、あるいは地域住民が一体化するための、菊池だけというようなことで、通貨の発行をいたしました。今回も同じような思いで、緊急経済対策であるとともに、地域の連帯性というものをつくっていかうという

思いを強くしていたところであります。

そういった中で、この4年目を迎えておりますけれども、本当に融和と連携協定が進む中において住民投票という手段をとれば、また市民が真っ二つに割れるということを想像せざるを得ないものであります。しかしながら、その是非というものは正にこの民意によるところであろうと思います。合併そのものもその選択肢につきましては、市民の皆様方、それぞれの市町村民の住民の皆様方が、選択肢の中から1つとして合併を選択されたと思いますし、またその見直しを、もし何か新市建設計画などなど、庁舎を含めまして見直しをすれば、正にそこには民意がなければならないと思っております。その是非については地域審議会であったり、議会であったり、一般の市民の方々であったり、それぞれの皆様方の判断というものの時期がいつかになれば、いつの時期にか訪れることがあるのかもしれませんが、願わくばこのように穏便な形で進めていけばと思っておりますが、民意に従わない政治はない話でありまして、民意に従ってその必要性を判断していきたいとこのように考えております。

また、農業への基金を崩して使ったらどうかという話も、この基金の必要性等々についてもこれまでほかにも議会の中で質問があつておりましたけれども、これは正しく皆さん方のご承認をいただいて、庁舎建設の基金条例として据えてありますので、他に崩すというのにはまたそれなりの皆さん方がこの必要性をほかにもこんなにも必要性があると、それに回すことができない、お金がほかにもないとすればということでありまして、これはあくまでも建設の基金としてご承認をいただいてやらせていただいているところでございます。

また、現庁舎の耐用年数等についてこの必要性、そしてそれを何か使ったらどうかといったご意見についてはもっともだと思います。これは現在の4庁舎については耐震診断等についてぜひ早急に調べをしながら、今後何に使えるのか、何に使うのかといったことについて、調査をする必要性があるとこのように思っております。

ほかにも何かございましたでしょうか……。市長選に臨み云々ということがございましたけれども、私的なことでありまして、粛々としてこれまでの4年間の新市建設計画を進めてまいりましたし、またその中で、本当にそれぞれの皆さん方から見直しを求める声がたくさん出ております。それは財政の、今述べられましたように、歳入が縮減されているという中において、歳出については新市建設計画どおりにやりなさいといってもできない話でございます。そういったことも含めて新市建設計画を、どこを見直し、どこをまた進めていかなければならないのか。また、これまでになかった耐震化をはじめとする大きな予算が伴いますので、

そういったもので緊急性を、順位をつけるという意味におきまして、これまでの1つの計画というものを大幅に見直さざるを得ない、その見直しを私は自分の手でやらせていただきたいと、そういう思いで立候補の宣言をさせていただいたところでございます。

合併のときには、4つの自治体の皆さん方の熱い思いの背景にはそれぞれの住民の思いがあって合併に至っておりますから、強いリーダーシップをとということでございますが、4者の協議で決められた政策というものを忠実にこの4年間実行させていただき、そしてやはりこの新しい時代にマッチした政策というものを打ち出して行って、そこで新しいリーダーシップとして、また発揮させていただければなど、このように思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） 今、部長のほうから答弁ありましたが、税収の落ち込み、地方財源、財源不足額、また大幅に増えるだろうという見通しということでございます。先行きが不安定と、財政状況でありますと、この考えは同じですね。また9月の東議員への答弁でも、市を二分しちゃいかんと、混乱を招いちゃいかんという答えでございますから、これは変わってないということですね。また市長も今の住民投票については民意を大事に考えたいと。聞く必要あるなということでございました。

このことについて若干述べて、また質問しますが、公務員の皆さんの欠点は仕事をやっていけば給料はもらえると、年数が増えれば給料は上がると、市民の皆さんはどんなに仕事をやっても経済状況、また景気に左右され、年を越せるか越せないかわからない人がたくさんおられます。借金は増えるばかり、そのような中であるから、税金を含め滞納が増えるばかりであります。また人口減にもつながっています。そんな市民の願いの1つが、もう新庁舎などいらないということですよ。それよりも税金などを安くしてください、また経済、景気対策をやってください、七城、菊池、旭志、泗水、多くの市民の声が聞かれます。

合併のときの確認事項だから市民はどうなっても仕方がなか、としか思えないようなことでございます。今、国の各省の職員の多くは、自分たちさえよければ国民のことなどその次であると、本当に重い公務員病にかかっております。国民が今こんな目にあっているのは、そのせいだと私は確認をしております。本市の職員は、市民のことを理解してもらいたいと、職員のほうから新庁舎などいらないと。市民の声を、意見を、幅広く聞いて住民投票をしましょうと、そのことを

言うような、勇気のある職員はいないのですか。いないようならば再質問をしますけれども、市民を二分、市政を混乱させてはならないと答弁されましたが、その答弁こそが市民を、混乱を招く答弁であります。部長のお考えが変わらないなら、市長もこう今述べられました。混乱は避けなければならないと。住民投票については考えんといかんということでございますけれども、やっぱり民意が一番大事だという話もされました。やっぱり、これをこのままにしておけば住民が立ち上がることになるわけなんですよ。ですから、今のうちに幅広く住民の意見を聞いて、どうしましょうかねと、このことが一番だと思います。

今、市民はこの間の新聞に載っていましたでしょう。自殺がおそらく増えてくるだろうと。どぎゃんした対策をせんといかんだろうかと。そういう自治体もあるとですよ、相談窓口をつくっとるような所の。このことも考えてくださいよ。このことについて、市長、部長の考えが変わらないなら、市長が答えてください。

そうすると、市長のほうから庁舎建設については合併時の確認事項であるということでございます。ただし、用地の件、そのことが解決せんことには前には進まれないということでございます。そしてまた、4庁舎の耐震等も今から調査するということでございます。新市建設も見直さんといかんだろうということでございますから、その見直しが新庁舎もいるのかということですよ。このことも含めて答えをもらいたいと思います。

新庁舎について、部長の答えは今までの各議員の答弁と少しも変わりはありません。市民の生活、苦勞、願いが理解されていないとしか思えないわけなんですよ。本当にこう、部長は公務員病にはかかっとなんと思うけんですよ、目を覚まして、市民の目線に立って、ものごとを判断され、市民の皆さんが負の遺産を背負って夕張のようにならないように、菊池市丸は、沈没させてはならない責任があるわけなんですよ。部長の考え変わらんならば、市長のほうからこのことについてもお答えを願いたいと思います。

先日の横田議員の答弁の中に市長のほうから、今後進むか進まんかは、今後の状況を踏まえて判断をしたいということございました。見直しも必要であると。また、重要性、必要性に踏まえて考えていきたいということございましたから、市長あなたは、本当にこの次の答弁は大事な答弁なんですよ。ですから、私の心の中には、中止しようと思うとるということを書いてくださいよ、ですね。そらあ、議長も約束事ばってんがこれは見直さんといかんだろうという顔で見られます。

ですから、再度質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 職員は公務員病にかかっちゃいけないかというようなご意見もいただきました。私ども、行政の立場といたしましては、合併法定協議会の折に、庁舎の位置の問題につきましては、それぞれの旧市町村が持ち帰り、住民の説明会を数回開催され、それを受けてそれぞれの議会で決定がなされ、そしてその決定を持ち寄って、法定協議会の合併協議会の場において、それぞれの学識経験、団体の長、その方々が全会一致でこの位置については決定された事項でございます。私たち職員といたしましては、そういった議会や、合併協議会の決定事項については、全会一致でなされておりますし、それを遵守していくというのが職員、公務員の立場だと理解をいたしております。

公務員病と言われるかもしれませんが、この庁舎問題については賛否両論ございますので、今の時点では合併協議会を尊重してまいります。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 部長のほうは公務員病であれば、私のほうは特別公務員病にかかってきつつあるのかもしれませんが、民間人の長い飯を食ってきたものとして、なるべく公務員の形にはまらないようにと思いつつも、ついやはり、そういった形にはまらなければいけないと。それはやはり議会という大変重い議決機関において議決されたことを尊重していかなければならないと。

先日の一般質問でも、報酬を私が下げるという提案については、横田議員の方が大変頑張って4市町村をやっているんだから下げる必要はないと言って反対をされました。そして昨日の質問では、今度は、退職金はもらわんように提案せいと言って、車は急に止まりませんという言葉がよくありますけれども、やはり思えば、山瀬議員をはじめとする皆さん方のほうから、この庁舎の建設というのは、非常に今もとくとく述べられましたように、財政が厳しいということが1点、大きな問題として、そしてこれについてはやはり、凍結をすべきじゃないかという皆さん方の陳情といいましょうか、要望書というものが提出をされたのがご記憶のとおりであります。過半数を大きく上回る方々がそういった強い要望をされまして、まさしくその要望と、背景には今述べられましたように夕張の問題をはじめとして、護送船団方式であった日本の国と地方自治体との関係、そういったものが破綻という形になって現実に現れてきているという、そういう状況下の中にあつて、今果たして箱物の必要性があるのかということ、今述べられたとおり、その当時もおっしゃっておりました。

それを、諸条件というものを背景にしながら凍結に至っているということでありまして、先にも繰り返しますけれども、まさしく民意が果たしてどう動いていくのかということによって、合併協議という4人の中で、あるいは4人の背景に多くの議会の皆様方、持ち帰って決議をされたと部長が言いましたけども、その決議をされた重さというものをいとも簡単に破るわけにはいかないと。それにはやっぱり民意によってそれを覆すような何かが出てくれば、これはまた民意によってそれを判断していかなければならないというふうに思います。そのことが、今この合併の協議として整っていることについて忠実に守らなければならないというのが行政病といえれば行政病なのかもしれませんが、この行政病が破られて、合併した当時の申し合わせというものが、協議事項というのがすべて一首長が、自分が直接選挙に選ばれたものであるからということ、まさしく大統領権限のようにいろんなものを変えてしまうというようなことでは、これは合併協議が結果的には成り立たないということになってくるのではないかなと思いますときに、非常に優柔不断で指導力がないかのように思われますけども、現状としては4者の思いというものを誠実に実行していかなければならないという立場に、慎重な言葉遣いをしているということをございますので、民意に従って行動するということを申し上げたいと思います。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） 再質問いたします。

今、企画部長がこう、大変強い口調で、絶対曲げないというような答弁のようでございます。これは職員として、行政の事務事業をやっておる以上は仕方がないと思いますけれども、やっぱり、市長の答弁も一緒ですよ。見てください。蒲島知事は、熊本県議会で決めたこと、そのことでも次の知事が変わったときは、変えられるわけなんですね。法定協も一緒なんですね。各種団体の長がみんなそろって、議会も承認したと。でも状況が変わったら、後のことは知ったことじゃないって決まったことだけ突っ走ろうとできますか。できんわけでしょう。そぎゃん簡単な問題じゃないでしょうが。

旧菊池市は、この法定協までの協議の項目ですね、新庁舎問題についても一緒。……。ただ、合併を崩してはだめだと。ですから、それには賛同しようという形決まりました。これは事実なんですよ。ただ、法定協で、うちの議長が行って、これは合併を崩しちゃいかんから、なら菊池もこれは賛同しましょうということで、涙を流して一応口をつむったわけなんですよ。このことが事実なんです。ですから……。

〔「そりゃいかん」「一般質問の前の質問だろうが」と呼ぶ者あり〕

○18番（山瀬義也君） だまっとかんな、ちょっと。ちょっと、わしが権限でしようが、あなたたちはだまっとかんですか。議長、ちょっととめてくれんですか。ちょっと、流れの話ばしよるでしようが。

だから、市民の皆さん方も、議員さんたちとか一部でそういうことを決めるならば、この庁舎問題については前に何遍となく出たでしょう。住民の皆さん方から、再度考え直してくださいって。建てるでないで、建てる必要いらんでないですかというのが、菊池市の皆さん方の考えなんです。ですから、あえて市長、もう部長たちに言っても変わりませんから、市長、本当にあなたの立場も大変苦しい立場ですよ。でも、本当に考えて、再度皆さん方に財政状況、今の経済の状況から踏まえて今後の見通し踏まえて、再度どうしますかぐらいの民意はとる必要はないんですかね。私たちの議会も、議会が決めたのは100%賛同だと突っ走るところでないわけなんですよ。ですから、やっぱり、今からの今後の、新菊池市を本当にスムーズにいくためには、皆さん方が本当の意見を聞いて「よかよか、庁舎を建てよう」と。「負担はするぞ」ということがあればオッケーですよ。本当に今、菊池市民、それぞれにこれが、今、七城の議員、泗水の議員さんたちもいろいろ言っておられます。でも、実情は違うわけなんですよ。市民の声は「もういらんですよ」と。「ただ上のほうが一部でしょうが、言いよつとは」と、こういうことなんですよ。ですから、私たちが再度考えてくださいというとはこのことですよ。

全体的に踏まえて、市長再度、来年は、市長は出馬されるわけですから、今は言えない、でも私は、もし来年出るときは、マニフェストにははっきり中止と書きますよと、それぐらいの答弁をやってください。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） もう何か、非常に決断力のない市長みたいな感じを述べられておりまして、心が痛む思いです。

蒲島知事さんの勇気ある決断に敬意を表しているところではありますが、比較してみると、逃げではありませんが、蒲島知事さんは県民ではなかったということですね。あるいはまた、合併協議会の委員ではなかったわけですね。ですから、ダムの建設のときも、あるいは反対、解体をする、撤去するというときにも自らの決断をされた一員には何も入っておられなかった。我々は議員さんのほとんどの方々がこの合併協議に入っておられると。私も4人の首長の1人として入っていたということでもあります。自らが決めたことを朝令暮改とするには、それは容

易なことではないと思います。それは、自らの判断で自らが変わることは、議員さん方がお変わりになっても、それはそれなりのことが何かあるのかもしれませんが。ただし私のほうからすれば、私のほうが変わるということは、背景にこの決議をしたときの思いというものを、住民の方々はみんな持つておられると。それを、さっき申し上げますように、それを決定したのはやはりみんなで決定したことであるけれども、そういう民意がそういうふうに通っていくということがおっしゃるとおりにあるとすれば、それはそのことを受け止めて判断しなければならないと。今、あえて3年先か4年先かわかりませんが、今から数年先に庁舎を建設するというのが、まさに政治の具になされているような、マニフェストに書くか書かないかといったものではないんじゃないのかなと思います。

庁舎だけがすべての政治ではありません。庁舎は大きな大きなプロジェクトでありまして、新市建設の中のメインであります。ですからそれを、計画を変えようということになれば、まさしく言われるような、住民の皆様方の民意がどこにあるかというものが、ふつふつとして民間の中から、市民の中から出てこなければならない。今たくさん陳情書が出されておりますが、もう数年経っております。それは静かに今凍結をしなければ、前に進むのには進めない現実があると。それはもう数年先のことであるということで、もの静かに行方を見守っていられるんじゃないかなとは思っています。

そういったところに、あえて住民投票ということ投げかける必要性は、今のところ感じません。ただ、逆な立場で、市民の立場にすれば今これを問わなければならないというものがあるとすれば、それは謙虚に受け止めたいと思います。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） それでは、2番の質問に移ります。環境問題について。

平成18年の6月23日、産廃の早期解決に対する会社の解決条件を、市に対して要求。18年の8月11日、最終処分場の操業期間を4年間短縮することで合意したと。19年の2月19日、産廃問題の早期解決に伴う市及び県に対する条件について11項目の提示がされた。19年の3月6日、13の実施項目を、市と会社が密約をすると。19年3月28日、本会議で、債務負担行為補正12億669万1,000円を認める。19年3月28日、環境保全協定書の一部変更協定書の締結がなされる。20年の3月28日、実施項目の13のうち、できない項目の理由を会社に回答する。10月20日、3者協議。11月7日が2者協議。11月11日、九州産廃が水迫地区区長を対象に説明会を開催する、解決の条件の一部を市が守っていないと説明。約束を守らないなら一部変更協定を破棄

すると発言あり。11月21日、月例会の全員協議会に初めて密約の条件が説明された。議会は不満の声が爆発。議会軽視、市民軽視も甚だしい。19年3月28日の本会議で債務負担行為補正12億669万1,000円を認めさせ、条件の密約は、19年3月6日に市長と九州産廃で13の条件実施項目といった調印が行われた。市長と一部の人しか知らない、議会に報告も相談もせず調印をする行為。これが許されるはずがない。早期解決をするためには手段を選ばないのか。拡張予定地であった田崎牧場。あの地は農地であった。今まで産廃問題の、市民が最後の砦として農地を守ってきた。また2本ある市道を守ってきた。密約の条件の中で、農振除外を早急にすることとある。そのことに市の幹部が、農業振興協議会開会前に、協議会会長の家に時間がないので早く農振除外をしてくださいとお願いをしている、そのような話も聞いている。疑問には思っていましたが、密約があったからこんなことになったんです。今、これが明らかになった。

環境保全協定書の一部回答書の中に、第2項中、最終処分場を安定型処分場というこの意味ですね、これは質問ですが。平成27年の3月31日まで残務に必要な期間とするとなつとるですね、4年間短縮というなら、26年の3月31日なんですね。なぜなのかと。また産廃問題の早期解決に伴う県に対する条件、県の回答はどうなっているのか。

産廃問題の早期解決に伴う市に対する条件、また回答について、この9ですね。新リサイクルセンター管理委託について。リサイクルセンターの建設計画は、当初12億円から13億円の計画であった。その後ストックヤード計画に変更され、3億円になったと。このことも産廃との約束で変更したのか。クリーンセンター撤去の……撤去は補助金を受けとるですね。変更しても補助金の返納はないのか、ストックヤードでもいいのか。

項の10、泗水地区のごみ処理計画の位置付けについて。菊池環境保全組合との関係はどうなるのか。議会には、南部等の市・町とごみ処理、リサイクルは一緒にやっていきたいと聞いて説明を受けている。今後はどのような形で考えて進んでいくのか。10の項目。22年より3年かけて実施するとあるが、量がどれぐらいで何億円かかるのか。陣内の埋立地のこと。

12の項目。RDFについては、30年以降は菊池環境保全組合に参加すると議会には説明があつておる。どのように解決していくのか。

13の項目。アの協力金要綱の一部に、リサイクルを除くとあるがなぜなのか。イ. 市道の払い下げについて、建設常任委員会には説明があつたのか。議会に説明があつたのか。拡張予定地には市道が2本通っていた、これが農振除外と市道2本が拡張の防止の砦だったんですよ。環境保全協定の一部変更協定書は破棄さ

れた場合、農振除外を認め、拡張も認め、市道も払い下げ。市長はこないだの全協の中でも3月いっぱい期限ですからと言われた。もしも破棄された場合はどんな責任をとるんですか。

一括してやります、もう時間がなかけんですね。

そして、2者協議。3者協議。協議中の話で、誠意をもって努めます、信じてくださいと、このようなことを言っておる。3月28日にそのことを言って、調印をやっているわけなんですね。4年間短縮する条件で、代替業務として補償の12億669万1,000円、代替業務の金額は1年間でどれぐらいの金額になるわけですか。泗水地区のごみ処理の委託の件でも、市長と社長で調印がしてある。菊池環境保全組合との関係は、また会社に対する回答の決着はどうするのか。

また、先日の東議員の質問に対する、議会に知らせないように指示したのではないのかということについては、内部的なことで話はしなかったと、文書事務委託業務を確定するのではなく、議会に知らせる必要がないなどの庁内協議は論議自体がなかったと釈明してあります。環境保全協定の一部変更協定書の解決条件について九州産廃の社長は4者協議や議会に、市民に説明をするよう何遍となく協議の中で言っている、市に強く要望したとなっておる。なぜ、説明をしなかったのか。解決条件を金庫に入れておいてくださいと、市がお願いしたのではないですか、そういうことを。そういうことを聞いておりますよ。地方自治法にでも問題があったんですか。なぜ、そこまでにして秘密にしたかったんですか。4年短縮は、市から提言の条件ですよ。市から提言してある条件についても、もしも市からこういう条件でどうですかって言ったんじゃないでしょうね。

市民、区長会、議会に対し、4年間短縮の前に、なぜ業者と条件をつめる前に相談がなかったのか。市民や議会、信頼はしとらんやったつかと。環境保全協定の一部変更協定書の調印は、九州産廃社長と、菊池市長福村三男で締結がなされて、破棄された場合はどうなるんですか。

市長は前回も、議会に、市民に相談もなく、13年度の初当選のときに一般廃棄物の許可を会社にしていますね。そのときも議会は、白紙撤回を満場一致で決議した。こういうこともあるわけなんですよ。2回目ですよ、こういうことはですね。そして、今からあるであろう菊池郡の合併、一本化。これに対して南のほうは、「おい、菊池は何ていうことばすつか」で。「もうかてんぞ」という話になるです、なんでんかんでん。こぎゃんとこの信頼関係はどぎゃんくなっていくとですか。

1つ前にも、クリーンセンターがありましたね、今村に。このときもそうなんですよ。これはうちの市長じゃないです、前、そのずっと前。そのときにクリー

ンセンターからRDFに変わろうとした。そのときに地元について説明するときに、「いえ、15年でここから出ていきますという約束があります」と、今区と市長さんが密約しとった、これは旭志の議員さん、首長さん、七城の首長さん、議員さん、恐らく菊池も誰も知らんやったこと。こういうことがあって、今村にある土地をわざわざあそこに建てずに旭志に行ったわけですね。こういう例があるわけなんです、今までも。二度とこういうことはあっちゃならないこと。

総括して、本当にこのたびのことで、もしも誰かが辞めるとか何とかなれば、職員の皆さん方が、今から責任をもって仕事をしますか、市民のために。もう危ない仕事はせんばいと。こっちの責任を振られるとだつてあるんですよ。今までも何遍となくそういうことが、行政と市長あたりは知らんでも、北中の問題のときもそういうことがありました。設計変更について何回となく。そして辞めた職員は、体の調子の悪かったけんでしょう、1人辞めておる。この間は大型養鶏場、市営牧場跡、これについてもそうでしょう。認定を許可した、そのときの課長も体調不良かなんか知らんばつてん辞めておる。こういう例が、あるとですよ。ですからこの次の問題は真剣に考えてやってもらわんと。市民からも、行政も議会も不信感をもたれとるですよ。「おい、菊池市議会はなんかい」と。「チェック機能ゼロではないか。協定書の中身は見たじゃろうもん」と、こういう話です。ですから真剣に、本当に、あることはみんな出してください。そして本当の話をしてください。

以上をもって、答弁をお願いします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） まず、一部変更協定書において最終処分場から安定型最終処分場への変更につきましては、当初拡張計画であった管理型最終処分場について協議を進め、協定を締結することとしていましたが、期間短縮の平成26年度までの間に、新たな安定型最終処分場の建設計画が浮上した場合も、管理型最終処分場と同じように平成26年度で終了することを規定するために変更したものです。

また、4年間の期間短縮により、平成26年11月17日をもって最終処分場の埋立は終了しますが、平成27年3月31日までの約4ヵ月半は、残務期間として九州産廃株式会社の間処理等で発生した廃棄物については、埋立処理ができることになっております。

次に産廃問題の早期解決に伴う条件についてですが、九州産廃株式会社から、県に対する解決条件につきましては、県より文書で会社へ回答されておりますが、

市ではその内容を確認してはおりません。また、新リサイクルセンター建設計画につきましては、循環型社会形成推進交付金事業で進めており、本年度は旧クリーンセンターの解体工事を実施しました。本事業の交付金として、解体後の跡地利用については、廃棄物処理施設の建設が必要ではございますが、交付金の返納等も考えられますので、再三、九州地方環境事務所と協議しました結果、規模の大小は規定されておらず、規模縮小したストックヤード建設計画も交付金の対象になることを確認しました。なお、建設時期については解体後5年以内に着工すればよいために、菊池環境保全組合と十分協議を行いながら進めてまいります。

また、泗水地区の可燃ごみにつきましては、当時菊池環境保全組合の東部清掃工場の老朽化が進み、新清掃工場建設までの期間を考慮し、延命化を図るべきとの協議がなされ、構成市・町単位でごみの減量化を図るべきであるとなっております。このことにつきましては、管理者会議や組合、議会で説明がなされているところでございます。

○18番（山瀬義也君） ちょっと議長、よかですか。部長、あとは……。

○議長（北田 彰君） ちょっと山瀬君、答弁中でありますから。

○18番（山瀬義也君） 回答、含んでやってください。

○議長（北田 彰君） 簡潔にやってください。

○18番（山瀬義也君） 時間がありませんので。

○市民部長（村山 隆君） 取り組みの中で可燃ごみを保全組合以外で処理することになりますと、エコヴィレッジ旭での処理が考えられますが、建設時の地元への説明の中で、処理計画地域以外のごみを搬入しないこととしているために、エコヴィレッジ旭では処理できないことから、民間の処理施設で処理することを検討したところでございます。また、陣内処分場の掘り起こしにつきましては、埋設量や処理費用の積算はできていません。また、現時点での掘り起こしは考えていませんけれども、仮にもし実施することになれば当然、埋設量の調査を行い、処理費用の積算を行いたいと考えています。

また市道の払い下げにつきましては、管理型最終処分場の拡張計画地域に市名義の道路が2本ありまして、平成19年3月28日に払い下げをしております。この道路につきましては、認定された市道ではなく、市名義の公衆用道路であるために市道の廃止手続等は行っておりません。

また、九州産廃株式会社からの一部変更協定書の破棄との発言につきましては、会社からの一方的な発言でありまして、市は破棄を認めるわけにはまいりません。破棄の発言を撤回していただきますよう、協議をこちらで練りながら、協定書のほうを遵守してもらおうように努めてまいりたいと思っております。

以上お答えします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 数多くにわたりましての質問がございましたが、まず、泗水地区の可燃ごみにつきましては、先ほど市民部長が答弁いたしましたように、東部清掃工場の処理能力というのが先が見えてきたということで、延命化を図るために4市町村がごみの減量化を図ろうということでございました。

しかしながら、なかなか遅々として減量化が進まず、西地区においては人口が増えているという状況下にあったわけでありまして、その過程におきまして、ごみを何とか菊池市はRDFも立派なものできて処理能力もあるということで、RDFのほうで処理をできないかといった話がありました。そして菊池のごみを抜いていただければ延命化が図られるというのが、要請がありまして、そのことをRDFにそれではしてみるかという話であったんですが、今説明がありましたように、地元の協定が30年ということになっていて、他地区については持ち込まないということが前提になっているということもあって、それではどうするかという中で民間の産業廃棄物処分場のほうに持ち込むことも選択肢の1つではないのかなといったものが内部的に検討されたということでありまして、そのことが1つでございます。

民間処理について、約束だ、条件だと言われておりますけれども、努力目標といたしまして、書いた背景はそういったものがありまして、それが、ごみの減量化が、昨今は少々少なくなってきておるということでありまして、それではこの延命化は図られるということで、民間に処分を委託するということは薄れてきたということが現実であります。ごみ処理につきましては、菊池市全域がご案内のとおり菊池環境保全組合に加入して広域での処理をお願いするということでありますので、組合の管理者会や議会などで内容を報告させていただいて、本市の実情をご理解いただきたいと、このように思っております。

また、協定書の破棄について責任という言葉が使われましたが、一部変更協定書を破棄しないことが市民への責任ということだろうと思って考えております。そのためにも市民やまたこの議会の皆様方に対しまして、ぜひひとつ、ご理解とご協力をいただきながら、引き続き九州産廃株式会社と協議を重ねて、協定書を遵守していくべく解決していきたいとこのように思っております。

それから、解決条件についての説明を事前にしなかったことにつきましては、繰り返しになりますが、過日東議員のほうにもお答え申し上げましたけれども、知らせる必要がないと判断したのはという、その当時の質問でございましたが、

決して説明を故意にしなかったと、避けていくということを実内部的にこれはしないよという協議、合議をしたわけでもなんでもありません。事務の1つの流れの中において説明をしていなかったということが真実でございます。また、農振の、除外につきましては、これは市のほうが、これまで産廃の反対という市民の大きな声を背景にして、我々ができる法的な中における規制というものは何なのかと。産業廃棄物処理法と廃掃法と国土開発法、それから農振法、そういったものであろうということの中で、農振については農振協議会という独立した審議会がありますので、そちらのほうに農振のほうの除外が適当であるかどうかは諮問してまいりました。

大変厳しい判断をされながらも、現況というものを把握されて、そしてこれはもうやむを得ないだろうという状況でありました。そのことによって……。

○議長（北田 彰君） 市長、時間になりましたので発言を中止します。

○市長（福村三男君） 農振除外が……されたということでございまして、どうぞ、ひとつよろしくご理解をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

—————○—————
休憩 午前11時00分
開議 午後11時10分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、お尋ねをいたします。

まず、花房台地の整備についてをお尋ねをします。11月6日付で中部2期地区の事業決定がなされたそうでございます。まずは、推進協議会の委員や担当職員諸氏のご努力に敬意を表します。その上でお尋ねを申し上げます。

事業決定はなされましたけれども、今後の大まかなスケジュールはどうなりますか。推進委員会や文化財調査についてお尋ねをいたします。

2つ目、387号から325号までの3.3km沿線整備による排水路のうち、現在工事中の325号側の地区外排水計画に問題はありますかお尋ねをいたします。

3つ目、住吉赤星線の改修が併せて計画されていましたが、どうなっていますかお尋ねをします。

387号側の花房地区と言われるこの地区の世帯数、人口は現在どうなっておりますか

ますか、お尋ねをいたします。また、非農用地と387号の間、グリーンロード南側の基盤整備地区と387号の間の通称白地と言われておりますけれども、この地区の開発について市はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。また、現場を見てみますと沿線南側の整備地区の排水が地区住宅の排水溝へ流入するような計画となっておりますけれども、その計画は万全であるかどうか、以上1回目のお尋ねといたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。県営花房中部2期地区土地改良事業につきましては、土地改良法第86条第1項の規定によりまして、県知事から本年11月6日付で適意決定の指令をいただき、適当であるとの通知を受けたところでございます。現在、未同意者の方々と境界立会を実施している状況でございます。年度内に換地委員会の設立を行い、その後地区改測量、事前換地、文化財調査等を経て面工事に入ることとなります。また、事業参加の推進につきましては、今後も地元推進協議会と連携しながら努力してまいりたいと思います。花房中部地区の地区外排水路計画につきましては、地元区長、地元関係者に対し、説明会を開催し、計画の承認を受け工事に着工しており、現在のところ問題はないと思われませんが、その後地元集落飛熊区、上古閑地区でございますが、その方々が不安視されているとすれば、県・市地元との十分なる話し合いをしながら事業を推進したいと思っております。

それから、県営花房中部2期地区の地区外排水路の計画につきましては、平成19年6月に花房台の地元説明会を開催し、ご理解をいただいているところでございます。事業を実施する際に改めて関係者の方々に説明を行い、事業がスムーズに行われるよう、地元と連携しながら進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。ご答弁を申し上げます。

国道の387号線から国道325号線までの3.3kmの沿線整備による排水路及び住吉赤星線の整備についてお答えを申し上げます。

市道花房森北線道路改良事業の路面排水処理については、南側は既存の末端排水処理ができています箇所に排水をし、北側は歩道及び道路側溝を計画しており、縦断的に国道325号方面へは合志川へ、国道387号方面は菊池川へ接続する排水溝へ流すように計画をいたしております。

次に住吉赤星線の整備計画につきましては、平成22年度以降着手を目処に計画を行っているところでございます。県営の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の中で創設換地としまして用地取得を予定しているところでございます。

次にインフラ整備でございますけれども、上水道を含めたところでお答え申し上げたいと思います。上下水道の整備としましては、上水道については議員ご指摘の地区を含めた花房台地区を給水区域として、平成15年3月25日許可を得て平成17年4月1日より給水を行っております。下水道につきましては、旧泗水町が農業集落排水事業で整備をしております富の原東処理区の隣接地域となります。今後、処理区の隣接区域につきましては、処理場の統廃合も含め下水道計画を進めてまいります。また、花房台地の生活雨水排水整備につきましては、平成14年度に基本計画を作成し、できるところから整備を進めてまいりました。花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の決定に伴いまして、平成21年度に排水整備計画の見直しを行い、順次整備してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 花房台区の人口構成とそれから今後の計画についてお答えをさせていただきます。

11月30日現在、花房地区の花房台区の世帯数は161世帯、人口467名となっております。なお、この中には泗水町の富の原地区は入っておりません。

次に、非農用地と国道387号の間、それから基盤整備地区と国道387号の間の地域は、これまでも農振除外地域、いわゆる白地地域として開発が促進されてきた地域でもあります。現在も商業及び住宅地域としての開発が進んでおりまして、今後もその開発が進んでいくものと思われまますので、定住促進を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 住吉赤星線についてお答えがありましたけれども、総合計画あるいは実施計画書等を見ますと、計画には予算がつくわけではございますけれども、だんだんその金額が小さくなっておるといいますか、先細りという感じもしますが、ちゃんと行われるのでしょうか、2回目の質問といたします。

また、インフラ整備のほうでは、お答えのように、この地区は現況でも菊池新市の中では活力を感じる地域の一つであると考えます。その活力にはずみをつける

ためにも、定住促進の地域として市としても手を尽くすべきと考え、お尋ねをいたします。

1つ、インフラ整備を図るためにも、都市計画区域への編入といいますか、指定が必要と言われておりますけれども、そのスケジュールなり手順はいかがですか、お尋ねをします。

2つ目、総合計画では都市計画マスタープランの策定目標が平成20年でした。23年まで延びる理由はございますか、お尋ねをします。

3番目、定住促進ゾーンというようなことで、新庁舎計画の中には10から12兆円、300世帯、1,000人構想というのが挙がっておりました。どうなっていますか、お尋ねをします。

今、お尋ねしました1、2、3は新庁舎あってのもので、凍結中は動かないものですが、お尋ねをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答え申し上げます。

住吉赤星線道路整備につきましては、先ほども述べましたように、平成22年度以降着手を目処に、新市建設計画に基づき進めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画の見直しですけれども、都市計画区域の見直しにつきましては、県の決定事項となっておりますので、平成19年度から庁内に検討委員会と作業部会を設置し、議論を重ねており、21年度中に県の決定を受けられるよう作業を進めているところでございます。また、都市計画マスタープランも同会の中で協議を進めておまして、予定どおりに取りまとめを行っているところでございます。以上、1、2点とも凍結とは関係なく進めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 定住促進ゾーン10から12ha、300世帯の構想は、菊池市新庁舎基本構想・基本計画案の中で示されているものでございます。また、新市建設計画においては、合志川と国道387号の交わる付近から花房台地区にかけては、交流・文化・にぎわいゾーンの位置づけにより、市民が交流する魅力ある商業地の形成をイメージいたしております。

このようなことから、今、建設部から答弁がありましたように、全市的な取り組みとして今後の計画の中で検討してまいります。新庁舎問題の一時凍結中のため

進めないのではなく、当然検討しなければならない事柄と受け止めておりまして、全市的な計画として各部の計画に沿って事業を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 各部の計画に沿って事業を進めたいというような部長の答弁でございましたが、実は花房交差点からグリーンロード東へ150mほど行きました、ちょっと南向きの路地に入りますと大きな記念碑がございます。花房台地開田の碑という寺本広作県知事の碑文がありまして、元市長の木下堅さんの文章が刻んでございます。昭和33年、234戸、100町歩の県営事業の計画があり、「昭和42年5月通水、10月に豊穰の穂波を見る」というふうに書いてございます。総工費1億4,000万円。今から42年ほど前のことでございます。この記念碑の地帯が農地の転用が進みまして、個別ばらばらといいますか、開発がなされております。先ほどお話ししたのはこの地区のことでございます。

つきましては、現場を見てみますと、将来都市化するにしても早めに市の規制なり誘導がなされませんと、非常に大変なことになりはしないかというような心配をするものであります。

石原部長、簡単にお答えになったような気がいたしますので、当事者意識を強く持たれてもう一度答弁をお願いしたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 先ほど建設部長のほうからも答弁がございましたけれども、現場のほうは私も何回も行ったことございます。排水路もございませんし、合併浄化槽を設置しようにも排水先がないということで、個人で地下浸透のようなことをされている方もおられます。雨水もどっちに流れるのか、流れ先がないというような問題もございますし、建設部のほうでもそこらあたりについては計画的に今進められております。今後、都市計画が、マスタープランが策定されますので、それと同時に合わせてそちらの開発について検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 次に、環境衛生対策についてお尋ねをいたします。

先日は東議員、そして先ほどは山瀬議員の質問がございました。重複もあるかとは思いますが、お許しを願ってお尋ねをいたします。

まず、リサイクルセンターは保全組合の意向を聞いて計画を縮小し、ストックヤード的なものとしたということに説明がありましたけれども、そういうことでしょうか、お尋ねをいたします。

2つ目、最終処分場は既存施設の周辺部に新市全域を対象としたものを建設するという、20年版の実施計画書には記載されてございます。このことはどういうことでしょうか、お尋ねをいたします。

九州産廃への回答の中で、最終処分場の埋立分の掘り起こしのための環境調査をやるとありますが、このことは市としてどういうふうにご検討されていることでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、市の一般廃棄物処理に関する施設あるいは団体及び契約や協定、申し合わせ等の整合性について市はどのように考えておられますか、1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 本市のリサイクルセンターは、合併協議会の中で策定しました新市建設計画に掲載していますとおり、リサイクル推進や埋立ごみの減量化を目指すとともに、旧市町村でごみ処理体系が違っていたものを統一化する計画で、新市において建設することとしておりました。

一方、本市の泗水町、合志市、大津町及び菊陽町の2市2町で構成する環境保全組合では、焼却施設である東部清掃工場の老朽化によりまして、新たな清掃工場の建設が計画をなされております。本市としましては、国が進めておりますごみ処理の広域化計画の推進に基づきましてごみ処理の広域化を目指しており、菊池環境保全組合が計画しています新清掃工場建設に菊池市全域が組合に加入することをお願いし、協議を進めてきたところでございます。

組合への加入が認められますと、焼却施設だけではなく、リサイクル施設及び最終処分施設につきましても組合での設置・運営となりますので、本市単独でのリサイクルセンター建設の必要性を見直す必要があります。しかしながら、供用開始までの期間につきましても本市のごみ処理を適正に行う必要がありますので、当初計画のリサイクルセンター建設をストックヤードへと規模縮小を計画しています。

なお、このストックヤード建設につきましても、菊池環境保全組合等の協議を十分に行いながら進めてまいります。

次に、最終処分場の建設計画についてですが、本件につきましても、合併に伴いましてごみ処理体系を統一し、既存施設である陣内処分場の周辺部に新市全域の不燃ごみを埋め立てる計画でございました。しかしながら、さきに申し上げましたとおり、ごみ処理の広域化を目指し、菊池環境保全組合との協議を進めているところでございます。

ごみ処理の広域化が実現しますと、最終処分場につきましても広域での設置・運営となりますので、建設計画を見直す必要が出てまいります。

また、陣内の一般廃棄物最終処分場の埋立地につきましては、周辺水質の環境検査を実施していきまして、検査場所及び回数は小木川が毎月1回、七坪川が年2回、周辺井戸4ヵ所で年5回、側溝柵で年2回実施しております。

次に、本市の一般廃棄物の処理につきましては、合併前の旧市町村の処理方法で引き続き実施をしております。その処理施設や処理団体につきましては、菊池地区、七城地区、旭志地区の可燃ごみはRDF化施設のエコヴィレッジ旭で、菊池地区の不燃ごみは陣内の一般廃棄物処理施設で処理されております。

なお、泗水地区の可燃ごみ、不燃ごみ等は菊池環境保全組合の処理施設で処理しております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 回答書につきまして、再質問のペーパーを渡しておりましたけれども、山瀬さん先ほどいろいろお尋ねになりました。そこで私、市長にお尋ねをしたいというふうに思います。

状況は本当に複雑でございまして、今までごみ処理の系統が2つあったということでございます。そこが合併しまして、非常にどう統合するか、市長としても大変であろうというふうに思います。加えて本市には長きにわたる、俗に言う産廃問題がございます。いろいろご苦労は多かろうと思いますけれども、それをわかった上で市長にお尋ねをします。

回答の中の10番に泗水のごみの問題がございました。いろいろ調べてみますと、本市のごみ処理基本計画の中では可燃ごみ1,900tと。恐らくそうであったろうというふうに思います。これを努力目標とはいいいながら、5年間ほど保全組合のほうから抜いて産廃のほうへ、燃やすごみが足りないというようなお話を聞いたわけでありまして、そちらのほうに回す努力をしますというようなことを答弁でもお答えになりました。

焼却炉の延命を図るということも1つの要因として述べられましたけれども、ご

みの移動につきましては、それぞれの焼却場では処理計画というのがございまして、簡単にあちこちに動かせばそれについてお金もついて回るわけでございますので、処理場の経営もいろいろそれによって変化をするものというふうに思います。

こういうことを先に申し上げながら、ごみ処理は広域でと言いながら、回答書のように泗水のごみの扱いは、随分市長の役割を割り引きましても理解しがたいというふうに私は思いますが、その辺のところを市長はどうお考えになっておられるのかお尋ねをいたします。

2つ目に、環境行政というのは非常に複雑で、職員も苦勞されておるといふふうに思いますが、それにもかかわりませず、今回の問題は情報の共有という点で非常にまずかったというふうに思います。一人、二人で解決できないような問題を抱えながら、ブロックを積むように解決をしていかなければならないごみの問題でございます。先日、信頼ということで東議員のほうからお尋ねがございましたけれども、職員の信頼も非常に失ったのではなかろうかというふうに心配するものでございます。その辺をトップとして市長はいかがお考えになっておられるのか。

以上、2つをお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 泗水のごみについては、先ほどお答えしましたとおり、菊池環境保全組合の東部清掃工場が老朽化したということが大きなことでありまして、この延命化を図るための方法として、現在の2市2町、菊池市は一部であります。その出しているごみについて、何とかこの減量化を図ろうということで努力を、それぞれに目標を定めながら努力をしてまいったところでありますが、なかなかこれが遅々として進まなかったのが背景にあります。一時的には民間施設に処理をお願いするものであって、永久的にお願いするものではないということを前提として、民間にお願いすることも視野に入れていたということは間違いないことでもございます。

市の議員のほうで、この環境保全組合の議員として森議員、ご出席いただいておりますが、その中で私は菊池市の首長としての発言の中で、ごみの処理というのが、当時においては昭和26年までで今の東部、いわゆるこの環境保全組合の施設は満杯になってしまうということでありました。それをごみ減量化して数年遅れさせなければ、これからの新設されるものに間に合わないということが背景にあって、その間に合わない部分をどうするかということであったんで、私のほうからすればその延命化するという、ごみを減量化することは当然の努力である

けれども、その現在の埋立処分場の容量が仮にこの24年までだとなつて、26年でこのごみが満杯になってしまうとなつたとすれば、この25年までにおいて毎年少しずつごみを抜いて、そしてほかのほうでごみを処分するということをしなければ、現在の処分場の容量が決まっている過程においては、もし不測の事故、事故と言いましょか、不測の事柄によって、次の用地の決定が遅れたり、あるいはいろいろと総論賛成、各論反対という意見もありますけれども、そういう状況になつた場合に、環境アセスをはじめとする手続き上から考えて遅れることが通常であると、そうなれば遅れることを想定にした上で建設にかかるということであれば、その分だけ事前に何年か分を抜いておくと、遅れる分を予測して抜いておくというのが大事ではないかということをお願いして、今言つたところであります。

そういった中で、それじゃあどこに抜くかということであつたのですが、抜くのに菊池はこのリサイクルセンターの建設計画もある、埋立処分場も陣内のほうで余力を持っている。それでそういうことであればRDFも含めてという話だつたのですが、RDFの場合は、繰り返しの説明になっておりますけれども、旭志村におきます、その村時代の約束というのがあつて、直ちにこの方針を変えろというわけには申し訳ない限りであるので、しばらく時間を貸してほしいということをお願いして、その間においても、やっぱり前倒しでもごみを抜く必要があるのではないかと、そうすれば今後の憂いなく次の新しい計画が進められるということで、その中に明確にこの産廃処分場というものに抜いていったらどうかということをお願いしてまいつたところでもあります。それは何もこちらの九州産廃株式会社だけではないというご意見も、その中に議員のほかの発言があつたことを記憶いたしておりますが、そういうことで考えの中に民間委託というものもあつたということでございます。そのことが、いかにも努力目標というふうには考えられなかつたものは誠に残念であります、努力目標として掲げた中の1つとしてはそういった道もあつたということでもあります。ただその後、ごみ量がお互いの努力によりまして、減量化し分別化されてきたということもあつて、今はなんとか落ち着きをもつております。そういう状況で、状況の変化もあつたということでご理解をいただきたいというふうに思うところであります。

この、ごみ処理の広域化ということにつきましては、RDFは平成30年までということになっておりますが、このRDFが終了するまでの間に、地元住民の方々のご理解とご協力が得られるものであれば、それはこの新たなる展開として、その次のステップとしては広域化した中の一部の施設として、それは当然民間委

託という形が考えられると、そういうふうなことに考えておったところでございます。

現在、環境保全組合の東部清掃工場も包括指定管理ということで民間に委託をしておりましたし、多分、そのうち包括指定管理の中の業者も何社かあった中で1社であったと思いますときに、RDFもいずれそういったときが来ると、それは30年の協定が切れた段階からということで、それを記載してあったと思いますが、これはそのときの状況によってどうなっていくかはわからないということではあります。

菊池環境保全組合の清掃工場は、現状といたしましては、ご承知のとおり平成33年に供用開始を目指して計画が進められております。この計画については、菊池市は参加するのかもしれないのかと、明確にしてくれといった話もあっておりましたが、明確にこれは参加することを述べてありました。

ただ、先ほどおっしゃったかと思いますが、処理の方法として菊池市は多彩な状況になっていると、RDFで処理ができるという1つの方法と、それからまたこのRDFはもちろん、この将来の形としては、新処理工場と一体化した広域のごみ処理の中の一翼を担うようになるのだらうと思いますが、現状としては自分のところの自費で処理ができるということでRDFの処理場があると。それから菊池環境保全組合のほうに泗水が加入しておりますが、全市もこの加入の意志を申し上げているということで、RDFが終わった段階においては全市となる。もちろん、RDFが終わる前の段階において、願わくばこのRDFも含めたところで環境保全組合のほうに移行するなり、あるいは広くとらえてございますので、ごみの広域化ということで広域連合的な中に包まれていくということも予測できないわけではないんじゃないかなというふうに思っております。それで、新工場が、処理場ができる段階においては、菊池市全体が入ることを、表明をしてありますから、そういった方向で話を進めていかなければならないと思っております。

今後は、平成32年までの11年間は既存の処理施設と、それから現在の体制の中で処理していかなければなりません。産廃問題につきましては、九州産廃株式会社との協定に基づきまして、平成26年をもってこの菊池市において最終処分場が終了すると努めてまいります。これは、これまでの協定は動かすべきものではないし、またこのことについては強く会社のほうに理解を求めていきまして、その諸事項につきましては、随時議会のほうをはじめといたしまして、市民の皆様方に報告してまいりたいと思っております。

また最後に、情報の共有というのが薄れているんじゃないかといったご指摘でございまして、常にお互いの情報、役所の行政各機関共々に、各部課共に連携を

図っておるつもりでありますけれども、一部そういったものが欠落している部があるとすれば、またさらに強く情報共有というものが、常に時代の要請でもありますので、行政だけの中身だけではなくて、広く地域社会、議会、あるいは上位機関との連携も深めていきたいと、このように思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 市長の答弁を聞いておりますと、庁舎の件につきましての答弁のときは非常に慎重でございまして、ガードもありますし、バランスの取れた答弁をなさるのに、こと産廃問題に関しましては非常に脇が甘いと言いますか、いろいろ同じ人だろうかというふうに思うときがございます。

今の答弁では全くその、ぶれのないようなお話でございましたが、管理者会議ならともかく、保全組合の議会では今のような筋立った市長のお話を、私は聞かなかったというふうに思うております。

それで、泗水のごみのことにつきましても、民間委託ということは市長もおっしゃっておいりましたので理解しておりますけれども、そっくり1,900tものごみを云々するというようなことは、これは保全組合の側からもなかなか信憑性の薄いお話だというふうに言われるというふうに思います。

そのことはそのこととしまして、ではこのあと、いろいろな話が出てまいりましたけれども、今、答弁がありましたとおりですと全体を保全組合のほうでひとつ処理をして、人口17、8万人になるんでしょうか、その一緒にごみ処理をしたいと、将来は広域連合だというようなお話もございましたが、その辺の決意といたしますか、市長だけがそう思っておられましても、ほかのほうには曲がって伝えられておるような気もいたします。損なわれました保全組合との信頼関係、あるいはその辺の修復もあろうかと思えます。いま一度、今後の処理の方針といたしますか、基本方針でございませぬ。そのことをお聞かせ願いたいとこのように思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 保全組合の議員さん方が、やはり欠席の場合もありますし、またメンバーが変わったりされる場合もありますし、また私も途中からであります。ですから、過去のいきさつかれこれというのは充分説明を受けて、その上に立っていろいろなその時々自分の思い、あるいはまた、これまでの経緯をお話を申し上げているつもりであります。先におっしゃいましたことについては、会議の中で言うておりますけれども、これがこの全員協議会だったのか、正式な議会

だったのかはちょっとわかりません。しかし、通じて一貫して、菊池市としてこの組合から離脱するという話はしておりませんし、泗水町の分というものについては、我々の菊池市の思いと合わせて、組合の皆様方からすれば、やはりコスト負担というのがありますから、今の負担金というのが私の記憶によれば、この数年前にたしか1億円前後のお金がまだ残っていたと思います。それでそのことを、この結局、菊池市が泗水町を抜いたとすれば、それを全額免除してもらおうと、そういうことが背景にあった場合に初めて考えることも可能であるということは申し上げたことがあります。

しかし、それについては明確な、3市町においては後はお答えがありませんで、その域を脱しきれないままにありますけれども、今後につきましては、いずれにいたしましても、やはりこの広域的なごみ処理と、今ごみ処理の方法をかれこれということは本当に複雑多岐にわたっていて、果たして明確なこの技術基準として、これは大丈夫と言えるような将来を見こした、いろんな多種多様なごみが発生しております。糸くず1本でも、あるいはこの今はお歳暮シーズンでパッキンに巻いてあるビニール樹脂のテープにいたしましても、あれが入るだけで機械が壊れてしまうという、そういうような時代でありますので、そうこう考えますときには、やっぱり将来1つの自治体、菊池市として、減少の今の微減状態が続いていった場合を考えた場合には、将来はやっぱりいずれ広域において処理すべきものだと考えて、そのことを踏まえて菊池市すべてが参加を希望していますということをお願いしてきたところであります。

ただやはり、この組合という立場に立って考えますれば、果たしてこの菊池市の自治体は、今現在RDFという完全な固形燃料化施設を持っていると、そこで処理できるという能力があると、泗水分もできると、もしかすると泗水分を上回る余剰分というのをみることも可能かもしれないと、そして埋立処分場もある、リサイクルセンターも建設計画に既に新市建設に入っているということからして、少し関係組合の皆さん方、議会からすれば、菊池市はどちらを選択するんだということで非常にわかりにくいといったものがあって、不安・不信心というのがあるのかもしれない。

しかしそれは、この合併という一つの中で、そういった持ち込みをしてきていて、こういった方針でいくという各自自治体の思いの中で、合志市さん、菊陽・大津町というのは、それぞれこれまで組合としてメンバーを組んでおられたと、その一部が泗水町であるということで、市の全体の、菊池市の計画と合っていない部分があるためにどちらを選ぼうとしているんだといったものがあるのではないかなと思っておりますが、いずれそういったことにつきましても丁寧にご説明を申

し上げてまして、菊池市の方向というものについてご理解をいただくように努めてまいりたいとこのように思います。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 3番目の質問にまいります。

光回線についてお尋ねをいたします。先日の中山議員、坂井正次議員への答弁で、提供エリアの状況やこの1年の市としての努力の様子もおおよそわかりました。それらを基にお尋ねをいたします。

泗水町の富の原工業団地を部分的な提供エリアとして優先的に考えておられると、そういうことを考えましたというような答弁があったわけですが、その整備の仕組みや必要な経費及びどのぐらいの範囲の提供が見込まれるか、お尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 光回線につきましては、中山議員さん、それから坂井議員さん、お二人からも質問を受けておりまして、私どもも重要課題として現在とらえております。

これまでNTTのやり方というのは、都市部のほうで加入者が多くて利益が出た分を、黒字の部分で地方のほうへ回すというやり方であったようでございます。ところが最近では、競合する民間会社が増えて都会での利益がなかなか出なくなると、そういう状況から地方へ回すお金がなくなって、現在では赤字では運営できないというのが、これまで何回も訪問した中での答えでございました。ただ、最近になりまして少し考え方も変わりまして、国・県の制度があれば私たちがなるだけならやりたいというような意向でございまして、再三お願いをしているところでございます。

今、考えておりますのが、工業団地の中でないのが泗水地区だけでございます。富の原の、特に大きな図面等を送られる企業にとりましては死活問題でございますので、その方法はどんなものがあるかということでお尋ねをしてみました。公設公営の方法、それから公設民営の方法、民設民営の方法等が考えられるということで、これまでは公設公営でやっていただきたいと、富の原だけでも約9億円ぐらいかかるんじゃないかということでございました。

しかし、今申し上げましたとおり、国・県の支援があればということで方向も変わってきておりますし、国の2次補正がどのようなことで出てくるかまだわか

りません。なるべく市の負担のならないように、そういうことで進めて、NTTとも詰めてまいりたいというふうに思っておりますし、県へも要望を重ねていきたいというふうに考えております。ただ、事業者だけにいたしましても一般家庭が使えませんので、なるべくならば一般家庭が使えるような方法も模索しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 電話のことですから、電話代の請求書というのを見てみますと、基本料金というのがありまして、使用料、ずっといきますとユニバーサル料金というのが6円ですけれども、全部あります。携帯電話にしろ固定電話にしろ全国一律6円。これはどういうことかといいますと、全国くまなく公衆電話、私設電話が使えるようにというようなことで、NTTのほうにやっぱり支払われておるといような話を聞きました。

次に基本料金ですけれども、私は基本料金は一緒かと思っておりましたが、いろいろ局によって違ふと。そして、サービスの早くできるところは基本料金がちょっと高くしてあると、田舎は安いというような話も聞いたわけでありまして。なかなかサービスが悪いから基本料金が低いですよというような理屈も聞いたわけでありまして、これはどこもここも確認したわけではございませんので間違いかもしれないけれども、一応そういうことになつとるそうでございます。

そこで、先日答弁の中で、菊池市は待ち順番は早いほうですよとおっしゃったわけでありましてけれども、その採算から考えまして、やっぱり事業者の立場になって考えてみますと、菊池市が光を引きましたものの、今入っておられる方々は二千ちょっとということで、需要の喚起というのも実際の仕事の1つになってございます。そこで、古典的な話になりますけれども、我々の地域は光が引かれたとするならば、これぐらいの方々が即加入するというメンバー表といいますか、リスト作成、並びに光電話インターネットというのはプロバイダーというのに、またそっちに別途料金がかかるわけでありましてけれども、事業者系列のプロバイダーに必ず活用いたしますと、すると非常にやっぱり事業者としてはうれしいそうでございます。

それで、お願いはお願いでありますけれども、県やNTTにお願いをされるのは結構でございますが、いろいろそういう市民を巻き込んだ、以前の質問には、そういうことはなかなか民間業者がいくつもあってできないというような答弁もあったと思いますけれども、そういう段階ではなくて、やはりそこはダミーを使

ってでも何でも……運動の主体がですよ。お客を嘘言うわけにはいきませんので、名簿をつくったりすることが、結局ちゃんとした需要を見込めるわけでございますので、事業者としてはほかとの区別の理由にもなるかと、このように思いますが、そういうこといかがでしょうか、部長。お願いばかりじゃなくて、具体的なアクションとしてお考えになられませんか、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 全く仰せのとおりでございます。要望ばかりいたしましても、根拠がなくてはNTTや県を動かすことはできません。したがって、どれだけの泗水地区にお困りの企業があるのか、そういったところの調査も必要と、根拠が必要というようなことで、この11月の初旬に泗水町企業連のほうとも話をしまして、調査を全企業させていただきました。二十数社ございますけれども、希望する企業が16社出てまいりました。回答のなかった企業もございますので、16社ということになったわけですが、回答しなかった企業さんの中には、九電のBBIQを既に自費で引いておられる企業さんも数社ございます。そういったところはもう必要ございませんので、ご回答なかったのかなというふうに思っております。そういったリストをつくるということは、それが根拠になってこういった需要があるんだということを主張できますので、私どももそういう観点からもう調査を実施いたしております。

ただ、個人さんについての意見をとれば、あったがいいということでみんながリストの中に出てくると思いますが、実際活用されるかということになりますと、なかなか光までほしいという方はおられないと思うんですよ。まず、インターネットをされている方がどれだけおられるのか、これもまだそんなに実は高くはないと思われまして、ADSLは来ておりますので、ADSLで普通の方はそれで、私もADSLでやっておりますが、普通に支障はございません。特に企業みたいに大きな図面や写真や大量の情報を送るには光でなければ対応できないというようなものもございますし、そういったものもございますが、議員さんご意見のようにリストは大変重要なものでございます。そういったことについては、また今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 実は、文厚委員会で青森県の平川市というところに勉強に行ったわけでありましてけれども、そこで市の広報に学力のことを公表しとるというよ

うなお話があったものですから、ぜひそのひとつ広報をいただきたいということでいただいて帰って、うちに帰って開いてみましたら、その隣のページに光回線のことが載っております、それが今回の質問の1番のあれになったわけですが、けれども、どういうことかといいますと、小さな市ですけれども、今回こういうことで、このエリアが光回線の提供地になりましたと、集落名がずっと書いてあるわけですね。そして、こういう便利なことがございますと、人口の90%ぐらいが活用しようと思えばできますよというふうに書いてあるわけですよ。ついでには、未提供のところも今から頑張りますと。私、びっくりしましてですね。

ひとつ、今、企画部長は、せんということだろうと思えますけれども、リストづくりもよかけれどもというような話でございましたが、やはりまだまだ市民の中には非常に活用をされて頑張って、頑張ってといいますか、活用されている方と、あまり関係ないという方がおられると思います。

私もその1年前には、インターネットが使えない私の地域ということで、非常に企画部長にはやかましく言いましたけれども、電波を通じてやる方法があるよというような紹介をいただきまして、今はそのほうでやっておりますので、その点は企画部のみなさんにはお礼を申し上げたいと思いますが、あとやっぱり広報あたりにそういう光回線特集あたりも組まれて、やっぱり情報で、道路と違って情報の道でございますから、遅れないような情報の発信といいますか、そういうのをしていただきたいと、広報にですね。行事ばかりじゃなくて、その辺、私も見てびっくりしたわけですよ。本当に、そういうことをやっておられる市があるということで。

どうでしょうか。その辺のお答え、一つお願いしたいと思いますが。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 光回線につきましては、あったほうが良いということはもうわかっております。それで……

○3番（森 清孝君） ぜひ必要ってこつたい。

○企画部長（石原公久君） ええ、ぜひ必要でございます。

いろいろな方法もございまして、去年ADSLも来ていない議員さんのところには、電波回線を使えば来れますよというようなアドバイスしたわけですが、光がきていない企業さんにおいては、特にミライアルさんは、特に離れておりますよね、旭志の境のところにありますが。光がなければ通信ができないというようなことで、自社で九電さんと契約を結ばれまして、費用もかからなかったと、あまりかからなかったということで、自社で九電さんと契約をされて、今やられて

おります。100MBと10MBと6回線ぐらい引いてあるんじゃないでしょうか。そういったことでなされておりますし、いろいろな方法もございます。

しかし、光が早く来ることは重要でございます。先ほどおっしゃいましたように、道あたりのインフラではなくて情報のインフラということで、情報が得ませんと地域の格差はますます開くばかりでございますので、田舎のほうには情報はこないよということであれば格差は開くばかりだということで、NTTにも強く迫ったことがございます。そういったことで、最大限、私たちもできる限り、今、青森県の紹介もいただきましたが、頑張ったいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） やるかやらんかだけ、やるて言わにゃんたい、やりますて。
（笑）

○3番（森 清孝君） ありがとうございます。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午後12時04分

開議 午後 1時00分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） それでは、通告に従いまして、質問いたします。

米国のサブプライム問題で、本当に世界中が不況の嵐の中に取り込まれようとしております。アメリカ主導の世界、米文化の日本からアメリカ食文化に替えられた日本の稲作農家は、大変な思いで米をつくっている現状であります。45%という高い転作率を余儀なくされ、GATT交渉では外米まで輸入されるという矛盾を皆様はどう思われますか。先日、テレビの特集番組で世界の食糧という放送がなされておりました。これを見て、また私、びっくりいたしました。隣の、世界の大国であります中国の食文化さえも、米国の穀物戦略で肉食文化に移行すると。その中で母豚そして種豚まで提供し、穀物の輸出を考えていたということを知りました。今、アメリカではバイオ燃料の穀物需要により、米国の農家は今まで経験のしたことのないよう潤っているそうです。特に農機メーカーなど、4年先まで製造が追い付かないとされておりました。輸入国の悲しさか、我が日本の農家、材料費の高騰により、この危機をどのように乗り越えようかと必死になっ

て頑張っている現状であります。なお一層の行政の指導・支援が望まれます。

それでは、通告に従いまして、質問を行います。

まず、10月にいただきました菊池市の総合計画実施計画書についてお尋ねします。平成21年から平成23年、この3年間、この実施計画書、ほとんど狂いのないものと思いますか、まずこれについて、狂いがあるかないかをお尋ねします。

次に新市計画、旧町村の進捗状況、それから計画の見直し、検討を急ぐ必要があると思いますが、お尋ねします。

次に合併特例債、今後の利用、そして、ほかの財源との取り組みについてお尋ねします。

次に、花房台地の圃場整備事業の決定が決まりました。公共用地の確保、それと特例債についてお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 総合計画の中の基本計画の中の実施計画に誤り等はないかというようなことですが、これにつきましては、毎年、向こう3カ年間のローリングをやっております。基本計画に基づいての、それを達成するための実施計画ということでご理解いただきたいと思いますが、これにつきましては、向こう3カ年間を示しながらそのときの財政事情等で変更はございますけれども、基本的にこういった形で進めていくというようなものを現しているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから新市建設計画の進捗状況でございますが、新市建設計画は平成26年度までの事業費を当初429億円としておりましたが、その後の財政事情の変化によりまして、平成19年2月に見直しを行い、当初計画の8割に事業費を下げ、総事業費を347億円としているところでございます。新市建設計画の共通事業と旧4市町村ごとの割合、合併後の3年間の事業費及び執行率は、次に申し上げますとおりでございます。共通事業は10年間のうち3年間で約20億900万円。その執行率は12.5%。旧市町村における10年間のうちの3カ年間の事業は、旧菊池市が約35億3,200万円で39.2%、旧七城町が約8億4,200万円で23%、旧旭志村が約10億円で40.1%、旧泗水町が約13億8,000万円で32.1%の執行率となっております。全体事業費では、10年間のうち3年間で87億6,500万円、25.2%の執行率で現在進んでいるところでございます。

次に、新市建設計画の見直しにつきましては、毎年、事業費や実施時期等、必要性・妥当性を判断し、調整を行いながら進めているところでございます。財源に

についてですが、事業によっては他の起債の活用もありますが、基本的には、平成27年3月までの間は市の財政に有利な合併特例債を優先的に充当することといたしております。また、各事業における国・県補助金の補助残につきましても、できる限り合併特例債を充てるようにいたしております。

次に、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地内に市が求める用地については、調査用地を含む公共用地としておりますが、調査用地の取得にも合併特例債の充当を計画いたしております。合併特例債は、「合併市町村がまちづくりの推進のため、新市建設計画に基づいて行われる新市の一体性の速やかな確立のために行う公共的施設の整備事業等に係る事業」が該当することとなっております。市といたしましては、充当率、交付税算入率が高く、一般財源の持ち出しが少ない合併特例債を有効に活用していかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） 再質問を行います。当初計画で429億円、平成19年2月に見直しがあり、計画の8割、347億円ということでした。執行部は、特例債は有利な起債であるので優先的に充当すると言われました。なぜ、この有利な特例債、82億円もの減額があるのでしょうか。先日の同僚議員の質問で、平成18年11月の中期財政試算では17億円の歳入不足が発生するというので8割にされたとお聞きしましたが、今、庁舎建設資金に6億円の資金を積み立てております。財政がこういう形で積み立てする可能性があるなら、私は最初のこの特例債を優位に使うのが当然だろうと思います。再度、減額した訳をお聞きしたいと思っております。

次に、この合併特例債、旧町村によって執行率に相当な開きがあります。その中で、私たち地域の建設業者の間では本当に仕事がなく、旧菊池市は恵まれているなどいろいろとお聞きします。なぜ、合併して4年も経とうしているのに、こういう公共工事の垣根が残っているのでしょうか。私は、行政主導で新市になった以上、新しい業界で菊池市全域を網羅できるようにするのが行政の仕事だと思います。執行部の見解を伺います。

次に新庁舎建設、花房台地に公共用地庁舎建設用地を取得すると言われました。今、旧菊池市の泗水の方々とお話ししますと、旧泗水の市民の方でも5割以上に庁舎を望まれていない方が多ございます。実施計画書では庁舎建設に平成23年、7億7,000万円を計画されております。この平成23年が私は庁舎建設の凍結の目処ではないかと思っておりますが、執行部の見解をお聞きします。そして、

泗水の市民の方に聞きますと、本当に新しい庁舎は必要でないという方が多ございます。ぜひとも、旧泗水の市民の方にアンケートの考えはないかお尋ねします。

次に、合併特例債を庁舎建設に56億円充てておられます。この56億円は新市計画の特例債の中でも一番大きな事業でございます。それで私は、もし庁舎建設が延びるなら、この56億円の合併特例債の使い道を検討する必要があると思います。このシミュレーションがあっているのかお聞きいたします。

次に、先だつての委員長の間接報告でありましたが、泗水の苗畑跡地の活用についてお尋ねします。この苗畑跡地は、まちづくり交付金事業で積極的に取り組むと申されました。ぜひとも、本市の今後の5万2,000人の人口を維持する上でも、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

以上、お答えをお願いします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） まず、新市建設計画の見直しで減額した理由ということでございますが、合併特例債といえども償還がまいってまいります。交付税に算入されるのは7割でございます。残り3割は、算入されるだけであって収入額は差し引かれますので、3割以上のお金を払っていかなければならないということになります。また、充当率も95%ということでございまして、丸々借りられない部分もございまして、残りの5%以上と一般財源がまた出てまいります。そういったことを勘案しながら、議員さんがおっしゃったように、平成26年には基金が底をつき17億円の歳入不足が生じるという結果が出ましたので、そういう理由から8割に減額したところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

この新市建設計画については、毎年必要性を検討し、調整を行っておりますが、議員さんがおっしゃったように、現在のところ、旧市町村間で執行率のバランスが崩れております。これらにつきましては、今後、この示されました10年間で事業の調整を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、新庁舎建設の凍結解除の目処はまだ決まっておりません。花房中部の畑総事業も進み出しているところでございますので、今後、事業スケジュールとの調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

また、新庁舎建設に伴います泗水地区住民に対しての賛否のアンケートの実施を試みてはということですが、新庁舎が新菊池市民のシンボルであり、一地域の方だけの意見だけで決めるものではないと思っております。したがって、一定地域のみ

のアンケート等実施の考えはございませんし、全体についても同様でございます。

最後に、苗畑事業所跡地の買収については、今述べました新市建設計画の調整の中で泗水地区のまちづくり交付金事業を検討しておりますので、その検討の中で買収することになれば、新市建設計画に掲載されている事業でございますので合併特例債を充当してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

- 19番（本田憲一君） 庁舎建設も答えて、庁舎建設の58億円と言います。
- 企画部長（石原公久君） 今、資料を取り寄せておりますので、58億円の合併特例債ということでございますが、後ほど、また答弁させていただきます。
- 議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

- 総務部長（緒方希八郎君） 公共工事の入札で旧市町村間の垣根がまだ残っているので行政指導のほうはということがありましたので、そのことについて答弁させていただきます。

公共工事の入札につきましては、合併当初から平成18年9月までは、旧市町村ごとの格付け及び運用方法で実施してきたところでございます。例えば、旧菊池市内での発注工事は旧菊池市内の業者のみで入札を実施してきたところでございます。その後、平成18年10月から熊本県の格付けや発注量、業者数等を総合的に分析調整の上、合併後の新格付けを作成し、旧市町村間の垣根を取り除いた入札を実施してまいりました。しかしながら、業者数、発注件数ともに最も多い土木一式工事の業者より、「地元発注工事でありながら地元業者の指名がない、あるいは指名が少ない場合がある。地元の工事はなるべく地元の業者で施工したいので、是正してほしい」旨の要望がございました。そこで、現在は土木一式工事で舗装工事の2業種についてのみ、地元発注工事については旧市町村業者の比率を高めつつも、旧市町村だけの業者とならないような方法で指名を行っております。

現在の入札は紙入札でございます。迅速に開札を行うための事務的な事情から、1件当たり平均10社程度で行っておりますが、今後、電子入札システムを導入することでこのようなかせがなくなりますので、申請業者全社を指名することも可能となります。このように、電子入札システムの導入や一般競争入札の拡大等を行っていくことにより、この問題は解決できるものと考えております。

以上、お答え申し上げます。

- 議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

- 企画部長（石原公久君） 庁舎建設に伴います合併特例債の充当でございますが、先

ほどの56億円という数字は、平成18年12月5日、議会の全員協議会の席上でお示ししました資料の中に、合併特例債56億4,200万円という数字になっております。これは、庁舎と複合施設ということで、生涯学習センター、保健センター等を全部網羅したところで、総額の71億330万円のときの合併特例債の額でございます。ただ、庁舎だけにするのか、当初は庁舎と複合施設ということであっておりましたが、もろもろ各方面からも庁舎全部それを当初計画のとおりにするべきか、庁舎だけでもよくはないかとか、各方面からいろんなご意見あっております。したがって、庁舎だけにするのか、複合施設をつくるのかつくらんのかはまだ決まっておきませんので、今後、十分財政上のことも考えながら検討していかなければならないというふうを考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） 再々質問いたします。執行率のバランスが崩れているのは、私も仕方がないことだろうとは思いますが、先だって中山議員のほうからも地域の格差が広がっていると言われましたが、私は、まだ合併時の差が埋まっていないのが現状だろうと思っております。例えば、下水道の普及率にしても旧町村間で相当な開きがあります。市民が生活する上で、一番求めるのがインフラの整備だろうと思っております。その差があるのに大きいプロジェクトの庁舎建設、これは、私は最後でもいいのではないかと思います。まずは市民生活が大事だろうと思っておりますが、その点をお聞きいたします。

そして、平成23年に実施計画で7億7,000万円計上されております。先日の東議員の質問で、庁舎の移転には条例が必要で、この条例を求めるには議会の3分の2の同意が必要と言われました。そうなるならば、平成23年の3月議会までにこの条例の提案をなされるかお聞きいたします。

次に、先ほど申しました泗水の苗畑事業所の跡地。県の事業で開発することになりました川辺工業団地、この団地に入植される企業の方々の住宅確保にも、私は、ぜひとも開発を早急に進めていただきたいと思っております。その中で、若者ファミリーの定住に有利な特典を設けて、菊池市の人口を維持してもらいますよう、早急な着工をお願いし、3回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） バランスが崩れているのではないかとということで、それを基にインフラの整備が必要ではないかとということでございます。確かに、今のと

ころバランスは崩れております。しかし、標準財政規模の割合がございますので、それに沿って今、進めているところでございます。まちづくり交付金事業というものの指定を受けておまして、それは期限が5ヵ年ということで決定がなされておりますので、旧菊池市、旧旭志におきましては合併前から国の認可を受けて進めた事業でございますので、途中でそれを変えることができませんでしたので、その分が先食いという形で現れております。また、泗水地区におきましては、今後、まちづくり交付金事業に取り組むというようなことで、今、計画の策定中でございます。したがって、来年は実施設計、再来年度から着手というような方向で、今、進んでおりますし、七城町におきましても先般、今後の計画のあり方等について支所を訪問し、支所長とも各課長さん方とも協議を重ねたところです。七城地区の地域審議会なり、そういったところの意見を聞きながら、七城町に合ったまちづくりはどうすべきかということを中心に詰めてまいりたいというふうに思っております。インフラの整備、そういったものが必要じゃないかということでございますが、新市建設計画にのっとり、また見直すところは見直しながらインフラの整備にも努めてまいりたいというふうに思います。

次に、庁舎の位置の条例の制定というところでございますが、これは地方自治法で庁舎の位置ということで定めがございます。3分の2の議会の同意ということになっております。それをいつするかということでございますけれども、庁舎が建った後で示してもいいし、庁舎の前にとということでも結構でございますが、両方のやり方があるようでございますけれども、この提案をするかどうかということでございますが、今のところ、私のほうからお答えすべき立場にはないということでございます。今は合併協議会の定めを遵守しているところでございます。

それから、苗畑跡地の問題でございますが、川辺工業団地等に勤める従業員の住宅等にしたらどうかと、若者の定住ということでございます。これは、私どもも全く同感でございます。苗畑跡地につきましては泗水地区の住宅の建替え事業というものが迫っておりますので、そこら辺りで今、調整を図っているところでございます。新規の住宅の建設というのは今、人口減少時代に突入いたしまして国のほうは進めておりません。古い住宅の建て替え事業ということで進められておりますので、泗水町の朝日東団地が相当経過年数も古くなっておりますので、そちらのほうの建替え事業というようなことで今、苗畑跡地用地に候補地を当てながら計画を練っているところでございますので、そういうことでご理解賜りたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） それでは次の質問をさせていただきます。

私、9月の定例会で公の施設の耐震強化対策についてお尋ねしました。まだ9月でしたので、その後は変わってないでしょうか。もし、変わっておられたら、その後検討されたか、されなかったかをちょっとお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 小中学校の耐震化についてお答えしたいと思います。

ご存じのように、耐震補強事業というのは、その流れというのは、まず耐震診断を行い、次に耐震補強設計をし、最後に工事という行程で進んでまいります。なお、この診断から工事までは約3年かかることとなりますけれども、前回お答えしましたとおり、児童生徒に与える影響が大きい、規模の大きい施設から今、耐震を進めているところですが、平成18年度が泗水中学校の校舎、平成19年度が泗水小学校の補強工事を行いました。本年度は泗水西小学校体育館の補強工事が完了したところですし、現在、七城小学校、七城中学校の校舎、さらには菊池南中学校の校舎と体育館の耐震2次診断を行っております。及び、隈府小学校校舎と体育館の耐震補強設計を行っているところでございます。今後の計画としましては、平成21年度におきまして隈府小学校校舎と体育館の耐震補強工事、それから七城小学校校舎と七城中学校校舎及び菊池南中学校校舎と体育館の耐震補強設計を予定しております。すべて国や県の指導のもと、前倒しも含んで早急な対応を行っているところでございます。その他の学校、施設についても、他の事業との調整を図りながら平成26年度を目処に、この事業が完了できるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） ぜひとも、まずは安全度を知るのが一番だろうと思います。

耐震の工事のほうは事業費が伴いますので早急にはいかないと思いますが、調査だけだったら、私は、優先的にやり、その後の工事の進めるのにもやるべきだろうと思います。平成21年度は暫定予算となるかもしれませんが、ぜひとも3月の定例会には全校耐震調査が終われますよう、予算のほどを計上されますよう、よろしく願いいたします。

次に産廃問題についてお尋ねします。3月の委員会、まだ委員会構成が換わっておらず、私の所管の委員会で行いました。そして、そのときに出された資料を先だつての全員協議会でいただきました。まずびっくりしたのが、13項目の中

で業者の人から条件について書いてあるのが、補償的な代替業務として明確な回答をと10番から13番まで書いてあります。この条件に対して市長のほうは、「信頼関係を築くためにも努力する」というふうに書いてあります。10番までは全部実施されております。最初からこういう形で補償的な代替業務として取り組んでいくなれば、市の意見は通らないのではないのでしょうか。先だつての全員協議会するとき、市長は、「3月まで期間があるから、それまでに努力する」と言われました。あと3ヵ月間で、本当にお互いの信頼関係を築くことができるでしょうか。まず、市長の見解をお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 環境保全協定書の一部変更協定書を締結する際の九州産廃株式会社から解決条件につきまして市から回答していますが、その見解の相違についてご説明を申し上げたいと思います。

今回、九州産廃株式会社の発言は、会社の健全な運営を存続させるために補償的な代替業務として受託できることを約束する文書であったと、このような回答であるとしておられるわけでありまして。しかしながら、当時におきまして会社から提示された解決条件について協議をしまいたったわけですが、それが今お示しの第13にわたりますそれぞれの項目であります。市は、このそれぞれの項目を検討する中におきまして、法的な事務手続きを逸脱しての委託ということはできないと、これはもう当然なことでありまして。関係機関との調整が必要なこと、また、事業計画などの変更や社会情勢の変化などによりまして、委託することができなくなることも予想されることなどから、会社へ約束するということができないということで、これは努力目標であるとして、このことは、当時におきまして双方とも了解をして、そして押印をしております。さらにまた、契約に関しては競争の原理というものがありますので、その1社だけその業者に委ねるということではできないわけでありまして、その前の質問等にもありましたように、地元業者といえども1社だけとかというわけにはできません。そういった意味で、その会社だけしかないというものがあればやむを得ない場合もあるということで、競争の原理も発生することは必然的なものであるということからして、会社も営業の努力をしていただくことをお願いしたわけでありまして。

今後の市の対応といたしましては、区長会など、市民の皆様に対しまして今回の経緯の説明をさせていただいておりますが、これから後も、さらにまたいろいろな場でご説明を申し上げまして、また、市民の皆様方のご意見を伺いますとともに、産廃問題に対しますところの協定の破棄というものに対する不安を払拭した

いとこのように考えております。九州産廃株式会社からは、一部変更協定書の破棄との発言については、市は絶対に破棄することはないと、しないということの信念で引き続き会社と協議をしまいたいと思います。さらに、環境保全協定書に基づきまして、産廃問題の早期解決に向けまして市民や議会の皆様方のご理解とご協力を得ながら努力をしまいたいと、このように思うところであります。

また、私がこの13項目の中で、全員協議会で「これはまだ3月までは時間がある」というかのような発言をしたようにご指摘でございますが、これは、あくまでも1つの約束をした場合に、この平成20年度までということになった場合に、あるいは12月31日までといった場合に、その時間の経過が過ぎてないのに、責任の追求とか、あるいは約束を違背したかのようなことを言われるのはいかなもののでしょうかという例え話をしたものでありまして、その間に解決をするとか、できるとかいったものではなくて、もともと約束をしたものではないと、努力目標であるという。ただ、努力目標を破ったと言われたにしても、まだ期間が過ぎてないのに、やはり3月いっぱいというものがあるならば、4月、5月になって「3月の約束はどうなったんですか」というのが当然じゃないんでしょうかと。期間が満了してない前にそれを求めるとはいかなもののでしょうかという、そういった事例を申し上げたところでございますので、誤解なきようにご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） この産廃から、解決条件に対する回答の中で1つお聞きいたします。

11項目で、「掘り起こしの事業については、平成20年度から環境影響調査等を行い、平成22年度から3年間かけて実施したいと考えている」とここに回答されてありますが、この環境影響調査、これは行っているのか。そして、何か問題があるのかお聞きいたします。それから、「最終処分場の掘り起こし作業については、平成20年度において水質検査の環境調査を実施する予定であります」と、ここに回答してあります。この件について、再度お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 陣内の一般廃棄物最終処分場の埋立地につきましては、周辺の水質の環境検査を実施しています。一応、検査場所とまたその回数ですけども、小木川は毎月1回、七坪川につきましては年2回、周辺井戸4カ所で年4回、

また、側溝柵で年2回を実施しております。現在まで異常な数値は出ていないことから、安定した状態でありまして、現在のところ掘り起こしでの処理は考えていません。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） 今、部長は、検査の結果、異常がないですから掘り起こすことは考えていないと言われました。それはもう、大いに結構だろうと思います。もしこういう形で旧町村の処理場を掘り起こしていくなら、先だつての袈裟尾の処分場の工事も、6月から補正を組んでやりました事業でも7,800万円の事業費がかかっております。私は合併前ですから陣内の処理場の規模はわかりませんが、もし産廃のほうでこの事業を掘り起こすと言われた場合は、相当な市の負担になってくると思います。部長は、検査結果が異常ないですからその必要はないと言われましたので安心いたしております。

最後に、先だつて中山議員のほうから企業連絡協議会の連携について質問がありましたので、要望ではございますが、今、本当に米国初の金融危機の中で雇用問題が深刻しております。県も雇用対策本部を設置したと、先日、報道されておりました。本市も旧の企業連絡協議会と連絡し、雇用対策に全力で取り組んでもらいますよう、要望して終わります。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

○
休憩 午後1時49分

開議 午後1時59分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上博司君。

[登壇]

○8番（水上博司君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

消防団関係の質問ですが、この市議会議員の中にも2名の消防団員がおられまして、議会活動に、そして消防団活動に、24時間、市民の生命・財産を守るため頑張っておられますので、改めて敬意を表したいと思います。

それで、非常勤消防団に係る退職報奨金の資金について質問いたします。近年、市内及び中山間地をはじめとする消防団において若手の入団者が減少し、団員の

高齢化が進んでいます。以前は農家林家など、自営の跡継ぎとして地元に残られる場合が多く、若手の団員が確保できたわけですが、現在では団員の欠員も出ている班もあると聞いております。また、団員の中には勤めの方が非常に多く、昼間は仕事のために市外へ勤務する者、夜間においても勤務に対しまして交代制があるなどして出勤できずに、有事の際は地元に残られている一部の団員が出動し、対応している状況だと思えます。特に山間地におきましては団員そのものが少なく、今後、地域によっては市民の生命・財産を守るという自治消防の活動が厳しくなるようであります。旧菊池市そして旭志の一部においては、集落間が離れていまして少子高齢化の進む中で1集落の団員確保が難しく、2集落、3集落が1つになり、1つの消防団の組織を結成している状況であります。今後、組織の見直しとともに、団員確保のために退職報奨金の見直しを考えるべきだと考えます。

現在、支給制度については5年ごとのサイクルで算定しており、例えば、15年在職の者も19年在職の者も退職金は同額であります。そのために不平等が生じて、退職年に合わせるために退職を希望する者や、名前だけの団員、いわゆる・・・団員として残る者など、若手団員の入団にも支障を来していると思われまます。退職金の支給を、ある程度の年を基点に1年ごとにすれば、入団者も、そして・・・団員ということもなくスムーズにいくと思われまますが、消防体制の強化にもつながると考えます。県下では人吉がいち早くこの制度に取り組み、団員の確保に取り組んでおられます。本市では今後、組織の見直しとともに、どのような取り組みをされるかお伺いいたします。

1 問目の質問とします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 本市は熊本県市町村総合事務組合へ加入しておりまして、消防補償等の事務負担金を支払っているところでございます。消防団員等公務災害補償等共済組合の中に退職報奨金制度があり、そこから支給額が表示されております。消防団員として5年以上勤務して退職した場合は、その者の階級及び勤務年数に応じて退職金が支払われております。また、勤務年数は5年ごとに区分されております。

なお、ただ今、議員が仰せのとおり、県下の中では人吉だけが勤務年数15年以上20年未満までを1年ごとに支給額を定めて、退職金のオーバー分は市が負担しているというような状況でございます。しかし、人吉市のほうの担当者に聞きましてところによれば、逆に「なぜ、その勤務年数のみを1年ごとにするのか」との、逆に問い掛けが挙がっている状況であると聞き及んでおります。本市といたしまし

ては、現行の退職金補償制度のとおり適用したいと考えております。ちなみに平成19年度の退職者は105名でありまして、その中の20名が勤務年数15年以上20年未満ということになります。

現在、団員の中で、議員仰せのとおり、昼間は会社勤めの方が多いということで、昼間は在宅する団員が非常に少ない区もあります。平成19年度において団長を中心に組織検討委員会を立ち上げ、分団の統合や昼間地元におられる消防団のOBの方を仮称（支援団員）として入団してもらい、被害の軽減を図れるよう、現在、検討を進められているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○8番（水上博司君） 自治消防団は火災だけではなく、人探しからいろんな災害に対応しなくてはならず、特に菊池市は山林が多く、広域消防はもとより地域消防団に期待が寄せられているところです。このことから再度お尋ねいたしますが、1,600有余名、28分団の団員の思いもあると思います。そしてまた、県消防協会の協会長を菊池の方がされておられますので、都合のいいというか、一番いいときでありますので、ぜひそういった会合のテーブルに乗せていただくか、いただかないかを回答していただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） ただいま申し上げました退職金報奨制度の見直し、あるいは団員確保、あるいは昼間の地域防災のあり方等につきましては、熊本県下に14市で構成します都市防災協議会があります。いろんな地域防災についての協議をするテーブルでございますので、その会議の中で、本市より議題として提案できるものについては提案し、協議のテーブルに着いて県下14市のご意見等をお伺いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○8番（水上博司君） 次に菊池の秋祭りについて質問いたします。

10月15日に菊池神社の新宮祭及び秋祭りが行われ、私も初めてその秋祭りに参加させていただきました。あまりにもその祭りが閑散としていて、今の菊池の商店街を思い出すようなそういった祭りであり、質問をいたしますが、私は菊池神社の祭りとの菊池の秋祭りは一体のものだと思っておりました。多分、合

併しましたから3町村の方、そして菊池の方も一体のものであるというふうな感じを受けておられたと思います。その中で、やっぱり政教分離のために別な祭りであると聞きました。であれば、どうして市民の休日に行われんのか。今、親の一周忌ですか、三回忌、七回忌がございます。それでもやっぱり、一周忌も以前は親の命日に一周忌をやっていたわけですが、今は大体親せきとか兄弟とか集まるような形で、土曜・日曜に行われております。そういった形で、この祭りがなんで変えられんのだらうかなということで思いまして、まちの人に聞きました。平日であれば、若者も仕事に出て参加できない。また、10月15日辺りは農家も一番農繁期で忙しい時期でもあり、また、商店街の人は自らの経営が厳しく、祭りに浮かれているような状況ではないとも聞きました。しかし、私たちが思うに、この長年、菊池の秋祭りと、そして、今日まで伝統を重んじ続けてきた祭りが衰退するという事は、菊池の観光を含め、菊池のまち自体の衰退につながると思います。今回、武者行列に参加をして歴史の古さ等を感じたわけですが、外国の方も5名ほど参加され感動されており、中には毎年参加されている方もおられるようでした。また、福岡の方だったと思いますけど、また来年も参加をするというような約束をされておまして、市長の菊池市総合計画の中に「緑豊かな山々や清流を守り、菊池一族から受け継いだ歴史・文化・伝統を継承する」という理念を掲げてありますが、こうした1つの祭りに対してどう考えておられるかお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 菊池秋祭りにつきましては、菊池神社の秋季大祭と市民参加型の通し物の2本立てで毎年10月15日に開催されておまして、特に御神幸行列は130年以上続いている伝統ある祭事となっております。菊池神社は、ご存じのように菊池一族の12代武時公、13代武重公、15代武光公を主祭神としておまして、明治天皇の命で明治3年につくられたと言われ、比較的新しい神社でございます。この菊池秋祭りは通称「新宮さん」で親しまれ、商店街の方が農家の方を招待しながら、この祭りを通して交流が図られてきたところがございます。御神幸行列終了後が秋祭りという形で、本市の祭り実行委員会が行います通し物には、各地区及び各種団体の踊りや武者行列の参加を得て祭りを盛り上げ、商店街の活性化が図られてきたところがございます。古くは菊池神社秋季大祭に呼応し、神意を慰めるイベントとして、市も商工会と連携して町内演芸会や子どもも子ども神輿など、多才な行事を行ってきました。近年も、市民総ぐるみの祭りといたしまして、婦人会による千人踊りや、各町内・職場から趣向を凝

らした通し物、鎧兜に身を固めた24代の勇壮な武者行列などに商店街の沿道も観衆で埋め尽くされていました。

ただ、今ご指摘のように、近年、非常にちょっと寂しいような格好になってきておりますけども、こういったものは、やはり社会形態の変化やバブルの崩壊、生活環境の変化、あるいは価値観の多様化などに伴いまして、参加者も観衆客も減少しているのが現状のようでございます。このようなことから、数年前に各地区、各種団体、あるいは学校等にアンケートを取りまして、祭りの期日や参加状況等の調査等を行いました。

その結果、ご指摘のような神社と調整を取り、休日に同時に開催できないかというようなご意見が多数ございましたので、菊池神社と協議を重ねてまいった経緯がございますけども、長年続いた歴史あるものの日程を変更するには、この祭りに参加できるような裏付けといえますか、そういった環境面の整備が図られないとなかなか難しいというようなのが現状でございます。いずれにいたしましても、今後も祭り実行委員会や関係団体等との連携を図りながら、十分協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○8番（水上博司君） 私たちも祭りに参加しまして、参加した者だけの祭りで、なんか自分たちが祭りしようごたる感じで、やっぱり考えていただきたいと思います。最近はどこでも村おこし、そしてまちおこしの話を聞きますが、そこには必ず行政が補助金を出して手助けをしていることではなくて、やはり、そこに住んでおられる住民の方が、いかにして協力してまちおこしをするかが一番問題であろうと思います。合併をしまして4つの町村が一緒になって、それぞれ大なり小なりの祭りがあります。そこに補助金といえますか、助成金を出していたらきりがないうちでございますが、やはり4つの町村で大きな祭りと言いますか、伝統的な祭りがそれぞれ町村にあっております。そういった祭りは、やはり助成をしてでも行うべきではなかろうかと思っております。やはり、祭りは人と人とのつながりであり、行政がそれにどういった形で対応するかは真剣に考えていただきたいと思っております。

また、現在、商工会青年部ですか、まちおこしというか、菊池を知っていただくために、そして菊池のPRのために劇団までつくって頑張っておられる青年部の方もおられるわけでございますので、今後、秋祭り実行委員会、そういった方々がやはり真剣に取り組んでいただき、市民参加の祭りをやっていただきたい

と思います。

次に、路線バスの廃止について質問いたします。10月中旬より、泗水・旭志地区の路線バスが廃止になりまして、地元住民の高齢者のひとり暮らし、そして二人暮らしの方が多いい集落では、距離が遠くて病院に行くのもタクシーを利用しなくてはならず、多額の負担がかかり大変であるということで、市としてどのような対策を考えておられるか。また、現在、旧菊池市で廃止になった路線に、便利カー及びあいのりタクシーで対応されております。その利用状況についてご説明をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 泗水・旭志地域では、10月14日から熊本電鉄の旭志線、津留線の2路線の路線が休止されております。実質は廃止であります。国には路線の廃止ではなく休止という形で届け出がなされ、認可がなされております。現在、泗水東部地域では、休止されたバス路線沿線の各地区がその代替策について必要性があるかどうかの調査・検討を行っておられ、市といたしましてもそのサポートを行っているところでございます。現時点では、各区からのあいのりタクシーを導入してほしいとの要望が出ておりますが、その実施につきましては住民の皆様の利用を見込み、菊池郡市内に路線を持ちます乗合バス事業者の意向、また、当該地域内に営業区域を持ちますタクシー事業者の意向について慎重に見定め、許認可を行う国とも協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。旭志地域及び泗水の一部地域におきましては、東側に山鹿市から本市を經由して大津へ運行している山鹿線、今年度は約750万円の補助支出予定であります、菊池市から大津町間を運行しております大津線の2路線、西側に泗水のほうでございますが、菊池市から熊本市間を運行している熊本線のバス路線があります。これらの交通体系の整備を行うとしても、路線が競合することから大変難しい状況でございます。こうした状況ではございますけれども、住民の皆様やバス、タクシー事業者との協議を重ねながら公共交通の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、水源・龍門方面の廃止路線バス代替につきましては、平成18年9月末日をもって全路線が廃止となったことから、あいのりタクシーを導入いたしております。廃止路線代替バス、当時は路線によって平均乗車密度が0.6名から1.9名の利用しかございませんで、運行赤字の全額を補てんする市の補助金は約2,600万円に達していたという状況でございます。市長がいつも答弁されますが、空気を運んでいたのに2,600万円出していたような形であったということでご

ございます。あいのりタクシーに変えまして、そのタクシーでは、1運行当たり水源地域線で10名前後、龍門地域線で4名前後の利用があっており、運行赤字を補てんする市の補助金は約900万円と、運行地域が大幅に拡大し、自宅から目的地までドア・ツー・ドアで行ける利便性など、住民サービスが向上したにもかかわらず、廃止路線代替バスの3分の1程度の行政負担で済んでいる状況でございます。利用者の皆様からは、「1日おきの運行を毎日運行してほしい」など、幾つかの要望は出ておりますが、大変高い評価を得ているようでございます。

廃止されました泗水・旭志の路線地域におきましても、今後、各条件をクリアする形で、市民の交通の確保については今後も努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○8番（水上博司君） 旧菊池市の水源地区というのは、もともと部長が一番詳しいと思いますけど、私たちの旭野地区の上流に位置します。私たちの家から5分もかかりません。そこまでは結局、あいのりタクシーが来ているわけで、それが私たちのほうに下りてくれば何もないわけですよ。ところが、やっぱり菊池管内で回すもんですから、やっぱり合併に対して不公平といいますか、「サービスは高く、負担は低くが反対じゃなかろうかね」と言わすとですたい。そういった形で言われますもんで、区長会がまた再度19日から行われます。区長会辺りに詳しく説明をして、議員の立場もありますので、住民の納得のいくように説明をしていただきたいと思っております。

それを要望して終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後2時23分
開議 午後2時32分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの水上議員の質問の中で不適切な発言がありましたので、その箇所を、削除を許します。

次に、泉田栄一朗君。

[登壇]

○2番（泉田栄一朗君） 皆さん、こんにちは。それでは通告に従いまして、質問をさ

せていただきます。

はじめに、田島工業団地についてでございます。

田島の地域住民の方から、「工業団地は買収しているものの何年たっても企業が来ない。一体どうなっているのか」という声を多数聞きます。泗水町田島地域は、農業地域で田園風景が美しく、広がりがとても素晴らしい地域でございます。50年前、私が生まれた時の風景とあまり変わっておりません。交通のアクセスは植木インターまで7分、山鹿まで20分、熊本空港まで30分。合志市に隣接し、熊本市内も菊南までなら15分という便利さです。そのため、質のいい田島の温泉は、市内からのお客さんで昼間からにぎわっております。しかし、田島にある泗水西小学校は、人数が少なく理想的な教育が行われているとも言われていますが、今後さらに進むであろう少子化の影響で、小学校の存続が心配されております。今のところは、新築された市営住宅のおかげで入学児童が増えたと聞いております。今は、工業団地は牧草地として地元の酪農家の方が管理している状況です。次の世代である子どもたちが増えるように、また若者の就労の場を確保するという点から、早く工業団地に企業が入ってくることを望みます。

改めて質問しますが、田島工業団地の総面積、用地費用の総額、造成するに当たっての費用、造成完了後数年たっていますが、その間の利子等も含め、莫大な金額であろうと思います。また、今までどのくらいの企業からの問い合わせがあったのか等、経過と現状についてお尋ねします。今後の可能性、見通しについてもよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 田島工業団地の面積につきましては、14.8haでございまして、平成8年から9年にかけて用地買収を行い、その平均単価は10a当たり400万円で、用地費総額5億8,994万円となっております。補償費、測量設計費、造成工事を合算した経費の合計は、13億289万円で、平成14年3月に竣工し、造成完了後6年半経過しているところでございます。

19年度、昨年1年間の経費につきましては、利息が1,380万円、除草にかかった費用が66万円、委託料31万円、計の1,477万円となっております。造成完了後の経費総額は、1億2,016万円で、平成20年3月末の物価総額、これまでの経費を造成費等にかけた、足した金額でございますが、14億2,305万円となっております。

合併後の田島工業団地に関する問い合わせの件数につきましては、四十数件ござ

いました。一般的に、現場サイドで候補地を2、3ヵ所絞り込んで本社の役員会で決定するという流れですけれども、四十数件のうち3件につきましては最終選考まで残り、市といたしましても、トップセールスを含め積極的に営業を図りましたが、残念ながら決定まで至ることができませんでした。

地質の問題もあるのではないかというようなことが一時述べられましたけれども、地質につきましては、特に悪いという状況ではなく、支持力を求められる企業であっても、工法等でクリアできることがわかりました。また、用水につきましても、工業用水としては十分使用可能と考えております。高圧線につきましては、九州電力と協議の結果、現在まで精密機器において誤作動が生じた報告はないとのことですが、線架の建築制限がございますので、企業様のご要望に対し詳しく説明申し上げるとともに、できるだけご要望に応えるよう務めてまいりたいと思います。

今後の可能性でございますが、先ほど市長からも答弁がありましたとおり、サブプライム問題から端を発しました世界金融危機の状況の中で、先ほど新聞にも出ておりましたけれども、県の企業立地課のほうで10月までは企業進出の話が数件あったけれども10月以降はぱったり止まってしまったと。10月までは、昨年並みの誘致の状況であったということでございます。今後におきまして、企業がこういう状況の中で設備投資を控えるというような状況に来ております。このことが長く響かないように、1年、2年で回復するように各企業も努力されると思いますけれども、それに向かって私どもも努力をしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） 企業誘致のために努力していただいていることはわかりました。ただ、総額約14億円かかったということで、このまま企業が誘致されなければ、元金がそのまま毎年約1,500万円支払っていくというようなことは、大変な額だと思います。

今後県と連携して、最大の努力をしていただきたいことはもちろんですが、私はある程度期限を決め、それ以降は企業誘致だけでなく、別の発想の転換も必要ではないだろうかというふうに思っております。

1つは団塊の世代や、都会からのUターン、Iターン、または若い世代をターゲットに、住宅と畑のある庭を一区画にして低価格で売り出すというようなことでございます。また、地元の農業の方に農業を指導してもらい、交流や協力を得な

がら、地域活性化に結び付けられたらと考えております。

そのほか、温泉の出る福祉施設などいろいろな発想があると思いますが、菊池市として、田島工業団地を企業誘致だけでなく他の利用の仕方も考えているかお尋ねします。

よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 若者の定住ということで、住宅への転換は考えられないかということでございますけれども、現時点では最大限、もうしばらく企業誘致に全力を挙げたいと思っております。しかし、どうしてもそれができないと、また金融危機が回復しないというような状況でございますれば、ほかの方法も検討しなければならないかと思っております。

おおむね造成完了後10年を経過した団地については、見直しを図りなさいというのが国の方針でもございますので、まだ10年までたっていないので、そこらを1つの区切りとしながら、その時点でまた検討すべきだと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） 10年を区切りということでございました。さらなる努力をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。菊池市の健康づくりについて質問します。

現代人の最大の関心事は、まさに自分自身と家族の健康です。いかに健康で長生きするか、寝たきりにならずに済むか、また最近だいぶ浸透してきたメタボリックシンドローム予防など、健康に関心を持つというのは大変素晴らしいことだと思います。

菊池市には、全国的にも有名な予防医学、東洋医学の菊池養生園があります。また地産地消で、新鮮な野菜が豊富な道の駅や物産館、メロンドームなども活気があり、よその市町村よりも健康に対して市民の関心の深さ、市の取り組みも素晴らしいものがあると感じております。その上で、今の菊池市の健康づくりに関してたくさんあると思いますが、その取り組みと今後の方向性について質問します。

よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 現在の本市の取り組み状況について、まず、ご説明を申し

上げます。

少子高齢化の進展によりまして、がんや脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病の増加が大きな健康問題となっております。本市におきましても、高血圧症や糖尿病、高脂血症など治療中の人が40代から増加していきまして、それらの合併症でありますところの脳の血管疾患や虚血性心疾患を発症している人の比率が高く、医療費の増加にも深く関係しております。国におきましては、医療費適正化のためにメタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病などを予防し、早期介入によりまして重症化を防止することが最重要との考えのもと、平成20年度から生活習慣病の予防を目的としました特定健診及び特定保健指導の実施が各医療保険者に義務付けられたところでございます。このような状況を踏まえまして、母子保健事業や健康増進事業、歯科保健事業などを推進するとともに、食生活改善推進委員活動や母子保健推進委員活動、健康づくり推進協議会など、市民との協働による事業を展開しております。国民健康保険におきましては、特定健診、特定保健指導のほかに人間ドック、はり・きゅうの助成事業をはじめ、温泉や温水プールを活用した事業を実施しております。

健診につきましては、本年度は特定健診に各種がん健診を組み合わせ、同じ日に受けることができる複合健診を、菊池養生園で8月と9月に21日間、さらに追加健診として10月に3日間、合わせて24日間実施しました。受診者数は39歳以下の生活習慣病健診が453人、40歳から74歳までの特定健診が2,260人、75歳以上の後期高齢者健診が952人で行いました。胃がん・腹部超音波・乳がん・子宮がん・大腸がん・便潜血検査などの各種がん健診は、延べ人数で1万4,000人が受診されました。特定健診につきましては、結果から生活習慣改善の必要性が高い方に保健師による訪問や電話等による個別支援をはじめ食生活や運動教室を実施しております。

今後の方針としましては、市民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組み、心身共に生き生きと元気に暮らせるよう、保健・医療・福祉の関係機関はもとより、個人を取り巻く家族や地域、学校、職場などが一体となり、積極的に健康づくり事業を展開してまいりたいと思います。

また、広域保健センターである菊池養生園との連携を深め、効果的かつ効率的な保健事業の実施に努めてまいります。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○2番（泉田栄一朗君） 菊池市でのさまざまな取り組みがわかりました。

再質問させていただきます。

九州のテーマパークで入場者数トップの阿蘇ファームランドは、6月に「阿蘇リフレッシュリゾート」と改称し、予防療法を重視した健康リゾート施設にしています。レジャー施設から転換し、健康や癒しを主軸に食事や運動、休養を組み合わせた長期滞在型リゾートを目指しております。

私はこのことからヒントをもらい、養生園がある菊池市こそが、これをなすべきだと思っております。そこで旭志の四季の里と養生園がタイアップして、健康の里菊池を目指していったらどうかと考えました。菊池養生園の予防医学の実績・実践は、全国から見学者、研修生が来ているのは皆さん方もご存じだと思います。また、海外からも取材が多く訪れています。

今、四季の里の活性化が問題になっていますが、四季の里には温泉があり、宿泊施設があり、鞍岳までの森林浴ハイキングコース、またオートキャンプ、動物園との触れ合い等々、癒しの里としての要素はすべてそろっていると思います。養生園で行っている1日ドックや健康セミナー、健康生活体験ツアーを四季の里で行い、健康の里菊池の拠点としたらどうでしょうか。

昨年、養生園議会研修で、伊豆のヒポクラティックサナトリウムという断食保養施設を訪問しました。これは伊豆にありますけれども、病気は食事療法と運動によって治療できるという観点から、健康教育を受けて宿泊し、心身共にリフレッシュするという施設でございます。3年先まで予約が入っているということです。

菊池市でも、新たにつくらなくても、今ある施設、今ある環境でそれを最大限に生かしていけばよいと考えますが、このような考えがあるかお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 四季の里の健康づくりの観点での活用につきましては、庁内関係部署において検討を行ってきておりますが、地理的にも、気候的にも、住民のみを対象としたものはそぐわないとの結論に至っております。地域住民を対象とする場合、いかに多くの人が集まりやすい場所で安価に実施できるかということを考える必要がございます。四季の里までの距離を考えた場合、利便性に難があるとともに営利を求められる施設ということで、その営利に見合う利用料金を住民に対して求めることは、市が実施する市民を対象とした健康づくりの観点においては、そぐわないと判断しております。

また、福祉面においては、要支援者を対象としたデイケアの実施についても検討を行ってまいりましたが、実施するためには介護士など3名の専門職員の配置をする必要があり、そのための人件費の確保も必要となります。

このように条件整備の面もさることながら、旭志地区においては民間施設が取り組んでおり、いずれも定員30名に対し10名程度の利用状況でございますので、新たに四季の里が取り組むことは、これまで民間主導で進めてきました方針から反れてしまうととも民業圧迫になることが考えられます。

四季の里につきましてはご承知のとおり厳しい現実がございますので、今後の経営の方向等につきましては第三者等を含めた検討委員会を立ち上げ、早急に協議する必要があると認識しておりまして、その中で再建策や次の展開、公募等でございますが、を模索していくことになるものと考えております。

議員ご指摘のように、健康づくりは重要な課題でもありますので、養生園等との連携も一つのご提案として受け止めていきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） 私も住民を中心としたという、これも大事だと思いますけれども、外部からできるだけ呼び寄せて、人を呼ぶということをやはり中心に考えながら、今の内容をぜひ検討していただきたいと考えております。

次に質問をさせていただきます。農商工連携の取り組みについてでございます。

菊池市の基幹産業は農林業であります。ここが元気、活力がないと、菊池らしい魅力がなくなると考えております。私は2ヵ月に1回、業種の違う仲間と異業種間交流をし、勉強会をしております。みそ屋、酒屋、ホテルマン、農業、貿易、生命保険、J A、造園業、議員等でございます。それぞれが自分たちの体験を発表し、苦労話や失敗談、成功談などを話す中で農商工連携の話しが出てきました。

まず最初に、農商工連携について確認をしておきたいと思っております。

農商工連携とは、商工業者と生産者がサービスや商品の開発で連携し、地域活性化を促す取り組みです。単に農林水産物をつくって売るだけでは、経済的な波及効果に限界があります。技術開発・販売戦略などのノウハウに長けた食品メーカーなどと有機的に結び付くことで生まれた新たな商品が軌道に乗れば、地域経済にやる気を育て、その事業に大きな広がり期待できます。また、地元でつくりその地域で消費する、いわゆる地産地消の促進にも寄与できると思っております。

ここで質問に入りますが、1つは国の支援事業の内容、そして菊池市の現在の農商工連携についての取り組みについてお聞かせ下さい。

お願いします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） お答えいたします。

まず、国の支援事業の内容についてでございますが、農商工等連携促進法の施行に伴い、農商工等連携対策支援事業が新設されたところでございますが、これは商工業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効活用して行う、共同事業を支援することを目的とした制度となっており、事業化・市場化支援事業と連携体構築支援事業の2つの事業スキームからなっております。

事業化・市場化支援事業は、商工業者と農林漁業者が共同で行う、新商品・新サービスの開発、生産、提供、需要開拓等の事業を実施する際に、農商工等連携事業計画を作成し、国の認定を受ければ、事業費に対する補助金のほか設備投資減税、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関の低金利融資等の支援策が講じられる制度でございます。

また、連携体構築支援事業は、商工業者と農林漁業者との共同事業に対する指導、助言及び支援を行う公益法人やNPOが、農商工等連携支援事業計画を策定し、認定を受ければ、事業費に対する補助金と中小企業信用保険法の特例の2つの支援策が講じられる制度となっております。

次に、本市における農商工連携の取り組みについてお答えいたします。

七城町商工会と泗水町商工会との共同プロジェクト事業といたしまして、両地域の特産品である米やメロン、牛乳などの農産物を生産する農業と商業・工業が連携した、新たな地域ブランド「ななみ」の開発に取り組まれております。

事業の進捗状況につきましては、現在、スイーツと米粉のパスタの商品化が進められており、10月に東京ビッグサイトで開催されました、「グルメとダイニングスタイルショー2008・日本いいもの再発見」このコーナーで試作品を出展し、その時のアンケート調査を基に改良を加えまして、今年10日に試食会が開かれたところでございます。今後、さらなる改良が加えられ、来年2月には、販路開拓に向けて、東京で開かれます商談会に参加される予定だとお聞きいたしております。このほかにも、市内各物産館を拠点といたしまして、地元生産者組織との連携により消費者ニーズに合った安全・安心農作物の生産や、農産加工品の開発、地域製品の紹介、販売も進められております。

幾つかの事例を申し上げますと、メロンドームにおきましては、メロンをジュースやゼリー等に加工し、販売しております。菊池観光物産館では、ヤーコンをジュースやアイスクリームに加工して販売いたしております。また、農産物の加工グループにおきましては、みそ、漬物、こんにやくなどのほか、桑の実ジャムや柚ジャム等を開発し、物産館で販売しておられます。このほかにも個人で商品開発し、販売されている方もおられます。

このように、本市の農作物の一部を商品開発し、市内の物産館等で販売しているのが現状ではございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） 再質問させていただきます。

菊池市も積極的に取り組んでおられるようですが、今後、この事業は菊池市の大きな起爆剤になると思っております。また、活性化にもなると思っております。議員で、中山委員もこれを先取りして、茶を中心としたブランド化に向けて開発に挑戦されているということを伺いました。

そのほか、九州の幾つかの実践例を紹介させていただきます。

宇城市では、こだわりの熊本ラーメンを農商工連携で開発しました。また、国産小麦を100%使用したJAブランドの熊本ラーメンは、JA宇城と従来から取引のあった熊本製粉とが連携して取り組み、さらに商品開発にはスープの開発も不可欠であるため、三協デリカのノウハウも活用しています。

また、大分県大山町では高級梅ジュースの開発が有名です。大山町は昭和36年、従来の農業と畜産を廃止し、「梅栗植えてハワイへ行こう」、それを目指して町を挙げて梅・栗を栽培する村おこし運動を展開しました。皆さんもご存じのとおり一村一品運動の原点となった地です。しかし、農業の取り巻く厳しい環境下で、農業以外に活路を見出す必要があると迫られた中、連携を推進する活動母体として「おおやま夢工房」が設立され、農林業者であるもくき工房、マルキンファーム、ながお梅園と連携して、梅ジュースを開発し販路を開拓しています。

そしてつい先日ですが、12月10日の新聞に載っていましたが、熊本県内でも農商工連携推進法に基づき、新たに2件認定されたという記事がありました。1件目は馬油の健康補助食品ということで、3社が連携しています。もう1件は、住宅メーカーと林業者の連携で、室内空気中の化学物質濃度を10%以下に抑えた健康住宅を開発するという計画ということです。いろいろな各地の参考例はありますが、では、菊池市では何をすべきかと考えた時に、私は規格外の農産物をさらに活用し、加工品をつくり、さらにそれをブランド化して地産地消を推進していったらどうかと考えております。

菊池市として、今後のどのような取り組みをしていくか、また、農商工等連携対策支援事業への行政とのかかわりについて、どのように考えているか、お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） お答えいたします。

規格外の農作物に関しましては、各物産館の店頭において、規格外農産物として販売に寄与することができるものにつきましては店頭販売を行っており、加工すべきものについては加工して販売しております。例えば、メロン等の利用価値の高いものにつきましては、規格外として販売できるものは低価格で販売し、加工すべきものについては物産館でジュース化やカット加工した上で、外部業者へ販売されているケースも多ございます。また、農作物を加工しているグループにおきましても、弁当、総菜及び漬物等の加工材料として利用し、商品化し、各物産館の店頭で販売されているところでございます。

このように規格外の農産物活用については、各物産館や農産物の加工グループにおいて取り組みが進められている状況でございますが、今後は菊池農業高校や東海大学等と連携し、規格外の農作物を加工商品化し、ブランド化することによる付加価値を付け、本市の農作物の有効活用、高度利用による農業者の所得向上につなげるよう、引き続き第三セクターの取り組みの継続・発展を推進してまいりたいと考えております。

農商工等連携対策支援事業への行政としてのかかわり方でございますが、商工業者や農業者への情報提供はもちろんのことでございますが、展示会や商談会の開催、バイヤーとビジネスパートナーとのネットワーク構築といった、販路拡大事業への支援が必要であると認識いたしております。しかし、販路の開拓拡大に係る事業は、商工業者、農業者、あるいは行政の三者だけでの力では難しい面もございまして、商工会やJA、観光協会、旅館組合といった関係団体と一体となって、今後取り組んでまいらなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） 今後も、行政がさらなるリーダーシップをとっていただいて、そのつなぎ役、パイプ役として頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



散会 午後3時07分

平成20年第4回菊池市市議会定例会

議事日程 第5号

平成20年12月16日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	枋原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君
24番	北	田	彰	君
25番	外	村	國敏	君
26番	徳	永	隆義	君
27番	横	田	輝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君
収	入	役	高	本	信	男
総	務	部	緒	方	希八郎	君
企	画	部	石	原	公	久
市	民	部	村	山	隆	君
経	済	部	後	藤	定	君
建	設	部	岡	崎	俊	裕
七	城	総	松	岡	敬	二
旭	志	総	中	村	榮	光
泗	水	総	上	林	正	章
企	画	部	木	村	靖	弘
財	政	課	川	上	憲	誠
総	務	課	山	田	浩	文
管	理	委				
教	育	長	田	中	忠	彦
教	育	次	山	口	正	司
農	業	委	五	島	千	秋
水	道	局	三	牧	茂	君
監	査	委	大	塚	茂	幸

事務局職員出席者

事	務	局	長	岩	木	精	四郎	君
議	事	課	長	永	田	哲	士	君
議	事	係	長	上	田	敏	雄	君
主	任	主	事	荒	木	崇	之	君

午前10時00分 開議

○

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

○議長（北田 彰君） ここで、山瀬義也君から発言の申し出がっておりますので、
発言を許します。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） おはようございます。昨日の一般質問の中で、全員が反対だったわけだったんだということを述べましたけれども、撤回をしたいと思います。
よろしくお願いたします。

○議長（北田 彰君） 申し出のとおり、これを許可します。

○

日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村 國敏君） おはようございます。一般質問、4日目になりましたが、
トップの、久方ぶりの、1番目の質問となります。執行部の皆さんもよくお聞き
になって、そして明確な判断のご答弁をお願いします。

通告に従いまして、まずはじめに中小企業緊急制度についてでございます。現在、日本経済は大変厳しい状況に直面しております。米国発の金融危機の影響で、貸し渋りも増え、年末に向け中小企業の資金繰りは大変厳しく、厳しい状況にあります。急激な経営悪化に苦しむ中小零細企業に対して、円滑な資金供給を行うための保障制度が、本年10月31日からスタートしました。中小企業は全国に420万社あり、日本の企業の実に99%、従業員の7割を占めています。中小企業を支援することが経済対策の要であります。

このたび、中小小規模企業の資金繰りを支援するため、緊急保障やセーフティ
ーネット貸付けによる金融支援を過去最大の30兆円に拡大することとなりました。対象業種は、公明党の強い主張で、従来の185業種から618業種まで大幅に拡充しました。電気メッキ業、料理業、小売業、パッケージソフトウェア業、

旅行業、広告代理業などの業主が追加されております。さらに、12月10日、現場の声を受け、電子部品製造業、理美容業、ビルメンテナンス業など80業主を追加、698業種と拡充しました。これで中小企業の8割をカバーできることとなったわけであります。この制度が10月31日にスタートして以来、12月8日現在、保障承諾の総計は約5万6,000件、金額約1兆3,800億円にのぼり、熊本県としましても2,567件、540億円の利用であります。

そこで質問いたしますが、本市の中小企業対策はどうしておられるのか。また、認定件数は何件だったのか。中小企業への制度の周知はどうされているか、お答え願いたいと思います。

以上が1回目の質問でございます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。中小企業緊急制度についてお答えいたします。

市の対応はどうしているかということでございますが、国の緊急総合対策といたしましては、議員も申されましたように、10月31日にスタートしました原材料価格高騰対応等緊急保障制度、通称緊急保障制度と申しておりますが、中小企業者が利用するためには、まず事業所がある市町村長の認定を受ける必要があります。その後、融資を希望する金融機関と信用保証協会の審査を通ると、一般保障とは別枠で、普通保障で最大2億円、無担保保障で最大8,000万円まで借入ができることになっております。

本市への認定申請件数につきましては、従来のセーフティーネット保障が大幅に拡充され、対象業種が185業種から618業種に拡大され、認定要件である前年対比の売上高減少率が5%から3%に引き下げられたこともありまして、11月末までに81件、12月15日現在で130件を超える認定申請があがっております。前年の同期と比べますと、十数倍の数となっております。

また、中小企業者への周知につきましては、できるだけ多くの方に緊急保障制度を活用していただけるように、市内の金融機関及び商工会との連携を図りながら、市の広報誌への掲載やチラシの配布等により、緊急保障制度のPRに努めておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村 國敏君） 市の対応、状況の説明がございました。11月末まで81

件の認定申請があり、前年の10倍以上だとのことでもあります。今回の金融危機は、日本のみならず、世界で大変な状況になっております。大手企業も解雇に踏み切ったり、連日のようにニュースで報道されております。市長をはじめ、公務員の皆さんたちは、それくらい大した影響じゃないというふうを考えられると思いますが、また、ガソリンが少し上がったな、物価が少し上がったなぐらいだろうと、失礼でございますが、今すべての業種の皆さんの話を聞きますと、大変なもので、まさにこの危機をどうにかして乗り切らねば師走は越せないと言われた人もおられます。

81件の認定申請のうち、何件が融資を受けられたのかお答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） お答えいたします。

緊急保障制度における融資の確定自体につきましては、市町村に権限はございませんで、あくまでも信用保証協会の審査にゆだねられるところでございます。そこで融資の確定状況を、熊本県信用保証協会保証部にお尋ねしましたところ、11月末時点における熊本県全体での状況は、融資件数1,805件、融資総額412億8,500万円に上がっており、本市につきましては融資件数52件、融資総額9億6,200万円となっております。融資件数が52件でございますけれども、まだ審査途中の方もいらっしゃいますので、担当のほうにお尋ねしましたところ、ほぼ100%近い融資が受けられているのではないかなというような状況ではございました。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村 國敏君） 現在の状況の中では、81件申請のうち52件、しかし残った方たちもほとんどの方が、可能だというご答弁だったと思います。

金融機関と保証協会が審査し、この企業はこの危機を乗り越えれば大丈夫とお墨付きがあれば融資を受けられる。当然なことでもあります。本市もより多くの企業の皆さんたちが安心できるように、市長としての、どのような応援ができるか、また支援ができるかをお答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村 三男君） 本市といたしましても、この金融機関との事前協議を強化す

ることによりまして、業種、またそれぞれの業種の売上高とか営業利益はどのようになっているかなどの確認作業を効率よく行って、また資金繰り、特に年末の資金繰りに苦慮されている中小企業の皆さん方が、少しでも早く融資を受けられますように、認定書の交付事務のスピードアップを図っていききたいなと思っております。

今、行政の長でありますとともに、第3セクターという、いわゆる民間会社と同じような会社の経営に携わっております、昨日15日には入金があったらうかと。あるいはこの来るべき25日には手形の打ち込みがあるたらうかと。もし打ち込みがなければ、支払い滞った場合には、納入しているものを止めなければならぬ。あるいはまた納入の背景には、生産農家の方々、加工農家の方々、あるいは弁当、惣菜をつくっておられるの方々に対しての取引をまた中断しなければならぬとかといった、本当に身につまされることが数多く身近にありまして、自らのことと含めながら、広く市民の中小企業のために、スピードアップしながら頑張っていきたいとこのように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村 國敏君） 次に移ります。妊婦検診についてでございます。10月31日に政府より発表された生活対策で、第1の重点分野に位置付けがされている出産、子育て支援の拡充に、妊婦健診の公費負担の拡充が盛り込まれました。妊婦健診公費負担は、現在、全国平均5.5回実施されております。しかし、本市は5回であります。しかし実際の医療現場においては、妊娠から出産に至るまでの健診回数は14回程度が望ましいとされております。出産、子育てとは安心と安全が不可欠であるにもかかわらず、経済的な理由から健診を受けることさえできず、胎児に悪影響を及ぼすケースや、出産をあきらめてしまうケースも現実には多々あります。このような実情を踏まえ、国では妊婦健診14回分の公費負担を時限的ではありますが決定しました。この決定は、大いに評価に値するものであります。

そこで質問いたしますが、本年4月より5回までは無料となり、来年度より14回までの、市の考えについてお答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 妊婦一般健康診査の実施につきましては、議員ご存じのとおり、平成20年度より5回を限度として無料化を実施しております。安心して

妊娠し、健やかな子どもの誕生を願う観点から、国はすべての妊婦健康診査14回分の無料化に向け、残りの9回分について国庫補助事業を立ち上げる方針でございます。本市としまして、母子保健の充実、あるいは向上の観点から、妊婦一般健康診査が無料化されることは大変望ましいことと思います。

しかしながら、現在のところ、事業の実施要綱と交付要綱とも定まっておらず、都道府県の関与などの交付の仕組みについて今後詰めていくとしていまして、詳細が明らかではございませんので、今後とも国・県の動向を見ながら事業を展開したいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村 國敏君） 部長の答弁では、国・県の動向を見ながらやるということですが、今ご説明がありましたとおりであります。現状の5回より9回を、公費負担の割合は国が半分、市町村が半分を負担するということとあります。

しかし、現在までも14回のうち5回以上の9回を自治体で助成しているところもたくさんあります。今回はその2分の1、9回の2分の1、14回まで拡充した場合、本市としてどのくらいの人件、そして金額となるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 妊婦一般健康診査事業に要する費用につきまして、妊婦届け出数を420人と仮定した場合、5回を限度としています現在では約1,123万円となります。14回のうち残り9回分につきましては、標準的検査内容の1回当たり3,090円として試算しますと、約1,168万円となります。仮に2分の1負担とした場合、現在の5回分約1,123万円と、増額となる分、9回分約1,168万円の2分の1でありますところの約584万円を合わせまして、妊婦一般健康診査事業経費は約1,707万円となります。国の補助がない場合には、妊婦一般健康診査事業に要する費用は、現在の5回分と追加される9回分を合わせまして、年間約2,291万円となりまして、現在より約1,168万円の増額となります。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村 國敏君） 再々質問いたします。今の部長の答弁で9回、その県・国

の動向に併せながらやった場合、1,168万円の半分、584万円ということになります。きのう、隣の合志市では、これは決まればやりますということだったそうです。合志の場合はいろいろと少子化対策では提案されております。妊婦健診もこの少子化対策の1つであります。この菊池郡・市を見ましても、本年4月より乳幼児医療費無料化が、大津町で小学校6年までとなりました。来年より、菊陽町、合志市も予定されていると聞いております。このことを私も何度も質問してはいたしましたが、通告しておりませんので、お答えはしていただくなくても結構であります。来年の3月にこのことは言いますので。

また大津町は、不交付団体であるから1年早くできたのだと思われるかもしれませんが、しかし、今の少子化対策を思うならば、これは当然なことだろうと私は思います。また、妊婦健診しましても、郡・市の調整、本年の4月からの妊婦健診が、それまで郡・市調整しているという話でありましたが、菊池市だけが出遅れました。私がちょうど4月だったか、そのことでお聞きしまして、なんで菊池でできてないの、とこうなったものですから、そのことで6月の質問にやりまして、そして足並みをそろえたわけではありますが、このような妊婦健診、これは3年前の議会が改選された、その6月のときに私がこのことは提案したのです。今の3回で少ないだろうと。その翌年の1月、7ヵ月後に、国の厚生労働大臣が5回はすべきだというふうになったのです。しかし、現実として、そのことをすぐに3月また質問で言いましたが、1年延びて、そして他の町に遅れて、そしてそのことを言われて、また元に戻ったというような感じであります。

このようなことを遅れてばかりということは、私はしてほしくない。どうせするならば、言われたときに、さあそういうことはやりましょうと。先ほどの話で584万円ですよ。合志、菊陽、大津に先駆けて、もしも4月からできないとしたって、それはやはり市長として考えるべきではないか。菊池市が先に走っていただければ、皆さん一緒ですよ。うちは後からついていったのではちょっといけないと思いますが、いかがでしょうか。

また、この少子化対策というのはだんだん子どもが減って、今1.25ぐらいですかね。菊池においては小学校の複式学級、また統合、この問題も今出てきております。14回まで補助するとすれば、かなりの人たちが、そして悠々と子どもを妊娠して育てられるのではないかと思います。もう1回言います、拡充する考えは、お聞かせ願いたいと思います。これは市長にお願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村 三男君） 拡充する考えはないかということでございますが、ただいま

部長のほうから答弁いたしまして、2分の1の負担であれば584万円程度だということですが、これまでの負担分1,100万円と合わせますと1,707万円になるということで、さらにこの補助がなければ2,291万円になるということの趣旨を説明したことだと思います。

国の補助がない場合には、あくまでもこれは市の単独ということになります。これに対しての実施という考えのご質問でございますけれども、本市が独自に実施する場合には、市民の皆様方には迷惑がかからないように、公平でしかもかつ効果的な事業として実施をするために、いろいろと諸準備が必要であろうと思います。1つには受診表、あるいは検査の内容、そして実施の時期、あるいはまた支払の方法など、さまざまな事務的な手続きが必要だとこのように考えます。この背景には、熊本県医師会との協議、あるいは事務作業の検討などが必要になってまいりまして、一方的にこちらが制度を設けてはいやりますよということでは、協議がなかなか困難な問題が発生する場合があると思っておりますので、こういったことについて、早急なこの協議というものをしていかなければなりませんけれども、そのためにそれが整うまでにおいてはやはり実施は困難であろうと思います。

いずれにいたしましても、おっしゃるとおりに少子化対策ということについては、お聞きしますと、この出産祝い金も相当額増額になるというニュースが流れておりましたように、そういった自治体としてのいろいろな財政的な困難なところもありますけれども、将来を担う子ども誕生というものについては、相当な力を込めて取り組んでいかなければなりません。

そういうことを含めまして、今しばらくの時間を頂戴いたしたいと、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村 國敏君） 次に進みます。人間ドックについてであります。人間ドック健診費補助については、15、6年ぐらい前だったと思います。もうちょっと前だったと思いますが、医療費が増え続け国民健康保険料が上がり、健康な人ほどこんなに保険料を払わねばならないかと話がありました。しかし、病気にかかる人が少なくなれば当然安くなるのは当たり前のことではありますが、健康を保つということは、努力してもいつ病にかかるかわからないのが現状であります。しかし、病気を早く、未然に完治し治療をするというのが、医療費の高騰を抑制する方法ではないかと提案したのが15、6年前であります。

しかし、保険料は当然の、保険料は治療のためであり、予防には使えないと当

時の市長より答弁があり、激論を交わしました。しかし3ヵ月後の一般質問で再質問を準備していたところ、本議会の前に、当時の市民部長より、医療費抑制と市民の健康のため国民健康保険で人間ドックに7割補助しますとの回答がございました。これでやっと執行部もわかってもらったと安心し、その後、県内で人間ドックの補助が進んだのも事実であります。

翌年、補助負担を8割にと提言しました。本人負担は2割であります。実行していただき、3年前の合併まで、個人負担は2割で済みました。しかし、さらに1割にできないかと。本人負担1割でどうでしょうかと。健康を守るためですよということを提案しましたが、今の国保の高騰からするならばちょっと待ってくださいということで、そのことはちょっと実現できませんでした。しかしこの3年間、3年前までは、合併までは2割だったのですが、合併後、他町と併せますので3割に戻してほしいとの話がありました。1年間の人間ドックの予算が1月か2月までに終わり、ドックの要望があっても補助、補正は組めない。翌年に回しているとのことであり、ならば、ドックの補正は例え1月だろうと2月だろうと要望があったときは組みますかと言ったら、それは3割に戻していただくなれば責任持って実行しますとのことでございました。

しかし、今年4月より上限2万5,000円とし、1泊の場合、6万円のドック代のときは2万5,000円ですので3万5,000円が個人負担となり、3割ではなく6割が個人負担となっております。ドック改正は、市民重視をおろそかに、予算だけでやったのかと思うところであります。答弁をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 本年6月の第2回定例会、坂井正次議員の一般質問でも答弁していますように、人間ドックの助成につきましては、自主健康管理の意識の向上を図りながら、疾病の早期発見及び早期治療によりまして、健康管理に寄与することを目的として実施をいたしております。国民健康保険の医療費の状況ですが、まず保険給付費で平成18年度38億2,500万円が、平成19年度では41億1,400万円と、約2億8,800万円、率にしまして7.5%の伸びとなっております。生活習慣病の増加や高度医療等により、医療費は年々増加傾向にあります。また一方、医療費を支えます保険税は、景気低迷等によりまして不況のあおりを受け、収納率が低下し、財政運営は大変厳しい状況となっております。

議員ご存じのとおり、本年度からは特定健康診査、特定保健指導事業が義務付けられました。人間ドック事業は特定健診と非常に似通った事業であるため、県下では19市町村が人間ドック事業を廃止しています。本市におきましては、厳

しい財政状況下ではございますが、毎年700名程度の方が利用されていますので、事業廃止は行わず、近隣市町村の動向を見ながら助成額の変更を実施してきたところであります。

人間ドックの助成内容につきましてご説明申し上げますと、30歳から69歳の方を対象に費用額の7割、2万5,000円の補助を上限としまして、より多くの方に受診していただけるように改正をいたしております。

今後につきましては、本年より始まりました特定健康診査へ移行していく形で推進していきたいと思っております。以上のような状況から、本年度より助成額の変更を実施したものであります。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村 國敏君） 再質問いたします。答弁によりますと、特定健診とか始まって、人間ドックがおろそかではありませんが、菊池市だけ残したということだったと思います。

人間ドックは、今は1泊の場合が高くなるわけですね。日帰りの場合は3割でできると思います、上限が2万5,000円でありますので。それはそれで、いいと言うならば、それは専門医の判断で行われたのかどうか。健康を守るために、金が、あっちをするからこうですという場合ではないと思うのですね。人間ドックというのは、一つひとつの健康診断があったけれども、まとめてできるからということでこれは私が提案したのです。結核健診、胃がん健診、大腸がん健診と1つずつあったら、なかなか皆さんたちが1つずつできないと。だけれども、1泊2日で済んだらば全部見られるではないかということが、もともとの発端だと思います。それが病気を予防することで言ったのであります、特定健診があった、確かにそれに参加される方はいいと思います。1年に1回人間ドックですべてをしようとする方、1泊しようという方たちは、さっき6割と言いましたかね、6割は持たないといけない。これはちょっとどうだろうかと思いますが、だから、1泊でもなくてもいいよというのは、専門医の判断か執行部の判断かお答え願いたい。

市民の健康を守るため、各種、先ほど言いました、利用費とか少なくはないのか。できれば、各種健診の利用状況とドックの状況をお答え願いたいと思います。すべての状況。

次に、脳ドックについてであります。日本人の三大死因は、がん、心疾患、そして脳血管疾患と言われております。これらの死因の中で、実際に亡くなる人数

が最も多いのはがんではありますが、患者の生活に最も深刻な影響を与えるのは脳血管疾患であります。例えば、くも膜下出血で倒れた患者が病院に運ばれてきたときには既に限られた処置しかとれないことが多くあるため、命が助かっても身体に重度の後遺症が残ることや、長期間の介護を続けていく家族のつらさなどを考えなければならないと思います。非常に不幸なことであります。脳血管疾患の場合、発症してからの治療では遅く、発症自体を防ぐための予防が重要で、脳ドックで早期脳内部の状態を調べれば、脳血管疾患のリスクを事前に確認することができ、発症前の予防策を打つことができると言われております。本市でも、不幸な病気にかかった人も多く見受けられます。

先日も、先輩とちょうど病院の前で会いましたら、ちょこちょこ、ちょこちょこ足が、本当、歩いていられるのだろうかというような感じでおられました。本当に、そのような病気になると不幸なことであります。そのときに、早期ドックの重要性を深く感じたのであります。

そこで質問に入りますが、脳ドックは3万円から5万円かかると聞いておりますが、補助すべきだと思いますがご答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） まず、人間ドックの助成関係ですけれども、19市町村が先ほど廃止ということをお答えしました。なお、菊池圏域におきましては、大津町、菊陽町、合志市、菊池市、すべて2万5,000円で補助をいたしております。

それから専門医の判断を仰いだのかというようなことについては、人間ドックの日帰りドックと、特定健康診査におきましては、検査内容等がほとんど似通っていますので専門医の判断は仰いでいません。また、検診の状況ですけれども、平成19年度の人間ドックの利用者数は、日帰りドックが374名、宿泊ドックが348名、合計の722名の方が利用されています。ちなみに助成金額ですけれども、平成19年度の人間ドックの助成金額は2,572万円で、平成20年度の単価にしますと1,805万円となりまして、767万円の減となっております。平成20年度の実診者数は、11月末現在で、日帰りドックが484名、宿泊ドックが218名、合計の702名となっております。

また、脳ドック関係等の補助金関係ですけれども、一応、現在は人間ドックの中の2万5,000円の中で対応していただいております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村 國敏君） 人間ドックは、今年はやはり日帰りが多くなったということでもありますね。374が484、1泊が348から218ということで、もちろん補助金は少なくなりました。しかし、1泊した方たちはその分だけ払っておられるということですよ。市のやり方だからもうそれは言うことありませんが、脳ドックをこれに加え、今のところ脳ドックは2万5,000円で使っているというような話ちょっと今最後に言われたと思いますが、人間ドックとそれは別にですか。脳ドック何か2万5,000円のほうで対応しているということだったのですから、そういう感じで私受けました。人間ドックの場合が2万5,000円で、脳ドックはそれで対応できるというならば、また別枠で対応できるなら結構であります。言うならば、2万5,000円を上限ではなくて、今言われたように、人間ドックで1泊した場合は、別枠でその補助を幾らか考えるということが、私は妥当だと思います。

県内でも、脳ドックは宇城市が、市長の公約として今実施しておられます。調べてみました。九州ずっと調べてみますと、他県・市でもかなりのことを実施しており、県内でも実施に向け今計画のところがたくさんあります。あると聞いております。

市長の、市民の健康、どのように考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 脳ドック関係ですけれども、脳ドックと肺関係等々になりますとオプションとなります。したがって、現在のところ人間ドックの助成としましては、2万5,000円です。したがって、現在のところ個人負担ということに相成っております。現在のところ個人負担でお願いいたしております。

○25番（外村 國敏君） 現在はでしょ、今後ですたい。市長。

○議長（北田 彰君） 市長が答えるのですか。

○25番（外村 國敏君） 市民の健康をどのように考えているか、お答え願いたいということです、市長は。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 市民の健康についてはどう考えるかということでございますけれども、市民の健康は本当に最も大切なことでもありますから、人が元気に暮らしていくことが何よりだと思っております。そのための、予防医学としてのいろいろな人間ドック等々があると、このように思っております。

先ほど市民部長がご答弁申し上げましたけども、国保の状況というのは非常に厳しい状況になっていることは、決算の報告などなどでご承知のとおりだと思います。財政調整基金も1億6,700万円を取り崩しまして、やっと19年度の決算が組めたというところでございまして、この後のことを考えますと、本当にこれは一般会計に手を付けざるを得ないような状況になってくるのかなと。その繰り入れ等につきましては、またこの議論をしていただかなければならないことだと思いますが、そういうような、背景に財政問題があるということは、健康もちろん大事なことでありますけれども、健康を裏打ちするだけの財政というものがなければならないということで、非常に苦慮しているところでございます。

ただいまの説明の中にありましたように、特定健診ということで、いわゆるこの複合健診とあわせてくれば、人間ドックの項目とほとんど同じであるということでございます。

先ほど、日帰りが平成19年度と20年度につきましては、大幅に日帰りのほうが増えていると、そして1泊2日のドックのほうが増えていると。これはお金の問題なのか、あるいはまたほかの要件なのかという判断をしなければならぬと思いますが、私は医者の方にお尋ねした場合に、この大変多忙な方々が非常に増えていると。その中で1泊2日という日程というのは、非常に厳しいスケジュールになってしまうということで、1泊2日しなくても、この日帰りで十分できるという検査項目になっていると。それが特定健診と複合健診のセット的なものが成されればいいのではないかといたふうに判断をしております。

なぜこの1泊2日が減少し、日帰りが増えてきているかという中において、この調査は必要ではないのかなと思います。多忙な人が多くなっているのではないかなという私は推測をいたしてございまして、非常に便利がよくて日帰りでこのドックを受けることができるというその点をとらえて、この日帰りの方々が増えている傾向にあると思っております。そのことが健康の本当の意味での健診に欠落した部分があるとすれば、これは問題でありますけども、医者的なドクターの判断としてはそれで十分できるということをよくおっしゃっております。

それで、こういったものを複合健診、特定健診というものがドックに変わるものであるということにおいて、例えば、リフレッシュドックだとか、あるいはまた新しくできたからニュースペシャルドックだとかいったことで、この特定健診、複合健診等の名称が、ドックという言葉に名残のある方々についてはそういう意味合いにとっていただければ、内容的には変わらないということではないのかなと思っております。

いずれにいたしましても、市民の健康を守ることは行政の役目でありますので、

予防医学については、養生園等々と連携を深めながら、今後積極的に取り組んでいき、先ほどご指摘のように、他の市町村にあって我が町にないということは、その住民のサービスがそれだけ低下しているということになりますので、積極的にそういったことについて目を向けながら、取り組みを進めてまいりたいとこのように思います。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村 國敏君） 次に入ります。地デジについてであります。

12月1日の読売新聞に、テレビの地上デジタル放送の普及ベースが、政府や関連業界の目標を下回っている。今年9月時点の普及世帯は約2,350万世帯であり、目標としていた2,600万世帯に比べ250万世帯少ない。普及対象の5,000万世帯に対して約47%にとどまり、景気悪化の影響で政府や関連業界は普及に向けた体制や計画の見直しを迫られる可能性もある。また、放送局や経済団体等が参加する、地上デジタル推進全国会議が1日、地デジ専用チューナーや対応型テレビを持つ世帯数を明らかにしました。総務省が5月に公表した世帯普及率は43.8%だったが、8月の北京五輪に向けたテレビ商戦をバネに、一気に50%超えを見込んでいたが、実際には3ポイント強増えただけだったということであります。

政府は、2011年7月にアナログ放送を終了し、地デジに完全以降する計画であります。これを受けて、各自治体でもその対応に取り組んでいるようであります。2011年7月、地デジ放送への完全以降まで2年6ヵ月余りとなりましたが、本市の対応はどのようにされておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方 希八郎君） おはようございます。議員ご指摘のように、現在、地上アナログテレビ放送は、2011年、平成23年7月24日までに地上デジタルテレビ放送へ完全に移行し、終了することとなっております。これは、平成13年7月25日施行の電波法の一部改正によりまして決定されたものでございます。通信や放送などに使える電波は無限ではありませんで、一定の周波数に限られ、日本では使用できる周波数に余裕がなく、過密に使用されておる状況でございます。デジタル化に完全に移行しますと、空いた周波数を、携帯電話や消防、救急、地域の防災等の公共業務用に使え、有効利用もできることとなります。

また、デジタル化によって、高画質・高品質なハイビジョン放送、いつでも必要な情報が得られるデータ放送、暮らしに役立つ地域情報など、多様なサービス

を受けられるようになります。

地上デジタル放送は、東京、大阪、名古屋では2003年にスタートし、熊本でも2006年12月1日から始まっております。地上デジタル放送を視聴するには専用のテレビに替え、あるいは現在のアナログテレビに、デジタル放送受信専用のチューナーをつけ足す必要がございますが、基本的にはこの費用については個人負担となっております。国の支援策は、生活保護世帯に地上デジタル放送受信専用チューナーを支給することや、山間部などデジタル放送の視聴が困難な地域で、共同アンテナ等による視聴をする、辺地共聴施設等の改修には多額の費用がかかりますので、その2分の1の補助をすること等があります。

本市における現在の状況でございますが、本年7月30日に、辺地共聴組合への説明会、9月から10月にかけてNHKによる受信点の無料調査が終了したところでございます。

今後、共聴施設改修を実施する予定でございますが、国の支援と併せて、事業費と世帯当たりの負担によっては、他自治体と同様に市として支援することとなると考えております。

また、10月1日には、総務省九州沖縄地域テレビ受信者支援センター熊本分室が開設されております。地域に密着した調査、相談、対応、支援等を行うこととなっております。今後は各地域、各種団体でも説明会を開催していただけるように要望をしまいたいと考えております。

あわせて、広報などを通じまして、地上デジタル放送の周知などを今後行っていく予定でございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村 國敏君） 再質問いたします。部長の答弁によりますと、生活保護世帯、また、山間部あたりで共聴施設の場合には、2分の1の補助——国または市が補助するということではありますが、2011年7月までテレビを買い替える人はいいと思います。しかし、高齢者だけの家族や障害者の方たち、市独自の補助の考えはあるかないか。また、テレビをそのまま見ることができず、アンテナやチューナーを使えば見られるというが、テレビも古く、替えたくても買えない場合に、そのような場合、そのような家庭のために提案でございますが、替えるところはまだまだ新しいようなテレビが買い替えます。その場合に販売店では、そのテレビは産廃として処理されるわけです。

そういうことが、むだと言うとむだですよ。持っている人たちは当たり前か

もしれませんが、買いたくても買えない、お年寄りだけの……まあ失礼であります。そういう家庭のためにも市としてその販売店と交渉して、そのテレビはもらい受けてどこかにストックしてできないか。そして、生活保護世帯も同じだと思います。生活保護世帯にしたって、チューナーだけを与えるということでもあります。テレビまで買ってやれるかという、いやそれは生活世帯でもテレビは自分で買わなん。ところがチューナーだけで映らんですばいと言うたときはどうしますか。

だから、そういうようなテレビを、市としてはある程度そんなに、全部ではないですけども、ある程度は確保して、そしてどこかにストックしてそのようなときには、そのことを、まあ言うなれば取り替えてやる。そのサービスはできるかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方 希八郎君） 1回目の答弁で、現在の国の支援策を報告いたしましたが、新聞報道等にありますように、さらに支援拡充をするという動きもあるようでございます。共聴施設、いわゆる共同アンテナでテレビを視聴しなければならない山間部を中心とした地域につきましては、国の支援のほか、市の支援も検討しなければなりません。基本的には、地上デジタル放送移行に伴う受信チューナーの購入やアンテナの補修等は個人負担となり、現時点では市として独自の支援策は考えておりません。今後、国の支援策等を注視してまいりたいというふうに考えております。

また、不要となった良好なアナログテレビを第三者に交換はできないかと、そのような対応はできないかということですが、買い替えた良好な状態のアナログテレビを第三者の方が交換を申し出たとき、速やかに対応するということはできないかということであろうかと思っておりますけれども、先ほど説明しましたように、デジタル放送を見るためには専用のテレビ、あるいはアナログテレビに専用チューナーを付けなければ見ることができません。テレビを買い替えることによって排出されたテレビは、家電リサイクル法によって適正に処理されなければなりません。また、そのためには個人負担も発生してまいります。不要となったテレビの処分は小売業者に取引を依頼する方法と、自らが指定取引場所に持ち込む方法がございしますが、第三者の交換要請を待つことになると、どこかに、議員仰せのとおり集積場所が必要になるということですが、良好に集積する場所が確保できるのか、また、交換を希望する第三者も、テレビの大きさとか形状とか等々に、自分が希望するテレビを集積された中から見つけ出すといえます。

か、探し出すこと等の大きな課題もあります。今後の検討事項の参考にとどめさせていただきますというふうに思います。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村 國敏君） 地デジについての再々であります。部長のご答弁どおりだと思います。市としての対応はなかなか難しい。テレビを見るのは自分の判断で、自分で買ってするのが当然であります。しかし、私が今言っているのは、不可能な方、もしも、できない方がおりはしないだろうか。買い替えたい、またはテレビがつくざれた、「チューナーだけもらったってでけんですばい」と、そういうそれから先のことを、今、その方法はないだろうかということで提案をしたわけです。

確かにストックする場所が大変だと思います。しかし、そのようなことの話があったときは、やはり市としてもそのサービス、何かの形で、民生委員さんたちが月のうち何回かずっとそういうような家庭を回っておられます。そして、そういうようなことを聞きながら、そして民生委員さんたちと話して、「あそこの年寄りは一ひとり暮らしですばい」と、「たしか、年金暮らしで、保護じゃなかですばい」と、保護じゃなかなら、うちあえんですもん。そしてそのテレビ見たときに、これはもう映らんごとなりよって、チューナーだけあって、チューナーだけでもできんばってんが、チューナーだけちゅうてもいかんけん、テレビはどうかして、その方のためにとということで提案したのです。できないは、それは構いませんが、参考にするとということでを期待しております。

以上で終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時57分

開議 午前11時07分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきますが、平成20年度も早いものでございます。残り15日となりました。今年は燃油等の高騰、また株の下落、食品等の偽証・詐称事件などのいろいろと変動・変化のあつ

た年だということで、今年の世相を現す漢字が「変」というふうに決定をされたようでございます。当市におきましても、長年の産廃問題も本年3月に12億円からの補償で4年間の事業短縮ということで解決をみましたが、ここにきて不協和音が聞こえてきます。「変」に変わらないよう、執行部ともども議会人としても努力していかなければならないと肝に銘じまして、質問をさせていただきます。

3件の事項について通告をいたしておりますので、まず第1件目、競争入札参加資格審査申請についてお尋ねをいたします。1点目、現在1者1業種であるが、このことについては前回、調査・研究をする旨、答弁がなされております。その結果がどうなったか。2点目、合併後、1者1業種後の業種別廃業者数はどうなっているか。3点目、旧市町村別の業者、業種別業者数はどのようになっているか。4点目、1者1業種前の2業種以上の資格保有者数はどのようになっているか。

以上、4点についてお尋ねをいたします。これが1回目の質問でございます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1者1業種についての考え方ということでございますけれども、1者1業種につきましては、指名審査会で協議しました結果、中小企業者、専門業者等への受注減などの影響を考慮し、来年度以降も引き続き実施することといたしております。栃原議員、平成19年3月定例会にて同様のお尋ねがございまして、次回の指名願いからは、県への一斉受付となると思われまので、これと併せて調査・研究を続けてまいります旨を答弁いたしましたが、熟慮の結果、従前同様の取り扱いをすることとしたものでございます。

また、現在の各市町村、旧市町村ごとの業種についてということでございますが、1者1業種につきましては、指名申請時に土木工事・建設工事・電気工事・管工事・造園工事の5業種について、1業種のみ申請できるものといたしております。他の業種につきましては複数申請可能であり、ただいま申しあげました業種との重複申請についても制限は設けておりません。本市のほか、山鹿市、本市とほぼ同様であります。また、八代市も類似した取り扱いをしており、来年度も同様の取り扱いをすると聞き及んでおります。

この5業種の指名願いの申請社数について申し上げます。土木工事が60者、建築工事が25者、電気工事が13者、管工事が16者、造園工事が6者、合計120者でございます。これを旧市町村別に申し上げますと、旧菊池市が土木工事31者、建築工事12者、電気工事7者、管工事9者、造園工事5者の合計64者でございます。また、旧七城町が土木工事が4者、建築工事が6者、電気工事はありません。管工事1者、造園工事もございませんで、合計の11者ござ

います。旧旭志村でございますが、土木工事が8者、建築工事が5者、電気工事が2者、管工事はございません。造園工事1者で合計16者でございます。旧泗水町、土木工事が17者、建築工事2者、電気工事4者、管工事6者、造園工事がございまして、29者でございます。そのうち他業種の許可も有しているもの、1業種のために申請できなかった業者が46者あります。その内訳につきましては、旧菊池市が21者、旧七城町が7者、旧旭志村が5者、旧泗水町が13者となっております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） ただいま業者数等についても答弁を受けましたが、事前に資料もいただいておりますので、その資料にも基づいて再質問をさせていただきます。

このことについては、先ほど部長もおっしゃいましたとおりの前回答弁で、複数申請を可能にすれば次の大体4点のことが発生する旨、答弁がなされております。この理由は、1者1業種にした理由がこういうことだということ述べておられます。

まず、かいつまんで申し上げますと、1点目が、受注機会が非常に減少するとおっしゃっております。それから2点目が廃業となる事態が考えられる。また3点目に、丸投げ等も懸念される。そして4点目に、各種業種の専門業者、中・小業者の保護・育成と全業者への公平な受注機会均等を図るためというようなことで、以上のことを総合的に考えて1者1業種とした旨の答弁がなされております。

それで、先ほど答弁いただきましたことと併せてこのことを考えてみますと、これは私なりに考えた意見を述べてみますと、1点目の受注機会が非常に減少するというにつきましましては、私は理論的には指名を受ける回数は減少するだろうということが言えると思います。受注機会が非常に減少するとは言えないという判断をいたしております。なぜならば、2業種以上の業者が入札に参加しても、必ず落札するということはありません。結果を見て初めてそういうことが言えるわけですから、入札・指名が多少は減少するということにはつながると思います。

それからもう1つは、1者1業種前の2業種以上の資格保有者数が、資料を見てみますと、これは旧菊池市ですね。1者1業種前の2業種以上の資格保有者、土木と建築、これが旧菊池市では2業種以上の方が9者、1業種が34者、合計の43者でございます。これを単純に計算してみますと、2業種以上の方を入れたとしたとき、約2割の軽減になると。2割を占めていますから、1業種の方にはそれだけ

は影響があるということは理論的でございます。だから、市長には指名権がございます。指名のときに、建築と土木と一緒にいろいろ出たとした場合等はどちらかいずれのほうに指名をすると、こういうことは七城でも運用上やっておりました。これは指名権が市長にあるわけですから、市長が、この業者は両方には入れるわけにはいかないから、育成を考えてそういうことも可能であるというような運用をとってきたことを覚えております。だから、七城の場合は10者あって6者が2業種以上、土木と建築を持っておられました。ということは、そういうことをしていたからそういうところで企業努力をされていた数字が現れているという考えを持っております。

それから、2点目の廃業となる事態が考えられるということをおっしゃっております。これについては、実際現状の1者1業種にしても10者が現在廃業されております。設計関係の方が2者でございますけれども、そういう事態が発生しております。これは1業者2業種以上にしても、こういう時代です。補助金の削減、交付税の削減という時代でこういう不景気でございますが、これが何年続くかわかりません。1者2業種の形を認めていても、倒産・廃業ということは今後あり得る問題だと考えております。だから全くこれは、廃業となる事態が考えられるということは当てはまらないと、私は考えております。

その次に3点、丸投げ等も懸念されるということでございます。これは1者1業種にしても1者2業種にしてもそれ以上にしても、丸投げということはあり得ることでございます。これは行政が指導すべきなことです。だから全く該当しないというふうには私は考えております。

以上のように、比較・検討したところの私なりの意見を申し上げましたが、そこで1者1業種の是非について私なりにまた検討をしてみました。それを申し上げますと、1番目に企業努力の意欲の低下を招くということが考えられます。それから2番目に、現在までの企業の企業努力の意味がなくなってしまったと。市に対してだけは2種以上を持っておられた方ですね。それから3番目、2業種以上の企業にとっては、格付けランクが低下する恐れがあるということが考えられます。なぜかと言わなくてもご承知だと思います。それから4番目、総合的な優良な企業が育ちにくいということが考えられます。その次に5番目、本来の企業育成の理念に反するという考えを私は持ちます。それと先ほど、県下の山鹿市とかいろいろおっしゃいましたけれども、現在47ヵ市町村ある中で、菊池市を含めて3市がこの制度をとっておるといようなことでございますが、あとの44市町村については、2業種以上なりそれ以上の体制をとっておるといことでございますから、これを考えても47ヵ市町村のうちの6%のうちに入っているわけです。ただ単純に考えれば、

ほかのそれでは44市町村は、うちの考えからすれば悪いことをやっている、合理的でないことをやっているというふうに考えざるを得ない疑問がございます。

それと、これは極端に申し上げますけれども、農業で言えば複合経営をやっております。米、メロン、それから花卉とか、いろいろ複合的に経営の合理化を図るため、所得の増大を図るためそういうことをやっております。それと比較して言いますと、米とメロンをつくっている農家に、「まあひとつ米だけでつくってくれんか」というのと比較すればそういう考えにも成り立ちます。そういうことを私は考えます。

それから、1つ良いことは1業種で実施すれば1業種のみ資格保有者にはこれは有利ですね。これは地場産業育成のこのことだけを考えれば有利だと思います。

またもう1つに、1者1業種実施で現在失業者も出ております。こういうことも発生しております。

だから、以上の9つのことを私は私なりに総合的に判断すれば、せめて段階別に2業種以上ぐらいは、来年は21年度が申請の受付日ですから、そういうことを考えて、やっぱりこれは大きな業者を、今後の菊池市の業者を育成して、優良な業者が県や国や、それから他の市町村に入札参加ができるように、そして小さい、小さいという語弊が起こりますが、格付けの下のランクの方が菊池市のほうをやると、どんどん他のほうに大きい会社は出ていってもらおうと、そういうやっぱり企業を育てたいという気持ちがございますので、あと3カ月はまだございますから、段階的に2業種ぐらいは認めていく制度を考えてもらってはいかがかなという考えを、市長はどう考えておられるか、これは市長自らにお答えをお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

○20番（栃原茂樹君） 市長自らにお答えをお願いしますと、もう書いとつとはいらんですよ。

○総務部長（緒方希八郎君） ああ、いいですか。

○20番（栃原茂樹君） ああ、よかです、それはもう。時間がありませんから、市長のほうから先に。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま資料を読み上げて、そしてまた私の手元にそれぞれの土木、建築、電気、管、それから造園ということで、旧市町村ごとの業者数の書いてあるものを手元に持っておりますけれども、これを見ましたときに七城町で土木業者が4者と、建築業者が6者となっております。そうした場合には、通常であればやはりこれまでの指名の数というのは8者以上というのが、おおよ

そこの市町村もそういうルールに従って指名をされておったのではないかなと思います。そういうことをみますときに、建築工事は全社ランク下位のものも上位のものも含めて、その該当の工事に適正な能力であるかどうかはいずれにいたしましても、ただ単に数をみましても6者では数が足りない。あるいはまた、土木工事におきましても4者しかいないということになれば、入札そのものが競争性を失われるということもあって、多分それぞれの業者の方々が土木業者は建築を、建築業者は土木の許可をとということで、相互にそれだけの業種を1業種以上に取得をされて認可を取られていたのではないのかなと、そういうことで土木・建築というのが一体化して指名入札がなされていたのではないのかなと思います。

ちなみに旧菊池市でいけば、土木工事は31者あるということで十分に達しているという、この中でABCがランク付けられていても、なおかつそれぞれのランクごとの指名が可能な業者数があったというふうに思います。もし少々、建築工事12者といいましても、下位のランクに上位が1ランク下がってくるということもあることでありますし、また下位のものが上位に1ランク上がるということもありますので、この建築も12者で十分達しているという、電気工事は7者で1者不足しておりますけれども、管工事も9者があるというようなことで、それぞれの市町村の中におきます業者というのが、泗水町にすれば建築工事は2者しかおられないと、これでは入札にならないので建築が出るときには土木工事を主体とされて建築工事の許可を取っておられる方々が指名に入っておられたということで、1者2業種、3業種というのがあったのではないのかなと思います。

しかし、栃原議員ご指摘になっておりますように、今まさにこの競争の原理を働かさなければならない時代になっておりまして、その中でも地元業者に対しましては中小企業基本条例に基づきまして、建設工事についてもやはりなるべく地元のできるものは地元で発注しようというのは、先の答弁にもお答え申し上げていとおりであります。このあとやはりこの時代がどんどんと一般競争入札の導入に方向性が向いておりますので、この1者1業種というのをどこまで続けていっていいのかということは疑問であるということはお指摘のとおりだと思います。なるべくやはり早い時期に一般競争入札の原理とそれから地元中小企業の振興ということも相合わせながら取り組みをしていかなければならないと思っております。

今、ちょうど指名審査会のほうでこれをやるわけでありまして、指名権は私のほうにあるとは申しながら、指名審査会の答申というものがすべてとっていいくらいに99%そのような形になっております。この1者1業種、2業種ということについても審査会のほうで審査を、今、されている状況でありますので、そ

のことを受けて私なりにまた判断をさせていただきたいと思いますが、時代の流れの中でいずれにいたしましても、この1者1業種にとどまることは、そう長くしていくわけにはいかないんじゃないかなという感触を抱いているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） 行政としては閉塞的な考えではやってはいけないというようなことを思っておりますので、今そういうご答弁が市長よりございましたので、そういう方向で考えていただきたいと思います。

次に、2件目の事項に移らせていただきます。固定資産税について3点お尋ねをいたしております。

まず固定資産税の評価額につきましては、昭和38年に総務大臣が告示した固定資産評価基準に定められております。これにしたがいまして、昭和39年より39年ごとに評価替えの基準年度が定められ、来年の平成21年度が16回目の評価替えの基準年度に該当いたしております。

そこで1点でございますが、平成21年度の評価替えの方針はどのように考えておられるか。次に2点目、旧市町村の課税実態について、特に旧市町村の境界等の均衡はどのようになっているか。これについては、宅地、田畑についてお尋ねをいたします。また、ほとんどが本則課税と思われませんが、負担調整の土地が存在するのか、これもお尋ねをいたします。次に3点目、家屋の評価水準はどのようになっているか。そのうちの1点目として、家屋の評価に関する資料は旧市町村ごとに保存されているか。これは評価調書、それから評点数、付設表等でございます。次に2点目、旧市町村で合併前に不均衡是正をされた実態があるか。あればその年度、実施年度ですね。3点目、今後不均衡是正をする考えはあるか。するとするならばいつの基準年度で実施するか。

以上、3点について、まずお尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） お答えいたします。

1点目の評価の方針でございますけれども、前回の平成18年度の評価替えにつきましては、平成17年1月1日を基準日とするため、基本的には合併前の状況について価格の決定を行う必要がありましたので、平成21年度評価替えは実質的には合併後初めての評価替えということになります。平成21年度評価替えに

つきましては、特に旧市町村間での価格の均衡を図っていく必要がございまして、合併前においても市町村間の価格のバランスの整合性は図ってまいりましたけれども、あくまでも旧市町村の基本的な価格水準の範囲内での調整でありましたために、合併後の1つの自治体として旧市町村間のバランスを見ますと、価格の乖離が認められる箇所が幾つか見受けられます。具体的には宅地において、旧菊池市と旧七城町との価格水準や工業団地間の価格水準の格差が挙げられます。価格見直しに関しまして、価格のバランスにつきましては、短期間では急激に価格縮小させるのではなく、何回かの評価替えを経て徐々に格差を縮小させていく必要があると考えております。

また2点目の、旧市町村間の課税実態でございまして、旧市町村間の宅地課税の実態でございまして、旧菊池市・旧旭志間、旧七城町・旧泗水町間、旧旭志村・旧泗水町間につきましては、おおむね課税の均衡は取れていると考えております。しかし、国道387号線沿いの旧菊池市の花房地区と、旧泗水町の富の原地区につきましては、平成20年度の標準宅地価格で比較しますと、花房地区の標準宅地価格が1万850円に対しまして、富の原地区の標準宅地価格2万780円で、差額にしまして9,930円、約1.9倍、富の原地区のほうが高うございます。また、菊池川沿いの旧菊池市の長田地区と旧七城町の清水地区の標準宅地につきましても、長田地区の標準宅地価格6,272円に対しまして、清水地区の標準宅地価格が3,542円で、差額としまして2,730円、約1.8倍の開きがございまして、また、旧菊池市の神来地区と旧七城町の山崎地区をみましても、つきましては標準宅地の価格に開きがございまして、迫間川を挟み地理的な条件など多少の違いもございまして、条件を再度精査しまして調整してまいりたいというふうに思います。

また、農地につきましては、旧市町村間で単価の差が生じてございまして、旧菊池市の田の単価は52円70銭から165円80銭、旧七城町の田の単価は57円30銭から161円、旧旭志村の単価は47円50銭から158円80銭、旧泗水町の田の単価は58円30銭から165円80銭、旧菊池の畑でございまして、畑の単価は15円50銭から73円70銭、旧七城町の畑の単価は64円から71円、旧旭志村の畑の単価は12円20銭から59円30銭、旧泗水町が46円20銭から67円40銭となっております。これは大字・小字界を基準とした状況類似地区ごとに単価を設定しているためでございまして、今後より公平適正な課税になるよう、特に旧市町村間を含む状況類似地区の見直し等を進めてまいりたいと考えております。なお、負担水準につきましては、ほとんど本則課税となっておりますが、旧菊池市で田11筆、畑1筆、旧旭志村で畑3筆、旧泗水町で畑

3筆について、負担調整を行っております。原因といたしましては、単価の見直しに伴う評価額の上昇によるものでございます。

次に、家屋の課税標準でございますけれども、固定資産税の家屋の評価につきましては、評価基準に基づき再建築価格方式を採用して、家屋評価を実施しているところでございます。この再建築価格を再建築費評点数に置き換えて、課税根拠となる評価額を算出しております。家屋評価を実施したものについては、評価調書を作成し、旧菊池市では昭和39年、旧七城町では中央地区が昭和34年、北地区が昭和51年、旧旭志村では昭和58年、旧泗水町では昭和39年より保存されておりますが、一部未整理のところがございます。七城町の南地区につきましては、現在調査中でございます。

次に、在来家屋の評価につきましては、評価替えの基準年ごとに再建築費評点数に補正率をかけて翌年度からの再建築費評点数といたしております。質問の課税標準は最建築費評点数から算出した評価額を理論評価といたしまして、課税の根拠となっております評価額との比較割合のことだと思われませんが、過去において在来家屋の課税水準に不均衡が生じ、不均衡是正措置をそれぞれの旧市町村ごとに昭和50年代後半から数年をかけて評価の適正化を図っているところでございます。今後、家屋評価の適正課税につきましても、さらに家屋の全棟調査等も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） 先ほど、ちょっと訂正をいたします。39年ごとと申し上げたそうでございますので、これは3年ごとということに訂正をさせていただきます。

ただいまご答弁を聞いておりますと、またちょっと疑問がございますので、再質問をさせていただきます。

土地についての評価については、旧町村時と現在菊池市になってから、旧市町村ごとの価格が隣接地あたりには少し格差がついとるということで、これが間違いだとは私は申し上げません。実際、首長が決定したのが固定資産の評価額でございますので、それで合併したからこれをどういう具合に、水田でありますならば、菊池市の土地と七城の土地と隣にあって、これに格差があつてはやっぱり納税者としては理解ができないというようなことが発生しますので、そういうものをどうして縮めていくかということが今後の大きな税務の課題だろうと思っております。

そういうことで、いろいろあまり変なことを申し上げるわけではございませんが、土地の負担調整についてちょっとお尋ねをいたします。菊池市に11件、田として

ですね、畑で1件、旭志が畑3件、泗水で畑で3件ということでございます。七城にないのは私もはっきり覚えております。私の時代に本則課税ということですのでやりましたので、これはもう本則課税でないはずでございます。あるならおかしいということで、質問をするところでもございましたが、ありませんので。ただ、単価の見直しというようなことでもございますので、それが具体的にどういうことなのかちょっとお聞かせをいただきたい。

それから、2番目に評価調書の保存について、菊池市は39年からあるということ、それから泗水も39年から、一部は未整備ということでございます。それから旭志については58年から、それから七城中央については34年から、北については51年、南については調査中ということでございますが、この評価基準が定められて、実際この制度でやっていくようになったのが、冒頭申し上げましたとおり昭和39年からですから、これはこのときからなくてはいけない調書でございます。これがないと、これは人間の戸籍と同じでございます。固定資産税というものは、特に家屋は建ったときから壊滅するまでずっと生きておるわけですから、そしてその課税は建った当時の評点数、評価額、再建築評点数が基でずっと課税を、建築している間は、建っている間は、それで課税がいろいろされていくわけですから、絶対なければならない書類でございます。それで、このことは法的にいろいろ書いてございませぬが、これは家屋のある間保存すべきだというのが税務担当をしとれば常識なことでもございます。それで、旭志は58年、七城の北については51年、これは私がいた時代は、私が51年に建築しましたから、それ以前からうちのほどこにかあるはずでございますから、探していただきたいと思っております。

それから3番目の不均衡是正については、50年後半から実施を各市町村やっているということでございますが、七城の場合は60年から、4基準年度ぐらい表を作成して不均衡是正を実際やっております。これは私が覚えておりますので、そういうことをやっております。

それで、先ほどの評価調書との保存とこれを考えてみますと、次に現在の課税水準はどうなっているかということでお尋ねをいたしておりましたところ、菊池市は現在90.5%、七城は87.1%、泗水は88.9%、旭志は88.9%というお答えがございましたが、私からとれば評価調書がなくてこのパーセントがなぜ出るかというのは七不思議でございます。ただ単純に平均の現在の菊池市、七城、旭志、泗水というこの水準、課税水準だったら理解ができますけれども、不均衡是正したあとの評価水準がこの数字だということであれば、その基礎になる評価調書がないわけですから、計算ができないということになります。そのことをくどくは申し上げませんが、そういうことだということをお知らせしておきます。

だから、いかに評価調書等の保存は大事であるかということをやっぱり税務行政をやる職員は頭に入れておかなければならないということでございます。これは部長からもとくと注意をしていただきたいと、それがなければ、どんなに今後家屋の不均衡是正をやろうと思っても理論価格というものが出てきません。基準年度ごとに16回、21年来年の基準年度は、39年からすれば3年ごとのやつが16回目に当たります。その年度ごとに48年から50年については、1.68倍ぐらい物価上昇で上がっております。だから東京都の物価指数でこれは基準が決まりますので、それによって基準年度ごとに1.5倍とか1.6倍とか上がった時代がございます。今は据え置きとかいうふうになっておるときもあるかと思いますが、そういう係数を使って不均衡是正ができるわけですから、資料がなければできないという結果になりますので、そのことを申し上げておきます。

だいたいま、1、2、3、4について再質問いたしました。お答えのできる分についてはお答えをいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 旧市町村間の評価のバランスが崩れているということにつきましては、議員仰せのように、合併したときにそれぞれの市町村の評価に対する考え方というのがあったと思っております。市、町、村それぞれ評価の、自治体の構成によっても基準評価の考え方が変わっていたというふうにお聞きいたしております。そういった中で、確かに議員仰せのとおり、旧市町村との田とか宅地が、非常に調整がいてないというのは事実でございます。これも合併前の税務担当の会議の中でも、どうにか合併前に調整をしなければならないのではないかとというような課題としては十分認識いたしておりましたけれども、現実的には低いほうに合わせるのか高いほうに合わせるのかという調整方法も一つあったわけでございます。低いほうに合わせた場合には、それぞれの低いほうの隣の宅地・田をまた調整しなければならないというような全市的な調整が必要になるということで、かなりの時間がかかるようになったことでございます。次年度の24年度の評価替え、あるいはその次ぐらいまでの3回ぐらいの評価替えの中で、土地の下落または土地の上昇等の調整の中で、やはりこの不均衡というのを調整していかなければ、短期的に評価の調整というのは非常に難しいものがあるということは、当然、議員は税務担当者でしたからおわかりだとは思いますが、急速にはできませんけれども課税の公平性からいくとこの格差というのは、差があるというのは不公平を生んでいるということに相なりますので、そのような形で長期的なもので是正をしていきたいというふう考えております。

また、評価調書の件でございますけれども、先ほどそれぞれの39年度になければならないということでございますが、現時点でそういう各合併して、その書類を今回の一般質問で確認しましたところ、現時点ではそれだけしか確認できておりませんので、七城分のはあるはずということでございますので、調査を今後進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） いろいろ答弁をしていただきましたけれども、税は公平・適正な課税が必要でございます。特に固定資産税について間違えますと、ずっと間違っていきますから、一般の住民税とかその他の税については毎年毎年ですから、年度が変わりますから、それが続けてずっとということはございませんけれども、特に固定資産税についてはその建物が建ってから倒れるまで、なくなるまでずっとかかっていくわけですから、十分注意をして適正な課税が、そして公平な課税が行われるようお願いを申し上げます。

次に、利用料金についてのことを、関係について通告をいたしておりましたので、そのことについて、各種施設の利用料金について3点ほどお尋ねをいたします。これは、3回か、4回ぐらいやっておりますけれども。

第1点目に、七城ふれあいプラザで60歳以上と市内と市外の料金の格差があるがなぜかということでございます。

2点目に、これは七城の温泉ドームですね、菊池市リバーサイドパーク温泉交流館の入場料のみが市内・市外同額であるがなぜか。それと旭志の四季の里、入浴料で市内と市外と同額の条例をわざわざ規定しているけれども、これはもう市外のは削除していいんじゃないかという考えでございます。それに併せてなお、市内と市外が同額であるのはなぜか。元は、七城の温泉ドームの場合は300円だったと記憶いたしております。町内が300円で町外が400円ですね。四季の里もそうだったと記憶をいたしております。それから、流川にあります、ふれあいプラザですね。これも元は町外が400円で一般は300円ではなかったかと記憶をいたしております。それが町外は下げて、七城の老人の150円は300円に上げて、そしてふれあいプラザとリバーサイドは同じ考えでつくったやつが今は、現在は実際は形態が違くと。そしてほかの利用料もでございますけれども、グラウンドの使用料とかなんかは無料だったのを上げている。何だか上げたり下げたり。そして、町外の福祉を考えておられるのかな、町外は400円だったのを300円に下げたと。もうそういうことが非常にわかりにくいわけです。どうしても理解ができない。だ

から一括してそのことについて誰かお答えをしていただきたいと思います。各課でやられるといろいろ違いますから、誰か代表して一括してやってください。それがないと時間がかかります。もう13分ですから。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 代表してということでございますので、私のほうで答弁したいと思います。

まず、七城ふれあいプラザでございますが、従前は旧料金で60歳以上の旧七城町町民を150円、それ以外の大人を300円となっておりますが、現在の使用料金は60歳以上の市内の方を100円、同じく市外の方を200円と設定しております。この料金設定にあたりましては、菊池市老人福祉センター条例で市内の菊池・七城・旭志の3施設の使用料を市内100円、市外200円と定めており均衡を図ったものでございます。理由といたしましては、平成18年9月に七城ふれあいプラザが指定管理委託制度に移行したときに、この施設が高齢者福祉施設に準じた施設としてとらえ、指定管理にあたり隣接した七城老人福祉センターとの整合性を図り、市内の60歳以上の皆様に不利益にならないよう使用料を統一したものでございます。

それから2点目のリバーサイドパーク温泉交流館の入場料につきましては、建設当初、福祉を目的として建設されたこともございまして、町内300円、それから町外400円で料金を区分しておりました。しかし、近隣に類似施設が町内外同一の300円で設定されたこともありまして、観光施設の要件も兼ね備えるリバーサイドパークといたしましては、近隣競合施設と対抗するためには同一料金とする必要がございました。また、四季の里旭志につきましても同様の理由で、市内外同一料金といたしております。

次に、リバーサイドパークが300円と四季の里旭志330円の入浴料に相違点がございますが、三セクといえどもそれぞれ違う町村の下で立ち上げられた法人でございまして、その管理する施設の内容も違ってまいります。また、営利を求められる施設であることから、基本的にはそれぞれの会社の経営方針あるいは独自性が優先されるものと認識しております。

それから、リバーサイドパークの入浴料以外の施設に市内外で料金区分がある点でございますが、これは温泉の入浴料以外の料金は同一としなくても近隣施設との競合の影響は少ないと判断して、市内外同じ区分をそのまま残しておるところでございます。

それから、四季の里のプールの利用につきまして、利用区分を設けておりますが、

当初は住民福祉の観点により住民がよく利用すると思われるプールと温泉に市内外の区分を設けていたものでございます。温泉入浴料は先ほどの統一料金としたため、プールのみ料金区分が残っている状況でございます。

○20番（栃原茂樹君） もう結構でございます、大体わかりましたから。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） ただいま聞いておりますと、七城温泉ドームについては、それから四季の里についても同じでございますが、他に類似施設があるからということでございますが、旧で400円取っていた時代のほうが入浴は、数は多かったわけです。400円を300円に上げても現在減っておりますよ。それは一つ申し上げておきます。400円のを300円に下げたけれども、数はもう400円の時より、入浴者数は減っております。

それから、七城のふれあいプラザですか、これは老人福祉的な考えでということですが、老人福祉センターは流川の394の1番地です。これに建設されております。ふれあいプラザは流川の地番の393番地で、全くこれは違う施設でございます。温泉ドームと同じ施設でございます。そのことをはっきり申し上げておきます。だから、安くなっているから結構でございますけれどもですね。

だから、整合性が、非常に私が考えてみますと、先ほどは124円から333円、四季の里はと、地域性でと、第三セクターはもともと生まれが違うからということをおっしゃいましたけれども、それだったら七城の温泉ドームの60歳以上の150円はほかと比べずにそのままやっていたらいいんじゃないですか。元の七城の目的はそういうことでやっていたんですから。

これに対して何か回答がございますなら、回答をいただきたいと思います。時間はあと6分あります。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 七城ふれあいプラザと老人福祉センターとの性質が異なる施設ということですが、今後ともそういった認識でやっていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） それでは今後とも、そういう認識ということなら施設の変更をして、制度上の整理をしてからやっていただきたいと思えます。ただ、のんびんだらりとして何が何かわからないようなことはやらないでいただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は午後 1 時から開きます。お疲れでした。

○
休憩 午後 1 2 時 0 2 分

開議 午後 1 2 時 5 8 分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 12番の隈部でございます。本日、一般質問の最終日でございますけれども、よろしく願いをいたします。

先般通告をいたしました、1.本市の活性化について3点、2番目に四季の里の経営について3点、3番目に高齢化社会について2点質問をいたしたいと思っております。本日、一般質問の4日目でございますが、各視点から市長に対して質問がありました。心をひとつにして新市の建設をすることが大切であるという市長の思いをお聞きをいたしました。もっともっと市民同士が、また市民と行政が意見を出し合いながら議論し、新しい市を構築することが大切であると思っております。

それでは、本市の活性化について質問をいたします。現在、県主催の「くまもとまち育て塾」が本市で開催をされています。第1回目の昨年は八代市であったそうです。第2回目は菊池市が選定をされております。大変よかったと思っております。来年の2月22日まで月1回、計6回開催されます。高校生から70歳の方まで今55名が受講をしております。菊池市内からは30名、菊池市外からは25名の方が参加をして、遠くは人吉からも来られ、本当に菊池の理解者が多い人たちばかりのようです。

この塾の特徴は、まち育ての人材の育成、人づくりです。2番目に歩きながら、歩く目線でまちをよみがえらせようという手法を学ぶ塾です。隈府町あるいは旭志、泗水、七城と班を分けて散策しながら、まちづくりの手法を学んでおります。そして、ワークショップ形式で討論をして、最終的には提案をするようになっております。そしてまた、講師が九州大学の大学院の先生でございますけれども、七城出身の方で藤原先生という方で、菊池高校出身の先生で、市の職員の方にも同級生が多いという強みがあります。

2月で最終提言をして、この「くまもとまち育て塾」は終わりでございますけれども、このままではもったいない、もっと勉強をして提言をしたいという、も

っと続けてほしいという声が挙がっております。人材の育成、まちの掘り起こしという観点から、市の事業として今後継続してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

質問をいたします。第1回の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

「くまもとまち育て塾」ではまちづくりの人材を育成することを目的に、県が3年間の事業として実施をしているものであります。議員がお述べになられたとおりで、昨年は八代市、本年は菊池市で、それぞれの地域の活性化をテーマに開催をされております。

現在、本市の塾では高校生から高齢者の方まで55名が参加し、町中などの現地調査や先進地研修を行いながら、本市の地域活性化についてまちづくりのための学習を重ねられておられます。本市からも31名の方が参加されており、今後学習の成果を活かし、積極的にまちづくり活動に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。なお、本「くまもとまち育て塾」は来年度が最終年度となり、他の自治体での開催が予定をされております。

現在、本市では地域づくり推進補助事業等のまちづくりの人材育成を目的とした助成制度がありますので、まちづくり団体などの活用が促進されますように、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 何らかの形で存続をお願いしたいと思います。この中で講師の藤原先生は、まち再生のキーワードとして矜持の再発見ができるかどうかだと話されております。矜持といいますと、今ここでこういう暮らしをしているということ、現在誇りを持っていない人が多い。自分たちで自分たちが住む地域の宝や誇りを見つけることができれば、まちは必ず再生するとおっしゃっております。菊池には、地域人脈のネットワーク、ソーシャルキャピタル、すなわち人間関係資本と呼ばれるものに恵まれているとおっしゃっております。また、ヨーロッパにおいては、老いは成熟という肯定的な意味を持つそうでございまして、菊池市にはその高齢者の知恵を活かせる環境が整っているとおっしゃっております。何らかの存続を、お願いをしたいと思います。

次に、アンテナショップの考えはないかということですが、かつて七城

町では九州最大の都市であります福岡市に事務所を設けて、またアンテナショップを設けておりました。西新や川端通り、久留米の3カ所に店舗を設けて、産地直結やまちの良さを、アピールをしておりました。しかし、農産物の、特に夏の品揃えができないということ、また、赤字が累積したということで、久留米は今に残っておりますけれども、西新・川端通りは廃止になったそうであります。

合併して市も大きくなりまして、菊池市の心と心のふれあいを発揮するためにも、波及効果が多いのではないかと思いますけれども、アンテナショップのお考えはないかお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） アンテナショップにつきましては、今、議員さんおっしゃられましたとおり、非常に有効な手段でもありますし、一方では非常に難しい問題でもあろうかと思っております。そういった面におきまして、今後、三セク等を中心に前向きに検討させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） アンテナショップを出すに際しては、七城町においては大変な苦勞と努力があったそうでございます。これからは、行政間同士の競争であります。顔と顔、心と心のふれあいが地域間競争に勝つものと思えます。観光地の誘致や、菊池の農畜産物の宣伝にもなるかと思えます。農業団体あるいは商工団体等、連絡を密にして今後のご検討をお願いしたいと思えます。

次に、3番目の「ようこそ菊池へ」もてなしの心をどう進めるかということについて質問をいたします。

私は先日、2つの現場に立ち会ったわけでありまして。1つは菊池観光物産館と夢美術館のそばにあります足湯での出来事です。足湯の中で地元の方とみられる数人のご婦人の方たちが雑談をされておりました。話が弾む中で観光客の方が来られて、「公園の中の銅像は何ですか」と尋ねておられました。ご婦人の方々は顔を見合わせながら、「何だかわからん」という返事が返っておりました。私はがっかりいたしました。わからないなら、隣には観光協会や物産館がありますし、聞いて教えてもいいんじゃないかと思ったわけです。

2つ目には、夢美術館の中にある観光協会を訪れたときのことです。観光客の方が館内を見られまして、ある市内の物産館に立ち寄って、「菊池には良いところ

がありますか」と尋ねたところ、「菊池には何もなか」と答えられたそうです。ところが館内を回りながら、「菊池は良いところですね、見るところがいっぱいありますね」と言われておりました。

これはほんの一例と思いますけれども、市民がまず菊池を好きになり、誇れる市民になってほしいと思いました。そのためにはいろいろ学ぶ・知る市民になってほしいと思います。それがおもてなしの心につながると思います。

おもてなしの心をはぐくむために、どのような指導や施策を講じているかお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おもてなしの心につきまして、お答えいたします。

本市では、豊かな自然や歴史といった多種多様の観光資源が数多くございますし、県内外から多くの観光客が訪れています。お客様が観光地や史跡を散策されるのにわかりやすい観光マップやパンフレットを作成し、市役所や観光協会あるいは各観光施設等に備えながら紹介をしているところでございます。

また、観光客と直接接します観光施設の従業員やホテル関係者、タクシードライバー等を対象とした接遇研修会を開催したり、観光ボランティアガイドを募集・育成しながら、菊池を訪れる観光客に対して心のサービスを提供することによって、本市のイメージアップに努めておるところでございます。

また、各部署におきましても市民を対象としました、自分のふるさとをよく知り誇りを持っていただくための事業を展開しております。例えば、生涯学習課ではふるさと歴史探訪、国際交流課では都市間交流の会主催によります楽習大学など定期的に開催していただいておりますし、より多くの方の参加をいただくよう広報誌等を通じまして募集もいたしております。

このような取り組みの中から、議員が言われますよう、おもてなしの心を持った市民の方がより多くできることを願っているところでもございます。今後も多くの観光資源を最大限に活用しながら、訪れる皆さんが気持ちよく観光していただき、さらにはリピーターとなってもらえるよう関係機関と連携をなお一層密にしながら、おもてなしの心の醸成に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 観光に携わる人たちがおもてなしの心で対応するというのは当然だと思いますけれども、市民全体で、観光で来る方々を歓迎するという心が

大切ではないかと思えます。そういうことで、小学校、中学生などは「菊池市の市民かるた」もできておりますし、そういったものを通じて家族の中でもそうしたおもてなしの心を培っていただきたいと思います。

次に、2番目の四季の里の経営について質問をいたしたいと思えます。

四季の里の経営につきましては、経済常任委員会で十分論議され、また先日の全員協議会でも議論がなされました。緑豊かな自然に親しみ、動植物とのふれあいを通して環境への理解を深めるとともに、住民の余暇活動を推進することにより、健康と福祉増進を図ることを目的に旧旭志で建設をされております。平成7年度にオープンをされております。旧旭志の方々や四季の里の役員からは、「あと2年間は市の支援を」との要望が挙がっているそうでございます。そこで最終的な支援は2年間で限度として、コンサル報告に基づく案件等、最大限の努力を行い、1年間の経過状況によって指定管理者の公募や民間譲渡、用途変更等の方向性を早い段階に見極める必要があるとされております。

そこで現状と5ヵ年計画について、再建のための5ヵ年計画だろうと思えますけれども、説明をお伺いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） お答えいたします。

四季の里の現状につきましては、平成20年度売上高1億3,359万2,000円、計上利益でマイナスの1,999万8,000円と予測しております。昨年度と比較しますと、計上利益で300万円ほどの赤字幅が増加しております。依然として非常に厳しい状況で推移しております。

落ち込みの原因といたしましては、長引く景気の低迷に加えまして原油高騰による不景気感が浸透し、さらにはマイカー客の減少と燃料経費の増加、あるいは類似施設の増加による影響が主要因であると考えられます。

このような状況の中で、株式会社四季の里旭志より5ヵ年計画の提出がございましたが、その中では宿泊施設の建設を柱としまして、経営の建て直しが考えられております。

市といたしましては、提出がありました5ヵ年計画を検証する中で、今日の経済情勢や入込み客数の減少等による経営状況を考えた場合、宿泊施設の建設には大きなリスクをはらんでいると判断したところでございます。そのため、設備投資は極力抑える方向で、コンサルタントの各種提案事業を積極的に活用し、経営改善に取り組んでいくことにしていますが、大変厳しい状況であると存じております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 経営コンサルタントの導入によって改善をされるということ
でございますけれども、東京の船井総合研究所という素晴らしいコンサルタント
でコンサルが行われているようでございますけれども、経営コンサルタントの導
入によって改善はできるかお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） コンサルタントの導入につきましては、経営状況を打開す
るために四季の里との協議を行う中で、コンサルタントの導入が必要であると判
断し、四季の里よりコンサルタントを発注いただいております。

コンサルタント選定にあたっては、早急な建て直しを考えた場合、実績のある
業者の選定が重要と考え、議員仰せのような東京都の船井総合研究所に委託され
ています。船井総合研究所は東証一部に上場し、年間のクライアント社数は5,0
00社にも及ぶ大きな企業であるとともに、専門の温浴ビジネスチームを有して
おります。コンサルティング内容としましては、プロジェクトによる提案だけで
なく日々具体的になすべき実行・実践項目を、管理・修正・提案する方式をとら
れております。現在提案されております、世界遺産風呂やレディースデイなど各
種事業の実施と経過について、船井総合研究所と情報を取り交わしながら経営改
善に努めておるところでございます。

なお、他の第三セクターにおいても経営安定を図るために、コンサルタントを
導入し、市場調査と今後の取り組みなどの提案をいただくことにしております。

いずれにしても、四季の里の継続につきましては、これまでもお答えして
おりますように、単年度の収支バランスが重要なポイントととらえておりまして、
来年の8月ないし9月までの経営状況から年間を推計しながら判断する必要があ
ると考えているところでございます。また、判断するにあたりましては、新年度
早々には第三者を含めました経営検討会を立ち上げ、各種ご提案をいただい
ております再建策等を参考にしながら、さまざまな角度から今後の方向性を検証して
いきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 私も何回か、四季の里に最近行く機会がありました。どんな

対応があるかなと思って行ったんですけども、長所としては全敷地面積が20haもある広大な敷地であります。また、景色は良いということで何らかの対策はないかなと思っております。

私の考えとしては、やっぱり小さな積み重ねと申しますか、改善の積み重ねが効果を上げるんじゃないかと思っております。まず地域の思い、旭志の方々の思いをくみ上げながら、まず地域の人々が理解をもって利用していただきたいというのがあります。

それから、経費が少ない従業員の取り組みとして、グラウンドゴルフとかゲートボール、パークゴルフ等をはじめ多くのイベントを、なるべく多く開催することも効果の一つではないかと思えます。また、おいしいものとしては坂本議員も言われましたけれども、北海道牧場の直営のジンギスカンとか、それから旭志は牛肉や豚肉の産地でありまして、おいしい肉を提供するとか、それから旭志にはアイスクリームに関しては、企画・開発・製造歴30年という、年間200種ほどのアイスクリームを開発・販売されている方がおられますけれども、四季の里は、アイスクリームはもう一番おいしいんだというようなことも1つではないかと思っております。

そのほかとして、阿蘇に「風の丘美術館」というのがありますけれども、農作業で両手を切断した大野勝彦さんという方の美術館ですけれども、まあ美術館というよりも絵手紙の美術館ですけれども、今、大分県や北海道などから美術館の誘致があって、そこで美術館を開いております。実はお母さんの里が旭志でございます。それで、彼の作品の中にはお母さんへの思いがいっぱいこもった絵手紙がありますので、そういう作品の展示とか、そういうのも1つの方法ではないかと思っております。大野美術館に行くとみんなが感動して、元気が、勇気が出たと言って帰っておられますので、そういう観点からも良いんじゃないかと思っております。大野美術館に行くとみんなが感動して、元気が、勇気が出たと言って帰っておられますので、そういう観点からも良いんじゃないかと思っておりますけれども、社長であります市長に、ぜひ今後の方針についてお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 四季の里につきましては、大変議員の皆様方にはご心配をおかけいたしております。先ほど経済部長が答弁をいたしましたとおり、コンサルタントを入れてそれぞれの六つの第三セクターにつきましては、経営を今後どう取り組んでいくべきであるかということで、今、コンサルを入れております。

ご指摘の取り組みにつきましては、グラウンドゴルフ、あるいはパークゴルフ、あるいはこの羊を飼うといったようなこと、また阿蘇にあります風の丘公園につ

いてということでございますけれども、いずれにいたしましてもこの急激な事業の一つの拡張というものには、大変な資金と大きなリスクを背負うところであろうとこのように思います。多額の公金を投入する事業については、よほど慎重に現実性がなければいけないということでもありまして、その検証を行う必要があると、このように考えております。

今の経営の現況から考えました場合に、非常に大規模な設備投資を行うことは控えなければならないような、会社そのもの体質と社会的な環境下ではないのかなと思っております。今、少ない費用の中で経営の改善が何とかできないかと、そういう時期であるし、取り組みをさせていただいているところでもあります。短期間で収支均衡が取れるまでには期間がかかる状況ではありますけれども、経営状況が上向いてくるというような判断がなされたら、初めてそういった規模、いわゆる設備投資というものも考えていくことができるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、先ほどの答弁で申し上げましたように、第三者の方々を含めた経営検討会というものを立ち上げまして、今後どういうふうに取り組んでいくべきであろうかということで、検討を十二分討論していただきまして、その上に立って判断をしていきたいと、このように思います。

ご意見をいただきました数多くのご提案につきましては、ご提案として受け止めさせていただきまして、今後の経営の参考にさせていただきたいと、このように存じます。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 四季の里につきましては、現在ある施設を十分活用して、自然・健康をテーマとした拠点・施設として、福岡をターゲットにした阿蘇・菊池水源・四季の里ルートの開発が必要ではないかと思われま。

次に、高齢化社会についてご質問をいたします。

高齢者が長寿を恐れず、長寿を楽しむ菊池をどう進めるかお伺いをいたしたいと思っております。菊池市の高齢化率は26.3%でありまして、今後さらに高齢化が起こってくると思っております。こういう方々が長寿を恐れず、長寿を逆に楽しむ菊池を構築することが、高齢者の方々にとって非常に心強い施策だと思っております。

高齢者にやさしい菊池をどう構築するかお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 現在本市では、第3期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきまして、高齢者の生きがいをづくり、社会参加の促進を掲げて取り組

んでいるところです。具体的には、元気な高齢者にはシルバー人材センターを中心とした就労支援や、老人クラブをはじめとした社会参加活動等を支援しております。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯には在宅福祉事業として、生きがい通所事業、緊急通報システム、高齢者住宅助成事業、配食サービス等による高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活できるまちづくりを進めています。また、介護認定の高齢者には、それぞれの支援計画により介護の重度化を防ぐため、自分らしい生活をしていただくための支援を充実してまいります。

今後、対策としましては、介護予防や認知症等の予防重視型システムをより一層充実させ、高齢者が健康で長生きを目指した施策を図り、さらには生きがいづくりや交流の拠点となる施設整備を進めるとともに、閉じこもり・孤独死といった社会問題の解消に取り組んでまいりたいと思います。

高齢期はすべての人が避けて通れない道であり、また人生の集約の頂点でもあります。新たな高齢者のニーズを的確にとらえながら、一つひとつを体制を整備していくことで長寿に対する不安を少しでも解消し、長寿を楽しめるようなまちづくりを進めてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 次に再質問をいたします。

85歳の老人の4人に1人は認知症であるという統計が出ているそうであります。尊厳を持って最後まで自分らしくありたい、これは誰もが望むことであります。この願いを阻み、深刻な問題になっているのが認知症であります。今や老後の最大の不安となり、超高齢化社会を迎えようとする我が国にとっても最重要な課題の1つとなっております。

認知症は誰にも起こりうる脳の病気によるもので、85歳以上では4人に1人にその症状があると言われております。菊池市では85歳以上の方が2,289名おられます。それに当てはめると、570名の方々がその症状に近いわけでございます。今後ますます多くなると言われております。認知症の人が記憶障害や認知障害から不安に陥り、その結果、周りの人との関係が損なわれることもしばしば見られ、家族が疲れきって共倒れしてしまうことも少なくありません。しかし、周囲の理解と気遣いがあれば健やかに暮らしていくことが可能だそうです。そのためには地域の支え合いが必要です。誰もが認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支える手だてを知っていれば、尊厳ある暮らしをみんなで守ることができます。本市ではどう対応し、どう指導されるかお伺いをいた

します。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 本市におきましては、超高齢社会に対応する高齢者施策の一環としまして、認知症に関する各種事業に取り組んでおります。

その1つに、本年2月に医療・介護福祉関係・官公庁・民間企業及び店舗など、市内の企業や団体の協力によりまして、高齢者地域見守りネットワーク会議を発足しました。このネットワークによりまして消費者被害の防止はもとより、高齢者の徘徊や認知症にみられる行動を見掛けたときに、直ちに地域包括支援センターへ連絡をしてもらい高齢者支援体制を整えました。

また、厚生労働省の認知症を知り地域をつくるキャンペーンであります「認知症サポーター100万人キャラバン事業」に基づいた、認知症サポーター養成講座を開設しています。本市は昨年度より、高齢者に携わる機会が多いと思われる警察署、消防署、郵便局、薬局、歯科衛生士などを中心に開催し、現在584名の認知症サポーターが誕生してまいりまして、今後は学校や地域など多方面への実施を計画しています。さらに本年度より、認知症の人とその家族を地域で支え、安心して暮らせるまちづくりを目指して認知症についての理解や支援の方法を学び、地域での認知症相談や認知症学習会講師を担うなど、認知症に関する地域支援を実践していく認知症アドバイザーを養成しています。

今後も市民が認知症に対する正しい知識を得て、認知症の人への理解を深めることにより、認知症の人やその家族に対し、それぞれの状況に対応した支援ができますよう、各種事業を展開してまいります。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

認知症につきましては、認知症のサポーターを1人でも増やして、安心して暮らせるまちづくりを市民の手で展開しなければならないと思っております。先ほど言われましたように、中学校や高校でも認知症に対する教育が必要ではないかと思えます。

先日の新聞で、血液がさらさらになるという触れ込みで、30万円のプレスレットとか100万円の羽毛布団等を判断能力の低下された認知症のお年寄りが、悪徳商法の被害にあうケースが最近非常に多くなっているというニュースを見ました。また、県の社協で高齢者等の金銭管理代行の利用者が熊本県でも551人と

過去最高であるということを見ました。このようなケースは、今後多くなること
と思いますけれども、成年後見制度、あるいは日常生活自立支援事業の活用につ
きまして、本市としてどう対応していくかについて、現状と今後の対応について
お聞きしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 成年後見制度は、議員ご承知のとおり、認知症・精神障
害・知的障害のある人が、財産管理や日常生活での契約等を行うときに不利益を
被ったり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り支援をする制
度として制定されています。支援をする成年後見人は、配偶者・親族・知人以外
でも、法律では福祉の専門家や社会福祉法人など、家庭裁判所が本人にとって最
も適切と思われる人が選任されます。本市でも成年後見制度利用支援事業実施要
綱を定めて、この制度の啓発や利用相談業務を実施していきまして、前年度は電話
や来庁による相談が68件あり、そのうち15件は直接高齢者宅へ訪問して相談
を受け、家庭裁判所へつなぐなどの支援を行いました。

今後も引き続き認知症高齢者支援の一環である、成年後見制度を重要な事業の
1つと考えると、この制度の周知を強化をするとともに、相談所が円滑に行えるよ
う職員の技術向上に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○12番（隈部忠宗君） 以上で終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。



休憩 午後1時42分

開議 午後1時51分



○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○6番（二ノ文伸元君） 皆さん、こんにちは。最後のほうになりますと、もう似た質
問ですけども、執行部の方にはよろしくご答弁のほどをお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

我が国日本は、戦後63年を過ぎ、いよいよ今でいう前期高齢者に近づき、戦争
を境に順調に伸び続けてきた経済力もバブル崩壊とともに陰りが見え始め、衰退
の一途をたどるばかりであります。最近ではアメリカのサブプライムローンに始

まり、リーマンショックで火が着いた金融危機が世界中に飛び火し、例外なくこの日本をも飲み込もうとしております。

そのような中、先の大戦で敗れた日本は戦後アメリカによる統治下の下、帝国主義から民主主義へと移り、言論の自由や男女平等、機会均等法などさまざまな権利を行使できるようになり、自由を謳歌し、現在の豊かな社会を手に入れたのです。反面、自由と自分勝手をはき違え、物の豊かさや便利な物ばかりを追い求め、その結果、心の豊かさという大事なものを置き去りにしているのではないのでしょうか。環境の破壊、耐震の偽装、産地偽造、消費期限の改ざん、汚染米、居酒屋タクシー、年金記録の改ざん、防衛省トップによる贈収賄など、民間から行政までであるとあらゆる心の荒廃が進んでおります。

近くでも、つい先だって大分県で発覚した、教育界ぐるみでの不正問題、熊本県で発覚した不正経理の問題、熊本市での下水道入札による贈収賄、そして競輪事業をめぐる随意契約などの問題、さまざまな心の問題が引き起こした事件が数多く起こっております。誠に遺憾なことであります。我が菊池市においては、絶対に起こってはならないことだろうと思っておるのは私だけではないでしょう。

そこで、質問に入らせていただきます。まず1点目、本市における随意契約は何本ありますか。2点目、種類はどのようなものがありますか。3点目、入札か随意契約かの基準はどのようになっていますか。4点目、問題があるとすればどのようなことが考えられますか。5点目、チェック機関の構成と実施方法はどのようになされていますか。6つ目、今後の実態調査の考えはありますか。7つ目、実態調査を踏まえての見直しはありますか。以上、7点についてご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 7点のご質問がございました。

まず、1点目でございますけれども、本市における随意契約の本数でございますけれども、平成19年度における50万円以上の随意契約は工事が51件、委託業務が265件ございました。平成20年度につきましては、現在までのところ工事が45件、委託業務が243件でございます。随意契約の理由といたしましては、工事が130万円以下であること、あるいは緊急であることであり、委託業務はその大半が、契約の性質が競争入札に適さないことを理由といたしております。50万円以下の工事及び委託業務の随意契約につきましては、極めて広範多岐にわたりますために現在はその詳細を把握いたしておりません。また、2万円以上の物品の随意契約は平成19年度において780件ございました。2

万円未満の物品の随意契約につきましては、工事及び委託業務と同様に極めて広範多岐にわたりますために、その詳細は把握いたしておりません。

次に、随意契約の問題点はということですが、一般競争入札には競争入札と比べまして、手続きが簡便でありますので早急に契約が結べる、小規模な業者でも参入ができるなどのメリットがある一方で、競争性の点で難があり、効率的な予算の執行や公平性・透明性の点でも問題があると言われております。言い換えますと、競争性に難があるため、業者の言い値になり割高になるのは、恣意的で自分の都合のよい業者選定になるのではなどの懸念が持たれるようでございます。これは、競争入札とは異なり、随意契約にはそれが認められる要件以外には明確な法の規定がないことによるものだと思います。そこで、本市におきましては、会計規則において競争入札の場合と同様に、随意契約においても予定価格を定めるとともに、2人以上から見積もりを徴し、予定価格内の最低価格の業者と契約すべきものといたしてしております。なお、1件の予定価格が5万円を超えないときは、1人からの見積書を徴することを認めておるような状況でございます。

次に、チェック機関及び入札か随意契約の基準について申し上げます。すべての工事委託業者及び物品の発注、または購入に際しましては施工伺い、物品購入伺いをもって決裁権者の決裁を仰がなければなりません。また、指名審査会におきまして、随意契約の要件を超える金額の工事、また、委託業務及び物品については審査を行っておるような状況でございます。本来、この要件を超える金額につきましては競争入札を行うことが原則でございますが、法の規定により随意契約をすることができる自由に該当するか否かについて、指名審査会で審査を行います。

しかしながら、先ほどの答弁でも申し上げましたように、現実には随意契約の要件を超える金額があっても、さまざまな理由によりまして指名審査会の審査を経ずに発注課で随意契約を行っている例もあります。随意契約の理由でございますが、先ほども申しましたが、大半が許可業者が1社であるなどの契約の性質が競争入札に適しないとしているほか、緊急により入札ができないを理由といたしてしております。

次に、今後の実態の考えはということですが、今回行った調査は50万円以上の工事及び委託業務のうち、指名審査会の審査を経ないで行った随意契約についてでございます。すべての随意契約についてとなりますと、極めて広範多岐にわたりますために、直ちに行いますとは言いかねられるところでございます。極端に言いますならば、鉛筆1本買うのも随意契約でございます。これらをすべてに

について調査を行うことは相当な時間と労力を伴うということをご理解いただきたいというふうに思います。

しかしながら、しかるべき時期に実施できるよう調査方法等について研究してまいりたいというふうに思います。

次に、随意契約の見直しについてでございますけれども、これも答弁の繰り返しになりますけれども、今後は随意契約の要件を超える金額の案件については、緊急を理由にすでに行った随意契約も含めて、すべて指名審査会への提案、または報告を徹底させることといたします。

発注課で行う随意契約、すなわち、法で認められた金額以下の随意契約につきましても、施工伺いや物品購入伺いなどの決裁時に入札担当課であります総務課または財政課との合議を徹底させるなど、恣意的な部分を排除するためのチェック機能を強化したいと考えております。併せまして、随意契約についての取り扱いをより明確にし、判断基準を厳格にするため随意契約の適用条項に関する運用方針、または取扱要綱のようなものを定めることも考えております。

このほか、先日の新聞報道にありましたように、より透明性を確保するため、今後は随意契約の公表範囲を広げることを計画いたしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○6番（二ノ文伸元君） 前に議員さん、何人か質問をなされました。あまり変わらないご答弁だったかと思えます。

1つ抜けていたかなと思えますのが、チェック機関の構成と実施方法はどのようになされていますかというのを聞いていないような気もしたけども、それについては考えておられますか。

それと1つ思ったのが、感じたことが、問題があるとすればどのようなことが考えられますかということで、メリットの点で手続きが手軽に結べるというふうに、ちょっと受け止めたわけですがけれども、これはデメリットと受け取ったほうがいいのではないかと、ちょっと今感じましたので、そこら辺を、認識をやはり改めていただきたいというふうに思います。

ここ5番は、1回目で聞いた事柄と思えます。チェック機関が、要するに今あるのか、ないのか。そして、あるとすればどのような構成でやられているのか、実施はどのような方法で行われているのか、ここを一番聞きたかったわけですがけれども、この部分だけがちょっと抜けておりますので、もう1度ご答弁のほどをよろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 先ほども説明といたしますか、答弁いたしましたところですが、いろいろな伺いの中で、施工伺い等々の伺いの中でそれぞれ担当課または市長までのチェックが、決裁の区分によって違いますけれども、部長決裁、副市長決裁、または市長という決裁の流れの中で、それぞれの部署でチェックはいたします。そのほかに、予定価格が基準以上を超える部分につきましては、指名審査会の中でチェックをしているということでございます。

ちなみに、指名審査会につきましては、副市長が会長でございます。それ以外に、部長と総合支所長の部長職が審査会のメンバーで構成されております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○6番（二ノ文伸元君） チェック機関は、外部のほうはないということですね。一番大事なことは、熊本は、さっきも前段で申し上げましたように、熊本の下水道の入札と、それと競輪場をめぐる汚職ですか、やはりあってはならないことですが、実際、熊本市とか熊本県の不正経理とか大分の教育委員会の組織ぐるみの贈収賄、こういうことがあってはならないことですが、実際あっているわけですね。熊本市なんかは外部から今度入れて調査委員会をつくるということですが、私も思うに転ばぬ先の杖といたしますか、あってはならぬことですが、やはり外部からそういった調査委員会をつくれぬものかなというふうに思っているところです。

今度の議会にも議案第117号で「菊池市教育委員会外部評価委員会条例の制定について」のように、現在市で定めているチェック機関をさらに監視する外部委員会をつくるということで提案がなされております。教育界でそのようなことが行われるということは、この部分においても私はつくれぬことはないだろうと思うわけですよ。いろいろな書類が係長あたりから上のほうに回ってきて、決済書類ですよ、ああいうのもよく見ずにぺたんぺたんとはんこを打って、後から事件が発覚したではやはり遅いと思いますので、これは、やはり総務部長の肝いりでひとつ、つくと断言をできればしていただけたならと思います。その点、よろしくをお願いします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） この件につきましては、たしか、森議員のほうも外部の

入札監視委員会の設置をというようなことの一般質問があったところで、今後の検討の課題とさせていただきますというようなことで答弁したように記憶いたしております。今おっしゃられましたように、いろいろな人選の問題または費用の問題も含めて、ここで、私一任で断言するようなことはちょっとできませんので、副市長を中心に氏名審査会の中で、十分そのような形を議題として取り上げて、議論を重ねてまいりたいと思いますので、現時点では、この場ではそのような形で答弁させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○6番（二ノ文伸元君） 私は、市役所のトップは総務部長と思っているんですよ。市長は市民のトップです。やはり、市役所内部のことは市長に対してこうしてくださいとか、そういう強い意見を述べていただくことが、一番市政がうまくいく方法だと私は思っていますので、さらなる透明性を図るため執行部におかれましては、なお一層の努力をお願いしてこの質問を終わり、次に移ります。

次、続きまして、道路整備ということで質問いたします。まちづくり総合支援事業の一環で隈府中央線の道路整備が少しずつ着実に用地買収も進み、ここまできたらもうあとには引けないところまで来たように感じているのは、私ばかりではないでしょう。

しかし、一向に進まないのが今橋から隈府中央線につなぐ道路の買収ではないでしょうか。このままつなぐことができなかつたら一体誰のための今橋なのか、わけがわからなくなってしまいます。歴史ある旧今橋を、決まりとはいえ解体し、解体してまでも強行しておられる事業ですので、1日も早い地主との解決を図っていただき、市民のための事業だったと早く、私も確固たる認識をしたいと考えております。

そこで質問ですが、まず1点目、今橋からシルバー人材センターまでの迂回路の整備はどうなっておりますか。

2点目、野間口交差点、これは執行部には通告をしておりますけれども、場所は大体わかると思います。場所は、野間口、むらもとすし屋さんがありますけれども、あちらの方面から来まして、右に緩やかに曲がっていく、浄寶院のほうに向かう場所なんですけれども、あの部分に突起物があります。今、説明した方向から行くと、とてもどこを歩いていいのかわからないという声が、私も実際行って見ましたけれども、実際、本当に通りにくいです。あれにやはり車を引っ掛けたり、実際タイヤが傷ついたりとかいう報告もあったようです。事故が起こ

る前にあの突起物というものの除去ができないものか、そういう相談です。

3点目、たしか昨年の12月議会だったと思いますが、森清孝議員より質問があったかと思えます。今回も専決処分で市道の管理瑕疵による損害賠償の報告がなされておりますが、市としてどのような対策をなされておられるのかお尋ねをいたします。

以上3点にお尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

今橋が完成をしたのが平成19年3月に竣工しております。その後、供用を開始されてからは、市道亘甲森2号線の交通量は増大の傾向にあり、朝夕は特に通行車両が多く、また幅員も狭いために児童・生徒等の通行に少なからず影響を及ぼしている状況であります。地元からも歩道設置及び舗装工事の強い要望がっておりますし、シルバー人材センター前から市道亘深川線の四差路までの約260mにつきまして、本年度測量設計業務を委託したところでございます。今後の事業予定としましては、来年度より用地買収等を行い、平成22年度に歩道・路面整備の工事着手を目指し、進めてまいりたいと考えております。当面の間は、歩行者等の安全性を考慮し、区画線の設置を行いたいと、考えております。

2点目でございます。野間口交差点の突起物につきましては、国道の325号線と市道野間口インター線との交差点付近に設置をされました、反射板付きの道路鋸であります。当該交差点が変則的であることから、交通の安全を確保する上から、公安委員会が設置したものであります。県及び公安委員会と協議をしました結果、本年度中にでも道路鋸を撤去するとの回答を得ておるところでございます。

3点目でございます。道路の管理瑕疵による事故でございますけれども、本年度は現在までに4件発生をいたしております。内訳としましては、道路の穴ぼこ等によるものが2件、グレーチングの跳ね上げ及び損傷によるものが2件、いずれも車両を破損させた物損事故でございます。近隣市町村の本年度の状況は、山鹿・合志両市が各2件、大津町で3件、菊陽町はゼロとの報告をいただいております。平成19年度第4回定例会の一般質問でも答弁をいたしましたけれども、道路管理に瑕疵があったがために損害を与えた場合は、国家賠償法の規定によりまして損害賠償を負うこととなりますから、市では社団法人市有物件災害共済会の道路賠償責任保険に加入して対応をいたしておるところでございます。

事故処理につきましては、被害者の申し出によりまして、道路の現状・現況、車両破損箇所の状態等を確認しまして、また場合によっては警察の立会い及び事

故証明を求めて判断をいたしておるところでございます。

なお、道路の維持管理につきましては、常時臨時の作業員及び職員で補修に努め、パトロール等の際も発見次第、即時に対応をいたしておるところでございます。また、区長さんや職員にも呼びかけて地元道路の情報提供をお願いしているところでございますし、以前から郵便局のご協力もいただいているところでございます。

今後とも事故を未然に防止する上で、なお一層管理体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○6番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。森清孝さんの12月の答弁とほとんど一緒でした。

私がこの道路整備ということで、なぜ質問しているかということが大事になってきます。何も今橋の道ができることは早くからわかっているんです、私も。それは中山議員の援護射撃もありまして、何もあそこを私が質問して、あの道は私がつくりましたからとか、そういうことを私は言いたいわけじゃないんです。といいますのが、あの道に路肩の白線、あれが今全部消えています。シルバー人材センターから今橋前まで。そのことも恐らく地元近隣の方から要望が出ていると思うんですよ。私はそのことを聞いて、いつまでもやっていただけないということで、どこに行ったらいいかということで安全対策課に行きました。安全対策課の職員さんにお尋ねしたところ、「それは維持課のことです。維持課に相談してください」、「それは私がですか」と聞いたわけですよ。そうしたら向こうもわかったかわからないかで、恐らく尋ねに来たと思いますけれども、それから数日たって行ったわけですが、「どうなったかい」と聞いたところ、「あそこは2年後に道路整備がなされるそうです。そのときに一緒にやるというふうに回答されました」と。「それはちょっとおかしい。それはあなたがもう少し頑張って維持課と交渉をして絶対つくるというふうにやってみたらどうですか」ということを、若手の職員さんでしたからそういうふうに申し上げましたけれども、なかなか取り合っただけじゃなかったというのが現状です。やはり私自ら一般質問をして、そして初めてできるという、このような横のつながりが何でできないのかと、そういうふうに考えました。

それともうひとつ、市道の管理瑕疵の問題ですけれども、夢美術館と昔の八媛荘、今は駐車場になっていますけれども、旅館組合と今は望月さんの駐車場になつと

つとですかね。その間に細い小さな道があります。そこに下水道が通っていて、そのふたです。あれがぼこっと抜けているわけですよ。それをある旅館組合の方が、ある課の職員さんに相談をされたわけですよ。相談をされてコーンか何かですぐ立ったそうです。そして、ひと月たってもそのまんま、途中風が吹いて飛んでいったときにはその方が来てそこにブロックを置いて飛ばないようにする。やはりそういうことでは、庁内協議をなされているとか、そういうふうにおっしゃいますけど、やはりもう少しこう、大体その市役所の職員同士がどこに連絡してもいいかもわからない。私だって最近維持課というのがあると知ったぐらいです。すね。

やはり、もう少し内部で調査をしていただいて、専用のダイヤルをつくるとか、どこに連絡をするとか、そういうのはやはりせめて職員さん同士ではわかっていたかかないと。その点について、今の2点ですかね。どういうお答えになるかしれませんけれども、今後しっかりとやっていただくということをおっしゃるよう期待をしまして質問いたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

先ほども述べましたけれども、事故を未然に防止することが第一でございます。職員にはあらゆる機会を通じまして周知を図ってまいりたいと強く言っておきます。また、広報等に掲載をしまして、市民の皆さんからの情報収集にもさらに努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） ニノ文伸元君。

[登壇]

○6番（ニノ文伸元君） 答弁に1つ抜けていたと思いますので、専用ダイヤルですね。

せめて市役所内部に維持課に連絡してくださいというような通知を流していただけるのか、それぐらいできると思いますので、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答え申し上げます。

維持課のダイヤルは、市の一覧表で電話番号が市民の各家庭にお配りをしてあります。今後ともそれを活用していただくように、市の広報の中でお知らせをしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後 2 時 2 2 分

開議 午後 2 時 3 1 分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。今定例会の最後になりましたけれども、どうぞ市長、執行部におかれましては、よろしくお願い申し上げます。それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、市の活性化、竜門ダム周辺の整備と活性化等についての質問をいたします。この件につきましては、平成19年9月の定例会において質問をいたしましたが、答弁では市としても地域の住民の方々のご理解と協力によりできた多目的ダムであり、下流の迫間川及び菊池川沿線の洪水被害の防止または軽減、渇水時の水利用の補給を行うとともに、河川の良好な自然環境を保全するための水量確保など、河川環境保全、ダムを水源として土地改良事業が実施されている菊池川中流部の菊池台地地区と菊池川下流域の玉名平野地区の農地へのかんがい用水の補給、並びに有明海沿岸の荒尾・長洲地区及び福岡県大牟田地区に対しての工業用水の補給機能など、多くの役割を擁するダムとして利用されており、また動力式コンクリートダムとロックフィルダムとで構成される我が国最大級の複合形式のダムであり、ダム周辺の整備により交通便のよいダムであること、また水面利用がしやすいダムであり、ボート競技大会等も行われ、市内の観光名所の1つとして十分認識し、市としても観光の目玉として位置付けていますとのことであります。

しかしながら、このように市が観光の目玉と位置付けているにもかかわらず、ダムが竜門地域の活性化に結び付いていないのが現実であります。皆様もご存じのように、龍龍館の経営悪化による閉店、大分国体が開催されるということで今年の6月には改めて再オープンしておりますが、国体も終わりましたので、現在は経営については大変厳しい状況だと思われまます。市として龍龍館の現状と、竜門ふるさと振興会の経営でありますので、状況も含めどのように把握されておられるかお尋ねをいたします。

また、前回の質問時に申し上げました、ダムがあるがゆえの国有資産等所在市町村交付金を竜門地域の活性化策に利用していただきたいとの要望をしておきましたが、その点についてもお答えをいただきたいと思ひます。交付金については、

先日、坂井正次議員も質問がありましたが、それだけ思いがあるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） お答えいたします。

菊池市交流促進センター龍龍館につきましては、昨年7月31日より一時休館しておりましたが、指定管理者である地元竜門地域で組織します、竜門ふるさと振興会が再編され、市といたしましても指定管理料の見直しを行い、本年6月1日に正式にオープンいたしております。竜門ふるさと振興会につきましては、平成10年2月8日に菊池市交流促進センター管理運営団体として、当初97名の運営資金出資者をもって会の設立がされておりました。しかしながら、会員の高齢化や龍龍館の経営不振等によりまして、会員の大量離脱があり、会の存続を願う有志17名により再スタートを切られました。毎月10日を月例会としまして、会員全員で協議しながら、龍龍館並びに竜門ダム展示資料館等の管理運営を行っているところでございます。市としましても、月例会に参加し、必要に応じて助言を行うなどの支援を行っております。

これまでの状況といたしましては、竜門ダムで開催されました行事等で6月に世界ジュニア選手権大会、7月に竜門ダムフェスタ、8月に第9回斑蛇口湖ふれあいレガッタ、9月に同会主催によりますお月見会、10月にはチャレンジ大分国体、11月には竜門ふるさと祭りの際に同会主催のウォークラリー等が開催されております。なお、6月1日の正式オープンから10月末日までの5ヵ月間の売り上げは約640万円、レジ数は5,663人となっており、レストランでは8月から弁当・鉢盛の予約を開始し、売上を上げるために職員一同、全力であたっておられるところでございます。

厳しい経営は龍龍館に限ったことではございませんが、本年は燃油高騰により一般観光客の足が遠のいている状況もあり、売上が思った以上に伸びていないという報告も聞いております。どうかこの危機を乗り越えたいということで、菊池観光物産館等へのお弁当の出品のほか、9月20日より宿泊施設の受付を開始し、10月31日、11月1日、22日、23日にボート関係者の宿泊があっており、今後もボート関係者を中心に合宿の予約が入るよう努力されているところでございます。あくまでも、建設当初から地元の自主運営組織でありますので、その自主性を尊重しながら健全な運営ができますよう、今後も必要に応じた助言や協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、交付金の件でございます。坂井議員にもお答えしておりますが、竜門ダムの国有資産等所在市町村交付金は特定財源ではございませんで、市の行政経費のすべてに充当できる一般財源となっております。

ダム周辺の地域活性化につきましては、竜門ダムは地域に開かれたダムとして、また市の観光施設として貴重な財産であり、竜門地域には素晴らしい地域文化等もございますので、これらを活かしたダム周辺地域の活性化が図られるよう支援してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。振興会のメンバーも、今お聞きしましたら97名の方が17名になったということで、今おっしゃいましたように大変厳しい状態になっていると思います。地元のほうも一生懸命努力をされたにもかかわらず閉店の状況になったということでございますので、今後は国体等の大きなイベントもなかなか期待できないでしょうし、市のほうの助言もですけれども、財政的な支援が非常に大事になってくるかと思えます。

この交付金については、ダムがあるがゆえの町村に対する交付金でありますので、ダム建設に協力をいただいた地権者・水没者の皆様の協力のおかげでできているような状況でもありますので、そのことは一般財源になっておりますけれども、竜門地域の活性化につながるような対応をしていただきたいと思います。

そのことも含めて、改めて交付金についてもう1回質問をしたいと思えますけど、お答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） ただいま経済部長が答弁しましたように、特定財源ではなくて一般財源ということでございますので、竜門ダム、竜門を含めた地域振興につきましては、一般財源を含めたいろいろな事業展開の中で支援してまいりたいというふうに思います。この交付金そのものというものを充当というようなお答えは現時点ではできませんので、地域振興についてはいろいろな財源を求めて、活性化策につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。一般財源ということでございます

けれども、今回四季の里のほうは3,000万円という形の中で予算の計上がされております。そういうことも含めまして、竜門地域にも龍龍館の運営とかそういうのにも、そういった形でも出せないことはないと思いますので、これは今後の要望としてお願いをしておきたいと思います。

それでは、次に進みたいと思います。

それでは、次に市の施設整備についてお尋ねをいたします。今回の市の多目的グラウンドのトイレを高齢者に配慮した施設に改善する必要があることについての質問は、合併前の、もうだいぶん前になりますけど、平成15年9月の定例会において、各種スポーツ施設等の現況と今後の整備計画の中で要望させていただき、グラウンドの西側テニスコートに隣接した倉庫とシャワー室をトイレに改造し、応急処置的に対応していただいております。そのときにも申し上げましたが、多目的グラウンドはすり鉢のような形状のため、高低差があり駐車場からの移動が困難であり、また高齢者にとって一番心配な常設のトイレがグラウンドゴルフ等の競技をする場所の近くになく、現在のトイレは若い人でも大変な場所に位置しており、今後の高齢化率から考えても早急に高齢者に配慮した施設に改善する必要がありますので、今回改めて整備の状況をお尋ねしたいと思います。

昨日の坂井正次議員のグラウンドの施設の充実についての質問の中で一応改善の答弁がありましたが、せっかくトイレの改善を質問の要旨に挙げて通告をしておりましたので、重複すると思いますがお答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

本件につきましては、2日目の一般質問の中で坂井正次議員に答弁をいたしておりますので、重複する部分をご容赦を願いたいと思います。

平成15年の9月定例会で木下議員の一般質問の後、利用者の方々の要望に答えるために男女兼用ではございますけれども、シャワー室のトイレを改修して常時使用できるように対応してまいりました。

合併後は4市町村の各種大会が開催されるなど高齢者の利用も増加し、平成18年度末には市の体育協会より高齢者等にも利用しやすいトイレ整備の要望が挙がったところでございます。そこで現在、西側グラウンド用具倉庫に並列して新設工事を進めております。

設備の概要につきましては、女子トイレの便器数が洋式・和式各1基に、男子トイレが小便器が2基、大が1基の設備と併せまして、ユニバーサルデザインのトイレ1基を併設しております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。新設工事に取り組んでいただいているということで、私もこの間、坂井議員の質問の後、見に行ってみりました。現在、工事中でありましたので、ほっとしたところでございます。先般、市民体育祭がありましたけれども、そのときにまだそういう工事も始まっていませんでしたものですから、市民の方々よりトイレの苦情がございましたものですから、改めて質問させていただいたわけであります。私の一般質問の要望から随分時間はかかりましたけれども、今回新設していただいたということで、今後は、グラウンドゴルフ等は会場の選定にも、やっぱりトイレが近いということで選定基準になるということもございますので、本当によかったなと思っております。

先日の質問で坂井正次議員もおっしゃっておられたように、スポーツ施設の整備は市の活性化にとって重要な施策でございますので、ほかトイレ以外についても、今後ともよろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、次に環境保全協定書について質問をいたします。

今定例会では、これまで何人も今回の九州産廃との環境保全協定書の一部変更の問題の質問をされました。それほど重要な問題であり、市民にとっても大変なことであるからだろうと思っております。各議員よりそれぞれ質問がありましたが、今回の一番の問題はやはり信頼関係がなくなったことだと思っております。先日の全員協議会において、議会に知らされた処分場埋立期間短縮の協定で、業者との密約とも取れる文書が取り交わされていたことについては、私もそのときに意見を述べましたが、九州産廃への補償12億600万円の債務負担行為の審議のときの所管の委員長をさせていただいておりましたので、文書の公表がそのときにあっておれば、間違いなく審議の内容も変わっていたと思われまます。

市長は文書の内容は何度も努力目標に過ぎないと言われていますが、九州産廃がそれで納得しているのであれば、先に地元水迫地区の区長さんたちに、市が約束を守っていないとして、期間短縮の協定破棄もあり得ると説明をしたのでしょうか。地元水迫地区の区長さんたちは、協定破棄になればこれまでの期間短縮への努力が水の泡になると大変な心配をされております。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、本日は地元区長の皆さんも傍聴に来られておりますので、改めて今回の密約ともとれる文書の交付によって、期間短縮の協定破棄もあり得るのではないかとということと、また、今後地区住民への説明責任をどう考えておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 環境保全協定書の一部変更協定を締結ということになりまして、このことについては、ただいま議員ご紹介のように本議会にも多数の皆さん方からのご質問をいただいたところでございます。

九州産廃株式会社からの解決条件に対しまして、市は回答書を交付しまして、解決に向け努力してきたところでございます。しかしながら、会社から解決条件の約束が守られていないということで、一方的に一部変更協定書を破棄するという発言がありまして、唐突なことであるとして困惑をしているところでございます。市といたしましては、先日からの一般質問でお答えしておりますとおり、会社からの解決条件は会社との信頼関係を築くための努力目標であり、このことは当時協議を進めてまいりました中で、会社も理解していただいておりますし、押印もいただいております。市はこの協定書を遵守して、平成26年をもって最終処分場が終了するよう協議を進めていく所存でございます。

次に、市民の皆さん方に対する説明責任につきましては、機会があるごとに市民への説明を実施してまいりたいと、このように考えております。現在までの説明会の開催状況につきましては、市民の代表であります区長の皆様方に行っておりまして、処分場の地元であります水迫地区区長会をはじめといたしまして、菊池市区長会役員会、菊池地区区長会、泗水地区区長会などで説明をしております。今後、引き続きまた七城地区、あるいはまた旭志地区の区長会に対しましても説明をまいります。その後、区長会などから意見を述べる機会をつくってほしいと、このような要請があれば、市、県、そして会社、さらに市民の代表者が加わりまして四者協議を開催したいと、このように考えております。

また、地元住民や各行政区、あるいはまた各種それぞれの団体などから、このようなことに対しましての説明会の要請があれば説明をさせていただきます、市民の皆様方の理解と協力を得ながら、産廃問題につきましては早期の解決を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。業者側のほうの一方的な発言、また唐突であると、そういう形で市長のほうはおっしゃいましたけれども、私も今まで、今回まで6月また9月と九州産廃の、この環境保全協定書に守られていなければいけない基金等の質問をずっとさせていただきました。その中で、今まで6月、9月やりましたけれども、正直を言って市長が答弁されていることに対し

て、なかなか納得がいけないような状況のままでございます。

この環境保全協定書は第5条に基金をきちんと積み立てるものという形になっております。また、先般9月の議会で市長が、5%が上限ですけれども、それが2%また1%になるかもしれない、そのことについてもちゃんと環境整備基金要領の中でただし書きが入って、最低限度額については環境保全協議会で別途協議する。この協議の委員は、協定書を見れば助役になってはいますが、今は副市長ですね。それと、九州産廃の社長及び県の環境生活部の廃棄物対策課長と、この人たちが協議をしないと基本的には減額にはできないわけですね。

それと先般、これが9月のときにいただいた積立金の資料でございますけれども、正直な話、15年のときに産廃のほうから、11年から積み立てた基金を16年に7,450万円、1回寄付をいただいております。その後、これは9月の議会でも言いましたけれども、平成16年・17年・18年・19年・20年、16年までは基金は積み立ててあります。ところが、17年分については会社側の積み立てが、5%の積み立ては行ってらっしゃらないですね。18年、19年は10万円ずつということで、基本的には基金の積み立てはもう17年から滞った状態でございます。20年度分については、決算時期が毎年11月30日ということですので、会社側のほうはもう出ていると思いますけれども、多分、経常利益の売上は、私も9月の議会で申し上げましたけれども、ほとんど変わらない状況の中ですから、十分この協定書どおりに、条件の5%で積み立てをしていただいてもいいような状況だと思います。

そういうことも含めて、今回こういった形で九州産廃との協議が、先ほど答弁の中ではまた四者協議をしていくということで、市民にも理解をしていただくような説明をしていくということでございますけれども、いずれにしても相手がいらっしゃることでございます。この基金の積み立ても、現在のこの状況では積み立ては守られていません。寄付をするということについては、その後の問題でしょうけれども、この基金積み立てはこの協定書にきちんとうたってあります。それと、この5%の上限を変える場合は、先ほどの、いうなれば三者協議に基づいた上での、それができないようになってはいます。それも守られていない。

今回はこういった形で、私どもも議会もびっくりしたのですけれども、13項目の約束事があったということで、本当に正直言って密約としか思えないような状況だと思います。本当に今まで、地域住民の方は市長がこの環境問題をきちんと解決するというので、4年間短縮、そのことをおっしゃいましたから、地元の区長さん方もある面では苦渋の選択というか、その中でそれを認めて、きちんとした四者協議の下にこの協定書の一部書き換えがあったんだろうと思います。

そういう中で進んでいたものが今回こういった形で、協定書以外の、またその業者との約束、先ほどから市長が努力目標とおっしゃっていますけれども、向こうは条件だと思います。

そういうことの中で、改めてちょっとお聞きをしたいと思うのですが、四者協議を本当に早急にすることによって、また地元の方々の方々にもちゃんとした説明をしなければいけないし、また地元の方々の意見を述べる場所というのも必要だと思います。この四者協議の時期をどのように考えていらっしゃるのか、予定的にはいつされるようにしているのか、1点お聞きしたいと思います。

それと、これまでこの環境整備基金というのが、もう今回も予算のあれで出ていますけれども、協力金を含めるともう約2億円近くにはなっていると思います。その協力金を、またはそれを基金にしたものを、これは使途目的が決まっております、地元の周辺整備の活性化とか、そういうことに使うようにきちんと使途目的が決まっています。ところが、私がもう何回も質問しておりますけれども、地元のために今のところ1円も使っていないというのが現状です。そのことも、どういうふうな考えでそういう形に使っていないのか、そのことについてもちょっとお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 繰り返しになるのかもしれませんが、解決に対しまして一部変更の協定を結んだ、その背景にこの解決の条件として会社が提示をされた、それについて今度は市のほうとしてはお答えを申し上げたと。そのお答え申し上げたことについて、これはあくまでも私たち行政からすれば努力目標であると、会社側のほうは条件であるという、そういった食い違いがあるということは事実でもあります。

ちなみに、この行政から出しました回答文の文書の中の最終的な文面において、本文に掲げてある実施項目については会社との信頼関係を築くための市の努力目標であると明確に書いてありまして、私と相手側社長の捺印がなされた、19年3月6日であります。この文面を見まして、この市の努力目標であるというふうに書いてあることを見て、これが条件であるというふうにはどうしても判断ができません。私はこれはあくまでも努力目標と明示してあるとおりと、文面どおりだというふうに思っております。

四者協議を今後進めていくということについては、会社と市のほうとの話がありまして、三者協議がいいのか二者協議がいいのか四者協議がいいのかといった話し合いがなされた中で、四者協議ということになっておりますが、これの日時

につきましては、ちょうど副市長さん、今病気でございますので、登庁されましたときにこの打合わせをして、いつにするかということは今後なるべく早い時期にということで会社のほうも言われておるようでございますので、そのような日程を調整させていただき進めたいと、このように思っております。

それから、協力金等の使途について、地元水迫地区についてということで、何度か述べたけどもそれらしい答えがなかったということでございますが、別に水迫地区に使うことを否定しているわけではありません。地元水迫地区の皆さん方のために、あるいは広く環境の整備のためにということで使うことは当然のことだと思っております。

ただ言えるのは、いろいろな水迫地区について、いろいろな施設整備をかれこれこれまでもやってまいりましたけれども、補助事業として、あるいはまた合併いたしましたので、合併特例債として財政上、運営上に効率性のいいものがあるのに、この金を使って自主財源でやってしまうと、単独でやってしまうということはいかなるものかという中で、補助があるやつについては補助、合併特例債を仰げるものについては合併特例債、その裏の負担の部分について使うことはやぶさかではありません。

今後、水迫地区に果たして何が今求められているのか、環境の整備ということで水質汚濁にならないように、あるいは飲料水等のちゃんとした確保をするために水道の整備であるとか、あるいはまた合併浄化槽の整備であるとかいろいろなものがあると思いますが、そういったものの中において、適時適切に使うことをお約束したいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。あくまでも努力目標であったということでございます。そういった努力目標であったということであれば、本当に議会の審議の委員会の提示をお願いしたかったなと思っております。もう今になってしまっただけは、そのときの審議の中では、この13項目の内容は提示されておりましたので、私も一生懸命地元のため、菊池市の産廃問題の早期解決であればこれがベストだろうという形の中で、一生懸命委員長報告をし、また質疑を受けたのを思い出しております。

本当にもうこのままで、市長がそのように努力目標であるということで、何人の方も、議員の方がそれぞれに質問されましたけれども、本当、議会の冒頭のときに市長もまた丸秘とか、私どもは何が何だかわからないような、謝罪なのか何なのかわかりませんでしたけれども、丸秘とかそういう問題も出ているみたいで

ございますけれども、市長として本当にこのままでいいのかということを知りたいと思います。

市民には説明すればいい、また業者のほうは努力目標だということでも理解してもらえばいいということですが、これだけ市民に対して、議会に対して混乱を招いたことに対して、市長としてどういうふうな形で考えておられるか、また自分自身に対してどういう対応をしたのかがいいのかということ、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） いずれにいたしましても、この努力目標というものを曲げる気持ちはさらさらありません。少なくとも条件というものがあつたとしたとした場合に、今の13の項目を言われましたが、13項目の中で確信的に条件として受け入れられるものは誰が見てもあり得ないものであります。法に抵触するようなことをあえて条件としてすることはあり得ない話でありまして、これはあくまでも、この許される範囲内において、条件ではなくて努力目標としてやっていきたいと思います、その13項目の中の1つがこの条件として満たしていないからといった会社のご意見でございますけれども、13項目の中で8つから9つぐらいまでは努力目標として努力が達成されていると、その1つをもって先日、昨日のご答弁を申し上げましたけれども、平成20年度から努力するというふうに書いてありますが、20年度というのは言葉のあやですけれども、まだ約束の期限が来ていないのに約束を破っているぞと言っているようなニュアンスじゃないのかなといったことを事例的に、そういったことを申し上げましたと申したんでございますが、いずれにしても、この私たち行政としては、信じて皆様方に対しましてこの条件をのんで、それで協定を結び直したということではありません。確実に努力できるものについては努力していきましょうということでありまして、それを今後話し合っただけのさやに納まるようにやっていくということ以外にはないと、このように思っております。そのことが私の責務であると思っております。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） それでは、次に進みたいと思います。それでは、次に地方税についてお尋ねをいたします。

菊池市も合併後は、特に税の滞納については、本年4月税務課内に新たに収納対策室が新設され、滞納処分の強化を図るため、高額滞納者・悪質滞納者から差し押さえた自動車・動産を、市独自の購買会をはじめインターネット購買等を行い、

滞納した税金に充当されております。収納率向上の努力が図られているわけでございます。このように収納については厳しく対応されているようであります。

今回は同じく税の問題のお尋ねですが、特に合併後、市民に対して判明した税金の徴収の誤りがあれば、詳しくお示しをいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 合併後の市税の誤賦課による過誤納金についてご報告申し上げます。

平成20年11月末現在で、固定資産税におきまして78件、過誤納税額59万1,500円、軽自動車税におきまして2件の過誤納税額2万円でございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。やはり心配はしておりましたが、菊池市においても約600万円の課税ミスがあったようであります。

先日、熊日に掲載されておりましたが、天草市では合併後に判明した地方税の誤徴収が約7,000万円あり、市が明らかにミスがあったケースについては、返納金支払要綱を制定する考えが示され、20年前までさかのぼって納税者に返す方針を明らかにされています。天草市としても、市民に迷惑をかけたことをお詫びし、再発防止に努めたいと市長がコメントをされております。

本市においても、先ほど報告がありましたように、金額は別にして、課税ミスがあったことは明らかでありますので、早急な対応が必要ですが、現在どのように返還の手続きが取られているのか、詳しくお示しをいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） ただいま議員仰せのとおり、新聞報道されました天草市の事案は、都市計画税につきまして都市計画区域外にある家屋に都市計画税を賦課していたものでございました。家屋が都市計画区域の境界周辺にあり、誤って区域内と判断したもので、明らかに賦課を行います市の誤りでございました。

誤賦課による税金の還付につきましては、地方税法の規定によりまして、さかのぼって5年分の返還しかできません。しかし、固定資産税におきましては、この地方税法の規定によりまして還付不能となる税相当額について、納税者の不利益を補てんし、行政に対する信頼の確保を図ることを目的とした菊池市固定資産税過誤納金補てん金支払要綱によりまして、固定資産税台帳等の保存年10年の

範囲内で返還を行っております。

しかしながら、同要綱の制定目的に照らしてみますと、課税誤りの発生が固定資産税台帳の保存年を超えた場合においても、市の課税誤りが明らかであることが証明するものがある場合については原因発生年までさかのぼって、今後返還を検討する必要があると考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によりますと、地方税法の規定等があるが、何よりも行政に対する信頼の確保、納税者の不利益を補填するために市の課税誤りが明らかであれば、原因発生年までさかのぼって返還を検討する必要があるとのことであります。納税者の立場になれば当然の対応でありますので、市としても早急な対応をお願いしておきます。

今回の誤徴収については、市民に迷惑をかけたことを一番に認識し、今後は再発防止に努めていかねばなりません。市長としての考えを、今後の対応策も含めお答えいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま総務部長のほうで答弁いたしましたように、課税の誤りによる過誤納金の返還については、地方税法の規定により5年分の還付と菊池市固定資産税過誤納金補てん金支払要綱によります固定資産税台帳等の保存期限10年となっておりますが、この範囲内での返還を原則としておりますが、明らかに市の課税の誤りを証明することであれば、総務部長のほうで答弁の中で、返還を検討する必要があるという答弁をいたしましたけれども、まさしくこの市民の納税者の不利益を救済し、また税務行政に対します信頼を回復していただくためにも、このような事例につきましては固定資産税台帳等の保存期限の10年を経過した、あるいは範囲を超えたものにつきましても、返還をしなければならぬと私は考える、そのようにお答えいたしたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。次に、スクールバスの民間委託後の対応についてお尋ねをいたします。この件につきましては、9月の定例会で質問をし、答弁をいただきましたが、今定例会でも改めて確認も含めお尋ねをしたいと思っております。

前回の質問でも申し上げましたが、民間委託については執行部に対してPTAの要望の問題、スクールバスの運転手の方の再雇用の問題、車検・燃料及び修理等の地元へのお願い、特に子どもたちの安全面については民間委託にしたからといって任せきりになるのではなく、しっかりと監督をしていただくように強く要望をしてきたところであります。

しかしながら、前回の答弁では、これまで市の運行時にはなかったトラブルが民間委託に4月からスタートした途端に、6月に発生したとの報告がありました。その後、執行部としても子どもたちの安全確保のため十分検討され対策をされたと思いますが、具体的また改善策をお示しいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） スクールバスの安全確保についてでございますけれども、前回の9月議会で答弁しましたように、その後、学校・業者・教育委員会で運行内容はもちろんのこと、運転手のマナー等まで細部にわたり連絡を取り合いながら安全確保に努めております。この児童生徒の安全確保というのは、第一に考えスクールバスの運行に支障がないようにしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。十分気を付けてやっていただいていると思っておりますけれども、ちょっと幾つか再質問したいと思います。

いずれにしても民間に任せているということでございますので、私もちょっとある民間の会社の運転のほうをされている方とちょっとお話をしたら、何か保険のことをちょっと心配をされている運転手の方がいらっしゃったわけでございます。きちんと保険についての確認はもちろん契約の時点でされていると思っておりますけれども、保険についてちょっと詳しく、どのように対応されているかお聞きしたいと思います。

それと、保護者に対する、検討委員会が4月から毎月行われていたということでございますが、8月の末以降が開催をされていないと、そういう声を聞きましたものですから、そのことについてなぜなのか、そこを再質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、最初の保険の加入のことについてでございますけれども、

スクールバス及びタクシーの保険加入についてでございますが、入札仕様書の中に加入の義務を規定いたしまして事業所に説明をしております。内容は、旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2に基づくものとしております。具体的には、保険加入がなければ営業用車両として認められないということでございます。

スクールバスに関しましては、今回の民間委託にあたり市所有のバスを貸与する形を取り、白ナンバーから営業用の緑ナンバーに変わっております関係上、当然ナンバー変更により保険加入は営業用車両として義務となっております。また、スクールタクシーも同様に運輸規則第9条の2に基づき営業しており、保険加入は義務付けられております。なお、すべての委託業者について調査いたしましたが、保険の加入を確認しているところでございます。

なお、検討委員会のことがありましたけれども、8月以降されていないがということで、それまでに何回か、要するに今後の有償制について説明を申し上げてきましたけれども、大体有償制について大方の委員さんの理解を得ましたので、8月以降は、検討委員会は開催していませんが、今後も必要に応じて開催はしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。保険はいずれにしても入札の規定で入るのが当たり前だと思いますけれども、何かあるかわからないような状況でございますので、ちゃんと原本を確認した上でそのコピーを保存するとかそういうことを、やっぱりきちんと確認をされていたほうが良いと思っております。

それと、その検討委員会については、有償制が確か22年から始まるということで、ある程度理解を得たということでございますけれども、今回はちょっと要望書が保護者のほうからちょっと間に合いませんでしたけれども、私のほうには要望書を出したいと、そういう話も来ております。全体にすべて理解を得たわけではないと思っておりますけれども、今後の問題だと思います。

それと、本当に急に寒くなってまいりましたので、子どもたちも毎日バスに乗って通学をしたいと思いますけど、本当に小さなことですけれども、タイヤのスリップ等も含めて、やっぱり小さなこともチェックをしていただいて、何かバスのタイヤ交換は民間の会社がすると、そういうふうにもなっているということでございますので、そういうことも小さなことでありますけれども、本当に細かくチェックをして子どもの安全を守っていただきたいと思っております。民間になって事故でも起こればもう大変なことでございますので、そのこともお願いをして質問を

終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） 以上で、一般質問を終わります。以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は12月22日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日はこれをもって散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午後3時20分

平成20年第4回菊池市市議会定例会

議事日程 第6号

平成20年12月22日(月曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程(第5号の追加1)

- 第1 議案第156号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
第2 意見書案第8号 乳幼児医療費助成の充実を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程(第5号の追加1)

- 追加日程第1 議案第156号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について
上程・説明・質疑・討論・採決
追加日程第2 意見書案第8号 乳幼児医療費助成の充実を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員(26名)

1番 東 裕 人 君
2番 泉 田 栄一朗 君
4番 藤 野 敏 昭 君
5番 樋 口 正 博 君
6番 二ノ文 伸 元 君
7番 中 山 繁 雄 君
8番 水 上 博 司 君

9番 三池健治君
 10番 怒留湯健蓉さん
 11番 坂本昭信君
 12番 隈部忠宗君
 13番 奈田臣也君
 14番 葛原勇次郎君
 15番 木下雄二君
 16番 坂井正次君
 17番 森隆博君
 18番 山瀬義也君
 19番 本田憲一君
 20番 枋原茂樹君
 21番 松本登君
 22番 工藤恭一君
 23番 境和則君
 24番 北田彰君
 25番 外村國敏君
 26番 徳永隆義君
 27番 横田輝雄君

欠席議員（1人）

3番 森清孝君

説明のため出席した者

市長	福村三男君
収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	村山隆君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	松岡敬二君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	上林正章君
企画部首席審議員	木村靖弘君

財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山 田 浩 文 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	山 口 正 司 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
水 道 局 長	三 牧 茂 君
監査委員事務局長	大 塚 茂 幸 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 木 精 四 郎 君
議 事 課 長	永 田 哲 士 君
総 務 審 議 員	高 田 早 苗 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君

午前10時00分 開会



○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る12月9日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第116号から議案第154号まで、及び請願第6号から請願第7号までの41案件について、並びに継続審査審議案件について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

○総務常任委員長（三池健治君） おはようございます。

今定例会で総務常任委員会に付託されました議案は、条例関係5件、補正予算1件、議決案件1件の7件であります。2日間にわたり慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第116号菊池遺産認定条例の制定についてを申し上げます。

今年度は菊池遺産を認定する委員さんの選任等の準備期間のため、予算は計上していないとの説明でした。各委員から「条例には予算が伴うものであり、3月議会の当初予算時に提案されるのが通例ではないか」との意見や、「3月は区長さんの交替月でもある。新しい区長さん方と一緒に慎重に進められたがよい」との意見や「文化財にはランク付けがしてある、菊池遺産にもランク付けを行ったらどうか」との意見や、「この菊池遺産の条例は大切な条例である。事を急がず、用意周到で臨んでいただきたい」との意見であった。

慎重に審議した結果、継続審査とすることに決定いたしました。

議案第118号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを申し上げます。

この条例は議員の報酬に関する規定等が整備されたため、関係する条例の条文を整備するものであります。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第119号菊池市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本条例の一部改正は民法及び地方自治法の一部が改正されたため、条例の一部を改正するものであります。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決するものと決しました。

議案第120号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は議案第116号の関連でもあります。菊池遺産認定審査委員会委員の日額を加えるものですが、議案第116号が継続審査となり、この部分を削除する修正案が出されました。修正案についてはお手元に配付されました委員会提出議案の3ページ、4ページの資料をごらんください。

修正案を審議した結果、可決するものと決しました。修正案を除いた部分は原案のとおり可決するものと決しました。

議案第121号。菊池市振興基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本条例は「菊池市振興基金」を「菊池市振興小川基金」に改めるものと、第4条第1項第3号の「小川会館建設のとき」となっていたのを削除し、「産業の振興に充てるとき」に改めるものであります。

これは議会の初日の小川会館建設特別委員会委員長の報告でありましたように、小川会館建設はこの振興基金は使用せず、別の財源から建設するとのことにより改正するものであります。委員から「寄附をされた小川さんの名前を入れることは小川さんを尊重する上で当然なことである」といった意見がありました。

審議の結果、原案のとおり可決するものと決しました。

議案第124号平成20年度菊池市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

審議の過程で意見がありましたのは、款総務費、項総務管理費、目財産管理費、節の備品購入費です。この費用は公用車1台分の購入費です。財源は国からの1次補正である地域活性化緊急安全対策交付金を充て、この交付金は環境対策が対象なので対象となるハイブリッド車を購入したとの説明でした。委員から、「この車は市長専用車ですか」の質疑に、「市長車ではなく、農林振興課で使用した車を廃車したので、財政課の車を回し、その分を集中管理車として使用する」との答

弁でした。

次は第3表、債務負担行為補正であります。固定資産土地評価業務委託の3年間で5,400万円の債務負担行為です。委員から、「土地評価は市の税務課の職員でできないか」との質疑に、「平成6年から評価替えから標準宅地の適正な価格を求める場合は、不動産鑑定士による鑑定評価から求められた評価を活用することになっている。そのために専門の知識を持つ鑑定士に業務委託をしなければならぬ」との答弁でした。

次に、菊池ふるさと水源交流館指定管理委託3年間の5,076万円の債務負担行為です。委員から「1年間の委託料が前回より減額になっているが、相手の承諾は得ていますか」の質疑に、「水源交流館との交渉で、利益が上がった分だけを減額させていただいている」との返答でした。

慎重に審議した結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第133号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

この条例は菊池ふるさと水源交流館の管理を、NPO法人「きらり水源村」の指定にするものであります。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決するものと決しました。

以上が、総務委員会に付託されました議案の審査過程と結果でございます。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申しまして、総務常任委員長のご報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） おはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

今定例議会において当委員会に付託された議案は、条例2件、補正予算3件、議決案件11件、請願2件の計18案件でございます。2日間にわたり慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第117号菊池市教育委員会外部評価委員会条例の制定については、委員から「必要性は認められるものの、ややもすれば教育委員会の二重構造も招きかねないという恐れもあるので、この評価委員会の経緯を見ながら本市全体の外部評価制度が確立した時点で見直しをすべき」ということで、修正案が出されました。修正案はお手元に配付されておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。修正案は第8条を9条とし、第7条の次にその他の項目を設け、第8条として、「この条例は本市の外部評価制度が確立した時点において見直すものとする」という条文を加えるものです。修正案は委員会に諮られ可決されました。な

お、修正部分を除く原案についても可決するものと決しました。

次に、議案第123号平成20年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘整備等基金条例の廃止については、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第124号平成20年度菊池市一般会計補正予算の付託分について、主なものを報告いたします。

款9教育費、項6保健体育費、目2体育施設費、節15工事請負費の2億5,000万円の補正は、菊池市総合体育館の空調施設整備にかかる経費です。工事内容として、メインアリーナの空調設備費に1億9,000万円。これは9月補正予算のときに、メインアリーナ、サブアリーナ、玄関エントランスと3カ所が予定されていましたが、今回はメインアリーナのみということでした。また、トップライト改修費に4,800万円。これはメインアリーナ、サブアリーナ両方のトップライトのガラスをアルミパネルに替え、断熱材を張り、さらに断熱塗料を塗装するというもので、本体育館の館内温度の上昇は、トップライトが最も大きな原因であるとの専門家の指摘もあり、トップライトをふさげば温度を5度～6度下げられるという説明でした。壁面のサッシの改修費に1,200万円。これはメインアリーナに12カ所、サブアリーナに6カ所を、サッシを開閉式にすることにより雨天時でも空気の入替えを促し、館内温度を下げることにより市民の利用を増やしたいということでした。委員からは「規模の根拠があいまいだ」という指摘があり、また、「工事の規模が縮小されたにせよ、これだけ大きな予算は当初で組むべきであった」との強い意見も出されました。

これに対して教育長から、補正予算での上程理由として、総合体育館の温度調節ができないために、一昨年、昨年と続けて大規模の競技会を誘致できなかったこと。来年6月以降も類似の競技会が数回予定されているが、現状ではその候補地にも選ばれないこと。このままでは本市のスポーツの振興に支障を来すこと等が繰り返し説明され、また、観光面からも経済効果ができることなどを考慮して、早急な改修をお願いしたいとの考えが示されました。

当委員会は、9月議会に上程された当該空調施設整備費3億4,000万円については、再度検討を要するとして減額修正した経緯があります。そうした中で、当委員会の意見と世論に配慮した見直し案が出されてきたものであり、その経過を踏まえ当該総合体育館の果たすべき役割に照らし、市民の要望に応えるべく迅速な対応をするよう意見をつけて、原案どおり可決することと決しました。

また、債務負担行為については、「算出の根拠が明確に示されていない」、「施設ごとに様式や項目が違うために比較ができない」、「見積もりの単価についても統一されていない」などの意見が出され、厳しい指摘がされました。これについて

執行部から直ちに各課連携した見直しを行い、次からはそれらを改善した書類を作成すると答弁を受け、委員会として、債務負担行為全般について厳しい指摘・意見を付し、原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第133号から議案第143号並びに議案第154号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは11施設の指定管理者の再指定についてでございます。

今回の指定は初回の指定に次ぐもので、それぞれ指定期限が3年から5年とされています。委員から「年数の根拠は」との質問が出され、執行部からはNPOと子どもの保護者や地区の方々のかかわりもあり地域密着型を考慮して年数を設定したということでありましたが、委員から「指定管理の年数についても明確な根拠が出せるように」との意見が出されました。また、「指定管理基準に合致しない組織もあるのではないか」との指摘があり、はじめに指定管理ありの方針ではなく全体的な見直しを含めた再検討が求められました。これに対して執行部から、「今後、全体の精査を行い、整合性を図っていく」との答えがありました。

これを受け、議案第133号から議案第143号並びに議案第154号は原案どおり可決するものと決しました。

次に、請願第6号最低年金保障制度の実現を求める請願についてでございますが、これについては紹介議員に出席を求め説明を受けました。

委員から反対討論があり、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

次に、請願第7号小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設することを求める請願についてですが、これについても紹介議員に出席を求め説明を受けました。

委員から反対討論、賛成討論それぞれがあり、採決の結果、賛成多数で原案どおり採択するものと決しました。

次に第3回定例会より継続審査でありました、請願第5号菊池氏館跡の調査及び保存活用に関する請願は、現時点では県の調査結果が公表されておらず審査ができないため、その間継続審査とすることと決しました。

以上が文教厚生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果でございます。議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願いをいたしまして、委員長報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

○経済常任委員長（本田憲一君） おはようございます。経済委員会より審議の過程について報告いたします。

経済委員会に付託されました案件は、予算案1件、議決案件10件の合計11件でした。

はじめに、議案124号平成20年度菊池市一般会計補正予算の中で主なものを申し上げます。

農林水産業費の農業生産対策補助事業補助金七城メロンドーム平成11年に導入した、メロンの光センサーにより選果選別する機械が不具合によりラインストップの支障が出てきたため、既存の光センサーより高度な処理能力の光センサーを導入する費用7,770万円のうち3,700万円の国庫補助金であります。委員より、「事業主体負担が4,070万円となっているが、昨今の経済状況、農業の危機的な状況を理解して市単独で補助し、事業者の負担軽減を考えてもらいたい」という意見がありました。また、「既存の光センサーについては、旧七城町ときは行政財産として導入して事業者に対し委託料を払い使用料を徴収していた経緯があるため、いろんな角度から検討の必要があるのではないか」という意見が出ました。

次に、商工費の出資金3,000万円は四季の里旭志への出資金であります。四季の里旭志は、原油高騰による燃料費の増大やマイカー客の減少により売上が落ちたため、新たな3,000万円の追加出資であります。委員より、「前回4月に出資した際、経済常任委員会4つの申し出があったが、そのほとんどが実現に至っておらず、今回の増資に対して具体的な売上高の目標も明確されていない。経営が危機的な第三セクターへの出資は違法ではないか」という意見がありました。また、「出資率が、当初、市51対民間49が、4月の増資で62対38という比率になっており、今回合わせれば70対30となる。このように市の出資比率だけが上がることは、民間出資者の四季の里への経営意識の低下を招き、市に対する依存が増す原因となり、出資比率の維持は必要」との意見がありました。さらに、「外部の経営検討委員会を設置するとのことであるが、執行部は早急に委員会の設置を行い、3月までに明確な経営計画を示さなければ前回の出資金と同じことになるので、今回の出資金の執行にあたっては慎重に行うように」という強い要望がありました。

しかし、「四季の里旭志が旭志地区住民の憩いの場所になっている、施設を維持するため少しでも利用者の増につながるような施策の検討を出資者全員で協議され、四季の里が菊池市民から愛される施設になるよう関係者の頑張りを期待する」との意見がありました。

反対、賛成それぞれの討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第144号から議案第153号までは公の施設の指定管理者についてですが、委員より菊池市水迫「里山の家」だけが10年の指定期間になっているとの質疑に対し、執行部より「指定しようとする団体は営利が目的ではなく、本施設を拠点に地域振興を目的としており、そういった地域密着型の団体については10年という期間の設定を行った」という答弁がありました。

採決の結果、全会一致で可決いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同賜りますようお願い申し上げます。経済常任委員長の報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

○建設常任委員長（隈部忠宗君） おはようございます。委員長のご報告をいたします。

建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。本委員会に付託されました案件は、条例案件1件、補正予算案件7件であります。

まず、議案第122号菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、菊池ふれあい清流公園の供用開始に伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第124号平成20年度菊池市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

その主な内容は、（目）道路橋梁新設改良費は、事業費の中で組替え補正で委託料197万9,000円は泗水中央線柏木護線の測量設計委託料、工事請負費168万6,000円は泗水中央線柏木護線の工事請負費、公有財産購入費は泗水中央線妻越泗水線の面積確定による公有財産費です。（目）道路橋りょう維持費、（節）原材料費は集落からの要望による生コン原材料、グレーチングの盗難によるものです。次に、（目）河川維持費の700万円の減額補正ですが、大久保川の河川道路ののり面工のアンカーボルト不要の減額です。（目）単独災害復旧費、（節）工事請負費50万円は小木地区の市道原小楠野線の災害復旧費です。次に、（目）道路事業費委託料766万円の減額補正は切明けポケットパーク土地鑑定委託料の入札残15万9,000円、横町ポケットパーク不動産登記委託料入札残20万円、中央通りポケットパークの位置の未確定による残、回遊道路測量設計入札残567万6,000円です。まちなか居住支援制度策定業務委託料18万3,000円。都市再生整備計画作成委託料101万5,000円。いやしの里促進整備計画作成委託料42万7,000円は入札残です。工事請負費は、3,066万8,000円は街路事業の隈府中央線、西正菊校線を追加し、組替え工事を行うも

のです。次に、(目) 公園費、(節) 工事請負費 9 万 2,000 円は菊池ふれあい清流公園の植栽、負担金補助及び交付金 1 万 3,000 円はふれあい清流公園の水道加入負担金です。次に、(目) 住宅建設費の委託料 2 万 6,200 円の減額は北園団地、福本団地実施設計委託料の入札残に伴う減額です。工事請負費 3 万 4,400 円は葉山・北園団地の実施設計で増額が生じたためです。委員より、「ポケットパークの設計にあたっては、コンペ方式等で地元の意見や地元設計業者の意見を十分聞いてほしい」という意見が出されました。まちづくりワークショップを立ち上げ、地元区長、関係委員、設計業者、大学生、大学の先生からなるチームをつくり助言をいただいているということでした。

次に、議案第 126 号平成 20 年度菊池市簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号については、(目) 事業費、(節) 需用費 7 万 2,700 円は、花房旭志簡易水道の光熱費の増、水源迫間の簡易水道の 20 ヶ所、旭志の簡易水道 30 ヶ所の修繕料が主なものです。

次に、議案第 127 号平成 20 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号で主なものは、(目) 事業費、(節) 委託料 4,660 万円の減額は実施設計委託料の入札残、工事請負費 280 万円の減額は工事請負の入札残です。(節) 負担金補助及び交付金 20 万円は環境整備工事に伴う水道管移設負担金です。(目) 維持管理費、(節) 需用費 1 万 9,800 円の増はポンプ場 15 ヶ所の電氣量アップによるもの、(節) 委託料浄水センター運転業務委託料 1 万 2,700 円の減額は入札残によるものです。委員より、「債務負担行為の浄水センター業務委託について、合併後 4 年を迎えるが、合併前のそれぞれの市町村の協定書、(旧菊池市昭和 60 年)、合意書 (七城平成 5 年)、合意書 (旭志平成 5 年)、覚書 (泗水平成 13 年) とばらばらである。早く統一する必要があるのではないか」との意見がありました。平成 21 年度から特別会計も財政健全化法に組み込まれるので見直すよう要望をいたしました。

次に、議案第 128 号平成 20 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号について主なものは、(目) 維持管理費、(節) 需用費 5 万 1,600 円の減額は七城処理場の修繕料、(節) 負担金補助及び交付金 1 万 9,500 円は特環分の電算システム負担金が主なものです。

次に、議案第 129 号平成 20 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算第 2 号の主なものは、(目) 維持管理費、(節) 委託料 1 万 2,300 円は鳳来第一処理場、穴川第一処理場の施設清掃業務委託料です。委員から、「平成 12 年設置で 8 年目に初めて完全な汚泥の引き抜きをやっているが、毎回毎回汚泥を引き抜き水洗いをしないか」という質問に対し、菌を残すため完全に汚泥の引

き抜きはやっていないということでした。業者によって、接触バッキ槽と沈澱槽の清掃の方法が適量くみ取りと全量くみ取り、個人型においても清掃料金が異なるので管理体制に問題があるのではないかと、専門科の話を聞き正常な管理体制を取るよう要望をいたしました。

次に、議案第130号平成20年菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算第3号の主なものは、(目)維持管理費、(節)需用費525万円の補正は七城北部浄化センターのスパロータ4基分の修繕料、(節)負担金補助金及び交付金42万3,000円は泗水分の電算システム負担金が主なものです。

次に、議案第132号平成20年度菊池市水道事業会計補正予算第1号の主なものは、4月の人事異動に伴う職員給与の減額340万円が主なものです。

以上、慎重審議しました結果、建設常任委員会に付託されましたすべての議案に対し、委員一致で異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます、建設常任委員長報告を終わります。

○議長(北田 彰君) 以上で、委員長報告終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。
樋口正博君。

[登壇]

○5番(樋口正博君) 経済委員長にお伺いをいたします。

本来であれば、ちょっとこの案件に関しては執行部に聞かなければならないのかもしれませんが、質疑が事前通告になっておりますのでちょっとできないものですから、議案の124号平成20年度菊池市一般会計補正予算第7号についてであります。歳出の64、65ページなんです、補正の財源で国庫支出金2,567万7,000円がここに入っております。これは歳入でいうと39ページの地域活性化緊急安心実現総合対策交付金のところで「一会(いちえ)」に充当されるということで、初日に総務部長がおっしゃったのですが、この歳出の項目を見ると財源組みかえがちょっと私には非常にわかりにくくて、加えて11月の臨時議会では地域通貨実行委員会補助金として1,351万8,000円が計上されております。今回の2,567万7,000円を充当したとしても、その差額の1,215万9,000円の使途用途が非常にちょっとわかりにくいものですから、そのような点について委員会において、説明もしくは委員会の議論があったかどうかをお聞きいたします。

○議長(北田 彰君) 経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

○経済常任委員長（本田憲一君） 樋口議員にお答えいたします。

一会については、うちの委員会では一会の完売が1週間程度で終わりましたので、追加して早く、年内に希望者が一番多いということで、年内にどうしても出せないものですかという意見がありました。その中で、執行部のほうからは一会券ですか、あれの印刷が間に合わないということで、内部で一応検討はするということになっております。その財源の内訳については、執行部のほうからもありませんでした。

今、樋口議員から言われましたように、歳入のほうはこういう形で地域活性化緊急安心実現総合対策交付金ということで入っておりますが、こっちの説明はありませんでした。

以上です。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） すみません、委員長、ありがとうございました。

説明はなかったということで、これからちょっと質疑はやりにくいのですが、まあ執行部がなさることですから、間違いはないんでしょうけど、非常にちょっとわかりにくくなっているものですから、今後そのような場合はちゃんと委員会にも説明をしていただくようお願いして終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井 正次君） それでは、経済委員長に質問いたします。

64ページ、款6商工費、項1商工費、目4の観光費でございます。節投資及び出資金、四季の里旭志出資金3,000万円でございます。この件につきましては、本年度の第1回の定例会で、私、経済委員長をやっておりましたけれども、激論に次ぐ激論をやったわけです。その中で頑張ってくださいということで3,000万円出資いたしました。今度も大変だったと思いますけれども、来年度からは連結決算となると、そしてまた、一般会計からはなかなか第三セクターに出せないような状況になる中で質問いたします。

まず、これはもう当然、論議されたと思いますけれども、第1回の定例会の中で委員会として、条件的に5つの申し入れをいたしました。そのような5つの条件につきましてどのように審議されたのか、わかる範囲で結構でございます。

それから、当初予算で3,000万円、そしてまた今度の補正で3,000万円、本年度は合わせれば6,000万円の出資であります。また、来年度以降こういう形で出資といいますか、運転資金でございますけれども、それが出てくることは

ないのか否か、審議されたのか、質問いたします。

今申しましたとおり、今年度は6,000万円を出資しました。3,000万円といたしましても10年たてば3億円から4億円になるわけでございます。10年先を見据えて、今後10年間合計すればどうなるか、10年を見越して審議されたのか質問いたします。

10年先を考えて、これ私はでございますけれども、私は、前に進むか、後退するしかない。現状のままでいけば、このままずるといきたいと思います。その中で前に進むということは、積極的に辺地債、まあ8割補助でございますけれども、辺地債などを利用して宿泊施設、またパークゴルフ場、そしてまた、皆さん言っておられるジギスカン等を積極的に取り入れながらやるという方法、これを審議されたのか。そしてまた、後退でございますけれども、担当直入閉鎖でございます。どうでもいけないときは、閉鎖のこともしっかり考えられたのか。また、閉鎖したときに出資者に対するの対処でございますけれども、そういうことを審議されたのか、以上、4、5点でございますけれども、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

○経済常任委員長（本田憲一君） まず、坂井議員にお答えします。

まず、私は先ほどの委員長報告に対して、前回4月に投資した際、前回の経済委員会では5つではなくて4つの申し入れを行っておられます。それが坂井議員は5つと言われましたが、4つの申し入れでございました。まず1つ目が、委員会に毎月状況報告を行うこと、2つ目に提出された経営改善計画書について見直し、熟度を高め、再度報告すること、3つ目に第三セクターとの連携強化を積極的に行っていくこと、4つ目に国道325号線沿いに看板を設置するという事で4つの申し入れが、前の委員会からこの3,000万円の投資のときにされております。全部の申し入れについて、委員会でいろいろな角度から協議しました。

この4つの申し入れは、数字的にはなかなか赤字が続いて悪くなっておりますが、全部それはやっておられます。今、坂井議員が言われましたが、委員長報告にも書いておりますように、今度の3,000万円の範囲の中で何がしかできる事業があるならそれを行っていただき、少しでも年間の赤字が解消していくならば、また今後の四季の里の明るい方向につながっていくのではなかろうかということで、いろんな協議をいたしました。

議員から後退するという事を言われましたですけど、後退する、そういう審議はしておりません。

それから、出資者に対してどういう対処をするかと言われましたですが、投資

者に対しても今後一緒に協議してもらい、四季の里の今後の運営に配慮してもらいますよう、委員長報告にも言うておりましたが、そういう形でやっております。以上です。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 大体わかりましたけれども、5つ目というのは、最後に委員より、今後2年間におきまして経営を改善できない場合、閉鎖する考えはないかというのが5つ目でした。しかし、そういうことは審議されていないということです。よりよい再建を願っております。

終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。中山繁雄君

[登壇]

○7番（中山繁雄君） 経済委員長にご質問します。

124号平成20年度菊池市一般会計補正予算の負担金補助及び交付金で、農業振興費の七城メロンドーム農業生産総合対策事業補助金について質問いたします。

補助金が出た残につきましては、メロンドームの負担となっておりますが、今までは、メロンドームとしては使用料としてとっておったと聞いておりますが、今後、第三セクターが指定管理者になりつつありますが、そのときの機械の取り扱いについての協議はあったかどうか質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

○経済常任委員長（本田憲一君） 委員長報告にも書いておりますが、三セクに委託する場合、今度5年間という指定管理がなされております。そういう形でこの機械が、耐用年数が8年ということでありますので、その指定管理者の期間と違うからということではいろんな角度から協議がありました。委員長報告にしておりますように、もともとの七城町自体は、そういう形で行政財産ということではとっておりましたので、よかったらそういう形でとっていくのが一番いいのではないかとということでありましたので、今後、そういう角度からいろんな方法で検討していただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○7番（中山繁雄君） 今後、やっぱり指定管理者制度になった場合、いろんな第三セクターを、民間委託など考えられておられる場合はこういう事例がたくさん出てくると思いますので、これからも研究方をよろしく願いして、終わりたいと思

います。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告で、請願第5号及び議案第116号は継続審査です。

これから、継続審査案件及び議案第117号、議案第120号、請願第6号を除き、議案第118号から議案第119号まで、及び議案第121号から議案第154号まで、並びに請願第7号を含め討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 議案第124号平成20年度菊池市一般会計補正予算について反対討論を行います。

その中心は、第三セクター四季の里への3,000万円の出資金の問題です。本来ならば、継続あるいは修正が妥当だと思いますが、委員会ではありませんでしたので、反対討論とし、以下その理由について述べます。

1点目に法的問題です。委員会審議の中で、破綻が見込まれる第三セクターへの出資は違法ではないか、質問をしましたが、調査中であるとの答弁でした。執行部は、調査の結果が明らかにならない中で議員に判断しろというのでしょうか。私は、法的問題がクリアされない限り進むことはできないと考えます。

2点目に試算の問題です。今回出されている3,000万円は、年度末に運転資金が550万円不足する、この試算の上にはじき出された出資額です。委員会審議では、その計算が誤りであったこと、資金不足の時期はまだ先のことであること、現預金残高や冬の売上向上を見ると、資金繰りには一定の余裕が生まれていることも明らかになりました。前提である試算の間違いがはっきりしながら3,000万円出資するのは、妥当ではありません。

3点目に今後の問題です。委員会では、役員、地元の議論が不十分であることも指摘されています。これからどういう努力をするのか、どういう努力が可能なのか。さらには、今後再建に向かうのか、あるいは破綻処理の道を進むのか、議論はこれからであり、方向性の見えない事業に出資することは妥当ではないと考えます。

よって、以上の理由から、今回12月議会で補正予算に計上するのは認められません。現状は賛成、反対の判断を下せる状況にないと考えています。資金繰りに余裕のある今の時期に、役員、地元の議論もしっかり行った上で、法的問題、経営計画など、問題を解決した上で再度議論すべきであることを強調して、討論を

終わります。

○議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成の方、発言を許します。ありませんか。
ほかに討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより、議案第118号から議案第119号まで、及び議案第121号から議案第154号まで、並びに請願第7号について採決します。

ただいま討論がありました、議案第124号を除き一括採決します。

お諮りします。

議案第118号、議案第119号、議案第121号、議案第122号、議案第123号、議案第125号、議案第126号、議案第127号、議案第128号、議案第129号、議案第130号、議案第131号、議案第132号、議案第133号、議案第134号、議案第135号、議案第136号、議案第137号、議案第138号、議案第139号、議案第140号、議案第141号、議案第142号、議案第143号、議案第144号、議案第145号、議案第146号、議案第147号、議案第148号、議案第149号、議案第150号、議案第151号、議案第152号、議案第153号、議案第154号、請願7号、以上36案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決です。

各常任委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって以上の36案件については、各常任委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案124号について、起立により採決します。

議案第124号について委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第124号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号について討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

議案第117号の委員長の報告は修正です。委員会修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は、起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について、起立によって採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を願います

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第120号について討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。議案第120号の委員長報告は修正です。委員会修正案について、起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について、起立によって採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を願います

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第6号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成の発言を許します。東裕人君。

[登壇]

○1番(東 裕人君) 請願第6号最低保障年金制度の実現を求める請願について賛成討論を行います。

すべての国民に安心できる老後を保障することは生存権保障にかかわる問題であり、全額国庫負担による最低保障年金制度は早急に実現すべきであると考えますので、賛成をします。

○議長(北田 彰君) 次に、原案に反対の発言を許します。

樋口正博君。

[登壇]

○5番(樋口正博君) 反対の討論をさせていただきます。

東議員、おっしゃったように最低年金というところで、菊池市の場合で大体月額6万6,000円。生活保護は11万9,000円とこのような格差があることはあまりよろしいことではないと思います。しかしながら、この請願については、財源を消費税に求めない。形的にはいいんですが、肝心の予算の部分については安定した財源というところの部分で、非常に、私は逃げているところが感じられると思います。

そのような理由で、請願について反対をさせていただきます。

○議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより、請願第6号を採決します。

請願第6号については、常任委員長の報告は不採択です。したがって、可を諮る原則により、原案について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。

請願第6号は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立少数です。したがって請願第6号は、不採択とすることに決定しました。



日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（北田 彰君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 議案第116号 菊池遺産認定条例の制定について
- 2 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 請願第5号 菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願書
- 2 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの所管事務調査事項について、議席に配布の閉会中の「継続審査・調査申出一覧表」のとおり申し出が
あっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し
出のとおり閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任
委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査するこ
とに決定しました。

○
追加日程第1 議案第156号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制

定について上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、議案第156号についてを議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま、上程いただきました議案についてご説明申し上げます。

議案第156号菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今回、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が今月5日に公布されましたため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正の内容につきましては、新しく創設されました産科医療保障制度の財源として、出産育児一時金に保険料相当額の3万円を上限として加算するものです。

この産科医療保障制度につきましては、分娩に係る医療事故により、脳性麻痺となった子ども及びその家族の経済的負担を速やかに保障するとともに、事故原因の分析を行うことにより、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的として創設されたものです。産科医療機関は、運営組織が契約者となる損害保険に加入し、通常の妊娠、分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった方に補償金を支払う仕組みとなっています。

追加議案書の3ページをお願いいたします。改正の内容は、第7条にただし書きを追加するもので、第7条本文に規定しています出産育児一時金35万円に加えて、必要があると認めるときは3万円を上限として加算するものでございます。附則で、平成21年1月1日から施行し、同日以後の出産について適用するとしています。

議員各位におかれましては、議案につきまして慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第156号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決します。

お諮りします。

議案第156号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第156号は原案のとおり可決されました。



追加日程第2 意見書案第8号 乳幼児医療費助成の充実を求める意見書について上
程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第2、意見書案第8号、乳幼児医療費助成の充実を求める意見書について議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

議員、樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） 読み上げさせていただきます。提案理由とさせていただきますと思います。

意見書案第8号乳幼児医療費助成の充実を求める意見書。上記の意見書は、別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条の規定により提出します。菊池市議会議長北田彰様。提出者、菊池市議会議員樋口正博。賛成者、菊池市議会議員枡原茂樹、森清孝。

提案の理由です。乳幼児助成制度は全国で実施されているものの、居住されている地域によって制度の内容が異なることで格差が生じており、未来を担う子どもたちのためにも地域によって受けるサービスが異なることなく、国の制度による乳幼児の医療費無料化を要望するためであります。

なお、この案件につきましては、平成20年5月28日全国市議会議長会第84回定期総会において、関東部局より提出をされ、可決をされております。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

意見書案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付

託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

以上を持って本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成20年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。



閉会 午前11時 9分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 北 田 彰

菊池市議会議員 東 裕 人

菊池市議会議員 泉 田 栄一朗

平成20年第4回定例会付議事件一覧および審議結果表

(12月9日・12月22日議決)

議案番号	議案名	結果
議案第99号	平成19年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第100号	平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第101号	平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第102号	平成19年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第103号	平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第104号	平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第105号	平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第106号	平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第107号	平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第108号	平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第109号	平成19年度菊池市水道事業会計決算の認定について	原案認定
議案第116号	菊池遺産認定条例の制定について	継続審査
議案第117号	菊池市教育委員会外部評価委員会条例の制定について	修正可決
議案第118号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第119号	菊池市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第120号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決

議案第 121 号	菊池市振興基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 122 号	菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 123 号	菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘整備等基金条例の廃止について	原案可決
議案第 124 号	平成 20 年度菊池市一般会計補正予算(第 7 号)	原案可決
議案第 125 号	平成 20 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)	原案可決
議案第 126 号	平成 20 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第 3 号)	原案可決
議案第 127 号	平成 20 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)	原案可決
議案第 128 号	平成 20 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)	原案可決
議案第 129 号	平成 20 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第 2 号)	原案可決
議案第 130 号	平成 20 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)	原案可決
議案第 131 号	平成 20 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第 1 号)	原案可決
議案第 132 号	平成 20 年度菊池市水道事業会計補正予算(第 1 号)	原案可決
議案第 133 号	公の施設の指定管理者の指定について (きくちふるさと水源交流館)	原案可決
議案第 134 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ)	原案可決
議案第 135 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ)	原案可決
議案第 136 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城放課後児童健全育成クラブ)	原案可決
議案第 137 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池ふれあいセンター)	原案可決

議案第 138 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水地域福祉センター)	原案可決
議案第 139 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあいプラザ)	原案可決
議案第 140 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城高齢者能力活用センター)	原案可決
議案第 141 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池老人福祉センター)	原案可決
議案第 142 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城老人福祉センター)	原案可決
議案第 143 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志老人憩いの家 (太陽の家))	原案可決
議案第 144 号	公の施設の指定管理者の指定について (きくち観光物産館)	原案可決
議案第 145 号	公の施設の指定管理者の指定について (旭志ふれあいセンターほたるの里)	原案可決
議案第 146 号	公の施設の指定管理者の指定について (七城町特産品センター)	原案可決
議案第 147 号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町特産物センター)	原案可決
議案第 148 号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町第二特産物センター)	原案可決
議案第 149 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあい交流館)	原案可決
議案第 150 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市水迫里山の家)	原案可決
議案第 151 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市ふるさと創生市民広場)	原案可決
議案第 152 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市リバーサイドパーク)	原案可決
議案第 153 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市有朋の里泗水孔子公園)	原案可決

議案第 154 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市隈府一番地複合施設)	原案可決
議案第 155 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	適任
議案第 156 号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議 員 提 出 議 案		
議員提出議案 第 2 号	菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
意 見 書 案		
意見書案 8 号	乳幼児医療費助成の充実を求める意見書	原案可決
報 告		
報告第 17 号	専決処分の報告について	原案報告
報告第 18 号	専決処分の報告について	原案報告
報告第 19 号	専決処分の報告について	原案報告
請 願		
請願第 6 号	最低保障年金制度の実現を求める請願	不採択
請願第 7 号	小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設することを求める請願	採択

菊池市議会会議録

平成20年第1回11月臨時会

平成20年第4回12月定例会

発行年月◎平成21年2月

発行人◎菊池市議会議長 北田 彰

編集人◎菊池市議会事務局長 岩木 精四郎

作成◎株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

菊池市議会事務局

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888

電話：(0968) 25-2325

